企業価値担保権信託契約等の書式例に関する勉強会

議事概要及び書式例

「企業価値担保権信託契約等の書式例に関する勉強会」委員等名簿

座　　長	神田　秀樹	東京大学名誉教授
委　　員	赤堀　昌利	横浜銀行　執行役員　リスク管理部担当
	粟田口太郎	アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
	池永慎一郎	三菱ＵＦＪ銀行　執行役員　融資企画部長
	井上　　聡	長島・大野・常松法律事務所弁護士
	菅野　浩之	全国信用金庫協会　常務理事
	木本　博介	三菱ＵＦＪ信託銀行　取締役　常務執行役員 （信託協会　一般委員長） （代理：三菱ＵＦＪ信託銀行　資産金融部　証券化マイスター　高橋　慶治）
	倉林　　陽	ＤＮＸ　Ｖｅｎｔｕｒｅｓ　日本代表
	小島　和明	日本商工会議所　産業政策第一部副部長
	齋藤　　崇	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業弁護士
	佐藤　正謙	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業弁護士
	田中　浩彦	愛媛銀行　執行役員　審査第一部　部長 （代理：愛媛銀行　審査第一部　次長　松花　宏明）
	堀内　秀晃	株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン代表取締役社長
	安井　暢高	株式会社メルカリ　政策企画マネージャー（日本経済団体連合会スタートアップ委員会スタートアップ政策タスクフォース委員）
	吉澤　　守	全国信用組合中央協会　専務理事
幹　　事	飯島　隆博	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業弁護士
	大野　一行	長島・大野・常松法律事務所弁護士
専門委員	大川　友宏	長島・大野・常松法律事務所弁護士
	倉持　喜史	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業弁護士
	子安　智博	長島・大野・常松法律事務所弁護士
	末廣　裕亮	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業弁護士
	髙倉　佑介	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業弁護士
	三上　二郎	長島・大野・常松法律事務所弁護士

（敬称略・五十音順）

オブザーバー	日本経済団体連合会	日本商工会議所	全国銀行協会
	全国地方銀行協会	第二地方銀行協会	全国信用金庫協会
	全国信用組合中央協会	信託協会	日本ローン債権市場協会
	法務省	経済産業省	中小企業庁

協　　力	粕谷　宇史	ベーカー&マッケンジー法律事務所弁護士
	北村辰一郎	ベーカー&マッケンジー法律事務所弁護士
	小林　正佳	ベーカー&マッケンジー法律事務所弁護士
	菅野　百合	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業弁護士
	田村　将人	アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
	仁瓶善太郎	アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
	水井　　大	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業弁護士
	宮澤　　哲	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業弁護士
	山本　和彦	中央大学法務研究科教授

（敬称略・五十音順）

目次

はじめに・・４
１．議事概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
２．信託契約の書式例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
（１）書式例（パターン１）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
（２）書式例（パターン２）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72
（３）書式例（パターン３）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
（４）解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94
３．貸付特約の書式例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 219
（１）基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 220
（２）書式例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 239
（３）解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 253

はじめに

2022年６月７日、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」が閣議決定され、事業性融資への本格的かつ大胆な転換に向けて、事業全体に対する担保制度が、他の資金調達に係る施策とともに「関連法案を早期に国会に提出することを目指す」とされた（同年11月28日の第13回「新しい資本主義実現会議」において決定された「スタートアップ育成５か年計画」においても、同様の内容が明記された）。

これを受け、同年９月30日の金融審議会総会において「スタートアップや事業承継・再生企業等への円滑な資金供給を促す観点から、事業性に着目した融資実務のあり方も視野に入れつつ、事業全体を担保に金融機関から成長資金等を調達できる制度について検討を行うこと」が諮問され、金融審議会に「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」が設置された。その後、計７回にわたる会合を経て、翌年２月10日、報告が行われた。

当該報告においては、事業全体に対する担保権の設定を信託によることとするとともに、信託契約等の書式例が示されることの重要性が指摘された。また、その後、事業性融資の推進等に関する法律の成立後、施行に向けた準備が進められる中、2025年６月13日、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」においても、同様の方針が閣議決定された。

（参考１）金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」報告（2023年２月10日公表）（抜粋）

「制度や信託のモデル契約等の工夫を通じて、信託会社が、不必要なコストをかけずに、その事務を適切に遂行できるよう、信託事務の内容を可能な限り明確化・定型化することで、使いやすい制度とすることが望ましいと考えられる。」（11-12頁）

「事業成長担保権の設定は信託契約によることとされているところ、信託は一般的に馴染みのないものである点に鑑みると、当該信託契約や受託会社としての態勢整備の標準的なあり方についても、関係者の多様な創意工夫を妨げないよう留意しつつ、周知・広報していくことが重要と考えられる。」（37頁）

（参考２）「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（2025年６月13日閣議決定）

３．中小企業等の成長に資する金融サービスの充実と多様な資産運用商品の提供

③企業価値担保権付き融資の活用促進

企業価値担保権付き融資の制度が来年創設されることを踏まえ、プライベートクレジットの促進に向けて、具体的な契約のひな形の統一など様々な実務上の課題を整理することで、企業価値担保権付き融資の活用を後押しし、ベンチャーデットやレバレッジドローンなどの成長融資の活性化・市場化を目指す。

こうした長年の議論の背景を踏まえ、2026年１月９日、「企業価値担保権信託契約等の書式例に関する勉強会」が開催され、書式例や今後の実務について、実務家を中心として、議論が交わされた。

本文書は、その際の議事概要と書式例をまとめたものである。

書式例のうち、信託契約は、事業性融資の推進等に関する法律の規定により企業価値担保権の設定のために必要な記載事項等が定められ、また、貸付特約は、債務者の事業のモニタリングに関する規定等が定められている(注)。

（注）信託契約の書式例は、３つのパターンが用意されており、パターン２・３では、推進法上、企業価値担保権信託契約において定める必要があるとされている事項を最低限網羅するコンパクトな書式例として作成されている。

なお、書式例の内容はあくまで例示に留まり、当事者間で合意すべき事項は、借入人・委託者の財務状況、規模、事業内容（業種、業態等）、グループ構成や融資の規模その他の事情を踏まえて、個別事案ごとに検討する必要がある点に留意が必要である。

また、国内の金融市場の変動のみならず、海外のローン市場におけるトレンドの変化など様々な環境変化の影響を受ける可能性があることから、書式例で紹介される条項については、固定的に捉えるべきではなく、不断の検証が必要である。

１．議事概要

【神田座長】

「事業性融資の推進等に関する法律」に基づく企業価値担保権は、近年の日本の経済と金融の変化に対応するものであり、近年の金融庁の施策とも整合するもの。私自身、1990年代にアメリカで公表した論文でも、こうした制度の合理性を説いていたが、それが今の日本に適合し、実現されるということは、感慨深い。

この勉強会は、企業価値担保権が実務で活用されるために、不可欠といっていい、契約の書式例などについて御議論いただく大変意義のある場。私は、企業価値担保権が成功するためには、複数レンダーが登場する場面において、諸外国のように、債権者間で合意・連携できることが非常に重要であると考えているが、本日の議論は、そうした実務を日本において形成していくための重要な土台とも考えている。

足元の日本経済に生じつつある好ましい動きを加速させ、自律的・持続的な成長軌道に本格的に回帰させていくためには、企業や家計の前向きな動きを後押しするリスクマネーの循環を活性化させていくことが必要。

企業価値担保権は、中長期的にあるべき金融仲介を形成していくためにも不可欠な制度。本日の議論が、企業価値担保権の積極的な活用、そして企業の資金調達の円滑化につながり、もって日本経済の発展に寄与することを祈念している。

【赤堀委員】

地方銀行では大半が中小企業のお客様であるため、企業価値担保権信託契約書について、中小企業者にとっても極力分かりやすい簡易版の書式例・解説を御用意いただいたことはありがたい。

今後は、金融機関同士や金融庁・専門家との意見交換を踏まえながら、各金融機関において、契約書の作成や体制整備を進めていくことが必要である。

全国地方銀行協会の中でも会員銀行向けの勉強会を５回開催。そこでも、金融庁の皆様に御出席いただき、いろいろと御質問にお答えいただいている。改めて感謝をしたい。

本制度は、事業性融資を非常に後押ししていただく制度だと思うが、実際問題として、今後も実務を進めていく中で、様々な課題が出てくると思う。金融機関としては、まずは、それぞれの企業の事情や実情等に合ったコベナンツを盛り込んだ特約書を作っていくことが

重要。これまでも事業性評価はやっていたが、目利き力をさらに磨く必要があると認識。地方銀行としては、本制度を通じて、地域の企業、ひいては地域経済の発展に貢献してまいりたい。

【粟田口委員】

自分が従来関与してきたＡＢＬ（アセット・ベースト・レンディング）と呼ばれる取引で理想とされたのはリレーションシップ・バンキングであったが、今回、企業価値担保権、事業性融資推進法という形でＡＢＬが本来目指してきたものが真の形になった。きちんと法制が整備され、実務もこれから始まろうとしていることは大変喜ばしい。

他方、金融機関のなかには、まだ十分に理解が及んでいない方々もおられ、なぜ担保なのに信託が出てくるのかなどの疑問を耳にする。これは全資産担保が強くなりすぎないように信託が導入されたわけだが、信託ゆえの難しさをいかに取り除くかということが企業価値担保権の普及のうえでは非常に大きな課題。

例えば、信託契約書詳細版10.17条（信託契約の内容の説明等）は、この契約を結んだ際に借り手が説明を受けたことを確認するという条文であり、これはこれで後日の争いを防ぐ意味、また、実務を簡素化していくという意味では重要だが、説明する内容は法律上は複雑多岐にわたっており、こうした説明義務が、金融機関側にかなり重い負担となるのではないかとの印象がある。そのため、いかに借り手の実質的な理解を確保しつつ、金融機関に過度な負担にならないようにするかが一つのポイントではないかと考えている。当事者間に誤解のない分かりやすいフォーマットが整備されることが望ましい。

また、貸付特約書については、リレーションシップ・バンキングの観点から重要な意味をもつ。金融機関が借り手と伴走支援をし、事業が傾きそうな見込みが生じてきた場合には金融機関の側から助言できるよう、きっかけを与えるのが今回の企業価値担保権の役割の一つである。「基本的な考え方」にも記載されたとおり、コベナンツをはじめとする条項は、事案ごとに、きちんと濃淡や繁簡をつけて対処すべきものであることを金融機関がきちんと腹落ちし、実践する必要がある。ひな型に示されているのは、通常我々が一般に行っているストラクチャード・ファイナンスの世界ではよく見るコベナンツだが、小規模な案件ではあまり見慣れないため、これを独り歩きさせることなく、金融機関や借り手が抵抗感を感じないよう、事案又は経営状況・財務状況に応じてリレーションシップ・バンキングの観点からコベナンツの内容を修正すべきものであることの啓蒙が重要。今後の普及に向けては、借

り手の方々に、企業価値担保権を知ってもらうための一層のご説明が重要になる。

【池永委員】

制度導入に向けた検討が続く中、書式例解説書の整備、詳細の説明は金融機関が準備を進める上で大きな後押しになり、本格導入に向けて制度への理解が一段と深まった。

日本企業は今、人口減少や少子高齢化を背景に、人手不足、コスト上昇といった構造的な課題に直面しており、こうした環境下で企業が中長期的な競争力を維持・強化していくには、生産性向上に向けた設備投資やデジタル化、さらには事業承継など将来を見据えた投資が不可欠。金融機関は、こうした企業の挑戦に寄り添い、共に伴走する立場としてこれまで以上に事業性を重視した支援が求められている。その意味でも企業価値担保権という新しい枠組みは、今後の我が国の金融仲介の在り方を考える上で極めて重要な意義を持つと思っている。

海外に目を向けると、私も米州と欧州で審査の経験があるが、特に米国・英国では全資産担保制度が確立。企業は事業キャッシュフローを第一次の返済原資の中心に据えて融資判断を行うことが一般的で、キャッシュフローをファーストリペイメント、ソース・オブ・リペイメントと呼ぶような考え方がある。担保はあくまでも二次的な保全であり、キャッシュフローが十分でなければ担保があっても融資を行わないという考え方が定着。一方で日本は、一部の大企業を除き、長らく担保価値に依拠した融資慣行が見られたことは否定できない。今回の制度導入を機に、こうした融資慣行を事業価値・キャッシュフロー重視に進化させる契機になる。

企業価値担保については無形固定資産なども含まれる点も特徴である一方、不動産のように明確な市場価格が存在しないため、評価にばらつきが生じやすいという課題もある。当面の間は金融機関によって評価手法が異なり、自己査定における保全としての取扱いもすぐには確立しないと理解。中長期的には評価方法が洗練されて実際の担保処分による回収事例の蓄積により自己査定の反映も可能となっていくが、１つの金融機関に多くの処分事例が蓄積しないため、全国の金融機関の処分・回収データを金融庁や全銀協と連携して集約し、公認会計士協会とも連携して評価基準や実務上の目線を整理することは将来的な課題。

また、経営者保証に過度に依存しない融資の在り方の模索は、社会全体の要請として広がりつつあるが、企業価値担保が経営者保証と同等の規律づけ効果を発揮するかは案件によって異なるため、取引先の経営姿勢や財務規律、事業計画の確実性によっては、引き続き経

営者保証が必要となるケースもあるかもしれず、この点は、金融機関が実態に応じて柔軟に判断できるよう、裁量が適切に尊重されることも期待。

自行としても制度導入に向けた準備を着実に進めるとともに、金融庁及び関係各位の皆様と緊密に連携して、企業価値担保権が我が国の金融実務にしっかり根づくよう取り組んでいる。自社の話で恐縮だが、昨今20年ぶりの格付制度の改定を実施した。企業価値担保権と同様のコンセプトにて、お取引先の経営状況、事業力評価の深掘りを行い、事業の安定性や将来性などをより評価していく制度に変えた。当該格付制度の開始はまさに企業価値担保権の導入と軌を一としており、双方の制度・枠組みを通じ、金融機関として、お取引先に対する信用リスクの分析や伴走支援等の組織的な能力を引き上げ、ひいては事業性融資活用のさらなる拡大につなげられるものと考える。

【井上委員】

この事業性融資推進法は画期的な法律。しかし、企業価値担保権は、法律が出来たからすぐに使われる、というものではない。

制度利用のために２つ申し上げる。一つは、融資実務自体を事業性融資に合わせて高度化する必要がある。高度化しないと使われない。もう一つは、信託の仕組み、あるいは信託の仕組みの説明について、関係者の負担を軽くする必要がある。融資実務の高度化は、融資契約の特約書と信託契約書の各書式に加えて解説書の作成が土台であり、今回の議論は非常に大きな一歩。

今後の課題は実務への落とし込み。使いこなすためのスキルをいかに磨くか。金融機関の方々には、これをもってビジネスチャンスを広げるんだというような形で工夫とスキルアップに努めていただきたい。ただ、使う必要もないのに無理して使うべきものではなく、むしろ今まで貸せなかった企業に貸せる、あるいは今まで食い込み切れなかった企業に食い込むためのものとして、金融機関自身のプラスのためにお使いいただきたい。

併せて、当局は制度利用の無理強いを避け、金融機関に実績を焦らせることのないよう留意してほしい。融資実務の高度化が将来的に銀行の支店業務にまで広がるには相当時間がかかる上に、この担保融資自体、どの企業にもフィットするというわけではないため、この担保権はゆっくり大きく育てるという方針で臨んでいただきたい。

【菅野委員】

信用金庫業界では、お取引先との関係や金庫自身の体制整備などの課題もあるため、制度開始直後から全国各地の信用金庫がこの担保権を盛んに利活用するというのは難しいと思うが、少し時間をかけながら融資機会の拡大につなげる選択肢の一つとして有効活用していけるよう、業界全体として準備を進めてまいりたい。この場では大きく分けて２点ほど要望したい。

１つ目は、貸付特約書について。貸付特約書の書式例は、諾成契約型の貸付けが前提とされているが、信用金庫においては、現状、要物型の貸付契約がほとんど。要物契約を前提とした貸付契約書の書式例や、諾成契約を前提とした書式例から修正する場合の具体的な対応をお示しいただくことにより、個々の信用金庫にとって企業価値担保権の利活用に向けたハードルが大きく下がるものと考えている。

２つ目は信託契約書について。信用金庫は簡易版のレンダー１行版を利用するものと考えられるところ、書式例としては簡易版でも委託者による表明保証なども貸付特約書と併せて盛り込んでおいてもよいと思う。書式例はあくまで個々の当事者自身が事案に応じてよく考えてドキュメンテーションを完成させていくべき筋合いのものであることは重々承知しつつ、作業を進める中で、簡易版に必要な要素が実務に即した形で全て盛り込まれ、信用金庫などでもあまり手を入れずに使えるようなものになれば、また、その解説もあれば、大変ありがたい。

【高橋様（木本委員代理）】

約３年前の金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」第５回で、受託者実務の観点から重要と考えられる論点を３点挙げた。

まず１点目は、受益権の複層化に起因する受託者判断の困難性、２点目として、担保管理に関する受託者の善管注意義務の明確化、３点目として、受託者とレンダーの兼務。これらは、現時点における法制度の整備を前提に信託契約書式例案や解説書案を拝見すると、いずれも信託契約書式例案や解説書案で実務上対応可能な程度に整理及び明確化されている。

１点目の受益権の複層化に起因する受託者判断の困難性は、原則として、受託者事務を判断の伴わないものに限定することでこの困難性に直面しないように配慮されている。

２点目の担保管理等に関する受託者の善管注意義務の明確化は、受託者の善管注意義務に関する信託業法上の強行規定が及ばない、すなわち、信託法上の任意規定が適用できるように制度整備された上で、担保評価を含む担保管理等は原則としてレンダーが行うという

整理を信託契約書式例案や解説書案上で明確化され、受託者の義務は極めて限定されている。

３点目の受託者とレンダーの兼務は、その方針が信託契約書式例案や解説書案等においても明示されており、レンダーが受託者を兼務しやすいように、さきに述べた２点に加えて受託者義務の軽減について配慮がされている。

また、信託業法において加重されている自己取引規制についても一部軽減されるように整備され、さらに、シンジケートローン等によりレンダーが複数となる、すなわち、担保権者となる受益者が複数となる場合の受益者意思決定についても、シンジケートローン契約で用いるローンレンダーの意思結集が適用できるように配慮されており、特段信託契約を意識しなくても実務上円滑な運営ができる方法が用意されている。

このように受託者義務を可能な限り軽減する観点から、法令等に加えて信託契約書式例や解説書等が用意されており、レンダーが安心して受託者を兼ねられるように整備されている。

当協会としては、この企業価値担保権信託が利用しやすい制度となるように、信託契約の書式例策定等において、今後も信託の知見を提供していきたい。

【倉林委員】

ベンチャーキャピタル、エクイティファイナンスを専門としている者として、スタートアップを念頭に置いて３点申し上げたい。

一つが企業価値について。スタートアップの企業価値評価が後から変わることはやむを得ない一方、米国との比較では、投資する資金の直接もしくは間接の出元が大企業であることが多いというのが日本の特徴。つまり、機関投資家のお金をお預かりしているベンチャーキャピタルというのが少ない。結果としてキャピタルゲインにセンシティブでないお金が市場に流れている。その場合に、そういったお金を運用している投資家による評価をどのように捉えるか。スタートアップへの資金供給過多という状況も踏まえ、企業価値の正当性をどのように考えるかは大事な論点であると思われる。

例えば、最近、機関投資家から、日本のスタートアップのミドルレイターはオーバーバリューなのではないか、とも指摘される。上場企業との類似会社比較上、かなり高い評価を受けている会社も多い。この点は、ベンチャーデットの中で、企業価値の評価を参考にするにあたって、悩ましい部分がある。

２つ目、スタートアップには、この制度を活用しやすい適性がある企業とそうでない企業がいると思われる。アーリーステージのスタートアップの場合、売上げ利益の予見性が低いのが一般的で、これは仕方がない部分があると思われるが、その中でソフトウエアとかＳａａＳとか、こういった分野においては売上げの予見性が高い、解約率が低い、ＮＲＲ（ネット・リテンション・レート）が高く、そのために一定程度融資がしやすい状況にあると思う。そういったメリハリをつけた運用もよいのではないか。

なお、日本の場合、会社側の出してくる数字が実は間違っているということはよくある。これを我々がかなり手を入れて直しているが、しっかりと手を入れてスタートアップのそういった重要なＫＰＩの数字を直していく、こういったところで金融機関の皆様と協力しながらスタートアップ側の正しい数字を発信することができるようになると大変よい。

３番目。企業価値担保権の設定が、取締役会の決議相当で行われるという点に関連するが、日本のスタートアップの場合、取締役会を非設置会社のまま走ってしまうケースが多々あり、かつ、マネジメントコントロール型、いわゆる発行体側の取締役で過半数を占めているというのがかなり多いという認識。ここはアメリカと大きく異なるところで、そのときの取締役会の決議の意味というのは、本件にかかわらず、実務者としていろいろ考えさせられる部分がある。こういった重要な意思決定を取締役会ですることが増える際に、改めてスタートアップのガバナンス、取締役の意味合いを考えるきっかけになればなと思っている。

【小島委員】

本制度は、有形資産に乏しい中小企業やスタートアップが新たな事業展開に挑戦する際に、従来の不動産担保や経営者保証と異なる新たな成長資金を調達するための選択肢の一つとなることを私どもも制度検討段階から期待していた。新たな融資制度のため、借り手側はもちろん、信用リスクを負担する貸し手側である金融機関、双方の実務において使い勝手がよく、使われる制度となることが最大の課題。簡易・迅速・廉価な制度に向けて、書式例についても、借り手・貸し手双方にとって分かりやすく、かつ過度な事務負担とならないことが望まれる。

加えて、本制度の普及促進に当たっては、金融機関への働きかけを十分行うとともに、制度の運用状況を検証した継続的な改善を通じ、早期に実績を出していくことを私どもも期待している。日本商工会議所としても、全国515の商工会議所を通じ、地域を支える中小企業、会員企業等への積極的な周知に努めてまいりたい。

【齋藤委員】

ふだん弁護士として金融実務に関わっているが、事前に書式のドラフト等を拝見するときも、どうやってこの制度が使い勝手の良いものにできるのか、どうやってマーケットに浸透させていくのか、それを支える実務家の１人として何ができるのかと、そういう視点で拝見してきた。

最初に信託契約の書式例に加えて、貸付特約書の書式例も作成するというのは非常に秀逸なアイデアだと感じた。企業価値担保権は、様々なところで述べられているように、言わば抜かずの伝家の宝刀であり、これを実行して回収をするということを念頭に置いているというよりは、貸し手と借り手の情報の非対称性をこの仕組みを使って解消し、緊密なコミュニケーションを取ることで、事業性に着目した融資を推進し、ひいては事業の発展に金融が貢献していくという目的があると理解している。その文脈で考えると、信託契約書式例を作るというのは容易に思いつくところ思うが、信託契約の書式例だけでは恐らく実務は回らないと。それを超えたところで実は貸付契約のほうにも、事業性の融資に着目する場合にはこういうアイデアを盛り込む必要があるというのを示唆されたという点がすばらしいと感じた。

あとは、信託契約書式例について受託者責任の限定が一番の関心。一般的なシンジケートローンにおけるエージェント、あるいは担保契約であれば担保エージェントと呼ばれるような役割とパラレルになるような形で担保権信託の受託者の責任・権能が限定されないと、信託という仕組みを使ったがゆえに通常の民法上の委任を超える責任を負担するということになり、導入に消極的になってしまうのではないかと、ここが一番の関心事だった。この点については、用意していただいた書式では安心して資金の貸し手も企業価値担保権の受託者の引受けができるようになっていると思っている。

今の点も含めて、やはり費用対効果が課題。例えば受託者責任の限定という文脈では書式例でも信託報酬を受け取ることにはなっているが経済的な対価なしに責任や負担だけが増えるとなると、取り組みにくいという議論につながりかねない。

また、画期的なのが、貸付特約書において財務制限条項の例が示されているという部分。私は日常的に財務コベナンツを業務で取り扱ってはいるが、恐らく金融実務に携わる弁護士の中でもごく一部の人だけが取り扱っているというのが実情。こういった形で書式例として載せていただいたということは非常に意義が大きい。

他方で、先ほどの費用対効果の話につながるが、この財務制限条項が実際に有効に機能するためには幾つかまだステップが必要。例えば財務制限条項がよく使われる買収ファイナンスの案件などでは、財務コベナンツの対象となる計算書類については、監査法人による監査等が必要とされる。要は、外部の目をちゃんと入れて数字の正確性を担保するという仕組みが取られている。

他方で、中小企業向けに企業価値担保権の設定を行って、特約書を締結し、そこに財務コベナンツを規定したとしても、都度都度、監査とかレビューを全部の案件で求めるというのは現実的に難しい。特に規模の小さな会社であれば、意図せず計算書類が誤っているとか、そういった事態は容易に想像できる。

その意味で、その点を補完するところで実務上重要になってくるのが、特約書４条４項３号及び４号。財産調査とか財務報告という、これは一般的な規定ではあるが、計算書類の正確性担保のために実はこういう条文は使いでがあると思う。

最後に、要望だが、実はこの事業性融資の推進法が施行された直後に、海外の法律事務所や海外の金融機関からこの制度について問合せが幾つかあった。特に英米法系で全資産担保というか、会社の総財産を引当てとするような担保が通常の法域の方々からすると、日本でもようやく導入されたということで非常に期待感を持って問合せがきたところ。

まずは国内で普及をさせていくことが肝要だと思うが、実は海外からも注目をされている制度であると思うので、英文の詳細な書式例とか解説書とまでいかなくても、制度の概要を説明したような英語の資料をご用意いただけると、海外の方からコンタクトがあったときに、その資料を渡して制度の説明ができるとありがたい。

【佐藤委員】

今般の法律は事業性融資推進の観点から、貸し手の債権保全を基礎としつつも、企業経営に関わる様々なステークホルダーの利害にも十分配慮し、合理的な均衡点を探られ、最終的にこのような形で立法・制度の導入に至られたと認識。

これからが本番。この制度をいかに実務にスムーズに根づかせることができるか、今回のこの書式例解説書作成プロジェクトもその重要な一部をなす。他方で、実務を積み重ねていく過程で今回カバーし切れなかった、解説書などでもあえて触れなかった論点なども実際問題になってくる可能性もある。例えば、疑似担保実行的な局面、任意売却の手法による場合にどのような形で処理がされていくかという問題がある。これはもうケース・バイ・ケー

スなので、書式例ではあえて手をつけずに、その時々の関係当事者の合意によって対応していくということでしかないと理解。実務上そのような局面に至った場合には、現場で適切に整理した上で対応していくことが必要になる。これは一例に過ぎないが、幾つかの論点については今後も引き続き検討、整理が必要とされると理解。

その上で、２つほど付言させていただく。まず、一部実務家の間で、企業価値担保権の実行手続のあり方を倒産手続になぞらえて解釈・整理しようという趣旨のコメントをしばしば目にする点が気になっている。例えば担保実行における管財人の役割、善管注意義務のあり方の理解などの文脈でそういった議論がされることもある。

もちろん企業価値担保権が債務者の総財産を対象とし、実行の際も事業譲渡を通じて事業の再生が企図されるという点で、倒産手続との類似点が存在するのは確かだとは思うが、企業価値担保権の実行手続の本質は、あくまでも債権者主導で行われる担保権の実行手続である。一般的な倒産手続とパラレルに捉えるというのは必ずしも適当とは言えない面があると考えている。新制度は、様々なステークホルダーの利害を考慮しつつも、事業性融資の促進を目的に、事業財産全体を対象とする担保権の設定、管理、実行に係るメカニズムを整備していくというのが基礎にあり、それを前提として一連の融資条件も決まっていくという、大きな枠組みの下で導入されたものであるということを忘れてはならない。

この肝腎なところを揺るがせてしまうと、かえって事業性融資の円滑な実施拡大の可能性を損なうおそれもあるのではないかと危惧している。そうなってしまうと、かえって調達企業の不利益に帰することにもなりかねず、元も子もない結果となる。今後もいろいろな課題が多分出てきて、議論されることになると思われるが、常にこの制度の本来の趣旨・目的に立ち返って、それを踏まえて議論していく必要がある。

もう１点、リスクマネーの供給、事業性融資の推進・拡大のためのインフラ整備が鍵であり、企業価値担保権はその重要な一部をなすものとして導入されたと理解。ただ、課題はセキュリティーパッケージにはとどまらない。ミドルリスク・ミドルリターンを想定した取引においては、取引の設計の仕方にもよるが、例えば、利息制限法、出資法、貸金業法に基づく上限金利規制との関係が重要な意味を持つ場合もあり得る。その場合に、解釈論を含むソフトローで対応できる、あるいはすべき部分ももちろんあるが、それだけではやっぱり十分ではなく、ハードローだからこそ可能なこと、そうでないとできないことの双方があり得る。ソフトローとハードローは車の両輪である。今般の事業性融資推進法は、セキュリティーパッケージという切り口において、ハードローの観点から手当てがされたということになる

が、リスクマネーの供給に関わるその他の制度の設計・運営において、ソフトローの円滑な形成とハードローの整備という観点から、常に不断の改善、アップデートが必要となってくることを強調したい。

【松花様（田中委員代理)】

今回の勉強会のテーマである信託実務については、弊行において取扱いの実績もなく、また、行内に十分な知見がない中でいろいろと判断に悩む事項も多いが、今回、書式例と解説書、こういったものを提示していただいたおかげで理解を深めることができている。こうした御支援のおかげもあり、弊行においても、企業価値担保権導入に向けた体制整備を着実に進めているところ。

近年、不動産等の有形資産を持たず、技術力やブランドなど無形資産を競争力の源泉として成長する事業者が増加しているが、こうした環境下の中で金融機関には、事業全体の競争力や将来性に着目し、事業性融資を通じてその価値創造を支えていくことが求められていると認識。弊行としても、企業価値担保権制度の活用を通じて地域企業の事業継続や成長を支え、地域経済の持続的な発展に貢献していきたいと考えている。

本制度については、事業者側の理解も重要と考えており、事業者の理解、金融機関双方の理解が深まることで、ひいては事業者の企業価値向上や競争力の強化、こういったことにつながることを期待。一方で、本制度は新しい制度であり、制度開始後の運用実務の中で様々な課題の発生も想定される。施行後も、金融機関への支援をいただけたら幸い。

【堀内委員】

金融審議会の最後で信託形式の制度となったというのは利用者の観点からハードルが上がったと思われたため、せめて契約書の書式例とかを作って啓蒙の一環としてやられたほうがいいんじゃないかと申し上げて、それがこういう形となったというので非常にうれしく思う。解説書まで作成され、また、解説書は制度創設の経緯の理解に資する。今後何か啓蒙活動をされるときはぜひこの解説書を読むようにお勧めになられたら、金融機関の方にとって理解が進むのではないかと思う。

企業価値担保権は、担保権としても興味深いが、これを説明する段になると、脳科学というか認知学の観点からも非常に興味深い。今まで伝統的な金融機関で仮に不動産担保とか、在庫とか売掛けとかを担保にして融資をやっていた伝統的な方々が、この担保権の説明を

聞いたときにどう認知するかということを念頭に置いて説明しないといけない。

例えば私が「企業価値担保権とは今までとどう違うのだ？」とか聞かれることがあるが、「総財産を一括で登記できて、いわゆるのれんが担保になる」と言うと、「なるほど。今までは制度としてのれんは担保にならなかったものね」というふうにおっしゃる方が多いが、どういうふうに認知されているかというと、その人は借入人のバランスシートののれんという項目が担保になるのだと思っているだけであることが多い。しかし、それは間違い。なぜかというと、その人にとってののれんというのは、会社が倒産したときはゼロになる。でも、私が言っているのれんはそうではなく、会社が倒産したとしても、企業価値と清算価値の差額がのれんとして通常は価値がある。そこが担保になるということが大事。

それと同じで、言葉が同じだと違うものと理解してしまうという認知の部分がある。例えば総財産が担保になりますと言ったら、どういうふうに理解されやすいかといったら、「今までバランスシートの不動産と、最近はちょっと在庫と売り掛けもやるようになったが、この企業価値担保権においては現預金とかその他流動資産、機械設備と無形資産も担保になるのだ」となる。そういう人は、不動産だけ担保実行できると誤解している場合が多いと思われる。

企業価値担保権というのが実際にはどういうことかというと、企業価値をジェネレートとするいわゆるキャッシュフローを創出する、そのプロセスに対して担保が設定されている。そのプロセスに必要な資産が散逸したら融資できないから、担保権が設定されている。だから、１個１個担保物を処分して回収するということは念頭に置かれてない。そういうことがどういうふうに伝統的な方々に認知されるのか、よく踏まえた上で説明されるほうがいい。

最後に信託。信託財産は何ですか。それは総財産でしょうと多分認知すると思う。これは違う。企業価値担保権という権利が信託されている。

テレビの番組で、旧家で鍵が壊れた金庫を開けるというのがある。プロが金庫を開けていく。受益者である旧家の主人は、中から何が出てくるのかなとものすごく期待している。例えば大判小判とか。ところが、実際にはあんまり何も出てこない。空っぽであることが多く、出てきても手紙か何かでがっくりというふうになるが、その手紙に相当するのが企業価値担保権である。

ただし、タイミングによっては、つまり、実行手続において事業が売却された後では、鍵で開けると、お金が入ってきているという違いがある。受託者は、概ね、それらを特定被担

保債権に充当するという、そういうような仕組みになっているという特徴がある。そういったことを受け取る側がどういうふうに認知しているのかというのを想定しながら今後御説明をしていただくということで、認知度並びに理解度を上げて、使われる担保権になればいいなと思う。

【安井委員】

私は経団連でスタートアップ政策に関与しており、この制度の検討段階から議論に入らせていただいている。経団連が「スタートアップ躍進ビジョン」を掲げたのは2022年だが、そこでベンチャーデットも重要だという議論をし始めたところから、この金融審議会のワーキングが始まった。いよいよここまで具体化してきたかと私自身も感慨深く、嬉しく思う。

経団連では、躍進ビジョンを掲げてから毎年のレビューを行っており、起業の数と高い成功レベルのスタートアップの数は徐々に増えてきているが、まだまだ引上げが必要であり、この融資制度が成長の一つの促進剤になるものと期待している。

まず、当時の金融審議会で、スタートアップはコーポレート機能がかなり脆弱なため、利用を促進するためには、できるだけシンプル、かつ、できるだけ手順が少ない制度である必要性を申し上げた。本日の資料や説明をうかがうと、シンプルな構造にすることを心がけられたり、簡易版を作られたり、数年前に議論をさせていただいた当初の問題意識みたいなものをずっと維持して反映していただいたと理解している。

その上で、この制度の構造上、借り手と貸し手の相互理解とが極めて重要であり、相互のコミュニケーションを促進して相互理解が深まるようなつくりや項目をアピールがされているかどうかが非常に重要と思う。

コベナンツについても事案ごとに適切な合意・選択についてしっかりと記載いただいており、各項目に限らず、制度の在り方や意図、どういう場合に利用するのかといったことについて貸し手と借り手の相互理解が重要であることが強調され、今後の説明においても強調していかなければいけないと理解している。

経団連でスタートアップの議論をしていると、大企業の行動変容という言葉がよく出てくる。こういった制度を使っていくのであれば、スタートアップ側もより大きな責任を果たしていかなければいけない。

今申し上げたような、スタートアップ側もしっかりと本制度を理解をして条件を選んでいかなくてはいけないことであるとか、これまでの御発言でも中身は柔軟で当事者ごとに

しっかり決めていかなければいけないという主張があったが、それは借りる側もその責任を果たしていく一端であるということを、本制度に関わってきた経済団体として、周知や浸透に向けて関係者の皆様とともにしっかりと取り組んでいきたい。

【吉澤委員】

全国信用組合中央協会としては、信用組合における本制度の活用に向け、外部の専門家や実務者とサポート内容の協議を進めているが、信託契約書の書式等や本日の議論は本業界にとっても大変有益なもの。引き続きの御指導、御支援をお願いしたい。

企業価値担保権の活用について、事業者が有する無形資産とか事業自体の将来性に対する高度な目利き力が求められるだけではなく、従来の融資と比較しても、従来からもちろん必要になっていたとは思うが、さらなるモニタリングコストの増加や手厚い経営支援が必要となるなど一定のハードルがあるものと認識。

個々の信用組合の実情に鑑みると、制度活用までの期間や活用状況において他業態と差が生じる可能性があるとも考えているため、当局においてはその点への理解と配慮をお願いしたい。また、業界横断的な好事例の蓄積を進めていただき、可能な限りの情報提供や指導をお願いしたい。

（以上）

２．信託契約の書式例

（１）書式例（パターン１）

企業価値担保権信託契約書

●年●月●日付

（委託者）
XXX

（受託者）
YYY

（当初の特定受益者）
本契約別紙 **1** 記載の各金融機関等

目 次

第 1 章　総則.....1
第 1.1 条（定義）.....1
第 1.2 条（信託の目的）.....5
第 1.3 条（信託の期間）.....5
第 1.4 条（本特定被担保債権の範囲及び極度額）.....5
第 1.5 条（本信託の受益者及び帰属権利者の指定）.....6
第 2 章　　本担保権の設定等.....7
第 2.1 条（企業価値担保権の設定等）.....7
第 2.2 条（本担保権の設定及び対抗要件の具備に係る受託者の責任）.....7
第 3 章　　表明及び保証.....8
第 3.1 条（受託者に関する表明及び保証）.....8
第 3.2 条（委託者に関する表明及び保証）.....8
第 4 章　委託者の誓約事項等.....11
第 4.1 条（委託者の誓約事項等）.....11
第 4.2 条（関連書類の交付及び閲覧）.....12
第 5 章　受益権.....13
第 5.1 条（受益権の種類及び受益者）.....13
第 5.2 条（本特定被担保債権の譲渡等）.....13
第 5.3 条（受益権の処分、移転及び消滅等）.....13
第 5.4 条（単独受益者権の不行使特約）.....13
第 6 章　信託財産の管理.....15
第 6.1 条（信託業務の内容・範囲）.....15
第 6.2 条（信託業務の委託）.....16
第 6.3 条（受託者の義務等）.....16
第 6.4 条（利益相反取引）.....18
第 6.5 条（競合行為）.....19
第 6.6 条（受託者の免責）.....19
第 6.7 条（責任財産限定特約）.....19
第 6.8 条（信託財産に属する金銭の管理）.....20
第 7 章　本担保権の実行及び信託財産の処分.....21
第 7.1 条（本特定被担保債権に係る元本の確定）.....21
第 7.2 条（本担保権の実行）.....21
第 7.3 条（本担保権の実行時における信託財産の交付）.....21
第 7.4 条（不特定被担保債権留保額の取扱い）.....22

第 7.5 条（本担保権の解除）.....23
第 8 章　計算.....24
第 8.1 条（信託の元本及び収益）.....24
第 8.2 条（信託の計算）.....24
第 8.3 条（諸費用等）.....24
第 8.4 条（信託報酬）.....25
第 8.5 条（諸費用等及び信託報酬支払の合意）.....25
第 9 章　受託者の変更、信託の終了.....26
第 9.1 条（受託者の解任）.....26
第 9.2 条（受託者の辞任）.....26
第 9.3 条（信託の終了）.....27
第 9.4 条（信託の終了時における信託財産の交付）.....28
第 9.5 条（最終計算）.....29
第 10 章　雑則.....30
第 10.1 条（信託財産に対する倒産手続等不申立特約）.....30
第 10.2 条（委託者の補償義務）.....30
第 10.3 条（免責等）.....30
[第 10.4 条（特定受益者の意思結集）.....31
[第 10.4 条（代表受益者）.....31
第 10.5 条（契約の変更）.....32
第 10.6 条（守秘義務）.....32
第 10.7 条（本契約の可分性）.....33
第 10.8 条（通知）.....33
第 10.9 条（届出事項の変更）.....33
第 10.10 条（権利の存続）.....33
第 10.11 条（協議事項）.....34
第 10.12 条（準拠法及び裁判管轄）.....34
第 10.13 条（追加書類等への調印）.....34
第 10.14 条（公告）.....34
第 10.15 条（条項の見出し等）.....34
第 10.16 条（言語）.....34
第 10.17 条（信託契約の内容の説明等）.....34
第 10.18 条（指定紛争解決機関）.....35
別紙 1.....1
別紙 2.....2
別紙 3.....2

企業価値担保権信託契約書

委託者としてのXXX（以下「**委託者**」という。）、受託者としてのYYY（以下「**受託者**」という。）及び当初の特定受益者としての本契約別紙1に記載された各金融機関等は、●年●月●日付で以下のとおり合意し、この契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第1章　総則

第 1.1 条（定義）

次に掲げる各用語は、文脈上別義であることが明白である場合を除き、本契約において次に定める意味を有する。また、本契約において別段の定義なく使用された用語は、文脈上別異に解すべき場合を除き、本貸付契約（以下に定義される。）において使用された用語と同一の意味を有する。なお、本契約において言及する場合、契約については関連する変更契約等を含み、法令等についてはその後の改正を含み、法令等の条文については適用のある他の法令等において準用又は読み替えて適用される場合を含む。

(1)　「**営業日**」とは、日本において銀行が休日とされる日以外の日をいう。

(2)　「**エージェント**」とは、本貸付契約において定義された[エージェント]をいう。

(3)　「**貸付人**」とは、本貸付契約において定義された貸付人をいう。

(4)　[「**兼営法**」とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）をいう。]

(5)　[「**兼営法施行規則**」とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和57年大蔵省令第16号）をいう。]

(6)　「**公租公課等**」とは、日本において課せられ得る所得税、法人税、その他の税金等、全ての公租又は公課をいう。

(7)　[「**参加割合**」とは、本貸付契約において定義された参加割合をいう。]**【Note：①特定受益者の意思結集メカニズムを本契約上に規定するパターンを水色網掛け、②当該メカニズムを本貸付契約に委ねることとして、決定された受益者の意思を伝達する者として代表受益者を定めるパターンを薄緑色網掛けで示している。】**

(8)　「**受益権**」とは、本信託に係る受益権をいう。

(9)　「**受益者**」とは、特定受益者及び不特定受益者を個別に又は総称していう。

(10)　「**諸費用等**」とは、損害、損失、費用（弁護士費用を含む。）及び公租公課等（印紙税を含む。）をいう。

(11)　「**信託開始日**」とは、●年●月●日をいう。

(12) 「**信託期間**」とは、第1.3条において定義される期間をいう。

(13) 「**信託計算期間**」とは、信託開始日（同日を含む。）又は前信託計算期日の翌日（同日を含む。）から、最初に到来する次回の信託計算期日（同日を含む。）までの期間をいう。

(14) 「**信託計算期日**」とは、(i)信託開始日の翌日以後、信託終了日より前に到来する毎年●月[末]日（但し、当該日が営業日でない場合は、前営業日）、(ii)第7.3条に基づき信託財産の交付が行われる日又は(iii)信託終了日のいずれかの日をいう。

(15) 「**信託終了日**」とは、第9.3条第1項において定義される日をいう。

(16) 「**信託財産**」とは、本担保権その他の受託者に属する財産であって、本信託により管理又は処分すべき一切の財産をいう。

(17) 「**推進法**」とは、事業性融資の推進等に関する法律（令和6年法律第52号）をいう。

(18) [「**代表受益者**」とは、[YYY]をいう。但し、本貸付契約に基づき代表受益者が交替し、その旨が受託者に対して通知された場合は、当該交替による後任者を代表受益者とする。]

(19) [「**多数特定受益者**」とは、多数特定受益者意思結集基準時点における参加割合の合計が●%以上となる、単独又は複数の特定受益者をいう。]

(20) [「**多数特定受益者意思結集基準時点**」とは、特定受益者が多数特定受益者による指示が必要な事由が発生したと判断した場合には、第10.4条第1項第(1)号の通知を受託者が受領した時点をいい、受託者が自ら多数特定受益者による意思結集が必要であると判断した場合には、第10.4条第2項に規定する通知を受託者が発した時点をいう。]

(21) 「**担保目的財産**」とは、委託者の総財産（将来において委託者の財産に属するものを含む。以下同じ。）をいう。

(22) 「**倒産手続**」とは、破産手続、会社更生手続、特別清算手続、民事再生手続及びその他これらに類する法的整理手続(外国における類似の手続を含む。)を個別に又は総称していう。

(23) 「**倒産法**」とは、破産法（平成16年法律第75号。以下同じ。)、民事再生法（平成11年法律第225号)、会社更生法（平成14年法律第154号)、会社法（平成17年法律第86号。以下同じ。）第2編第9章第2節、その他債権者の権利一般に影響を及ぼす債務者の倒産等に関して適用される法令等を総称又は文脈により個称していう。

(24) 「**特定受益権**」とは、受益権のうち、特定受益者が有するものをいう[1]。

---

[1] 受益権を有する者（受益者）の属性の側から受益権の種類を定義する形とした。

(25) 「**特定受益者**」とは、第1.5条第1項第(1)号に定める意味を有する。

(26) 「**反社会的行為**」とは、以下のいずれかに該当する行為をいう。

(a) 暴力的な要求行為

(b) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(d) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて受託者若しくは受益者の信用を毀損し、又は受託者若しくは受益者の業務を妨害する行為

(e) その他上記(a)乃至(d)に準ずる行為

(27) 「**反社会的勢力**」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

(a) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）

(b) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）

(c) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

(d) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）

(e) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）

(f) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

(g) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

(h) 特殊知能暴力集団等（上記(a)乃至(g)に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

(i) その他上記(a)乃至(h)に準ずる者

(28) 「**反社会的勢力関係者**」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

(a) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有する者

(b) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

(c) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有する者

(d) 反社会的勢力に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者

(e) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者

(29) 「**不特定受益権**」とは、受益権のうち、本不特定被担保債権に係るものをいう。

(30) 「**不特定受益者**」とは、第1.5条第1項第(2)号に定める意味を有する。

(31) 「**不特定被担保債権留保額**」とは、推進法第8条第2項第1号ハに定める意味を有する。

(32) 「**法令等**」とは、本契約、本契約に基づく取引又は本契約の当事者に適用される条約、法律、条例、政令、府省令、規則、告示、判決、決定、仲裁判断、通達及び関係当局の政策をいう。

(33) 「**本貸付契約**」とは、(i)借入人としての委託者、(ii)貸付人として本契約別紙1に記載された各金融機関等、及び(iii)エージェントとしてのYYY[2]の間の●年●月●日付[金銭消費貸借契約]をいう[3]。

(34) 「**本貸付関連契約**」とは、本貸付契約において定義された[本貸付関連契約][4]をいう。

(35) 「**本信託**」とは、本契約に基づき設定される信託をいう。

(36) 「**本担保権**」とは、本契約に基づき設定される企業価値担保権をいう。

(37) 「**本担保権実行事由**」とは、(i)委託者が本特定被担保債務の期限の利益を喪失した場合、(ii)本特定被担保債権について支払期限を徒過した場合、又は(iii)委託者が本特定被担保債権の弁済を完了せずに解散（合併によるものを除く。）した場合をいう。

(38) 「**本特定被担保債権**」とは、第1.4条に定める意味を有する。

(39) 「**本特定被担保債務**」とは、本特定被担保債権に対応する債務をいう。

(40) 「**本配当金」とは、**第7.3条第1項において定義される金銭等をいう。

(41) 「**本配当金等**」とは、第8.1条第1項において定義される金銭等をいう。

---

[2] 本貸付契約上のエージェントが企業価値担保権者（受託者）を兼ねる前提。

[3] 推進法上は貸付債権以外の債権（取引債権等）も企業価値担保権の特定被担保債権とすることができるが、本書式例は、特定の金銭消費貸借契約に基づく貸付債権を特定被担保債権とする場合を念頭において作成している。

[4] 本貸付契約上の定義に応じて要調整。

(42) 「**本被担保債権**」とは、本特定被担保債権及び本不特定被担保債権を個別に又は総称していう。

(43) 「**本被担保債務**」とは、本被担保債権に対応する債務をいう。

(44) 「**本不特定被担保債権**」とは、委託者を債務者とする不特定被担保債権（推進法第6条第5項に定める意味を有する。）をいい、委託者が会社法第475条各号若しくは第644条各号に掲げる場合に該当し、又は破産手続開始の決定を受けたときにおける当該債務者に対する財産上の請求権であって、同法第476条に規定する清算株式会社若しくは同法第645条に規定する清算持分会社の財産又は破産財団から弁済又は配当を受けることができるもの（本担保権の実行手続終結の決定があるまでに弁済又は配当を受けるものを除く。）を意味する。

第 1.2 条（信託の目的）

本信託は、以下の各号を信託の目的とする。

(1) 受託者が次に掲げる行為をすること。

(a) 委託者の総財産に対して本契約に基づき設定される企業価値担保権について、推進法及び本契約に定める方法及び条件に従い、その管理及び処分をすること。

(b) 特定受益者のために、本担保権の実行手続において、配当可能額（推進法第166条第2項に規定する配当可能額をいう。次号において同じ。）から不特定被担保債権留保額を控除した額を限度として金銭の配当を受け、当該金銭の管理及び処分をすること。

(c) 不特定受益者のために、配当可能額に応じ、不特定被担保債権留保額の金銭の配当を受け、当該金銭の管理及び処分をすること。

(2) 本担保権が委託者の総財産（将来において会社の財産に属するものを含む。）を担保目的財産とすることで、委託者の事業に必要な資金の調達等の円滑化等を図り、委託者の事業の継続及び成長発展を支えることを目的とするものであること。

第 1.3 条（信託の期間）

本信託の期間（以下「**信託期間**」という。）は、信託開始日（同日を含む。）から信託終了日（同日を含む。）までとする。

第 1.4 条（本特定被担保債権の範囲及び極度額）

1. 本契約に基づき設定される企業価値担保権に係る特定被担保債権（以下「**本特定被担保債権**」という。）の範囲は、本貸付関連契約に基づき委託者がエージェント及び各貸

付人に対して現在及び将来負担する一切の債務（本貸付契約に基づく貸付に関する元本、利息、遅延損害金、清算金、エージェントフィー[、コミットメントフィー]及び費用の各支払債務その他これに付帯する金銭債務を含むが、これらに限られない。）に対応する債権並びに当該債権を対象債権とする推進法第 6 条第 4 項第 1 号乃至第 3 号(但し、[(i)本特定被担保債権の元本の確定前においては、本貸付契約において許容された債権譲渡、代位及び更改の場合に限り、(ii)本特定被担保債権の元本の確定後においては、][5]同項第 3 号に関しては本貸付契約において許容された更改の場合に限る。）に掲げる債権とする。

2. 本特定被担保債権の極度額は[定めない／金●円とする]。

3. 委託者は、推進法第 9 条第 2 項の請求を行おうとするときは、予め（遅くとも当該請求を行う日の●営業日前までに）受託者に対してその旨を報告する。

4. 推進法第 9 条第 2 項の請求は、委託者が別紙 2 の様式による極度額指定書を受託者に対して提出して行う。

5. 受託者は、委託者から前二項に定める報告又は請求を受けた場合には、全ての特定受益者に対し、遅滞なくその旨を通知する。

第 1.5 条（本信託の受益者及び帰属権利者の指定）

1. 本信託の受益者は、次に掲げる者とする。

   (1) 本特定被担保債権を有し、又は有すべき者（本特定被担保債権を有すべき者については、本貸付契約において貸付人又はエージェントの地位を有する場合に限る。）（かかる地位において、以下「**特定受益者**」という。）。この場合、当該者による特定受益権の取得は、第 5.1 条第 2 項に定める時に、その効力を生ずる。なお、本信託における当初の特定受益者は、本契約別紙 1 に記載された各金融機関等とする。

   (2) 本不特定被担保債権を有する者（以下「**不特定受益者**」という。）

2. 本契約の各当事者は、本担保権が消滅する前に本信託が終了した場合、委託者が、信託法（平成 18 年法律第 108 号。以下同じ。）第 182 条第 1 項第 2 号に定める帰属権利者となることをここに確認する。

[5] 本特定被担保債権の範囲に不特定の債権を含む場合にのみ規定する。

第2章　　本担保権の設定等

第 2.1 条（企業価値担保権の設定等）

1. 委託者は、信託開始日において、委託者の総財産に対して、本被担保債権を担保するため、受託者を企業価値担保権者として、第一順位の企業価値担保権を設定することにより受託者に信託し、受託者はこれを引き受ける。
2. 委託者は、信託開始日中に、前項に定める企業価値担保権の設定について、委託者の本店の所在地において、商業登記簿にその登記をする旨の申請を、自らの費用にて行い、受託者は当該登記申請に協力する。委託者は、かかる登記申請後、直ちに当該申請が受領されたことを証する書面を受託者に交付し、かかる登記手続完了後、直ちに当該登記が反映された委託者の商業登記事項証明書を受託者に提出する。
3. 委託者は、[多数特定受益者]/[代表受益者]からの指図による受託者からの要求があるときは、担保保全のために合理的に必要な範囲で、本担保権の効力発生、対抗要件具備及び実行に合理的に必要な行為その他本契約の目的を実現させるために合理的に必要な全ての行為を行う。また、委託者は、法令等の変更に伴い本担保権を維持するために何らかの手続等を必要として、[多数特定受益者]/[代表受益者]からの指図による受託者からの要求がある場合には、担保保全のために合理的に必要な範囲で、本担保権の維持のために合理的に必要な全ての行為を行う。
4. 委託者は、本担保権の登記事項に変更があったことを認識したときは、直ちに受託者に通知する。なお、受託者は、委託者から本項の通知を受けた場合には、全ての特定受益者に対し、遅滞なくその旨を通知する。
5. 委託者は、本担保権の登記事項に変更があったときは、[多数特定受益者]/[代表受益者]からの指図による受託者の請求に従い、自らの費用にて速やかに本担保権の設定登記の変更登記手続を行い、受託者は当該登記申請に協力する。また、委託者は、各受益者からの指図により受託者が本担保権に係る登記事項証明書を提出することを請求した場合には、当該請求の日又はそれ以降の日付の登記事項証明書を速やかに管轄登記所から取得し、当該登記事項証明書を受託者に対して提出する。

第 2.2 条（本担保権の設定及び対抗要件の具備に係る受託者の責任）

委託者及び受益者は、受託者が本章に定める一切の義務を履行したときは、本担保権の設定若しくはこれに係る対抗要件の具備が遅延し、完了せず、又はその有効性及び適法性を維持することができなかったとしても、受託者の義務違反にならないことをここに確認し、受託者に対して損害賠償その他の責任を負担させない。

第3章　　表明及び保証

第 3.1 条（受託者に関する表明及び保証）

1. 受託者は、委託者及び特定受益者に対し、本契約締結日及び信託開始日において、次の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明及び保証する。

(1) 受託者は、日本法に準拠して適法に設立され、現在有効に存続する[株式会社]であり、かつ推進法第 32 条の内閣総理大臣の免許を受けた者（推進法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該免許を受けたものとみなされた者を含む。）であって、企業価値担保権に関する信託業務を適法に営むことができること。

(2) 受託者による本契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引は、受託者の会社の目的の範囲内の行為であり、受託者はこれらについて法令等及び受託者の定款その他の社内規則において必要とされる全ての手続を完了していること。

(3) 受託者による本契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引は、(a)受託者を拘束する法令等に反することはなく、(b)受託者の定款その他の社内規則に反することはなく、また、(c)受託者を当事者とする、又は受託者若しくはその財産を拘束する第三者との契約に反するものではないこと。

(4) 受託者を代表して本契約に署名又は記名捺印する者は、法令等、定款、その他社内規則で必要とされる手続に基づき、受託者を代表して本契約に署名又は記名捺印する権限を付与されていること。

(5) 本契約は、受託者に対して適法で有効な拘束力を有し、その各条項に従い執行可能なものであること。

(6) 受託者に関して、本契約上の義務の履行に重大な悪影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のあるいかなる訴訟、仲裁、行政手続その他の紛争も開始されておらず、開始されるおそれのないこと。

2. 本条に基づく表明及び保証のいずれかが真実又は正確でないことが判明したときは、受託者は、直ちに委託者及び全特定受益者に書面により通知するとともに、それにより委託者及び特定受益者に生じた諸費用等を相当因果関係の範囲で賠償する。

第 3.2 条（委託者に関する表明及び保証）

1. 委託者は、受託者及び特定受益者に対し、本契約締結日及び信託開始日において、次の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明及び保証する。

(1) 委託者は、日本法に準拠して適法に設立され、現在有効に存続する[株式会社]であること。

(2) 委託者による本契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引は、委託者の会社の目的の範囲内の行為であり、委託者はこれらについて法令等及び委託者の定款その他の社内規則において必要とされる全ての手続を完了していること。

(3) 委託者による本契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引は、(a)委託者を拘束する法令等に反することはなく、(b)委託者の定款その他の社内規則に反することはなく、また、(c)委託者を当事者とする、又は委託者若しくはその財産を拘束する第三者との契約に反するものではないこと。

(4) 委託者を代表して本契約に署名又は記名捺印する者は、法令等、定款、その他社内規則で必要とされる手続に基づき、委託者を代表して本契約に署名又は記名捺印する権限を付与されていること。

(5) 本契約は、委託者に対して適法で有効な拘束力を有し、その各条項に従い執行可能なものであること。

(6) 委託者に関して、本契約上の義務の履行に重大な悪影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のあるいかなる訴訟、仲裁、行政手続その他の紛争も開始されておらず、開始されるおそれのないこと。

(7) 本貸付契約[第●条第●項各号若しくは第●項各号[6]に規定する事由]/[に定める期限の利益喪失事由若しくは潜在的期限の利益喪失事由]が発生しておらず、又は発生するおそれのないこと。

(8) 本担保権が、信託開始日において第 2.1 条第 1 項に基づき設定され、かつ、本担保権の設定に係る登記が第 2.1 条第 2 項及び推進法その他の法令等に従いなされた場合、担保目的財産につき有効な第一順位かつ第三者対抗要件を具備した､本被担保債務を被担保債務とする企業価値担保権が成立すること。

(9) 担保目的財産の全部又は一部について、本担保権に優先する担保権が存在せず、かつ、本契約以外に企業価値担保権を設定する信託契約を締結（企業価値担保権の設定登記が未了の場合も含む。）していないこと。

(10) 本担保権に関して受託者又は特定受益者が委託者に対して提出を求めた情報は、全て受託者に提供されており、[重要な点で/軽微な点を除き]真実かつ正確であり、虚偽を含んでおらず、含めるべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な事項を欠いていないこと。

(11) 委託者は、本担保権の設定につき、委託者に対する債権者に対して詐害の意図を有していないこと。

(12) 委託者は、反社会的勢力及び反社会的勢力関係者に該当しないこと。また、反社会的行為を行っていないこと。

---

[6] 本貸付契約上の期限の利益喪失事由に係る規定を参照する。

2. 本条に基づく表明及び保証のいずれかが真実又は正確でないことが判明したときは、委託者は、直ちに受託者に書面により通知するとともに、それにより受託者及び特定受益者に生じた諸費用等を相当因果関係の範囲で賠償する。

第4章　委託者の誓約事項等

第 4.1 条（委託者の誓約事項等）

1. 委託者は、信託期間中、受託者及び受益者に対して、次の各号に記載された事項（但し、本貸付関連契約において許容される事項を除く。以下本条において同じ。）を遵守することを誓約する。

(1) 受託者又は受益者による権利の行使又は義務の履行につき必要な協力を行うこと。

(2) 本契約に基づく契約上の地位及び権利義務の全部又は一部について、譲渡、担保の提供その他の処分を行わないこと。

(3) 本貸付契約及び本契約において許容される場合を除き、[多数特定受益者]/[代表受益者]の指図に基づく受託者の事前の書面による承諾なくして、以下に掲げる行為その他の委託者の定款で定められた目的及び取引上の社会通念に照らして通常の事業活動の範囲を超える担保目的財産の使用、収益又は処分（譲渡、贈与、担保提供、自己信託の設定その他の権利の設定（これらの行為の予約を行うことも含む。）その他一切の処分を含む。）を行わないこと。

(i) 重要な財産の処分

(ii) 事業の全部又は一部の譲渡

(iii) 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で供給すること

(4) 委託者の取引先その他の第三者との間で、委託者が保有し又は保有することとなる財産に本担保権の効力が及ぶことが契約違反（表明及び保証の違反を含む。）又は解除事由を構成することとなる合意をしないこと。

(5) 反社会的勢力又は反社会的勢力関係者とならないこと、また、反社会的行為を行わないこと。

[(6) 担保目的財産又は本担保権につき、第三者による強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行若しくは競売、企業担保権の実行又は国税滞納処分（その例による処分を含む。）その他これらの価値が低下し若しくは低下するおそれのある事態が発生した場合（疑義か否かは問わない。）又はかかる事態が発生するおそれのあることを認識した場合には、直ちにその旨を受託者に報告するとともに、自らの責任及び費用負担において、必要かつ適切な措置を採ること。なお、受託者は、委託者から本号の報告を受けた場合には、全ての特定受益者に対し、遅滞なくその旨を通知する。]

2. 委託者は、本契約に別途定めるものを除き、信託法の規定による委託者としての権利を有しない。

第 4.2 条（関連書類の交付及び閲覧）

1. 委託者は、受託者に対して、次に掲げる書類を本契約締結日までに交付する。[但し、委託者が本貸付契約に基づきエージェントに対して提出済みの書類については、重ねて提出することを要しない。]

(1) 委託者の定款の原本証明付写し

(2) 委託者の履歴事項全部証明書（本契約締結日から 3 ヶ月以内に作成されたもの。）

(3) 委託者の代表者の印鑑証明書（本契約締結日から 3 ヶ月以内に作成されたもの。）

(4) 本契約の締結及び本担保権の設定につき委託者の社内手続が完了したことを証明する[取締役会議事録]の原本証明付写し

2. 特定受益者は、本契約に基づき委託者から受領した書類のうち受託者の下に現存するものを、受託者の通常の営業時間中に閲覧することができる。

第5章　受益権

第 5.1 条（受益権の種類及び受益者）

1. 本信託に係る受益権は、特定受益権と不特定受益権の 2 種類とする。
2. 特定受益者は、推進法第 8 条第 2 項第 4 号に従い受託者に対して特定受益権の取得について承諾をした時に、新たに特定受益権を取得し、当該特定受益権は、当該特定受益者が特定受益者でなくなった時に消滅する。なお、当初の特定受益者は、本契約の締結をもってかかる承諾を行う。
3. 本信託に基づく受益権について、受益権証書は発行しない。
4. 特定受益者は、本契約締結日（当初の特定受益者以外の特定受益者については、特定受益権の取得を承諾した日）において、反社会的勢力及び反社会的勢力関係者に該当しないこと並びに反社会的行為を行っていないことを、受託者に対して表明及び保証する。また、特定受益者は、受託者に対し、信託期間を通じて、反社会的勢力及び反社会的勢力関係者にならないこと並びに反社会的行為を行わないことを誓約する。

第 5.2 条（本特定被担保債権の譲渡等）

1. 本特定被担保債権が譲渡される場合又は本貸付契約上の貸付人としての地位が譲渡される場合、当該譲渡を行おうとする特定受益者は、譲受人（但し、既に特定受益者である者を除く。）をして、第 5.1 条第 2 項に基づく承諾について、本契約別紙 3 の様式による承諾書兼誓約書を、受託者に提出させる。
2. 本特定被担保債権（推進法第 6 条第 4 項第 2 号又は第 3 号に掲げる債権に限る。）を取得する特定受益者は、第 5.1 条第 2 項に基づく承諾について、本契約別紙 3 に準じる様式（受託者が合理的に満足するものであることを要する。）による承諾書兼誓約書を、受託者に提出する。

第 5.3 条（受益権の処分、移転及び消滅等）

受益者は、受益権（受益者たる地位）につき、分割、譲渡、贈与、質入、自己信託の設定、移転その他の処分を行うことはできない。

第 5.4 条（単独受益者権の不行使特約）

当初の特定受益者は、受託者に対して、以下各号に掲げる権利を行使しないことを合意する。

(1) 信託法第 150 条第 1 項に基づく信託の変更を命ずる裁判の申立権
(2) 信託法第 165 条第 1 項に基づく信託の終了を命ずる裁判の申立権
(3) 特定受益権を放棄する権利

第6章　信託財産の管理

第 6.1 条（信託業務の内容・範囲）

受託者は、第 6.3 条その他本契約の規定に従い、本担保権の管理及び実行並びに推進法又は本契約に基づく権限の行使に関する事務、その他本契約に別途定める事務及びかかる事務に付随する事務を行う。なお、受託者が本信託の受託者として行うべき信託業務の内容は、以下の各号に定める事務及び受託者の裁量を有するものを含まず、法定の定型的事務及び本契約上明記された事務に限定される。

(1)　受益者の指図の合理性及び当該指図に従った場合にもたらされる結果（法的効果及び経済的効果を含むが、これらに限られない。）につき、調査、検証又は検討を行うこと。

(2)　委託者又は受益者から通知された事実、提供された情報若しくはデータ（書面又は電磁的方法によるか、口頭によるかを問わない。）の内容の真実性、正確性又は完全性等につき、調査、検証又は検討を行うこと。

(3)　本契約に関し受託者が必要な範囲で合理的に選任した専門家の助言を求めた場合において、当該助言の内容につき、調査、検証又は検討を行うこと。

(4)　担保目的財産の価値を評価し、又は算定し（委託者の企業価値の評価又は算定を含む。）、委託者との間でこれを協議し、又は交渉すること。

(5)　委託者の信用、担保目的財産に係る現況、侵害又は価値の毀損の有無、権利関係、法令等の遵守状況、本担保権に優先又は劣後する権利の有無、その他担保目的財産及び本担保権の内容につき、調査、検証又は検討を行うこと（本担保権の実行に先立つ場合も含む。）。

(6)　[多数特定受益者]/[代表受益者]の指図に基づく受託者の事前の書面による承諾を得て、第 4.1 条第 1 項第(3)号に定める担保目的財産の使用、収益又は処分が行われる場合に、これらの行為の要否、方法、時期、処分価格等の調査、検証又は検討を行うこと及び処分の相手方との間で条件の交渉を行うこと。

(7)　(i)第 6.3 条第 2 項第(13)号に基づく[多数特定受益者]/[代表受益者]の指図がない場合、又は(ii)権利行使に係る受託者の費用の全部又は一部の償還がなされないと合理的に見込まれる場合において、本担保権に基づく物権的請求権を行使すること。

(8)　委託者及び受益者による表明及び保証の真実性及び正確性、並びに、委託者及び受益者による本契約上の義務の遵守状況につき、調査、検証、検討又は管理・監督を行うこと。

(9)　本担保権実行事由の発生の有無につき、調査、検証又は検討を行うこと。

(10)　本担保権の実行手続に係る管財人による推進法上の義務の遵守状況（特定被

担保債権及び不特定被担保債権に対する配当額の正確性を含む。）につき、調査、検証、検討又は管理・監督を行うこと。

(11) [法令等に基づく手続において本担保権が制約される場合（委託者に倒産手続が開始した場合を含むが、これに限られない。）に、当該手続において、権利行使及び義務の履行を行うこと。但し、受託者は、(i)法令等に基づき受託者が行うことを要する権利の行使及び義務の履行については、第 6.3 条第 2 項第(14)号に基づく[多数特定受益者]/[代表受益者]の指図に従いこれを行い、また、(ii)特定受益者による当該手続における権利行使及び義務の履行について、合理的な協力を行う。]

第 6.2 条（信託業務の委託）

[1. 受託者は、適宜必要に応じ、第 6.1 条に定める信託業務の一部を、次項に定める基準及び手続に従って、自ら選定した委託先に対して、委託することができる。

2. 受託者は、前項に基づき信託業務の一部についての委託を行う場合、以下に掲げる基準に合致する委託先を選定した上で、[●●●●の手続をすること]を要する。

(1) 委託する信託業務の類型ごとに、当該委託する業務に関して規制する法律に基づく免許、登録等を受けている者であること。

(2) 信用力等に照らし、委託する業務の継続的な遂行が可能な者であること。

(3) 委託する業務に係る実績や業務の内容に即した人材の確保の状況等に照らし、委託する業務を的確に遂行する能力がある者であること。

(4) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されている者であること。

3. 前各項の規定にかかわらず、]受託者は、第 6.1 条に定める信託業務のうち、信託業法（平成 16 年法律第 154 号。以下同じ。）第 22 条第 3 項に掲げる業務を、自己の裁量に従い、第三者（但し、信託の目的に照らして適切な者であり、かつ、委託された信託業務を的確に遂行することができる者に限る。）に委託することができる。

第 6.3 条（受託者の義務等）

1. 受託者は、第 6.1 条に定める信託業務を、法令等及び本契約の規定に従って、善良なる管理者の注意をもって、受益者のために忠実、かつ、公平に執り行う。但し、第 5.1 条第 1 項に定める各受益権の種類に応じて、本契約の定めに基づき各受益権に係る受益者の権利内容が異なる場合には、かかる内容の差異に応じた取扱いを妨げるものではない。

[2. 受託者は、[本契約に別途定める場合のほか、]以下の各号に定める場合には、多数特定受益者の指図に従わなければならない。

(1) 推進法第 17 条第 1 項に基づく本担保権の順位の変更の合意をする場合。

(2) 担保目的財産に対する強制執行等（推進法第 19 条第 1 項に定める意味を有する。）があったときに、推進法第 19 条第 1 項に基づく異議を主張する場合。

(3) [委託者が、推進法第 20 条第 2 項各号に掲げる行為その他の定款で定められた目的及び取引上の社会通念に照らして通常の事業活動の範囲を超える担保目的財産の使用、収益及び処分をしようとする場合において、同項に基づく同意をする場合。]

(4) 推進法第 25 条第 6 項に基づき、債務者の合併の無効の訴えを提起する場合。

(5) 推進法第 26 条第 3 項に基づき、債務者の分割の無効の訴えを提起する場合。

(6) [推進法第 28 条第 2 項に基づき、本特定被担保債権の元本の確定を請求する場合。]

(7) [推進法第 61 条に基づき、本担保権の実行その他の必要な措置を講じる場合。]

(8) 推進法第 109 条第 1 項に基づき、管財人の選任に関する意見を申述する場合。

(9) 推進法第 175 条に基づき配当表に対する異議を申し立てる場合。

(10) 推進法第 178 条第 1 項第 2 号に規定する異議又は推進法第 180 条に基づく異議を申し立てる場合。

(11) 推進法第 182 条第 1 項に基づく同意配当に係る同意をする場合。

(12) 推進法第 189 条第 1 項に基づき、実行手続廃止に関する意見を申述する場合。

(13) 本担保権に基づく物権的請求権を行使する場合。

(14) 法令等に基づく手続において本担保権が制約される場合（委託者に倒産手続が開始した場合を含むが、これに限られない。）に、当該手続において、権利行使及び義務の履行（但し、法令等上、本信託の受託者が行うことを要するものに限る。）を行う場合。

(15) [本契約第●条第●項に基づく行為を行う場合。]

(●) ●●

(●) その他、本担保権又は担保目的財産について企業価値担保権者としての意思決定が必要な場合（次項に定める場合を除く。）。

3. 受託者は、[本契約に別途定める場合のほか、]以下の各号に定める場合には、全特定受益者の指図に従わなければならない。

(●) 本担保権を解除する場合。

(●) ●●

(●) 受託者の信託業務に関連して、本貸付関連契約上明示的に全ての貸付人の同意又は承諾を要するものとされている場合。]/

[2. 受託者は、[本契約に別途定める場合のほか、]以下の各号に定める場合には、代表受益者の指図に従わなければならない。

(●) ●●

:

(●)　　●●]

[4]/[3]. 受託者は、必要があると認める場合には、第 10.4 条に定める手続に基づいて当該事項に関し自らに指図するよう、特定受益者に対して書面により求めることができる（但し、受託者は、自らの発意でかかる指図を求める義務を負わない。）。特定受益者は、受託者から当該要求を受けた場合には、受託者自らの判断又は裁量の余地が残らない程度に具体的な指図をしなければならない。

[5]/[4]. 受託者は、以下の各号の場合には、本契約の定めに従い、受託者の判断で信託業務に係る行為（作為及び不作為のいずれも含む。本項において以下同じ。）をすることができる。なお、以下の各号の場合において、受託者は、何らの行為を行う義務を負うものではなく、かかる受託者による信託業務に係る行為の結果、委託者、受益者又は信託財産に諸費用等が発生したとしても、第 1 項に従って行動している限りその責を負わない。

(1) 本契約に基づいて特定受益者が行うべきものとして明示して定められている指図を特定受益者が行わない場合。

(2) 受託者が特定受益者による指図を求めたにもかかわらず、合理的な期間内に特定受益者によりかかる指図がなされない場合。

(3) 特定受益者による指図が、受託者自らの判断又は裁量の余地が残らない程度に具体的な指図ではない場合。

(4) 第 1 項の規定に従い受託者が特定受益者の指図に従わないことができる場合。

[6]/[5]. 第 1.4 条第 3 項、第 2.1 条第 4 項[、第 4.1 条第 1 項第(6)号]又は第 7.1 条第 3 項に定める場合のほか、受託者が本契約上委託者より特定受益者に伝えるべき通知、請求、報告等を受領した場合若しくは推進法に基づく企業価値担保権者に対する通知、請求、報告等を受領した場合、速やかにその内容を全特定受益者に通知しなければならない。

[7]/[6]. 信託法第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、受益者は、受託者に対し、同法第 39 条第 1 項各号に掲げる事項を開示することを請求することができない。

[8]/[7]. 受託者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、信託法第 31 条第 3 項に基づく通知、同法第 32 条第 3 項に基づく通知その他の受益者への報告、通知は行わない。但し、受託者が報告、通知を行わないことが法令等に違反する場合又は受益者に重大な損害が生ずるおそれがあると客観的に判断される場合についてはこの限りではない。

第 6.4 条（利益相反取引）

受託者は、[信託業法施行規則（平成 16 年内閣府令第 107 号。以下同じ。）第 41 条第 3 項/兼営法施行規則第 23 条第 3 項]の要件を充足する場合に限り、自己若しくはその利害関係人（信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に定める利害関係人をいう。以下同じ。）又は自らが受託者である他の信託の信託財産と本信託の信託財産との間における取引と

して、以下の取引を行うことができる。

(●)　第 6.8 条に従い、受託者において信託財産に属する金銭を管理するための預金口座を開設する取引、及び信託財産に属する金銭を、受託者に開設され維持される銀行預金に預け入れ、又は受託者の銀行勘定に運用する行為（なお、この場合、受託者の店頭に表示する普通預金金利を付利する。）

(●)　受託者が委託者から設定を受けた本担保権以外の企業価値担保権と本担保権との順位の変更

第 6.5 条（競合行為）

受託者は、本信託の受託者として有する権限に基づいて信託業務の処理としてすることができる行為のうち、[当該行為の目的や態様、当該行為が信託財産に与える影響、受託者と受益者との実質的な利害関係の状況、当該行為に至る経緯等を総合的に勘案して、]かかる行為を行わないことが受益者の利益に反するものとはいえない行為のほか、以下の行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算で行うことができる。

(●)　委託者に対する貸付債権その他の金銭債権を取得、管理及び回収すること。

(●)　委託者が保有する資産の上に担保権の設定を受けること、並びに当該担保権を管理及び実行すること。

(●)　●●

第 6.6 条（受託者の免責）

1. 受託者は、第 6.3 条第 1 項その他本契約の規定に従って信託業務を遂行している限り、そのために信託財産又は受益者に生じた諸費用等について、原因の如何にかかわらず受益者に対して一切その責任を負わない。但し、信託業法第 23 条の規定に従って責任を負う場合については、同条の規定に従う。

2. 受託者は、[多数特定受益者又は全特定受益者]/[代表受益者]の書面による指図があれば、本契約の明示の規定に違反しない限りその指図に従った行為を行い、この場合、当該行為により生じた結果、受益者又は信託財産に諸費用等が発生したとしても、第 6.3 条第 1 項に従って行動している限り一切責任を負わない。

第 6.7 条（責任財産限定特約）

受託者が本契約に基づき委託者又は受益者に対して負担する債務は、本契約で別途定める場合を除き、本信託の信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負担するものとし、受託者の固有財産及び他の信託の信託財産には及ばないものとする（但し、受託者が法令等又は本契約上の義務に違反したことにより、その固有財産により負担する債務を除く。）。本信託の信託財産をもって受託者が委託者又は受益者に対する本契約に基づく債務（但し、受託者が法令等又は本契約上の義務に違反したことに

より、その固有財産により負担する債務を除く。）の全てを支払うことができない場合には、委託者又は受益者からの受託者に対する当該超過部分についての請求権は、消滅するものとする。

第 6.8 条（信託財産に属する金銭の管理）

1. 受託者は、本信託の信託財産に属する金銭が存在する場合、当該金銭を、受託者が合理的に指定する預金口座（但し、[多数特定受益者]/[代表受益者]の指図がある場合には、当該指図により指定された預金口座とする。また、受託者において開設する預金口座とする場合には次項に従うことを要する。）にて管理する。
2. 受託者は、[信託業法施行規則（平成 16 年内閣府令第 107 号。以下同じ。）第 41 条第 3 項/兼営法施行規則第 23 条第 3 項]の要件を充足する場合には、前項に定める預金口座を受託者において開設する預金口座に指定し、又は、信託財産に属する金銭を受託者の銀行勘定に運用することができる。なお、この場合、受託者の店頭に表示する普通預金金利を付利する。

第7章　本担保権の実行及び信託財産の処分

第 7.1 条（本特定被担保債権に係る元本の確定）

1. 本特定被担保債権の元本について、その確定すべき期日は、[定めないもの／●年●月●日（以下「**元本確定期日**」という。）]とする。
2. 本特定被担保債権の元本は、[元本確定期日が到来した場合のほか、][7]法令等で許容される範囲内において、以下の事由（以下「**元本確定事由**」という。）により、元本確定事由の発生日における本特定被担保債権の元本残高をもって、確定する。
   (1) 推進法第 29 条第 1 項各号に定める事由が発生したこと
   (2) 本特定被担保債権につき、[多数特定受益者]/[代表受益者]からの指図に従った受託者による元本確定請求がなされたこと。
   (3) [多数特定受益者]/[代表受益者]からの指図に従った受託者と委託者の間で、本特定被担保債権の元本確定に係る書面による合意がなされたこと。
   (4) 委託者から本特定被担保債権の元本確定請求がなされ、その請求の時から 1 週間が経過したこと。
3. 委託者は、本特定被担保債権の元本確定請求を行おうとするときは、予め（遅くとも当該請求を行う日の●営業日前までに）受託者に対してその旨を報告する。受託者は、委託者からかかる報告又は本特定被担保債権の元本確定請求を受けたときは、全ての特定受益者に対し、遅滞なくその旨を通知する。

第 7.2 条（本担保権の実行）

1. 受託者は、[多数特定受益者]/[代表受益者]から本担保権を実行することを求める指図を受領した場合には、その指図に従い本担保権を実行しなければならない。
2. 委託者は、前項に基づく本担保権の実行に際して、[多数特定受益者]/[代表受益者]の指図に基づく受託者の合理的な指示に従い、必要な協力を行う。

第 7.3 条（本担保権の実行時における信託財産の交付）

1. 受託者は、本担保権の実行後、本担保権に係る担保権者としての地位に基づき、推進法その他法令等の規定に従い、本担保権の実行手続に係る管財人から、本特定被担保債権に対する配当（以下「**本配当金**」という。）及び不特定被担保債権留保額の交付を受けることとなった場合には、これを受領する。
2. 受託者は、前項に基づき本配当金を受領した場合には、その旨及び特定受益者に対する分配を行う予定日を速やかに[（遅くとも当該分配を行う日の●営業日前までに）]、

[7] 本条 1 項で元本確定期日を定める場合に規定する。

各特定受益者に通知する。

3. 受託者が本条第 1 項に基づき交付を受けた本配当金の金額及び推進法第 62 条第 5 項第 2 号に掲げる金額の合計額に相当する金銭は、当該本配当金の受領日以降において、遅滞なく、以下の各号に定める順序で分配される。

(1) 受託者に対する、本担保権の実行のために受託者が負担した諸費用等（受託者が固有財産において推進法第 85 条第 1 項に定める費用の予納を行い、その償還を受けていない場合における当該費用相当額を含む。）の支払

(2) 受託者に対する、第 8.3 条第 1 項及び第 2 項に基づく諸費用等（前号に該当するものを除く。）の未払金相当額の支払

(3) 受託者に対する、第 8.4 条第 2 項に基づく信託報酬の未払金相当額の支払

(4) 債権者に対する、信託法第 21 条第 2 項第 2 号に規定する信託債権に係る債務の金額の支払

(5) 特定受益者に対する、第 8.5 条の規定に基づき特定受益者が負担した信託報酬相当額及び諸費用等の支払

(6) 特定受益者に対する、受託者が本配当金を受領する直前の時点において当該特定受益者が有する本特定被担保債権に係る金額の特定受益権の償還

4. 前項第(6)号に定める償還に関して、前項第(5)号の支払後の本配当金の額が、受託者が本配当金を受領する直前の時点において全特定受益者が有する本特定被担保債権に係る未払債務の全額に満たない場合には、受託者は、本貸付契約第●条[8]の定めに準じて分配を行う。

5. 本条第 1 項に基づき受託者が本配当金を受領することにより、当該本配当金は、当然に本特定被担保債権の弁済に充当され、本特定被担保債権は当該本配当金の範囲で消滅する（なお、各貸付人等間での充当割合については、本貸付契約第●条[9]に準じて算定される。）ものとする。

6. 推進法又は倒産法に基づく配当手続において、本配当金による貸付人ごとの本特定被担保債権に対する弁済充当の結果が、本貸付契約第●条[10]に準じて算定される割合と異なる場合は、別途貸付人間において債権譲渡等の方法により当該割合と等しくなるように調整を図る。

第 7.4 条（不特定被担保債権留保額の取扱い）

1. 受託者は、本担保権の実行手続に係る管財人から交付を受けた不特定被担保債権留保額を不特定受益者のために管理する。受託者は、委託者が特別清算開始又は破産手続開始の申立てをする場合には、委託者のために、不特定被担保債権留保額から、民事

[8] 本貸付契約上の貸付人への分配に係る規定を参照する。
[9] 本貸付契約上の貸付人への分配に係る規定を参照する。
[10] 本貸付契約上の貸付人への分配に係る規定を参照する。

訴訟費用等に関する法律（昭和 46 年法律第 40 号）の規定に従い当該申立ての手数料を納付し、会社法第 888 条第 3 項又は破産法第 22 条第 1 項の規定により特別清算の手続又は破産手続の費用として裁判所の定める金額を予納する。

2. 受託者は、委託者について清算手続又は破産手続が開始されたときは、遅滞なく（当該清算手続又は破産手続が開始された後に不特定被担保債権留保額の交付を受けたときは、当該交付を受けた後遅滞なく）、当該清算手続又は破産手続における弁済又は配当の順位に従って、不特定受益者に不特定被担保債権留保額に相当する金銭（推進法第 62 条第 1 項第 3 号に規定する金額を予納した場合は、不特定被担保債権留保額から当該金額を控除した額に相当する金銭）を給付するために、清算人又は破産管財人に対し、当該金銭を給付する。但し、推進法第 62 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

第 7.5 条（本担保権の解除）

受託者は、本担保権の実行手続を開始するまでの間において、[全特定受益者]/[代表受益者]の指図があったときは、これに従い本担保権を解除する。

第8章　計算

第 8.1 条（信託の元本及び収益）

1. 本信託においては、本担保権並びに本担保権の実行により交付を受けた本配当金及び不特定被担保債権留保額（これらの交付金を総称して以下「**本配当金等**」という。）をもって信託元本とし、その価額は、次項に従って定められる額とする。
2. 本担保権については備忘価額（本被担保債権の変動及び本担保権の価値の変動にかかわらず、備忘価額は 1 円とする。）をもって信託の元本価額とし、本担保権の実行により交付を受けた本配当金等についてはその合計金額を信託の元本価額とする。
3. 信託計算期日における信託の計算をした結果、信託に帰属すべき収益が発生した場合、当該収益から信託の諸費用等を控除した額をもって信託の利益又は損失の額とする。当該損益額は、当該信託計算期日の翌日に信託元本に組み入れる。
4. 本条第 1 項における本担保権と本担保権の実行により交付を受けた本配当金等の差額をもって信託の収益とはしない。

第 8.2 条（信託の計算）

1. 受託者は、各信託計算期日（信託終了日を除く。）に、本信託の損益の計算を行った上で、信託法第 37 条第 2 項及び信託計算規則（平成 19 年法務省令第 42 号。以下同じ。）第 4 条に従い財産状況開示資料を作成する。なお、当該財産状況開示資料は、信託法第 37 条第 1 項及び信託計算規則第 4 条に従い作成する信託帳簿に基づき作成しなければならない。また、受託者は、信託法第 37 条第 3 項本文に定める報告は行わない。
2. 特定受益者は、信託法第 37 条第 2 項に定める財産状況開示資料の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該特定受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、当該特定受益者の同意があるときは信託法第 38 条第 1 項の規定による閲覧又は謄写の請求をすることはできない。なお、当初の特定受益者は、本契約の締結をもってかかる同意を行う。

第 8.3 条（諸費用等）

1. 本貸付契約に別段の定めのない限り、本契約及びこれに関連する書類の作成及びその変更、修正に関して発生する全ての諸費用等並びに受益者及び受託者が本契約に基づき権利の確保及び実行（本担保権の設定、対抗要件具備及び実行を含む。）又は義務の履行を行うに際して発生する全ての諸費用等（推進法第 85 条第 1 項に定める費用を含む。）、本担保権の移転又は譲渡その他本契約に基づく取引に係る諸費用等は、法令等に反しない限り全て委託者の負担とする。受託者又は特定受益者がこれを委託者に代わって負担した場合には、委託者は、法令等に別段の定めがある場合を除き、受託者

から請求を受け次第、直ちに、本貸付契約第●条[11]の規定に従い支払う。

2. 受託者は、受託者が支払を受けていない諸費用等がある場合には、信託財産に属する金銭から当該諸費用等相当額の支払を受けることができる。この場合において、受託者は、信託法第 48 条第 3 項本文に定める受益者に対する通知を行わない。

3. 委託者につき破産手続、民事再生手続又は会社更生手続が開始した場合には、本条第 1 項に定める委託者の受託者に対する諸費用等の支払義務は、既に履行されたものを除き、将来に向かって消滅するものとする。

第 8.4 条（信託報酬）

1. 委託者は、受託者に対して、委託者と受託者との間で別途合意するところに従い、本契約に関する信託報酬を支払う。

2. 受託者は、受託者が支払を受けていない前項に定める信託報酬がある場合には、信託財産に属する金銭から当該信託報酬相当額の支払を受けることができる。

3. 委託者につき破産手続、民事再生手続又は会社更生手続が開始した場合には、本条第 1 項に定める委託者の信託報酬の支払義務は、既に履行されたものを除き、将来に向かって消滅するものとする。

第 8.5 条（諸費用等及び信託報酬支払の合意）

受託者は、委託者から諸費用等及び信託報酬の支払を受けることができなかった場合（第 8.3 条第 3 項又は前条第 3 項に基づき、委託者の支払義務が消滅した場合を含む。）には、当該諸費用等及び信託報酬を各特定受益者に直接請求することができるものとし、当該請求を受けた特定受益者は、速やかに受託者に対して当該請求額を支払う。なお、各特定受益者は、当該諸費用等又は信託報酬の支払債務を受託者に対して連帯して負担し、各特定受益者における当該債務の負担割合は、本貸付契約第●条[12]に準じて算定される割合とする。

---

[11] 本貸付契約上の借入人の債務の履行に係る規定を参照する。
[12] 本貸付契約上の貸付人への分配に係る規定を参照する。

第9章　受託者の変更、信託の終了

第 9.1 条（受託者の解任）

1. [多数特定受益者]/[代表受益者]は、受託者に対して書面にて通知することにより、委託者の同意なしに、受託者を解任することができる。受益者は、かかる場合及び信託法第 58 条第 4 項に基づく場合を除き、受託者を解任することはできない。
2. 前項に基づき受託者が解任された場合、[多数特定受益者]/[代表受益者]は、速やかに、受託者（以下、本条において「**前任受託者**」という。）の後任となる新たな受託者（以下、本条において「**後任受託者**」という。）を選任する（但し、後任受託者は、推進法第 32 条の内閣総理大臣の免許を受けた者（推進法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該免許を受けたものとみなされた者を含む。）であることを要する。）。なお、後任受託者の就任については、[多数特定受益者]/[代表受益者]により選任された後任受託者を信託法第 62 条第 2 項に定める「新受託者となるべきものとして指定された者」とみなして、同条の規定を準用する。
3. 後任受託者が就任の承諾をした場合には、当該後任受託者は、何らの行為又は証書を要せずして、信託法第 3 章第 5 節第 5 款の規定に従い本契約上の受託者の権利及び義務を承継する。この場合、前任受託者は、速やかに、信託法第 3 章第 5 節第 5 款の規定に従い、前任受託者及び信託財産に関する債権債務関係を清算し、当該通知受領時点で本契約に基づき保有している全ての金銭、並びに本契約に基づき受領した書類のうち受託者の下に現存するものの一切を、後任受託者に対して交付する。また、前任受託者は、同時に、信託財産を後任受託者に有効に移転し、かつ、かかる移転につき法令等に従い効力発生要件及び対抗要件を具備するために必要な一切の手続を執り行う。

第 9.2 条（受託者の辞任）

1. 以下のいずれかの事由が発生した場合には、受託者は、委託者及び全特定受益者に対し●営業日前までに書面による通知を送付することにより、本信託の受託者を辞任することができる。
   (1) 経済情勢の変化その他相当の事由により信託業務の遂行が不可能又は著しく困難となったと受託者が合理的に認めた場合。
   (2) 受託者が適法に本契約上の義務を履行できなくなった場合。
   (3) 委託者が、第 8.3 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 8.4 条第 1 項に従って諸費用等又は信託報酬を支払わず（第 8.3 条第 3 項又は第 8.4 条第 3 項に基づき、委託者の支払義務が消滅した場合を含む。）、かつ、特定受益者が、第 8.5 条に基づく請求額を支払わなかった場合、その他委託者が本契約に定める金員の支払に関する義務を怠った場合。

(4) 受託者が、本貸付契約におけるエージェントの地位を喪失した場合。

(5) [多数特定受益者]/[代表受益者]の事前の書面による承諾を得た場合

2. 前項に基づき受託者を辞任する場合には、(i)受託者（以下、本条において「**前任受託者**」という。）は、辞任に先立ち、前任受託者の後任となる新たな受託者（以下、本条において「**後任受託者**」という。）を定めるものとし（但し、後任受託者は、推進法第 32 条の内閣総理大臣の免許を受けた者（推進法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該免許を受けたものとみなされた者を含む。）であることを要する。）、(ii)委託者及び前任受託者は、前任受託者の辞任の日までに後任受託者との間で、[多数特定受益者]/[代表受益者]が満足する内容及び様式による推進法第 68 条第 1 項に定める信託業務の承継に関する契約書（以下、本条において「**承継契約書**」という。）を締結する。

3. 承継契約書に定めるところにより前任受託者の辞任の効果が発生し、後任受託者は、本契約上の受託者の権利及び義務を承継する。この場合、前任受託者は、速やかに、信託法第 3 章第 5 節第 5 款の規定（但し、承継契約書に別段の定めがある場合は、当該規定に従う。）に従い、前任受託者及び信託財産に関する債権債務関係を清算し、当該通知受領時点で本契約に基づき保有している全ての金銭、並びに本契約に基づき受領した書類のうち受託者の下に現存するものの一切を、後任受託者に対して交付する。また、前任受託者は、同時に、信託財産を後任受託者に有効に移転し、かつ、かかる移転につき法令等に従い効力発生要件及び対抗要件を具備するために必要な一切の手続を執り行う。

第 9.3 条（信託の終了）

1. 本信託は、信託法第 163 条（同条第 9 号を除く。）に定める事由のほか、以下のいずれかの事由が発生した場合、当該事由が発生した日（以下「**信託終了日**」という。）において、終了する。

(1) 第 7.2 条に基づき本担保権が実行され、受託者が全ての本配当金等の交付を受け、推進法第 191 条第 1 項の規定による実行手続終結の決定があり、かつ、第 7.3 条に基づく特定受益者に対する分配（受託者が本配当金を複数回受領した場合は、最終の分配とする。）及び第 7.4 条に基づく不特定被担保債権留保額の清算人又は破産管財人に対する給付が完了した場合。

(2) 推進法第 62 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合。

(3) 本担保権が推進法第 189 条第 7 項又は第 190 条第 9 項の規定により消滅した場合。

(4) (i)元本の確定前に発生済みの本特定被担保債権が完済され、全ての貸付人につき本貸付契約に係る貸付義務が消滅し、かつ、新たに本特定被担保債権が発生しないことが確定した場合、又は(ii)元本の確定後に本特定被担保債権が完済された場合（但し、推進法第 190 条第 5 項に基づく弁済である場合を除

く。)。

(5) 第 7.5 条に基づき本担保権が解除された場合。

2. 信託法第 164 条第 1 項の規定にかかわらず、委託者及び受益者は、前項に定める場合を除き、本信託を終了することができない。

3. 第 1 項第(4)号に基づき本信託が終了した場合は、本担保権は信託終了日をもって解除される。また、信託法第 163 条（同条第 9 号を除く。）の規定に基づき本信託が終了し、本担保権が本信託以外の信託の信託財産に承継されない場合には、本担保権は、信託終了日において解除される。

4. 前項第 1 文の規定にかかわらず、第 1 項第(4)号により本信託が終了したことで本担保権が解除された場合でも、否認又は詐害行為取消権等の行使によりかかる貸付義務の消滅又は本特定被担保債務の弁済が取り消されたときは、その限度で、本担保権は復活するものとし、また、本信託は終了しなかったものとみなされる。この場合、受託者は[多数特定受益者]/[代表受益者]からの指図に従って対応するものとし、また、委託者は、実務上合理的に可能な範囲で、本担保権の効力の維持又は復活のために合理的に必要な措置をとる。

5. 法令に別段の定めがある場合を除き、本信託が終了し、本担保権が消滅した場合、委託者は、受託者に協力して、委託者の費用負担において、速やかに本担保権の設定登記の抹消登記手続を行う。委託者は、[多数特定受益者]/[代表受益者]からの指図により受託者が請求した場合には、当該抹消登記手続に係る登記委任状及び当該抹消登記手続を行うために合理的に必要な書類を受託者に対して提出する。

6. 前項に従って委託者が本担保権の設定登記の抹消登記の申請を行わない場合は、受託者は、前項に基づき受領した書類を用いて、いつでも委託者に代わって本担保権の設定登記の抹消登記の申請を行うことができるものとし、委託者はこれに協力する。なお、当該申請を行うに際して受託者が諸費用等を支出した場合、当該諸費用等は、委託者が負担する。

7. 本信託が終了した場合（信託の併合による場合及び信託財産についての破産手続開始の決定により終了した場合であって当該破産手続が終了していない場合を除く。）、次条に定めるところに従って、信託終了日以降遅滞なく、信託財産の全部を交付するほか、信託法第 7 章第 2 節の規定に従い、本信託の清算を行う。

第 9.4 条（信託の終了時における信託財産の交付）

受託者は、信託終了日において信託財産に残余財産が存在する場合には、(i)当該残余財産が本担保権の実行により交付を受けた本配当金等である場合には、第 7.3 条第 3 項及び第 4 項並びに第 7.4 条に従い、当該金銭を各特定受益者又は委託者の清算人若しくは破産管財人に交付し、当該交付後になお残余財産があるときは当該金銭を帰属権

利者[たる委託者]に交付し、(ii)それ以外の場合[13]には、当該残余財産を遅滞なく帰属権利者[たる委託者]に交付する。

第 9.5 条（最終計算）

1. 受託者は、前二条に定めるところに従って信託財産の全部を交付し、その他信託の清算に係る職務を終了したときは、遅滞なく、本信託に係る最終の計算を行い、本信託が終了した時点における特定受益者、委託者の清算人（委託者の特別清算が開始している場合に限る。）若しくは破産管財人（委託者の破産手続が開始している場合に限る。）又は不特定受益者（委託者の特別清算又は破産手続が開始していない場合に限る。）及び帰属権利者（以下、本条において「**受益者等**」と総称していう。）[14]に対し、その承認を求める。
2. 受益者等が、前項に基づき受託者が行った信託の計算について異議を唱えた場合、受託者は、必要に応じ、かかる計算を是正するために必要かつ適切な手段を遅滞なく講じる。
3. 受益者等が、受託者から第 1 項の計算の承認を求められた時から 1 ヶ月以内に異議を述べなかった場合には、受益者等は、かかる計算を承認したものとみなす。

[13] 本担保権の実行による配当金等の交付がない場合、すなわち、第 9.3 条第 1 項第 4 号により信託が終了し、何らかの信託財産があるような場合を想定している。
[14] 推進法 62 条 4 項による読替を本契約の定義を用いて行うもの。

第10章　雑則

第 10.1 条（信託財産に対する倒産手続等不申立特約）

1. 委託者及び特定受益者は、本信託の受益権に係る受益債権の全額の支払を受けてから 1 年と 1 日を経過するまでの間、本信託の信託財産につき、破産手続開始その他法令等上適用のあり得る倒産手続（将来、新たに制定され、又は信託財産に適用される手続を含む。）開始を自ら又は第三者を通じて申し立てず、また、第三者による申立てに対し参加及び同意しない。
2. 受託者は、本信託の受益権に係る受益債権の全額の支払が完了してから 1 年と 1 日を経過するまでの間、本信託の信託財産につき、破産手続開始その他法令等上適用のあり得る倒産手続（将来、新たに制定され、又は信託財産に適用される手続を含む。）開始を自ら又は第三者を通じて申し立てず、また、第三者による申立てに対し参加及び同意しない。但し、受託者が本項に従うことが、法令等又は受託者の本契約に基づく善管注意義務に違反し、又は違反するおそれがあると合理的に判断できる場合には、この限りでない。

第 10.2 条（委託者の補償義務）

委託者が本契約に基づき表明及び保証をした事実が真実若しくは正確でなかった場合又は第 4.1 条の委託者の誓約その他本契約に定める義務に委託者が違反した場合には、委託者は、当該真実若しくは正確でなかった表明及び保証又は義務違反に基づき信託財産、受託者又は受益者に発生した諸費用等を賠償する。

第 10.3 条（免責等）

1. 本担保権は、受託者又は特定受益者が本特定被担保債務に関して有する他の担保又は保証（もしあれば）に追加して設定されるものであり、かかる他の担保又は保証（もしあれば）の効力が本担保権によって影響を受けることはない。但し、推進法その他の法令等に基づく制約についてはこの限りでない。
2. 受託者又は特定受益者が本特定被担保債務に関して有する担保権又は保証について、いずれの担保又は保証から先に実行又は履行請求し弁済を受けるか、その全部又は一部を行使するか、どの部分を先に行使するかなど、担保権の実行又は保証の履行請求の方法及びその時期等については、委託者は、かかる判断について何らの異議を述べない。但し、推進法その他の法令等に基づく制約についてはこの限りでない。
3. 委託者、受託者及び各特定受益者は、その他の特定受益者の判断によって当該特定受益者に係る本特定被担保債務に関して他の第三者が提供した他の担保若しくは保証（もしあれば）を変更若しくは解除され、又は他の担保に係る被担保債務の元本若し

くは他の保証に係る主たる債務の元本が確定しても、一切異議を述べないものとし、委託者はこれらを理由とする免責を主張しない。

4. 本契約に基づく本担保権の設定により、受託者は、委託者が担保目的財産に関して負担する何らの債務も負担するものではなく、委託者は、かかる債務をその本旨に従って履行する。

5. 本担保権に関して委託者から特定受益者又は受託者に交付された証書等が事変、災害その他のやむを得ない事情によって紛失、滅失若しくは損傷した場合には、これによって特定受益者及び受託者に生じた諸費用等については委託者の負担とし、委託者は、特定受益者又は受託者の請求に応じて書類を再作成することに協力する。特定受益者又は受託者は、その紛失、滅失若しくは損傷又は権利の消滅について故意又は重過失がある場合を除き、何ら責任を負わない。

[第 10.4 条（特定受益者の意思結集）

1. 本契約において、多数特定受益者又は全特定受益者の意思結集に係る手続は、以下のとおりとする。

(1) 特定受益者は、本契約に定める多数特定受益者又は全特定受益者の指示が必要な事由が発生したと判断した場合、受託者に対して多数特定受益者又は全特定受益者の意思結集を要請する旨の通知を行うことができる。

(2) 前号の通知を受けた受託者は、多数特定受益者又は全特定受益者の意思結集を行う旨の通知を全特定受益者に対して速やかに行う。

(3) 前号の通知を受けた特定受益者は、かかる事由に対する自らの意思決定を行い、受託者が指定する合理的な期間内（原則として、前号の通知を受けた日の●営業日後の日まで）にその内容を受託者に通知する。

(4) 前三号により多数特定受益者又は全特定受益者の意思結集がなされた場合には、受託者は、多数特定受益者又は全特定受益者による指示としてその内容を委託者及び全特定受益者に対して速やかに通知する。

2. 受託者は、前項のほか、多数特定受益者又は全特定受益者による意思結集が必要な事由が発生したと自ら判断した場合、多数特定受益者又は全特定受益者の意思結集を行う旨の通知を全特定受益者に対して行うことができる。なお、かかる通知を行った後の手続は、前項第(3)号及び第(4)号の規定に従う。]

/

[第 10.4 条（代表受益者）

代表受益者は、本契約上代表受益者が行うものとされている指図、承諾、請求その他の行為を、本貸付契約の定めに従い行う。]

第 10.5 条（契約の変更）

1. 本契約は、受託者、[全特定受益者]/[代表受益者]及び委託者の書面による合意がなければ、これを変更することができない。
2. 信託法第 149 条第 2 項及び第 3 項の規定は、適用しない。

第 10.6 条（守秘義務）

1. 受託者及び特定受益者は、本契約に関する情報（次項第(2)号に定義される。）並びに本契約に関連して委託者から提供、開示された情報について、また、委託者は、本契約に関連して受託者及び特定受益者から提供、開示された情報について、それぞれ、厳に秘密を保持し、第三者に開示せず、かつ、本貸付関連契約の目的（与信審査・与信管理の目的を含む。）以外に利用しない。但し、(i)法令等、行政、司法、その他日本国内外の関係官庁、中央銀行若しくは自主規制団体の命令、指導、要請等により開示の必要がある場合、(ii)弁護士、司法書士、公認会計士、監査法人、税理士、格付機関その他の専門家であって、かつ、職務上当該秘密情報の開示を受ける必要のある者に対して、合理的に必要とされる範囲で本契約に関する情報を開示する場合、又は(iii)その他当事者間で事前に書面により合意する場合には、この限りではない。また、入手時点において情報受領者が既に了知していた情報、既に公知となっている情報、本契約締結後情報受領者の責めに帰すべき事由なく公知となった情報、当該他の当事者に対して守秘義務を負わない第三者（当該情報の保有につき正当な権利を有する者に限る。）より適法に入手した情報は、本項に定める守秘義務の対象とならない。
2. 前項にかかわらず、委託者は以下の各号に関する情報開示について異議を述べない。
   (1) 本貸付契約に基づく貸付不実行の通知があった場合[、第 10.4 条の規定に基づき特定受益者の意思結集が必要とされる場合]又は本貸付契約に定める期限の利益喪失事由若しくは潜在的期限の利益喪失事由が発生した場合若しくは発生するおそれが生じた場合には、受託者及び特定受益者が本契約又は本契約以外の契約に関連して入手した委託者及び委託者との取引に関する情報を、合理的に必要とされる範囲で互いに開示すること。
   (2) 本貸付契約に基づく貸付人の地位の譲渡若しくは貸付債権の譲渡又は本特定被担保債務に係る[委託者の委託なき]保証契約（物上保証を含む。）若しくは債務引受契約の締結に際して、特定受益者が相手方に守秘義務を負わせることを条件として、譲受人（地位譲受人を含む。）、保証人若しくは債務引受人又は譲受、保証又は債務引受を検討している者（かかる取引に関する仲介業務を行う者を含む。）に、本契約に関する情報を開示すること。なお、ここでいう本契約に関する情報とは、本契約に関連して入手した委託者の信用に関する情報、本契約の内容及びこれに付帯する情報、取引の対象となる貸付債権の内容及びこれに付帯する情報をいい、本契約以外の契約に関連して入手

した委託者の信用に関わる情報は含まれない。

(3) 特定受益者及び受託者が自らの関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に定義される関係会社をいう。）に対して、内部管理目的のため必要かつ適切な範囲で本契約に関する情報を開示すること。

第 10.7 条（本契約の可分性）

本契約の一部条項が無効､違法又は執行不能となった場合においても、その他の条項の有効性、合法性及び執行可能性はいかなる意味においても損なわれることはなく、また影響を受けない。

第 10.8 条（通知）

1. 本契約に基づく通知は、全て書面により、本契約に基づき行われるものであることを明確にしてなされるものとし、受取人たる相手方の宛先に、下記第(1)号乃至第(4)号記載のいずれかの方法により行う。なお、本契約の各当事者は、受託者宛てに宛先の変更通知を行うことにより、宛先を変更することができる。

(1) 直接持参交付

(2) 書留郵便又はクーリエサービス

(3) ファクシミリ通信[（但し、相手方から要求があった場合には、事後に正本を第(1)号又は第(2)号の方法で相手方に交付しなければならない。）]

(4) [電子メール（但し、相手方から要求があった場合には、事後に正本を第(1)号又は第(2)号の方法で相手方に交付しなければならない。）]

(5) [交換便（特定受益者・受託者間の通知に限る。）]

2. 前項の通知の効力発生時点は､ファクシミリ通信[又は電子メール]による場合には受信が確認された時点、その他の方法による場合には実際に受領された時点とする。

第 10.9 条（届出事項の変更）

1. 特定受益者及び委託者は、その商号、代表者、代理人、署名、印鑑、所在地その他受託者宛て届出事項に変更があった場合には、受託者に対して速やかに書面による通知を行う。

2. 前項の届出を怠ったために、本契約に基づき行われた通知が遅延し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時点に到達したものとみなす。

第 10.10 条（権利の存続）

受託者及び受益者が本契約により定められた権利の全部若しくは一部を行使しないこと又は行使の時期を遅らせることがあっても、それにより、受託者及び受益者が当該

権利を放棄したもの又は委託者の義務を免除若しくは軽減したものとは解されず、受託者及び受益者の権利にいかなる影響も与えないものとする。

第 10.11 条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が発生した場合には、委託者、受託者及び特定受益者は、誠実に協議を行い、その対応を決定する。

第 10.12 条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約の当事者は、本契約に関して生じるあらゆる紛争の解決にあたって、●地方裁判所を第一審の[非]専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 10.13 条（追加書類等への調印）

委託者は、本契約の目的を達成し、本契約に基づく取引を実行するために合理的に必要又は適切である場合、[多数特定受益者]/[代表受益者]の指図による受託者の要求に応じ、追加の書類等を調印し、受託者に提出しなければならない。

第 10.14 条（公告）

本契約に基づく受託者の公告は、法令等で別段の定めがある場合を除き、受託者所定の公告の方法（公告の期間を含む。）により行う。本契約締結時点における受託者の公告の方法は、[●●]に掲載する方法による。

第 10.15 条（条項の見出し等）

本契約の各条項の見出しの内容及び規定順序は、本契約の当事者の参照のために便宜的に設定されたものであり、本契約の解釈にいかなる影響をも及ぼすものではない。

第 10.16 条（言語）

本契約は、日本語で作成し、これを正本とする。

第 10.17 条（信託契約の内容の説明等）

1. 委託者は、本契約の締結にあたり、受託者から、信託業法第 25 条に定められる事項の説明を受けたことをここに確認する。
2. 委託者は、本契約に係る契約書の交付をもって、信託業法第 26 条第 1 項に基づく、委託者に対する同条同項記載の各事項を明らかにした書面の交付とすることをここに確認する。但し、本契約の各当事者は、本項に定める確認をもって、委託者以外の本契約の各当事者の責任が免除又は軽減されることにはならないことを確認する。

3. 特定受益者は、受託者との間で、第 8.5 条に定める諸費用等及び信託報酬を支払う旨の合意を行うことにつき、受託者から、信託業法第 29 条の 3 に基づく説明を受けたことをここに確認する。

第 10.18 条（指定紛争解決機関）

受託者が契約する指定紛争解決機関は[○○○○（連絡先：●●●●、電話番号：□□□□）]とする。

（以下余白）

上記を証するため、本契約書 2 通に全当事者が調印し、委託者及び受託者が原本を保管し、受託者は写しを各特定受益者宛て各 1 通ずつ配付する。

●年●月●日

企業価値担保権信託契約書 調印頁

委託者：XXX

印

印紙

受託者兼特定受益者[15]：YYY

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

[15] 受託者もレンダー（兼エージェント）であるため、当初の特定受益者に含まれる想定。

特定受益者：●●

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

特定受益者：●●

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

別紙 1

当初の特定受益者

名称及び担当部署	住所	TEL/FAX
		TEL： FAX：
		TEL： FAX：
		TEL： FAX：

以上

別紙 2

極度額指定書

（添付のとおり）

●年●月●日

受託者：YYY　御中

委託者：XXX

印

極度額指定書

当社は、委託者としての当社、受託者としての YYY 及び当初の特定受益者としての各金融機関等の間で●年●月●日付で締結された企業価値担保権信託契約書（その後の変更を含み、以下「**本信託契約**」といいます。）に基づき設定された企業価値担保権の極度額を下記の金額に定めることを、本信託契約第 1.4 条第 4 項並びに事業性融資の推進等に関する法律第 9 条第 2 項及び第 3 項に従い本書をもって請求します。

記

極度額：　●円

以上

別紙 3

承諾書兼誓約書

（添付のとおり）

●年●月●日

受託者：YYY　御中

承諾書兼誓約書

●●（以下「**新特定受益者**」という。）は、委託者としてのXXX、受託者としてのYYY（以下「**受託者**」という。）及び当初の特定受益者としての各金融機関等の間で●年●月●日付で締結された企業価値担保権信託契約書（その後の変更を含み、以下「**本信託契約**」という。）第5.2条第1項に基づき、本信託契約上の特定受益権の取得に関して、受託者に対し、本書を差し入れる。なお、本信託契約において定義された用語は、別段の定めがない限り、本書においても同一の意味を有する。

1. 新特定受益者は、本信託契約の写しを受領し、その内容を理解した。

2. 新特定受益者は、本貸付契約に従って、本貸付契約に基づく貸付人の地位とともに、本特定被担保債権を有し、又は有すべき者となったため、本信託契約に基づく特定受益権を取得することについて、推進法第8条第2項第4号及び本信託契約第5.1条第2項に従い承諾する。

3. 新特定受益者は、本書をもって以下の各号に定める事項につき、同意する[16]。

(1) 本信託契約上の「特定受益者」として同契約に参加し、同契約の各条項に従って、特定受益者としての権利を行使し又は義務を履行すること。

(2) 信託法第37条第2項に定める財産状況開示資料の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該特定受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項の規定による閲覧又は謄写の請求をすることはできないこと。

(3) 本信託契約第7.3条第1項に基づき受託者が本配当金を受領することにより、当該本配当金は、当然に本特定被担保債権の弁済に充当され、本特定被担保債権は当該本配当金の範囲で消滅する（なお、各貸付人等間での充当割合については、本貸付契約第●条に準じて算定される。）こと。

(4) 新特定受益者は、受託者に対して、以下に掲げる権利を行使しないこと。

---

[16] 新たな特定受益者が代表受益者に対して、本信託契約に定められた権利を行使し、義務を履行するために必要となる代理権限を付与する旨の規定につき、債権譲渡にあたって譲受人からエージェントに対して差し入れられる書面において同様の授権文言が設けられない場合は、本承諾書兼誓約書において規定することも考えられる。

① 信託法第 150 条第 1 項に基づく信託の変更を命ずる裁判の申立権

② 信託法第 165 条第 1 項に基づく信託の終了を命ずる裁判の申立権

③ 特定受益権を放棄する権利

4. 新特定受益者は、本信託契約第 8.5 条に従い諸費用等及び信託報酬を支払う。なお、新特定受益者は、当該諸費用等及び信託報酬を支払う旨の合意を行うことにつき、受託者から、信託業法 29 条の 3 に基づく説明を受けたことをここに確認する。

5. 新特定受益者は、頭書の日付において、反社会的勢力及び反社会的勢力関係者に該当しないこと並びに反社会的行為を行っていないことを、受託者に対して表明及び保証する。また、新特定受益者は、受託者に対し、信託期間を通じて、反社会的勢力及び反社会的勢力関係者にならないこと並びに反社会的行為を行わないことを誓約する。

6. 新特定受益者に関する、本信託契約に基づく通知その他の連絡先は、下記のとおりである。

名称及び担当部署	住所	TEL/FAX
		TEL： FAX：

以上

冒頭記載の日付において、この承諾書兼誓約書を作成した。

新特定受益者：●●

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（２）書式例（パターン２）

企業価値担保権信託契約書

委託者としてのXXX（以下「**委託者**」という。）、受託者としてのYYY（以下「**受託者**」という。）及び当初の特定受益者としての[YYY、AAA及びBBB]は、●年●月●日付で以下のとおり合意し、この契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第 1.1 条（定義）

次に掲げる各用語は、文脈上別義であることが明白である場合を除き、本契約において次に定める意味を有する。

(1) 「**営業日**」とは、日本において銀行が休日とされる日以外の日をいう。

(2) 「**受益者**」とは、特定受益者及び不特定受益者を個別に又は総称していう。

(3) 「**諸費用等**」とは、損害、損失、費用（弁護士費用を含む。）及び公租公課（印紙税を含む。）等をいう。

(4) 「**信託開始日**」とは、●年●月●日をいう。

(5) 「**信託計算期日**」とは、(i)信託開始日の翌日以後、信託終了日より前に到来する毎年●月[末]日（但し、当該日が営業日でない場合は、前営業日）、(ii)第6.3条に基づき信託財産の交付が行われる日又は(iii)信託終了日のいずれかの日をいう。

(6) 「**信託終了日**」とは、第8.3条第1項各号に掲げる事由が発生した日をいう。

(7) 「**推進法**」とは、事業性融資の推進等に関する法律（令和6年法律第52号）をいう。

(8) 「**代表受益者**」とは、[YYY]をいう。但し、［全特定受益者/全特定受益者の過半数］の同意に基づき代表受益者が交替し、その旨が［元の代表受益者又は元の代表受益者以外の全特定受益者/元の代表受益者及びその他の特定受益者のいずれか/全特定受益者の過半数］から受託者に対して通知された場合は、当該交替による後任者を代表受益者とする。

(9) 「**特定受益権**」とは、特定受益者が有する受益権をいう。

(10) 「**特定受益者**」とは、第1.5条第1項第(1)号に定める意味を有する。

(11) 「**不特定受益権**」とは、本不特定被担保債権に係る受益権をいう。

(12) 「**不特定受益者**」とは、第1.5条第1項第(2)号に定める意味を有する。

(13) 「**法令等**」とは、本契約、本契約に基づく取引又は本契約の当事者に適用される条約、法律、条例、政令、府省令、規則、告示、判決、決定、仲裁判断、通達及び関係当局の政策をいう。

(14) 「**本信託**」とは、本契約に基づき設定される信託をいう。

(15) 「**本担保権**」とは、本契約に基づき設定される企業価値担保権をいう。

(16) 「**本特定被担保債権**」とは、第1.4条第1項に定める意味を有する。

(17) 「**本被担保債権**」とは、本特定被担保債権及び本不特定被担保債権を個別に又は総称していう。

(18) 「**本不特定被担保債権**」とは、委託者を債務者とする不特定被担保債権（推進法第6条第5項に定める意味を有する。）をいう。

第 1.2 条（信託の目的）

本信託は、受託者が次に掲げる行為をすることを信託の目的とする。

(1) 委託者の総財産（将来において委託者の財産に属するものを含む。以下同じ。）に対して本契約に基づき設定される企業価値担保権について、推進法及び本契約に定める方法及び条件に従い、その管理及び処分をすること。

(2) 特定受益者のために、本担保権の実行手続において、配当可能額（推進法第 166 条第 2 項に規定する配当可能額をいう。次号において同じ。）から不特定被担保債権留保額（推進法第 8 条第 2 項第 1 号ハに規定する不特定被担保債権留保額をいう。以下同じ。）を控除した額を限度として金銭の配当を受け、当該金銭の管理及び処分をすること。

(3) 不特定受益者のために、配当可能額に応じ、不特定被担保債権留保額の金銭の配当を受け、当該金銭の管理及び処分をすること。

第 1.3 条（信託の期間）

本信託の期間（以下「**信託期間**」という。）は、信託開始日（同日を含む。）から信託終了日（同日を含む。）までとする。

第 1.4 条（本特定被担保債権の範囲及び極度額）

1. 本契約に基づき設定される企業価値担保権に係る特定被担保債権（以下「**本特定被担保債権**」という。）は、(i)当初の特定受益者が委託者との間の銀行取引によって取得する委託者に対する一切の債権（本契約に基づいて特定受益者が委託者に対して取得する諸費用等償還請求権その他の債権を含む。）及び(ii)当初の特定受益者が第三者から取得する委託者に対する手形上若しくは小切手上の請求権又は電子記録債権とする。
2. 推進法第 6 条第 4 項各号に掲げる財産上の請求権（推進法第 6 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる財産上の請求権については元本の確定前に限り、前項(ii)に規定するものを除く。）は、本特定被担保債権に含まれない。
3. 本担保権の極度額は[定めない／金●円とする]。
4. 委託者は、推進法第 9 条第 2 項に基づき極度額を指定しようとするときは、予め（遅くとも当該請求を行う日の●営業日前までに）受託者に対してその旨を書面[又は電磁的方法]により通知しなければならない。

第 1.5 条（本信託の受益者及び帰属権利者の指定）

1. 本信託の受益者は、次に掲げる者とする。
   (1) 本特定被担保債権を有し、又は有すべき者（以下「**特定受益者**」という。）。
   (2) 本不特定被担保債権を有する者（以下「**不特定受益者**」という。）
2. 本契約の各当事者は、本担保権が消滅する前に本信託が終了した場合、委託者が、信託法（平成 18 年法律第 108 号。以下同じ。）第 182 条第 1 項第 2 号に定める帰属権利者となることをここに確認する。

第 2.1 条（企業価値担保権の設定等）

1. 委託者は、信託開始日において、委託者の総財産に対して、本被担保債権を担保するため、受託者を企業価値担保権者として、第一順位の企業価値担保権を設定することにより受託者に信託し、受託者はこれを引き受ける。
2. 委託者は、信託開始日中に、前項に定める企業価値担保権設定の登記手続を行い、登記申請後、直ちに当該申請が受領されたことを証する書面を受託者に交付し、登記完了後直ちに当該登記が反映された委託者の商業登記事項証明書を受託者に提出する。
3. 委託者は、受託者からの要求があるときは、担保保全のために合理的に必要な範囲で、本担保権の効力発生、対抗要件具備及び実行に合理的に必要な行為その他本契約の目的を実現させるために合理的に必要な全ての行為を行う。
4. 委託者は、本担保権の登記事項[1]に変更があったことを認識したときは、直ちに受託者に通知する。

第 3.1 条（委託者の誓約事項等）

1. 委託者は、信託期間中、受託者及び受益者に対して、特定受益者の書面による承諾がない限り、本契約に基づく契約上の地位及び権利義務の全部又は一部について、譲渡、担保の提供その他の処分を行わないことを誓約する。
2. 委託者は、受託者に対して、本契約の締結及び本担保権の設定につき委託者の社内手続が完了したことを証明する[取締役会議事録]の原本証明付写しを本契約締結日までに交付する。
3. 委託者は、本契約に別途定めるものを除き、信託法の規定による委託者としての権利を有しない。

第 4.1 条（受益権の種類及び受益者）

本信託に係る受益権は、特定受益権と不特定受益権の 2 種類とする。

---

[1] 具体的な登記事項は、準用不動産登記法第 59 条各号（第 6 号を除く。）に限られる。次項も同様。

第 5.1 条（信託業務の内容・範囲）

1. 受託者は、推進法及び特定受益者の指図に従って、本担保権の管理及び実行並びに推進法又は本契約に基づく権限の行使に関する事務その他本契約に別途定める事務及びかかる事務に付随する事務を行う。なお、受託者が本信託の受託者として行うべき信託業務の内容は、受託者の裁量を有するものを含まず、法定の定型的事務及び本契約上明記された事務に限定される。
2. 特定受益者は、代表受益者に対して、全特定受益者のために、本契約に基づく特定受益者としての権利を行使し、義務を履行する権限を付与する。本契約に特段の定め[2]がない限り、代表受益者のみが、全特定受益者を代理して、特定受益者としての指図権、同意権、受託者の選解任権その他の権限を行使することができ、また、委託者又は受託者からの意思表示、要求、通知等を受領することができる。

第 5.2 条（受託者の義務等）

1. 受託者は、第 5.1 条に定める信託業務を、適用ある法令等及び本契約の規定に従って、善良なる管理者の注意をもって、執り行う。
2. 受託者は、必要があると認める場合には、本信託の信託事務の処理に関し自らに指図するよう、特定受益者に対して、合理的な期限を定めて書面により求めることができる。特定受益者は、受託者から当該要求を受けた場合には、当該期限までに、受託者自らの判断又は裁量の余地が残らない程度に具体的な指図をしなければならない。特定受益者が所定の期限までにかかる指図を行わない場合、受託者は、当該指図を要求した事項に関して何らの行為義務も負わず、委託者、受益者又は信託財産に生じた一切の諸費用等について免責される。
3. 受託者は、委託者より特定受益者に伝えるべき通知、請求、報告等を受領した場合若しくは推進法に基づく企業価値担保権者に対する通知、請求、報告等を受領した場合、速やかにその内容を全特定受益者に通知しなければならない。
4. 受託者は、前項に定める場合のほか、信託法第 31 条第 3 項に基づく通知、同法第 32 条第 3 項に基づく通知その他の受益者への報告、通知は行わない。但し、受託者が報告、通知を行わないことが法令等に違反する場合についてはこの限りではない。

第 5.3 条（利益相反取引）

受託者は、[信託業法施行規則（平成 16 年内閣府令第 107 号。以下同じ。）第 41 条第 3 項/金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 16 号。以下「兼営法施行規則」という。）第 23 条第 3 項]の要件を充足する場合に限り、自己若しくはその利害関係人（信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に定める利害関係人をいう。

[2] 第 1.1 条第(8)号など。

以下同じ。）又は自らが受託者である他の信託の信託財産と本信託の信託財産との間における取引として、以下の取引を行うことができる。

(●)　受託者において信託財産に属する金銭を管理するための預金口座を開設する取引、及び信託財産に属する金銭を、受託者に開設され維持される銀行預金に預け入れ、又は受託者の銀行勘定に運用する行為

(●)　受託者が委託者から設定を受けた本担保権以外の企業価値担保権と本担保権との順位の変更

第 5.4 条（競合行為）

受託者は、本信託の受託者として有する権限に基づいて信託業務の処理としてすることができる行為のうち、[当該行為の目的や態様、当該行為が信託財産に与える影響、受託者と受益者との実質的な利害関係の状況、当該行為に至る経緯等を総合的に勘案して、]かかる行為を行わないことが受益者の利益に反するものとはいえない行為のほか、以下の行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算で行うことができる。

(●)　委託者に対する貸付債権その他の金銭債権を取得、管理及び回収すること。

(●)　委託者が保有する資産の上に担保権の設定を受けること、並びに当該担保権を管理及び実行すること。

(●)　●●

第 6.1 条（本特定被担保債権に係る元本の確定）

1. 本特定被担保債権の元本について、その確定すべき期日は、[定めないもの／●年●月●日]とする。

2. 委託者は、本特定被担保債権の元本確定請求を行おうとするときは、予め（遅くとも当該請求を行う日の●営業日前までに）受託者に対してその旨を書面[又は電磁的方法]により通知しなければならない。

第 6.2 条（本担保権の実行）

受託者は、特定受益者から本担保権を実行することを求める指図を受領した場合には、その指図に従い本担保権を実行しなければならない。

第 6.3 条（本担保権の実行時における信託財産の交付）

受託者は、本担保権の実行後、推進法に従い、本担保権の実行手続に係る管財人から、本特定被担保債権に対する配当（以下「**本配当金**」という。）及び不特定被担保債権留保額の交付を受けることとなった場合には、これを受領し、推進法の定めに従ってこれを管理及び処分する。また、受託者は、特定受益者に対し、本特定被担保債権の額又は特定受益者に給付することができる金額のいずれか低い額に相当する金銭を給付す

る。

第 6.4 条（本担保権の解除）

受託者は、本担保権の実行手続を開始するまでの間において、特定受益者の指図があったときは、これに従い本担保権を解除する。

第 7.1 条（信託の元本及び収益）

1. 本信託においては、本担保権並びに本担保権の実行により交付を受けた本配当金及び不特定被担保債権留保額（これらの交付金を総称して以下「**本配当金等**」という。）をもって信託元本とし、その価額は、次項に従って定められる額とする。
2. 本担保権については備忘価額（本被担保債権の変動及び本担保権の価値の変動にかかわらず、備忘価額は 1 円とする。）をもって信託の元本価額とし、本担保権の実行により交付を受けた本配当金等についてはその合計金額を信託の元本価額とする。
3. 信託計算期日における信託の計算をした結果、信託に帰属すべき収益が発生した場合、当該収益から信託の諸費用等を控除した額をもって信託の利益又は損失の額とする。当該損益額は、当該信託計算期日の翌日に信託元本に組み入れる。
4. 本条第 1 項における本担保権と本担保権の実行により交付を受けた本配当金等の差額をもって信託の収益とはしない。

第 7.2 条（信託の計算）

受託者は、各信託計算期日（信託終了日を除く。）に、本信託の損益の計算を行った上で、信託法に従い財産状況開示資料を作成する。また、受託者は、信託法第 37 条第 3 項本文に定める報告は行わない。

第 7.3 条（諸費用等）

1. 本契約及びこれに関連する書類の作成及びその変更、修正に関して発生する全ての諸費用等（弁護士費用、印紙税を含む。）並びに受益者及び受託者が本契約に基づき権利の確保及び実行（本担保権の設定、対抗要件具備及び実行を含む。）又は義務の履行を行うに際して発生する全ての諸費用等（推進法第 85 条第 1 項に定める費用を含む。）、本担保権の移転又は譲渡その他本契約に基づく取引に係る諸費用等は、法令等に反しない限り全て委託者の負担とする。
2. 受託者は、受託者が支払を受けていない諸費用等がある場合には、信託財産に属する金銭から当該諸費用等相当額の支払を受けることができる。この場合において、受託者は、信託法第 48 条第 3 項本文に定める受益者に対する通知を行わない。
3. 委託者につき破産手続、民事再生手続又は会社更生手続が開始した場合には、本条第 1 項に定める委託者の受託者に対する諸費用等の支払義務は、既に履行されたものを除

き、将来に向かって消滅する。

第 7.4 条（信託報酬）

1. 委託者は、受託者に対して、委託者と受託者との間で別途合意するところに従い、本契約に関する信託報酬を支払う。
2. 受託者は、受託者が支払を受けていない前項に定める信託報酬がある場合には、信託財産に属する金銭から当該信託報酬相当額の支払を受けることができる。
3. 委託者につき破産手続、民事再生手続又は会社更生手続が開始した場合には、本条第 1 項に定める委託者の信託報酬の支払義務は、既に履行されたものを除き、将来に向かって消滅する。

第 7.5 条（諸費用等及び信託報酬支払の合意）

受託者は、委託者から諸費用等及び信託報酬の支払を受けることができなかった場合（第 7.3 条第 3 項又は前条第 3 項に基づき、委託者の支払義務が消滅した場合を含む。）には、当該諸費用等及び信託報酬を各特定受益者に直接請求することができる。当該請求を受けた特定受益者は、連帯して、速やかに受託者に対して当該請求額を支払わなければならない。

第 8.1 条（受託者の解任）

1. 特定受益者は、受託者に対して書面にて通知することにより、委託者の同意なしに、受託者を解任することができる。
2. 前項に基づき受託者が解任された場合、特定受益者は、速やかに、受託者（以下、本条において「**前任受託者**」という。）の後任となる新たな受託者（以下、本条において「**後任受託者**」という。）を選任する。なお、後任受託者の就任については、特定受益者により選任された後任受託者を信託法第 62 条第 2 項に定める「新受託者となるべきものとして指定された者」とみなして、同条の規定を準用する。

第 8.2 条（受託者の辞任）

1. 以下のいずれかの事由が発生した場合には、受託者は、委託者及び全特定受益者に対し●営業日前までに書面[又は電磁的方法]による通知を送付することにより、本信託の受託者を辞任することができる。
   (1) 経済情勢の変化その他相当の事由により信託業務の遂行が不可能又は著しく困難となったと受託者が合理的に認めた場合。
   (2) 受託者が適法に本契約上の義務を履行できなくなった場合。
   (3) 委託者が本契約に定める金員の支払に関する義務を怠った場合。
   (4) 受託者が、特定受益者でなくなった場合。

(5)　特定受益者の事前の書面による承諾を得た場合

2.　前項に基づき受託者を辞任する場合には、(i)受託者（以下、本条において「**前任受託者**」という。）は、辞任に先立ち、前任受託者の後任となる新たな受託者（以下、本条において「**後任受託者**」という。）を定めるものとし、(ii)委託者及び前任受託者は、前任受託者の辞任の日までに後任受託者との間で、特定受益者が満足する内容及び様式による推進法第 68 条第 1 項に定める信託業務の承継に関する契約書（以下、本条において「**承継契約書**」という。）を締結する。

3.　承継契約書に定めるところにより前任受託者の辞任の効果が発生し、後任受託者は、本契約上の受託者の権利及び義務を承継する。この場合、前任受託者は、同時に、信託財産を後任受託者に有効に移転し、かつ、かかる移転につき法令等に従い効力発生要件及び対抗要件を具備するために必要な一切の手続を執り行う。

第 8.3 条（信託の終了）

1.　本信託は、信託法第 163 条（同条第 9 号を除く。）に定める事由のほか、以下のいずれかの事由が発生した場合、当該事由が発生した日において、終了する。

(1)　第 6.2 条に基づき本担保権が実行され、推進法に基づき、実行手続終結の決定があり、かつ、特定受益者に対する分配（受託者が本配当金を複数回受領した場合は、最終の分配とする。）及び不特定被担保債権留保額の清算人又は破産管財人に対する給付が完了した場合。

(2)　推進法第 62 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合。

(3)　本担保権が推進法第 189 条第 7 項又は第 190 条第 9 項の規定により消滅した場合。

(4)　元本の確定後に本特定被担保債権が完済された場合（但し、推進法第 190 条第 5 項に基づく弁済である場合を除く。）。

(5)　第 6.4 条に基づき本担保権が解除された場合。

2.　法令に別段の定めがある場合を除き、本担保権が消滅した場合、委託者は、受託者に協力して、速やかに本担保権の設定登記の抹消登記手続を行う。委託者は、受託者が請求した場合には、当該抹消登記手続に係る登記委任状及び当該抹消登記手続を行うために合理的に必要な書類を受託者に対して提出する。

3.　前項に従って委託者が本担保権の設定登記の抹消登記の申請を行わない場合は、受託者は、前項に基づき受領した書類を用いて、いつでも委託者に代わって本担保権の設定登記の抹消登記の申請を行うことができるものとし、委託者はこれに協力する。なお、当該申請を行うに際して受託者が支出した諸費用等は、委託者が負担する。

第 8.4 条（信託の終了時における信託財産の交付）

受託者は、信託終了日において信託財産に残余財産が存在する場合には、(i)当該残余

財産が本担保権の実行により交付を受けた本配当金等である場合には、推進法に従い、当該金銭を各特定受益者又は委託者の清算人若しくは破産管財人に交付し、当該交付後になお残余財産があるときは当該金銭を帰属権利者[たる委託者]に交付し、(ii)それ以外の場合には、当該残余財産を遅滞なく帰属権利者[たる委託者]に交付しなければならない。

第 8.5 条（最終計算）

受託者は、推進法及び信託法[3]に従い、本信託に係る最終の計算を行い、その承認を求める。

第 9.1 条（契約の変更）

1. 本契約は、受託者、特定受益者及び委託者の書面による合意がなければ、これを変更することができない。
2. 信託法第 149 条第 2 項及び第 3 項の規定は、適用しない。

第 9.2 条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が発生した場合には、委託者、受託者及び特定受益者は、誠実に協議を行い、その対応を決定する。

第 9.3 条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約の当事者は、本契約に関して生じるあらゆる紛争の解決にあたって、●地方裁判所を第一審の[非]専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（以下余白）

[3] 推進法第 62 条第 4 項による読替後の信託法第 184 条

上記を証するため、本契約書 2 通に全当事者が調印し、委託者及び受託者が原本を保管し、受託者は写しを各特定受益者宛て各 1 通ずつ配付する。

●年●月●日

委託者：XXX

印

印紙

受託者兼特定受益者[4]：YYY

印

[4] 受託者もレンダーであるため、当初の特定受益者に含まれる想定。

特定受益者：●●

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

特定受益者：●●

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（３）書式例（パターン３）

企業価値担保権信託契約書

委託者としてのXXX（以下「**委託者**」という。）、受託者としてのYYY（以下「**受託者**」という。）及び当初の特定受益者としてのYYYは、●年●月●日付で以下のとおり合意し、この契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第 1.1 条（定義）

次に掲げる各用語は、文脈上別義であることが明白である場合を除き、本契約において次に定める意味を有する。

(1) 「**営業日**」とは、日本において銀行が休日とされる日以外の日をいう。

(2) 「**受益者**」とは、特定受益者及び不特定受益者を個別に又は総称していう。

(3) 「**諸費用等**」とは、損害、損失、費用（弁護士費用を含む。）及び公租公課（印紙税を含む。）等をいう。

(4) 「**信託開始日**」とは、●年●月●日をいう。

(5) 「**信託計算期日**」とは、(i)信託開始日の翌日以後、信託終了日より前に到来する毎年●月[末]日（但し、当該日が営業日でない場合は、前営業日）、(ii)第6.3条に基づき信託財産の交付が行われる日又は(iii)信託終了日のいずれかの日をいう。

(6) 「**信託終了日**」とは、第8.2条第1項各号に掲げる事由が発生した日をいう。

(7) 「**推進法**」とは、事業性融資の推進等に関する法律（令和6年法律第52号）をいう。

(8) 「**特定受益権**」とは、特定受益者が有する受益権をいう。

(9) 「**特定受益者**」とは、第1.5条第1項第(1)号に定める意味を有する。

(10) 「**不特定受益権**」とは、本不特定被担保債権に係る受益権をいう。

(11) 「**不特定受益者**」とは、第1.5条第1項第(2)号に定める意味を有する。

(12) 「**法令等**」とは、本契約、本契約に基づく取引又は本契約の当事者に適用される条約、法律、条例、政令、府省令、規則、告示、判決、決定、仲裁判断、通達及び関係当局の政策をいう。

(13) 「**本信託**」とは、本契約に基づき設定される信託をいう。

(14) 「**本担保権**」とは、本契約に基づき設定される企業価値担保権をいう。

(15) 「**本特定被担保債権**」とは、第1.4条第1項に定める意味を有する。

(16) 「**本被担保債権**」とは、本特定被担保債権及び本不特定被担保債権を個別に又は総称していう。

(17) 「**本不特定被担保債権**」とは、委託者を債務者とする不特定被担保債権（推進法第6条第5項に定める意味を有する。）をいう。

第 1.2 条（信託の目的）

本信託は、受託者が次に掲げる行為をすることを信託の目的とする。

(1) 委託者の総財産（将来において委託者の財産に属するものを含む。以下同じ。）に対して本契約に基づき設定される企業価値担保権について、推進法及び本契約に定める方法及び条件に従い、その管理及び処分をすること。

(2) 特定受益者のために、本担保権の実行手続において、配当可能額（推進法第 166 条第 2 項に規定する配当可能額をいう。次号において同じ。）から不特定被担保債権留保額（推進法第 8 条第 2 項第 1 号ハに規定する不特定被担保債権留保額をいう。以下同じ。）を控除した額を限度として金銭の配当を受け、当該金銭の管理及び処分をすること。

(3) 不特定受益者のために、配当可能額に応じ、不特定被担保債権留保額の金銭の配当を受け、当該金銭の管理及び処分をすること。

第 1.3 条（信託の期間）

本信託の期間（以下「**信託期間**」という。）は、信託開始日（同日を含む。）から信託終了日（同日を含む。）までとする。

第 1.4 条（本特定被担保債権の範囲及び極度額）

1. 本契約に基づき設定される企業価値担保権に係る特定被担保債権（以下「**本特定被担保債権**」という。）は、(i)当初の特定受益者が委託者との間の銀行取引によって取得する委託者に対する一切の債権（本契約に基づいて特定受益者が委託者に対して取得する諸費用等償還請求権その他の債権を含む。）及び(ii)当初の特定受益者が第三者から取得する委託者に対する手形上若しくは小切手上の請求権又は電子記録債権とする。
2. 推進法第 6 条第 4 項各号に掲げる財産上の請求権（推進法第 6 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる財産上の請求権については元本の確定前に限り、前項(ii)に規定するものを除く。）は、本特定被担保債権に含まれない。
3. 本担保権の極度額は[定めない／金●円とする]。
4. 委託者は、推進法第 9 条第 2 項に基づき極度額を指定しようとするときは、予め（遅くとも当該請求を行う日の●営業日前までに）受託者に対してその旨を書面[又は電磁的方法]により通知しなければならない。

第 1.5 条（本信託の受益者及び帰属権利者の指定）

1. 本信託の受益者は、次に掲げる者とする。
   (1) 本特定被担保債権を有し、又は有すべき者（以下「**特定受益者**」という。）。
   (2) 本不特定被担保債権を有する者（以下「**不特定受益者**」という。）
2. 本契約の各当事者は、本担保権が消滅する前に本信託が終了した場合、委託者が、信

託法（平成 18 年法律第 108 号。以下同じ。）第 182 条第 1 項第 2 号に定める帰属権利者となることをここに確認する。

第 2.1 条（企業価値担保権の設定等）

1. 委託者は、信託開始日において、委託者の総財産に対して、本被担保債権を担保するため、受託者を企業価値担保権者として、第一順位の企業価値担保権を設定することにより受託者に信託し、受託者はこれを引き受ける。
2. 委託者は、信託開始日中に、前項に定める企業価値担保権設定の登記手続を行い、登記申請後、直ちに当該申請が受領されたことを証する書面を受託者に交付し、登記完了後直ちに当該登記が反映された委託者の商業登記事項証明書を受託者に提出する。
3. 委託者は、受託者からの要求があるときは、担保保全のために合理的に必要な範囲で、本担保権の効力発生、対抗要件具備及び実行に合理的に必要な行為その他本契約の目的を実現させるために合理的に必要な全ての行為を行う。
4. 委託者は、本担保権の登記事項[1]に変更があったことを認識したときは、直ちに受託者に通知する。

第 3.1 条（委託者の誓約事項等）

1. 委託者は、信託期間中、受託者及び受益者に対して、特定受益者の書面による承諾がない限り、本契約に基づく契約上の地位及び権利義務の全部又は一部について、譲渡、担保の提供その他の処分を行わないことを誓約する。
2. 委託者は、受託者に対して、本契約の締結及び本担保権の設定につき委託者の社内手続が完了したことを証明する[取締役会議事録]の原本証明付写しを本契約締結日までに交付する。
3. 委託者は、本契約に別途定めるものを除き、信託法の規定による委託者としての権利を有しない。

第 4.1 条（受益権の種類及び受益者）

本信託に係る受益権は、特定受益権と不特定受益権の 2 種類とする。

第 5.1 条（信託業務の内容・範囲）

受託者は、推進法及び特定受益者の指図に従って、本担保権の管理及び実行並びに推進法又は本契約に基づく権限の行使に関する事務その他本契約に別途定める事務及びかかる事務に付随する事務を行う。なお、受託者が本信託の受託者として行うべき信託業務の内容は、受託者の裁量を有するものを含まず、法定の定型的事務及び本契約

[1] 具体的な登記事項は、準用不動産登記法第 59 条各号（第 6 号を除く。）に限られる。次項も同様。

上明記された事務に限定される。

第 5.2 条（受託者の義務等）

1. 受託者は、第 5.1 条に定める信託業務を、適用ある法令等及び本契約の規定に従って、善良なる管理者の注意をもって、執り行う。
2. 受託者は、信託法第 31 条第 3 項に基づく通知、同法第 32 条第 3 項に基づく通知その他の受益者への報告、通知は行わない。但し、受託者が報告、通知を行わないことが法令等に違反する場合についてはこの限りではない。

第 5.3 条（利益相反取引）

受託者は、[信託業法施行規則（平成 16 年内閣府令第 107 号。以下同じ。）第 41 条第 3 項/金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 16 号。以下「兼営法施行規則」という。）第 23 条第 3 項]の要件を充足する場合に限り、自己若しくはその利害関係人（信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に定める利害関係人をいう。以下同じ。）又は自らが受託者である他の信託の信託財産と本信託の信託財産との間における取引として、以下の取引を行うことができる。

(●) 受託者において信託財産に属する金銭を管理するための預金口座を開設する取引、及び信託財産に属する金銭を、受託者に開設され維持される銀行預金に預け入れ、又は受託者の銀行勘定に運用する行為

(●) 受託者が委託者から設定を受けた本担保権以外の企業価値担保権と本担保権との順位の変更

第 5.4 条（競合行為）

受託者は、本信託の受託者として有する権限に基づいて信託業務の処理としてすることができる行為のうち、[当該行為の目的や態様、当該行為が信託財産に与える影響、受託者と受益者との実質的な利害関係の状況、当該行為に至る経緯等を総合的に勘案して、]かかる行為を行わないことが受益者の利益に反するものとはいえない行為のほか、以下の行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算で行うことができる。

(●) 委託者に対する貸付債権その他の金銭債権を取得、管理及び回収すること。

(●) 委託者が保有する資産の上に担保権の設定を受けること、並びに当該担保権を管理及び実行すること。

(●) ●●

第 6.1 条（本特定被担保債権に係る元本の確定）

1. 本特定被担保債権の元本について、その確定すべき期日は、[定めないもの／●年●月●日]とする。

2. 委託者は、本特定被担保債権の元本確定請求を行おうとするときは、予め（遅くとも当該請求を行う日の●営業日前までに）受託者に対してその旨を書面[又は電磁的方法]により通知しなければならない。

第 6.2 条（本担保権の実行）

受託者は、特定受益者から本担保権を実行することを求める指図を受領した場合には、その指図に従い本担保権を実行しなければならない。

第 6.3 条（本担保権の実行時における信託財産の交付）

受託者は、本担保権の実行後、推進法に従い、本担保権の実行手続に係る管財人から、本特定被担保債権に対する配当（以下「**本配当金**」という。）及び不特定被担保債権留保額の交付を受けることとなった場合には、これを受領し、推進法の定めに従ってこれを管理及び処分する。また、受託者は、特定受益者に対し、本特定被担保債権の額又は特定受益者に給付することができる金額のいずれか低い額に相当する金銭を給付する。

第 6.4 条（本担保権の解除）

受託者は、本担保権の実行手続を開始するまでの間において、特定受益者の指図があったときは、これに従い本担保権を解除する。

第 7.1 条（信託の元本及び収益）

1. 本信託においては、本担保権並びに本担保権の実行により交付を受けた本配当金及び不特定被担保債権留保額（これらの交付金を総称して以下「**本配当金等**」という。）をもって信託元本とし、その価額は、次項に従って定められる額とする。
2. 本担保権については備忘価額（本被担保債権の変動及び本担保権の価値の変動にかかわらず、備忘価額は 1 円とする。）をもって信託の元本価額とし、本担保権の実行により交付を受けた本配当金等についてはその合計金額を信託の元本価額とする。
3. 信託計算期日における信託の計算をした結果、信託に帰属すべき収益が発生した場合、当該収益から信託の諸費用等を控除した額をもって信託の利益又は損失の額とする。当該損益額は、当該信託計算期日の翌日に信託元本に組み入れる。
4. 本条第 1 項における本担保権と本担保権の実行により交付を受けた本配当金等の差額をもって信託の収益とはしない。

第 7.2 条（信託の計算）

受託者は、各信託計算期日（信託終了日を除く。）に、本信託の損益の計算を行った上で、信託法に従い財産状況開示資料を作成する。また、受託者は、信託法第 37 条第 3

項本文に定める報告は行わない。

第 7.3 条（諸費用等）

1. 本契約及びこれに関連する書類の作成及びその変更、修正に関して発生する全ての諸費用等（弁護士費用、印紙税を含む。）並びに受益者及び受託者が本契約に基づき権利の確保及び実行（本担保権の設定、対抗要件具備及び実行を含む。）又は義務の履行を行うに際して発生する全ての諸費用等（推進法第 85 条第 1 項に定める費用を含む。）、本担保権の移転又は譲渡その他本契約に基づく取引に係る諸費用等は、法令等に反しない限り全て委託者の負担とする。
2. 受託者は、受託者が支払を受けていない諸費用等がある場合には、信託財産に属する金銭から当該諸費用等相当額の支払を受けることができる。この場合において、受託者は、信託法第 48 条第 3 項本文に定める受益者に対する通知を行わない。
3. 委託者につき破産手続、民事再生手続又は会社更生手続が開始した場合には、本条第 1 項に定める委託者の受託者に対する諸費用等の支払義務は、既に履行されたものを除き、将来に向かって消滅する。

第 7.4 条（信託報酬）

1. 委託者は、受託者に対して、委託者と受託者との間で別途合意するところに従い、本契約に関する信託報酬を支払う。
2. 受託者は、受託者が支払を受けていない前項に定める信託報酬がある場合には、信託財産に属する金銭から当該信託報酬相当額の支払を受けることができる。
3. 委託者につき破産手続、民事再生手続又は会社更生手続が開始した場合には、本条第 1 項に定める委託者の信託報酬の支払義務は、既に履行されたものを除き、将来に向かって消滅する。

第 8.1 条（受託者の辞任）

1. 受託者は、特定受益者の事前の書面[又は電磁的方法]による承諾を得た場合には、本信託の受託者を辞任することができる。
2. 前項に基づき受託者を辞任する場合には、(i)受託者（以下、本条において「**前任受託者**」という。）は、辞任に先立ち、前任受託者の後任となる新たな受託者（以下、本条において「**後任受託者**」という。）を定めるものとし、(ii)委託者及び前任受託者は、前任受託者の辞任の日までに後任受託者との間で、推進法第 68 条第 1 項に定める信託業務の承継に関する契約書（以下、本条において「**承継契約書**」という。）を締結する。
3. 承継契約書に定めるところにより前任受託者の辞任の効果が発生し、後任受託者は、本契約上の受託者の権利及び義務を承継する。この場合、前任受託者は、同時に、信託財産を後任受託者に有効に移転し、かつ、かかる移転につき法令等に従い効力発生要

件及び対抗要件を具備するために必要な一切の手続を執り行う。

第 8.2 条（信託の終了）

1. 本信託は、信託法第 163 条（同条第 9 号を除く。）に定める事由のほか、以下のいずれかの事由が発生した場合、当該事由が発生した日において、終了する。
   (1) 第 6.2 条に基づき本担保権が実行され、推進法に基づき、実行手続終結の決定があり、かつ、特定受益者に対する分配（受託者が本配当金を複数回受領した場合は、最終の分配とする。）及び不特定被担保債権留保額の清算人又は破産管財人に対する給付が完了した場合。
   (2) 推進法第 62 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合。
   (3) 本担保権が推進法第 189 条第 7 項又は第 190 条第 9 項の規定により消滅した場合。
   (4) 元本の確定後に本特定被担保債権が完済された場合（但し、推進法第 190 条第 5 項に基づく弁済である場合を除く。）。
   (5) 第 6.4 条に基づき本担保権が解除された場合。
2. 法令に別段の定めがある場合を除き、本担保権が消滅した場合、委託者は、受託者に協力して、速やかに本担保権の設定登記の抹消登記手続を行う。委託者は、受託者が請求した場合には、当該抹消登記手続に係る登記委任状及び当該抹消登記手続を行うために合理的に必要な書類を受託者に対して提出する。
3. 前項に従って委託者が本担保権の設定登記の抹消登記の申請を行わない場合は、受託者は、前項に基づき受領した書類を用いて、いつでも委託者に代わって本担保権の設定登記の抹消登記の申請を行うことができるものとし、委託者はこれに協力する。なお、当該申請を行うに際して受託者が支出した諸費用等は、委託者が負担する。

第 8.3 条（信託の終了時における信託財産の交付）

受託者は、信託終了日において信託財産に残余財産が存在する場合には、(i)当該残余財産が本担保権の実行により交付を受けた本配当金等である場合には、推進法に従い、当該金銭を特定受益者又は委託者の清算人若しくは破産管財人に交付し、当該交付後になお残余財産があるときは当該金銭を帰属権利者[たる委託者]に交付し、(ii)それ以外の場合には、当該残余財産を遅滞なく帰属権利者[たる委託者]に交付しなければならない。

第 8.4 条（最終計算）

受託者は、推進法及び信託法[2]に従い、本信託に係る最終の計算を行い、その承認を求

[2] 推進法第 62 条第 4 項による読替後の信託法第 184 条

める。

第 9.1 条（契約の変更）

1. 本契約は、受託者、特定受益者及び委託者の書面による合意がなければ、これを変更することができない。
2. 信託法第 149 条第 2 項及び第 3 項の規定は、適用しない。

第 9.2 条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が発生した場合には、委託者、受託者及び特定受益者は、誠実に協議を行い、その対応を決定する。

第 9.3 条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約の当事者は、本契約に関して生じるあらゆる紛争の解決にあたって、●地方裁判所を第一審の[非]専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（以下余白）

上記を証するため、委託者及び受託者は、本契約書 2 通に調印し、それぞれが原本を 1 通保管する。

●年●月●日

委託者：XXX

印

印紙

受託者兼特定受益者[3]：YYY

印

[3] 受託者=唯一のレンダーの想定。

（４）解説

（総論）

本書式例は、推進法第 8 条第 1 項に基づき作成される企業価値担保権信託契約の参考例です。あくまでも参考例に過ぎないため、個々の条文の要否や内容については、具体的な取引毎に確認・調整が必要となる可能性があります。

モデルケース

本書式例では、モデルケースとして、以下を前提としています。これらの前提と異なる取引では、関連する本契約の条項に一定の修正を加える必要があります。

- 特定被担保債権は、金銭消費貸借契約上の貸付人が有する債権である。
- 特定被担保債権者が複数存在する（又は債権譲渡等によって複数になる）シンジケートローンの形態を取っている。なお、シンジケートローン契約は、日本ローン債権市場協会（JSLA）の公表する「コミットメントライン契約書」及び「タームローン契約書」に概ね準じた内容であることを前提とする。
- シンジケートローンのエージェントが本契約上の受託者（企業価値担保権者）を兼任する（※）。
- 本契約締結時点における本貸付契約上の貸付人は、当初の特定受益者として、本契約の締結当事者となる。

※ エージェントと受託者（企業価値担保権者）が異なる場合

上記のとおり、本書式例は、シンジケートローンのエージェントが受託者を兼任することを前提としていますが、取引の類型はこれに限られるものではありません。エージェントが後述の企業価値担保権信託会社の免許を受けていない場合や企業価値担保権に関する信託業務を行う体制等を有していない場合などにおいて、エージェントと別の主体が受託者（企業価値担保権者）に就任することも想定されます。従来の担保権信託（セキュリティトラスト）の実務においても、受託者に必要となる許認可上の制約から、エージェントと別の主体が受託者になることがありました。このような場合、本書式例の内容に加えて、以下のような要素を企業価値担保権信託契約に盛り込むことを検討する必要があります。

- ✓ エージェントも企業価値担保権信託契約の当事者となることが考えられ、この場合、同契約は、委託者（債務者兼担保権設定者）、受託者（企業価値担保権者）、当初の特定受益者（特定被担保債権者）及びエージェントの四者間契約となる。
- ✓ シンジケートローンの融資契約及び担保契約における一般的な実務を踏まえ、エージェントが担うべき事務及び責任の範囲に関する条項を設ける。
- ✓ 受託者と特定受益者の間の書類・金銭等の授受は、エージェントを介して行われる。なお、金銭の授受については、基本的に企業価値担保権の実行時にしか生じないと考えられるところ、この場合もエージェントを介するものとすべきかは、取引毎に方針が異なり得る。

- ✓ 特定受益者から受託者に対する指図の伝達も、エージェントを介して行うことになる。そのため、特定受益者の指図について後述の「代表受益者」の概念を用いる場合、エージェントがこの「代表受益者」と同様の立場になることが想定される。また、受託者が本貸付契約の当事者でない場合には、本貸付契約に従ってエージェント（「代表受益者」）が交替した場合の受託者に対する通知の仕組みについても、手当てする必要が生じる。

設定者の資格要件

推進法上、企業価値担保権の設定者となることができるのは特定被担保債権の債務者に限られ、債務者以外の第三者が設定すること（すなわち物上保証）は禁止されています（推進法第 13 条第 1 項）。また、企業価値担保権の設定者は、会社法上の会社（株式会社[1]、合同会社、合資会社又は合名会社）に限定されています（推進法第 7 条第 1 項、第 2 条第 2 項）。

特定被担保債権者の資格要件

特定被担保債権の債権者（貸付人等の与信者）については、企業価値担保権者と異なり、推進法上、特段の資格要件は定められていません。

企業価値担保権者の資格要件と規制の構造

企業価値担保権者（企業価値担保権信託契約の受託者）となり、企業価値担保権に関する信託業務を行うことができるのは、推進法第 32 条の内閣総理大臣の免許を受けた企業価値担保権信託会社（推進法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該免許を受けたものとみなされた者を含みます。）に限られます。担保付社債信託法第 3 条の免許を受けた者、兼営法第 1 条第 1 項の認可を受けた兼営金融機関（担保権に関する信託業務を営むものに限られます。）又は信託業法第 3 条若しくは第 53 条第 1 項の免許を受けた信託会社若しくは外国信託会社は、企業価値担保権信託会社の免許を受けたものとみなされます（推進法第 33 条第 1 項）。また、銀行その他の業府令第 4 条に定める者は、届出により企業価値担保権信託会社の免許を受けたものとみなされます（推進法第 33 条第 2 項）。

企業価値担保権信託会社（兼営法第 1 条第 1 項の認可を受けた兼営金融機関並びに信託会社（信託業法第 2 条第 2 項）及び外国信託会社（信託業法第 2 条第 6 項）を除きます。）には、企業価値担保権に関する信託業務について、推進法第 40 条第 1 項により信託業法の規定が準用されます。他方、信託会社及び外国信託会社並びに信託銀行（兼営金融機関）が企業価値担保権に関する信託業務を営む場合、推進法第 40 条第 1 項は適用されず、信託会社及び外国信託会社が企業価値担保権に関する信託業務を営む場合には信託業法の規定が直接適用されます（兼営金融機関が同業務を営む場合には兼営法第 2 条第 1 項により信託業法に係る規定が準用されま

[1] いわゆる特例有限会社も会社法上の株式会社とみなされ（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 2 条参照）、企業価値担保権の設定者となることができます。

す。)。

これらを踏まえ、本書式例は、受託者が推進法第 32 条の内閣総理大臣の免許（同法第 33 条第 2 項に基づくみなし免許を含みます。）を受けた企業価値担保権信託会社である場合のほか、受託者が兼営金融機関（信託銀行等）又は信託会社若しくは外国信託会社である場合もカバーするように作成されています。

上記にかかわらず、本書式例の解説において信託業法に関する説明をする場合は、便宜上、推進法第 32 条の内閣総理大臣の免許を受けた企業価値担保権信託会社（推進法第 33 条第 2 項の届出により当該免許を受けたものとみなされた金融機関を含みます。）を念頭に、推進法第 40 条第 1 項により準用される信託業法（本書式例では「準用信託業法」と呼びます。）に限定して、解説しています。

上記のとおり、信託会社及び外国信託会社並びに信託銀行（兼営金融機関）が企業価値担保権に関する信託業務を営む場合、推進法第 40 条第 1 項は適用されず、信託会社及び外国信託会社が企業価値担保権に関する信託業務を営む場合には信託業法の規定が直接適用されます（兼営金融機関が同業務を営む場合には兼営法第 2 条第 1 項により信託業法に係る規定が準用されます)。もっとも、このとき企業価値担保権に関する信託業務を営む場合に直接適用される（又は兼営金融機関について準用される）信託業法の規定の範囲は、企業価値担保権信託会社が企業価値担保権に関する信託業務を行う場合に推進法第 40 条第 1 項に基づき準用される信託業法の規定の範囲に限られます[2]。また、信託会社及び外国信託会社並びに兼営金融機関に適用される信託業法施行規則及び兼営法施行規則についても、企業価値担保権信託会社に適用されるものと同一になるよう手当てがされています（信託業法施行規則第 53 条の 2 第 2 項、兼営法施行規則第 42 条の 16 第 2 項)。そのため、準用信託業法に関する解説は、信託会社及び外国信託会社並びに兼営金融機関が本契約の受託者となる場合も妥当することになります。

なお、本契約において法令の条文番号を引用する場合、他の法令等において準用又は読み替えて適用される場合を含むものとしています（第 1.1 条柱書)。そのため、たとえば信託業法第〇条と規定されている場合、企業価値担保権信託会社に関して推進法第 40 条第 1 項により信託業法第〇条が準用される場合、兼営金融機関に関して兼営法第 2 条第 1 項により信託業法第〇条が準用される場合のいずれも含むことになります。

<u>その他</u>

本書式例は、本契約が準用信託業法第 26 条第 1 項の情報提供を兼ねるものとしています（第 10.17 条第 2 項参照)。

なお、本書式例の解説中で用いる用語は、文脈上別意に解すべき場合又は別段の定義がなされ

[2] 逐条解説推進法 194 頁、水谷登美男＝飯島隆博＝五十嵐一裕「事業性融資の推進等に関する法律について－企業価値担保権及びその信託に関する規律を中心に－」（信託 300 号）43～44 頁

ている場合を除き、本契約において定義される意味を有します。また、一部本契約における定義と重複しますが、本書式例の解説において用いられる法令及び文献は、以下の略記を用います。

＜法律の略記＞

略記	法令名
推進法	事業性融資の推進等に関する法律
施行令	事業性融資の推進等に関する法律施行令
業府令	企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令
信託法	信託法
信託計算規則	信託計算規則
信託業法	信託業法
準用信託業法	推進法第40条第1項により準用される信託業法 （※推進法上の「準用信託業法」（推進法第259条第3号）と異なる点にご留意ください。）
信託業法施行令	信託業法施行令
信託業法施行規則	信託業法施行規則
兼営法	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律
兼営法施行令	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令
兼営法施行規則	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則
主務省令	事業性融資の推進等に関する法律第十二条第一項に規定する主務省令で定める契約等を定める命令
信託指針	信託会社等に関する総合的な監督指針
留意事項	事業性融資の推進等に関する法律等に関する留意事項について（事業性融資の推進等に関する法律等ガイドライン）

＜引用文献の表記・略記＞

略記	文献名
引当等の考え方●頁	金融庁「企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方について（事業性融資推進プロジェクトチーム 検討ペーパー）」（2025）
逐条解説推進法●頁	大来志郎監修／水谷登美男＝大野一行＝飯島隆博＝五十嵐一裕＝髙倉佑介＝燒尾圭太＝光武敬志＝田村将人編著『逐条解説 事業性融資の推進等に関する法律 企業価値担保権の創設』（商事法務、2025年）
逐条解説信託法●頁	寺本昌広『逐条解説　新しい信託法〔補訂版〕』（商事法務、2008年）

条解信託法●頁〔*執筆者*〕	道垣内弘人編著『条解 信託法［第2版］』（弘文堂、2026年）
条解破産法●頁	伊藤眞＝岡正晶＝田原睦夫＝林道晴＝松下淳一＝森宏司『条解破産法［第3版］』（弘文堂、2020年）

第 1.1 条（定義）

次に掲げる各用語は、文脈上別義であることが明白である場合を除き、本契約において次に定める意味を有する。また、本契約において別段の定義なく使用された用語は、文脈上別異に解すべき場合を除き、本貸付契約（以下に定義される。）において使用された用語と同一の意味を有する。なお、本契約において言及する場合、契約については関連する変更契約等を含み、法令等についてはその後の改正を含み、法令等の条文については適用のある他の法令等において準用又は読み替えて適用される場合を含む。

(1) 「**営業日**」とは、日本において銀行が休日とされる日以外の日をいう。

(2) 「**エージェント**」とは、本貸付契約において定義された[エージェント]をいう。

(3) 「**貸付人**」とは、本貸付契約において定義された貸付人をいう。

(4) [「**兼営法**」とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）をいう。]

(5) [「**兼営法施行規則**」とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和57年大蔵省令第16号）をいう。]

(6) 「**公租公課等**」とは、日本において課せられ得る所得税、法人税、その他の税金等、全ての公租又は公課をいう。

(7) [「**参加割合**」とは、本貸付契約において定義された参加割合をいう。]**【Note：①特定受益者の意思結集メカニズムを本契約上に規定するパターンを水色網掛け、②当該メカニズムを本貸付契約に委ねることとして、決定された受益者の意思を伝達する者として代表受益者を定めるパターンを薄緑色網掛けで示している。】**

(8) 「**受益権**」とは、本信託に係る受益権をいう。

(9) 「**受益者**」とは、特定受益者及び不特定受益者を個別に又は総称していう。

(10) 「**諸費用等**」とは、損害、損失、費用（弁護士費用を含む。）及び公租公課等（印紙税を含む。）をいう。

(11) 「**信託開始日**」とは、●年●月●日をいう。

(12) 「**信託期間**」とは、第1.3条において定義される期間をいう。

(13) 「**信託計算期間**」とは、信託開始日（同日を含む。）又は前信託計算期日の翌日（同日を含む。）から、最初に到来する次回の信託計算期日（同日を含む。）までの期間をいう。

(14) 「**信託計算期日**」とは、(i)信託開始日の翌日以後、信託終了日より前に到来する毎年●月[末]日（但し、当該日が営業日でない場合は、前営業日）、(ii)第7.3条に基づき信託財産の交付が行われる日又は(iii)信託終了日のいずれかの日をいう。

(15) 「**信託終了日**」とは、第9.3条第1項において定義される日をいう。

(16) 「**信託財産**」とは、本担保権その他の受託者に属する財産であって、本信託により管理又は処分すべき一切の財産をいう。

(17) 「**推進法**」とは、事業性融資の推進等に関する法律（令和6年法律第52号）をいう。

(18) [「**代表受益者**」とは、[YYY]をいう。但し、本貸付契約に基づき代表受益者が交替し、その旨が受託者に対して通知された場合は、当該交替による後任者を代表受益者とする。]

(19) [「**多数特定受益者**」とは、多数特定受益者意思結集基準時点における参加割合の合計が●%以上となる、単独又は複数の特定受益者をいう。]

(20) [「**多数特定受益者意思結集基準時点**」とは、特定受益者が多数特定受益者による指示が必要な事由が発生したと判断した場合には、第10.4条第1項第(1)号の通知を受託者が受領した時点をいい、受託者が自ら多数特定受益者による意思結集が必要であると判断した場合には、第10.4条第2項に規定する通知を受託者が発した時点をいう。]

(21) 「**担保目的財産**」とは、委託者の総財産（将来において委託者の財産に属するものを含む。以下同じ。）をいう。

(22) 「**倒産手続**」とは、破産手続、会社更生手続、特別清算手続、民事再生手続及びその他これらに類する法的整理手続（外国における類似の手続を含む。）を個別に又は総称していう。

(23) 「**倒産法**」とは、破産法（平成16年法律第75号。以下同じ。）、民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、会社法（平成17年法律第86号。以下同じ。）第2編第9章第2節、その他債権者の権利一般に影響を及ぼす債務者の倒産等に関して適用される法令等を総称又は文脈により個称していう。

(24) 「**特定受益権**」とは、受益権のうち、特定受益者が有するものをいう。

(25) 「**特定受益者**」とは、第1.5条第1項第(1)号に定める意味を有する。

(26) 「**反社会的行為**」とは、以下のいずれかに該当する行為をいう。

(a) 暴力的な要求行為

(b) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(d) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて受託者若しくは受益者の信用を毀損し、又は受託者若しくは受益者の業務を妨害する行為

(e) その他上記(a)乃至(d)に準ずる行為

(27) 「**反社会的勢力**」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

(a) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）

(b) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）

(c) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

(d) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団

若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）

(e) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）

(f) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

(g) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

(h) 特殊知能暴力集団等（上記(a)乃至(g)に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

(i) その他上記(a)乃至(h)に準ずる者

(28) 「**反社会的勢力関係者**」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

(a) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有する者

(b) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

(c) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有する者

(d) 反社会的勢力に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者

(e) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者

(29) 「**不特定受益権**」とは、受益権のうち、本不特定被担保債権に係るものをいう。

(30) 「**不特定受益者**」とは、第1.5条第1項第(2)号に定める意味を有する。

(31) 「**不特定被担保債権留保額**」とは、推進法第8条第2項第1号ハに定める意味を有する。

(32) 「**法令等**」とは、本契約、本契約に基づく取引又は本契約の当事者に適用される条約、法律、条例、政令、府省令、規則、告示、判決、決定、仲裁判断、通達及び関係当局の政策をいう。

(33) 「**本貸付契約**」とは、(i)借入人としての委託者、(ii)貸付人として本契約別紙1に記

	載された各金融機関等、及び(iii)エージェントとしてのYYYの間の●年●月●日付[金銭消費貸借契約]をいう。
(34)	「**本貸付関連契約**」とは、本貸付契約において定義された[本貸付関連契約]をいう。
(35)	「**本信託**」とは、本契約に基づき設定される信託をいう。
(36)	「**本担保権**」とは、本契約に基づき設定される企業価値担保権をいう。
(37)	「**本担保権実行事由**」とは、(i)委託者が本特定被担保債務の期限の利益を喪失した場合、(ii)本特定被担保債権について支払期限を徒過した場合、又は(iii)委託者が本特定被担保債権の弁済を完了せずに解散（合併によるものを除く。）した場合をいう。
(38)	「**本特定被担保債権**」とは、第1.4条に定める意味を有する。
(39)	「**本特定被担保債務**」とは、本特定被担保債権に対応する債務をいう。
(40)	「**本配当金」とは、**第7.3条第1項において定義される金銭等をいう。
(41)	「**本配当金等**」とは、第8.1条第1項において定義される金銭等をいう。
(42)	「**本被担保債権**」とは、本特定被担保債権及び本不特定被担保債権を個別に又は総称していう。
(43)	「**本被担保債務**」とは、本被担保債権に対応する債務をいう。
(44)	「**本不特定被担保債権**」とは、委託者を債務者とする不特定被担保債権（推進法第6条第5項に定める意味を有する。）をいい、委託者が会社法第475条各号若しくは第644条各号に掲げる場合に該当し、又は破産手続開始の決定を受けたときにおける当該債務者に対する財産上の請求権であって、同法第476条に規定する清算株式会社若しくは同法第645条に規定する清算持分会社の財産又は破産財団から弁済又は配当を受けることができるもの（本担保権の実行手続終結の決定があるまでに弁済又は配当を受けるものを除く。）を意味する。

（内容）

本契約で用いる用語の定義を定めます。

（解説）

本条は、本契約で用いる定義をまとめて規定するものです。ただし、本契約における定義語は、全てが本条に定義されているわけではなく、第 1.2 条以下の各条項において個別に定義されているものもあります。

上記のほか、本契約において別段の定義なく使用された用語であって、本貸付契約において使用されている用語がある場合には、本貸付契約上の定義と同一の意味を有するものとしています。そのため、本契約と本貸付契約の各定義語に食い違いがないかどうかは、具体的な取引毎に確認する必要があります。また、用語の定義に限らず、本契約の規定と本貸付契約の規定の間で

矛盾や齟齬が生じないように留意することも必要となります。

以下では、企業価値担保権信託契約において特有の定義について解説します。

第(7)号（「参加割合」）、第(18)号（「代表受益者」）、第(19)号（「多数特定受益者」）、第(20)号（「多数特定受益者意思結集基準時点」）

本書式例では、複数の特定受益者による意思結集の方法について、本契約で詳細に定めるパターン（青ハイライト）と本貸付契約に委ねるパターン（緑ハイライト）の 2 つを用意しております。「参加割合」（本条第(7)号）、「多数特定受益者」（第(19)号）及び「多数特定受益者意思結集基準時点」（本条第(20)号）は、本契約において特定受益者の意思結集に係る規定（第 10.4 条参照）や、かかる意思結集に基づく多数特定受益者又は全特定受益者の指図に係る規定（第 6.3 条第 2 項及び第 3 項参照）を設ける場合に必要となる用語です。これに対して、意思結集の方法等については本契約に定めを置かずに本貸付契約に委ねることとして、本貸付契約に従って決定された貸付人（特定受益者）の意思を受託者に伝達する役割のみを担う者として代表受益者を定める場合には、これらの定義は不要となり、代わりに「代表受益者」（本条第(18)号）を定義します。この場合の特定受益者による指図に係る規定については、第 6.3 条第 2 項をご参照下さい。なお、「代表受益者」は受託者が兼ねることも想定しています。また、本条第(18)号では、代表受益者の交替に係る手続等は本貸付契約において規定されることを想定しています。

特定受益者による意思結集の方法を本契約で詳細に定めるパターンにおいて、各特定受益者の議決権を示す概念である「参加割合」は、本条第(7)号において、端的に本貸付契約上の「参加割合」の定義を参照する形としています。これにより、本貸付契約上の貸付人の地位を有する者のみが意思結集に参加できることとなります。これと異なり、本貸付契約上の貸付人の地位を承継しないものの、本貸付契約上の貸付債権を譲り受ける者が現れた場合において当該譲受人を特定被担保債権者に含める建付けとする場合や、本貸付契約上の貸付人の地位を承継し又は貸付債権を譲り受けたものの特定受益権の取得を承諾しない（本担保権による便益を享受しない選択をする）者が現れることによって、本貸付契約上の貸付人の範囲と本契約上の特定受益者の範囲が異なることになる可能性に備えようとする場合には、「参加割合」を別の形で定義することも考えられます。

第(11)号（「信託開始日」）

本条第(11)号の「信託開始日」は、本特定被担保債権がタームローンのみの場合には貸付実行日と同日とすることが想定されます。この場合において、本契約の締結日は、本貸付契約の締結日と同日にすることや貸付実行日と同日にすることが想定されますが、貸付実行日と同日付で本契約を締結する場合には、本契約の締結日と信託開始日が同日となります。

他方、本特定被担保債権がコミットメントラインに基づく債権のみの場合には、コミットメントライン契約の締結日又はコミットメント期間開始日のいずれかと同日付で本契約を締結し、コミットメント期間開始日と信託開始日を同日とすることが想定されます。

また、本特定被担保債権にタームローンとコミットメントラインに基づく債権がいずれも含まれる場合には、タームローンの貸付実行日とコミットメントライン期間開始日のいずれか早い日を信託開始日とすることが想定されます。

第(13)号（「信託計算期間」）、第(14)号（「信託計算期日」）

本条第(13)号及び本条第(14)号では、信託計算期間及び信託計算期日を定義しています。受託者は、少なくとも毎年 1 回、信託に係る計算を行い、財産状況開示資料を作成する義務を負います（信託法第 37 条第 2 項）。また、信託財産の計算期間に関する事項は、信託契約締結時に企業価値担保権信託会社が委託者に提供する情報として必要な事項となります（準用信託業法第 26 条第 1 項第 13 号）。

本条第(14)号の(ii)（第 7.3 条に基づき信託財産の交付が行われる日）は、本担保権が実行された場合における中間配当の場面等を想定した規定です。

第(16)号（「信託財産」）

本条第(16)号では、「本担保権その他の受託者に属する財産」を信託財産としていますが、本契約に基づく信託設定の当初は、本担保権のみが信託財産となります。その後も、信託期間の大半においては本担保権のみが信託財産を構成することが想定されますが、本担保権が実行された場合には、受託者が管財人から交付を受ける金銭（本配当金及び不特定被担保債権留保額（第 7.3 条参照））が信託財産に帰属することとなります。

第(24)号（「特定受益権」）、第(29)号（「不特定受益権」）

本契約に基づく受益権には、特定受益権と不特定受益権の 2 種類が存在します（第 5.1 条第 1 項）。本条第(24)号では、「特定受益権」を定義するにあたり、受益権を有する者（受益者）の属性の側から受益権の種類を定義しています。他方、本条第(44)号の解説でも述べるとおり、不特定受益者は所定の事由が発生するまでの間は不特定かつ未存在という位置づけとなることに鑑み、本条第(29)号では、受益権のうち本不特定被担保債権に係るものを「不特定受益権」と定義しています。

第(33)号（「本貸付契約」）、第(34)号（「本貸付関連契約」）、第(38)号（「本特定被担保債権」）、第(25)号（「特定受益者」）

本書式例は、特定の金銭消費貸借契約に基づく貸付債権を特定被担保債権とする場合を念頭において作成しているため、本条第(33)号では、当該金銭消費貸借契約を「本貸付契約」と定義しています。

本条第(34)号の「本貸付関連契約」の定義については、本貸付契約上の用語との整合性を図る必要があります。

不特定の金銭消費貸借契約に基づく貸付債権を特定被担保債権とする場合や、貸付債権以外

の債権(取引債権等)を特定被担保債権とする場合には、関連する定義の調整が必要となります。

なお、推進法における特定被担保債権（推進法第 6 条第 4 項）に相当する「本特定被担保債権」（本条第(38)号）については第 1.4 条において内容を定めており、また、第 1.5 条第 1 項第(1)号において、推進法における特定被担保債権者（推進法第 6 条第 6 項）に相当する「特定受益者」（本条第(25)号）を定義しています。

第(37)号（本担保権実行事由）

本条第(37)号では、受託者が多数特定受益者又は代表受益者からの指図に従い本担保権を実行（第 7.2 条第 1 項）する前提となる本担保権実行事由（推進法第 61 条参照）を定めています。

第(44)号（「本不特定被担保債権」）

本条第(44)号では、「本不特定被担保債権」を定義するにあたり、推進法第 6 条第 5 項に定める「不特定被担保債権」の定義を参照しています。同項では、企業価値担保権実行手続終結後の債務者について清算手続開始原因に該当し又は破産手続開始決定を受けた場合における債務者に対する財産上の請求権であって、清算会社の財産又は破産財団から弁済又は配当を受けることができる権利を「不特定被担保債権」としています。また、第 1.5 条第 1 項第(2)号において、本不特定被担保債権を有する者を「不特定受益者」と定義しています（不特定受益者は、推進法における不特定被担保債権者（推進法第 6 条第 7 項）に相当します。）。したがって、これらの場合に該当するまでの間、本不特定被担保債権及び不特定受益者は不特定かつ未存在であることになります。

なお、推進法上の主要な定義語と本契約における定義語の対応関係は、以下の通りです。

推進法の定義	推進法の条文番号	本書式例の定義	本書式例の条文番号
企業価値担保権	-	本担保権	第 1.1 条第(36)号
債務者	第 6 条第 1 項	委託者	頭書部分
企業価値担保権信託会社、受託会社	第 6 条第 2 項、第 60 条	受託者	頭書部分
企業価値担保権信託契約	第 6 条第 3 項	本契約	頭書部分
特定被担保債権	第 6 条第 4 項	本特定被担保債権	第 1.1 条第(38)号
不特定被担保債権	第 6 条第 5 項	本不特定被担保債権	第 1.1 条第(44)号
特定被担保債権者	第 6 条第 6 項	特定受益者	第 1.1 条第(25)号、第 1.5 条第 1 項第(1)号
不特定被担保債権者	第 6 条第 7 項	不特定受益者	第 1.1 条第(30)号、第 1.5 条第 1 項第(2)号
担保目的財産	第 6 条第 8 項	担保目的財産	第 1.1 条第(21)号

第 1.2 条（信託の目的）

本信託は、以下の各号を信託の目的とする 。 (1)　受託者が次に掲げる行為をすること。 (a)　委託者の総財産に対して本契約に基づき設定される企業価値担保権について、推進法及び本契約に定める方法及び条件に従い、その管理及び処分をすること。 (b)　特定受益者のために、本担保権の実行手続において、配当可能額（推進法第166条第2項に規定する配当可能額をいう。次号において同じ。）から不特定被担保債権留保額を控除した額を限度として金銭の配当を受け、当該金銭の管理及び処分をすること。 (c)　不特定受益者のために、配当可能額に応じ、不特定被担保債権留保額の金銭の配当を受け、当該金銭の管理及び処分をすること。 (2)　本担保権が委託者の総財産（将来において会社の財産に属するものを含む。）を担保目的財産とすることで、委託者の事業に必要な資金の調達等の円滑化等を図り、委託者の事業の継続及び成長発展を支えることを目的とするものであること。

（内容）

本信託の目的を定めます。

（解説）

本条第(1)号(a)から(c)までは、推進法上、信託の目的として、企業価値担保権信託契約に定める必要があるとされている事項を規定しています（同法第 8 条第 2 項第 1 号イからハまで参照）[3]。また、信託の目的は、信託契約締結時に企業価値担保権信託会社が委託者に提供する情報として必要な事項にもなります（準用信託業法第 26 条第 1 項第 3 号）。

信託指針 13-5-1(1)①において準用信託業法第 26 条第 1 項第 3 号の「信託の目的」として記載すべき事項が定められています。本条第(2)号は、当該事項を明記するものです。

[3] 企業価値担保権信託契約において、推進法第 8 条第 2 項所定の必要的記載事項が全て規定されていることを要します。

第 1.3 条（信託の期間）

本信託の期間（以下「**信託期間**」という。）は、信託開始日（同日を含む。）から信託終了日（同日を含む。）までとする。

（内容）

本信託の期間を定めます。

（解説）

本信託の期間である信託期間は、信託開始日（同日を含む。）から信託終了日（同日を含む。）までとしており、信託終了日は、第 9.3 条第 1 項で定められます（第 1.1 条第(15)号参照）。

信託契約の期間は、信託契約締結時に企業価値担保権信託会社が委託者に提供する情報として必要な事項となります（準用信託業法第 26 条第 1 項第 5 号）。

第 1.4 条（本特定被担保債権の範囲及び極度額）

1.	本契約に基づき設定される企業価値担保権に係る特定被担保債権（以下「**本特定被担保債権**」という。）の範囲は、本貸付関連契約に基づき委託者がエージェント及び各貸付人に対して現在及び将来負担する一切の債務（本貸付契約に基づく貸付に関する元本、利息、遅延損害金、清算金、エージェントフィー[、コミットメントフィー]及び費用の各支払債務その他これに付帯する金銭債務を含むが、これらに限られない。）に対応する債権並びに当該債権を対象債権とする推進法第 6 条第 4 項第 1 号乃至第 3 号（但し、[(i)本特定被担保債権の元本の確定前においては、本貸付契約において許容された債権譲渡、代位及び更改の場合に限り、(ii)本特定被担保債権の元本の確定後においては、][4]同項第 3 号に関しては本貸付契約において許容された更改の場合に限る。）に掲げる債権とする。
2.	本特定被担保債権の極度額は[定めない／金●円とする]。
3.	委託者は、推進法第 9 条第 2 項の請求を行おうとするときは、予め（遅くとも当該請求を行う日の●営業日前までに）受託者に対してその旨を報告する。
4.	推進法第 9 条第 2 項の請求は、委託者が別紙 2 の様式による極度額指定書を受託者に対して提出して行う。
5.	受託者は、委託者から前二項に定める報告又は請求を受けた場合には、全ての特定受益者に対し、遅滞なくその旨を通知する。

（内容）

本特定被担保債権の範囲を定める規定と、その極度額に関する規定です。

（解説）

第 1 項（特定被担保債権の範囲）

企業価値担保権信託契約では、特定被担保債権の範囲を定める必要があります（推進法第 8 条第 2 項第 3 号）。本条第 1 項は、推進法第 6 条第 4 項を参考にして、本特定被担保債権の範囲を定める規定例を示しています。また、特定被担保債権の内容は、信託契約締結時に企業価値担保権信託会社が委託者に提供する情報として必要な事項となります（準用信託業法第 26 条第 1 項第 9 号、信託業法施行規則第 34 条第 4 項第 1 号、業府令第 11 条）。

本書式例では、本貸付関連契約に基づき委託者（借入人）がエージェント及び各貸付人に対して現在及び将来負担する一切の債務に対応する債権が、推進法第 6 条第 4 項に定める「対象債権」に該当し、したがって同債権が同項の「特定被担保債権」に該当するものとしています。

推進法第 6 条第 4 項ただし書においては、対象債権に関して同項第 1 号から第 4 号までに定める事由（第 1 号は債権譲渡、第 2 号は弁済者代位、第 3 号は債務者の更改、第 4 号はいわゆる

[4] 本特定被担保債権の範囲に不特定の債権を含む場合にのみ規定する。

回り手形・回り小切手等）が生じた場合、当該各号に掲げる債権も特定被担保債権の範囲に含むとされています。他方で、本貸付契約において貸付債権や貸付人としての地位の取得が許容されていない場合に、これらの債権が特定被担保債権の範囲に含まれることになるのは、当事者の意図するところと異なると考えられます。この点、推進法は、企業価値担保権信託契約の定めにより、推進法第 6 条第 4 項各号の債権について特定被担保債権に含まれる範囲を限定することを認めます。もっとも、この限定は、推進法第 6 条第 4 項第 1 号及び第 2 号の債権については、対象債権に不特定の債権が含まれる場合の元本の確定前に限り認められており、特定被担保債権の範囲に不特定の債権を含まない場合における対象債権の譲渡及び弁済者代位や、不特定の債権を含む場合であっても元本確定後になされた対象債権の譲渡及び弁済者代位については、企業価値担保権信託契約の定めによっても、特定被担保債権の範囲から除外できないこととなります。以上を踏まえ、本条第 1 項では、推進法第 6 条第 4 項第 1 号乃至第 3 号に定める債権について、(i)対象債権に不特定の債権が含まれる場合を念頭に、元本の確定前においては、本貸付契約において許容された債権譲渡、代位及び更改の場合に限る旨の規定を設け（ブラケットで囲われた記載部分は、対象債権に不特定の債権が含まれない場合は、削除することを想定しています。）、(ii)更改については、本特定被担保債権に不特定の債権が含まれるか否かを問わず、また、元本の確定前後を問わず、本貸付契約において許容された場合に限り本特定被担保債権の範囲に含む旨を定めることで、本貸付契約において貸付債権や貸付人としての地位の取得が認められていない場合にまで特定被担保債権の範囲が含まれることをできる限り防止しています。さらに、推進法第 6 条第 4 項第 4 号は、既述のとおりいわゆる回り手形・回り小切手等を特定被担保債権とすることを認めるものであるところ（民法第 398 条の 2 第 3 項と同趣旨）、本書式例が想定する融資取引においてこれらが発生することは考えにくいため、そもそも本条第 1 項で引用しないことにより、本特定被担保債権の範囲に含めないこととしています。

本書式例はあくまでも規定例を示すものであり、本契約の規定を調整することによって、本特定被担保債権に他の債権も含めることも可能です。例えば、本貸付契約に付随して金利ヘッジ契約を締結する場合には、ヘッジ・カウンターパーティーを特定受益者に加え、金利ヘッジ契約上の債権を本特定被担保債権に含めることなども可能です。

本書式例では、信託報酬は本特定被担保債権には含めずに、別途、信託報酬の取扱いに関する規定を設けています（第 7.3 条第 3 項第(3)号、第(5)号、第 8.4 条、第 8.5 条）。これと異なり、信託に関するコストを本貸付契約における費用と位置付けて、本貸付契約において借入人（委託者）の負担すべき費用として規定することで、信託報酬に相当する費用に係る債権を本特定被担保債権に含める取扱いをすることも妨げられません。

特定被担保債権の範囲の変更

特定被担保債権の範囲を事後的に変更する場合には、委託者、受託者及び特定被担保債権者の

合意による信託の変更によらなければならないものとされています（推進法第 60 条）。特定被担保債権者が複数存在する場合にはその全員の合意を要するのがデフォルトルールであり（信託法第 105 条第 1 項本文）、本書式例もこれを前提としていますが、もし多数特定受益者の意思に基づく合意で足りるものとする場合には、本契約においてその旨を定めるか、本貸付契約において多数貸付人の意思結集の結果に従ってエージェントが全貸付人（特定受益者）を代理して信託の変更に合意する旨を定めることが必要となります（信託法第 105 条第 1 項ただし書）。

救済融資（プレ DIP ファイナンス）と特定被担保債権の範囲

委託者について法的整理手続が開始する前段階において救済融資（プレ DIP ファイナンス）を行う場合において、当該救済融資に係る債権に優先性を付与するために担保権による保全を行う方法としては、①救済融資に係る債権を特定被担保債権とする企業価値担保権を新たに設定した上で、本契約に基づく企業価値担保権との順位の変更（推進法第 17 条第 1 項）を行うことで、救済融資に係る債権を第一順位の企業価値担保権の特定被担保債権とする方法や、②（新たに企業価値担保権の設定は行わず）既存の企業価値担保権の特定被担保債権の範囲を変更（推進法第 60 条）して、救済融資に係る債権を本契約上の特定被担保債権に取り込んだ上で、特定受益者間で別途優先関係に関する合意（債権者間契約）を締結することが考えられます。ただし、上記①については、順位の変更に関して、順位の変更によって影響を受ける利害関係人（たとえば、順位の変更を生ずる企業価値担保権、又はこれによって影響を受ける企業価値担保権の特定被担保債権の差押権者等）[5]の承諾（推進法第 17 条第 1 項ただし書）が必要となります。なお、企業価値担保権と個別資産に対して設定された担保権（たとえば不動産抵当権等）との間での個別の順位の変更は、推進法上想定されていませんので、例えば、救済融資に係る債権を特定被担保債権とする企業価値担保権の設定前に債務者の財産に抵当権が設定され、対抗要件も具備されている場合は、①の方法により、既存の企業価値担保権と順位の変更を行ったとしても、救済融資に係る債権を特定被担保債権とする企業価値担保権は当該抵当権に劣後することになります。

第 2 項（極度額）

推進法上、企業価値担保権について、極度額の設定は必須とはされていません（推進法第 9 条第 1 項参照）。そのため、本書式例では、本条第 2 項で、極度額を定めない場合と定める場合の両方の記載方法を併記しています。

第 3 項から第 5 項まで（極度額の指定に関する手続）

極度額が定められていない場合において、委託者（債務者）は、いつでも、受託者に対する請求により、極度額をその指定する金額に定めることができるものとされています（推進法第 9 条

[5] 逐条解説推進法 137 頁。

第 2 項。なお、同項に基づき指定される極度額は、同条第 5 項各号に掲げる額の合計額を下回ることはできません。)。この極度額の設定に係る請求手続は、同条第 2 項から第 6 項の規定に従います。また、一旦定められた極度額の変更を行う場合も、推進法のこれらの規定が適用されるほか、利害関係者が存在する場合にはその承諾を得る必要があります（同条第 7 項)。なお、推進法第 9 条第 2 項に基づく委託者の請求による極度額の変更は信託の変更には該当せず[6]、したがって、信託契約の変更に係る手続を経る必要はない（本信託契約第 10.5 条に基づく契約の変更に係る手続を経なくても本条第 2 項が変更される）と解されます。ただし、この場合、実体法上の真の極度額と信託契約書の当初の表記上の極度額にずれが生じることになりますので、真の極度額に合わせるために信託契約の表記を修正するなど、明確化のための対応を任意に行うことも考えられます。

本条第 3 項では、委託者が極度額の指定請求をしようとする場合に、予め受託者に対して報告をしなければならない旨を定めています。これは、極度額が指定又は変更された場合の影響の大きさに鑑み、推進法第 9 条第 2 項の請求に先立って、委託者と特定受益者の間で合理的な協議期間を設けることを企図したものです。

本条第 4 項及び別紙 2 は、推進法第 9 条第 2 項に基づく請求（極度額の指定）を行う際に用いる書面の様式を定めるものです。

本条第 5 項は、本条第 3 項に基づく事前報告又は同第 4 項に基づく極度額の指定があった場合に、受託者が全ての特定被担保債権者に対して通知すべき旨を規定しています。なお、極度額の指定があった場合の全ての特定被担保債権者に対する通知については、推進法第 9 条第 6 項でも要求されています。

[6] 逐条解説推進法 115 頁。

第 1.5 条（本信託の受益者及び帰属権利者の指定）

1.	本信託の受益者は、次に掲げる者とする。	
	(1)	本特定被担保債権を有し、又は有すべき者（本特定被担保債権を有すべき者については、本貸付契約において貸付人又はエージェントの地位を有する場合に限る。）（かかる地位において、以下「**特定受益者**」という。）。この場合、当該者による特定受益権の取得は、第 5.1 条第 2 項に定める時に、その効力を生ずる。なお、本信託における当初の特定受益者は、本契約別紙 1 に記載された各金融機関等とする。
	(2)	本不特定被担保債権を有する者（以下「**不特定受益者**」という。）
2.	本契約の各当事者は、本担保権が消滅する前に本信託が終了した場合、委託者が、信託法（平成 18 年法律第 108 号。以下同じ。）第 182 条第 1 項第 2 号に定める帰属権利者となることをここに確認する。	

（内容）

本信託の受益者を定めるとともに、帰属権利者を指定する規定です。

（解説）

第 1 項（受益者の定め）

本条第 1 項は、本信託における受益者を指定する規定です。信託法上、受益者は信託契約の定めにより指定することができますが（信託法第 88 条第 1 項）、推進法において、企業価値担保権信託契約の内容として、①特定被担保債権を有し、又は有すべき者を受益者として指定すること（推進法第 8 条第 2 項第 4 号）及び②不特定被担保債権を有する者を受益者とすること（同項第 5 号）が必要とされています。そのため、本条第 1 項第(1)号において、本特定被担保債権を有し、又は有すべき者を「特定受益者」として指定し、当初の特定受益者として本契約別紙 1 に記載された各金融機関等（本契約締結時点における本貸付契約の貸付人及びエージェントを想定しています。）を特定するとともに、同項第(2)号において、本不特定被担保債権を有する者を「不特定受益者」とし（本不特定被担保債権の意義については第 1.1 条第(44)号に関する解説をご参照下さい。）、推進法の上記要件を満たすとともに、特定被担保債権と不特定被担保債権の区別に応じて受益者の種類を分けることを明確にしています。なお、企業価値担保権の設定時における特定被担保債権者の商号等は、信託契約締結時に企業価値担保権信託会社が委託者に提供する情報として必要な事項となります（準用信託業法第 26 条第 1 項第 9 号、信託業法施行規則第 34 条第 4 項第 1 号、業府令第 11 条）。

特定受益者のうち本特定被担保債権を「有すべき者」とは、たとえば、コミット型タームローン（限度貸付）やコミットメントライン（極度貸付）において、未使用の貸付枠（貸付義務）を有する貸付人等が想定されます。また、受益権の種類、発生、消滅、処分等に関する規定は第 5 章にまとめて規定しているため、特定受益者による特定受益権の取得の効力が発生する時期に

ついては、第 5.1 条第 2 項に規定しています。

第 2 項（帰属権利者の定め）

本条第 2 項は、本信託における帰属権利者を指定する規定です。帰属権利者とは、信託が終了したときの残余財産が帰属すべき者であり、信託法上、信託契約の定めにより指定することができますが（信託法第 182 条第 1 項第 2 号）、推進法において、企業価値担保権信託契約の内容として、企業価値担保権が消滅する前に企業価値担保権信託契約に係る信託が終了した場合の帰属権利者を債務者とすることが必要とされています（推進法第 8 条第 2 項第 6 号）。そのため、本条第 2 項において、本担保権が消滅する前に本信託が終了した場合の帰属権利者を債務者である委託者とすることを規定しています。ただし、本書式例では、第 9.3 条第 3 項において、本特定被担保債権が消滅し、かつ、新たに発生しないことが確定した場合や、信託法第 163 条（同条第 9 号を除く。）の規定に基づき本信託が終了し、かつ、本担保権が本信託以外の信託の信託財産に承継されない場合には、信託終了日をもって本担保権が解除される旨を定めているため、本担保権が消滅する前に本信託が終了する（すなわち、本条第 2 項が適用される）場面は実際上は生じ得ないことになります。

第 2.1 条（企業価値担保権の設定等）

1.	委託者は、信託開始日において、委託者の総財産に対して、本被担保債権を担保するため、受託者を企業価値担保権者として、第一順位の企業価値担保権を設定することにより受託者に信託し、受託者はこれを引き受ける。
2.	委託者は、信託開始日中に、前項に定める企業価値担保権の設定について、委託者の本店の所在地において、商業登記簿にその登記をする旨の申請を、自らの費用にて行い、受託者は当該登記申請に協力する。委託者は、かかる登記申請後、直ちに当該申請が受領されたことを証する書面を受託者に交付し、かかる登記手続完了後、直ちに当該登記が反映された委託者の商業登記事項証明書を受託者に提出する。
3.	委託者は、[多数特定受益者]/[代表受益者]からの指図による受託者からの要求があるときは、担保保全のために合理的に必要な範囲で、本担保権の効力発生、対抗要件具備及び実行に合理的に必要な行為その他本契約の目的を実現させるために合理的に必要な全ての行為を行う。また、委託者は、法令等の変更に伴い本担保権を維持するために何らかの手続等を必要として、[多数特定受益者]/[代表受益者]からの指図による受託者からの要求がある場合には、担保保全のために合理的に必要な範囲で、本担保権の維持のために合理的に必要な全ての行為を行う。
4.	委託者は、本担保権の登記事項に変更があったことを認識したときは、直ちに受託者に通知する。なお、受託者は、委託者から本項の通知を受けた場合には、全ての特定受益者に対し、遅滞なくその旨を通知する。
5.	委託者は、本担保権の登記事項に変更があったときは、[多数特定受益者]/[代表受益者]からの指図による受託者の請求に従い、自らの費用にて速やかに本担保権の設定登記の変更登記手続を行い、受託者は当該登記申請に協力する。また、委託者は、各受益者からの指図により受託者が本担保権に係る登記事項証明書を提出することを請求した場合には、当該請求の日又はそれ以降の日付の登記事項証明書を速やかに管轄登記所から取得し、当該登記事項証明書を受託者に対して提出する。

（内容）

企業価値担保権を設定する旨の委託者と受託者の合意及びその設定登記に関する委託者の義務等を定めるものです。

（解説）

第 1 項（企業価値担保権の設定の合意）

本条第 1 項は、推進法第 8 条第 2 項第 2 号に従い、委託者が本被担保債権（本特定被担保債権及び本不特定被担保債権）を担保するために、受託者に対して企業価値担保権を設定することにより信託し、受託者がこれを引き受けることを明記しています（信託法第 3 条第 1 号参照）。この規定により、企業価値担保権が本契約における信託財産であることも明らかとなります。なお、

受託者が当初取得する信託財産の種類は、信託契約締結時に企業価値担保権信託会社が委託者に提供する情報として必要な事項となります（準用信託業法第 26 条第 1 項第 4 号、信託業法施行規則第 34 条第 1 項第 1 号、業府令第 11 条）。

本条第 1 項の「総財産」は、推進法第 7 条第 1 項の「総財産」と同義であり、将来において委託者の財産に属するものを含みます。

推進法上、複数の順位の企業価値担保権の設定が可能であり、企業価値担保権相互間の優先関係はその登記の前後により決せられます（推進法第 16 条）が、本条第 1 項では確認的に、当事者の想定する順位（本書式例においては第一順位）を記載しています。なお、本担保権の順位については、第 3.2 条第 1 項第(8)号及び第(9)号において委託者の表明保証事項としても規定しています。

第 2 項（企業価値担保権の設定の登記）

企業価値担保権の設定は、債務者（委託者）の本店の所在地において、商業登記簿にその登記をしなければ、その効力を生じません（推進法第 15 条本文）。本条第 2 項は、企業価値担保権の設定登記に関する各当事者の義務を定めるものです。なお、信託財産に属する財産の対抗要件の具備に関する事項は、信託契約締結時に企業価値担保権信託会社が委託者に提供する情報として必要な事項となります（準用信託業法第 26 条第 1 項第 4 号、信託業法施行規則第 34 条第 1 項第 2 号、業府令第 11 条）。

まず、同項前段では、委託者が、企業価値担保権の設定登記の申請義務を負い、その費用を負担することを明確化しています。また、当該設定登記は、登記義務者である委託者と登記権利者である受託者の共同申請（推進法第 223 条により準用される不動産登記法第 60 条参照）により行われることから、受託者も当該登記申請に協力すべき旨を定めています。

次に、本条第 2 項後段では、委託者が、①当該登記申請後、直ちに当該申請が受領されたことを証する書面を受託者に交付する義務と、②当該登記手続完了後、直ちに当該登記が反映された委託者の商業登記簿謄本を受託者に提出する義務を定めています。このうち②については、企業価値担保権の設定登記が完了したときは登記官から権利者（受託者）に対して登記識別情報の通知又は登記済証の交付がなされることとなっていますが（推進法第 223 条において準用する不動産登記法（本章において以下「準用不動産登記法」といいます。）第 21 条（又は推進法附則第 26 条第 1 項において準用する不動産登記法附則第 6 条第 3 項による読替え後の準用不動産登記法第 21 条））、企業価値担保権の登記事項は準用不動産登記法第 59 条各号（第 6 号を除く。）に定める事項に限られることから、本書式例では、これに加えて、企業価値担保権設定時点における委託者の他の商業登記事項（代表者等）を確認する観点から、商業登記簿謄本の提出も求めることにしています。

また、本条第 5 項では、本担保権の登記事項に変更があった場合には委託者が[多数特定受益者]/[代表受益者]からの指図による受託者の請求に従って、変更登記申請を行うものとし、この場合にも受託者がこれに協力するものとしています。なお、本担保権の登記事項に変更があった

かどうかを受託者又は特定受益者が適時に認知できるとは限らないため、かかる変更があったことを委託者が認識したときは、委託者が受託者に対して通知し、さらに受託者から全ての特定受益者に対して通知するものとしています（本条第 4 項）。

第 3 項（本担保権の効力発生及び対抗要件の具備・維持に必要なその他の行為等）

本条第 3 項では、本担保権の効力を発生させ、対抗要件を具備し、若しくは（法令等の変更に対応して）これを維持し、又は本担保権を実行するために必要となる行為等、本契約の目的を実現させるために委託者においてなすべき行為がある場合に、委託者が合理的な範囲でこれを行う義務を負うことを定めています。

第 2.2 条（本担保権の設定及び対抗要件の具備に係る受託者の責任）

委託者及び受益者は、受託者が本章に定める一切の義務を履行したときは、本担保権の設定若しくはこれに係る対抗要件の具備が遅延し、完了せず、又はその有効性及び適法性を維持することができなかったとしても、受託者の義務違反にならないことをここに確認し、受託者に対して損害賠償その他の責任を負担させない。

（内容）

本担保権の設定及び対抗要件の具備に関して遅延その他の問題が生じた場合の受託者の免責を定めるものです。

（解説）

第 2.1 条第 2 項に定めるとおり、受託者は、企業価値担保権の設定登記に係る共同申請への協力義務を負います。本条では、受託者がかかる義務を履行する限りにおいて、たとえば登記所における登記手続に時間を要したことにより対抗要件の具備が遅延するなどの事態が生じたとしても、受託者の義務違反を構成することがない旨を確認的に規定しています。

第 3.1 条（受託者に関する表明及び保証）

1.	受託者は、委託者及び特定受益者に対し、本契約締結日及び信託開始日において、次の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明及び保証する。
	(1) 受託者は、日本法に準拠して適法に設立され、現在有効に存続する[株式会社]であり、かつ推進法第 32 条の内閣総理大臣の免許を受けた者（推進法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該免許を受けたものとみなされた者を含む。）であって、企業価値担保権に関する信託業務を適法に営むことができること。
	(2) 受託者による本契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引は、受託者の会社の目的の範囲内の行為であり、受託者はこれらについて法令等及び受託者の定款その他の社内規則において必要とされる全ての手続を完了していること。
	(3) 受託者による本契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引は、(a)受託者を拘束する法令等に反することはなく、(b)受託者の定款その他の社内規則に反することはなく、また、(c)受託者を当事者とする、又は受託者若しくはその財産を拘束する第三者との契約に反するものではないこと。
	(4) 受託者を代表して本契約に署名又は記名捺印する者は、法令等、定款、その他社内規則で必要とされる手続に基づき、受託者を代表して本契約に署名又は記名捺印する権限を付与されていること。
	(5) 本契約は、受託者に対して適法で有効な拘束力を有し、その各条項に従い執行可能なものであること。
	(6) 受託者に関して、本契約上の義務の履行に重大な悪影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のあるいかなる訴訟、仲裁、行政手続その他の紛争も開始されておらず、開始されるおそれのないこと。
2.	本条に基づく表明及び保証のいずれかが真実又は正確でないことが判明したときは、受託者は、直ちに委託者及び全特定受益者に書面により通知するとともに、それにより委託者及び特定受益者に生じた諸費用等を相当因果関係の範囲で賠償する。

（内容）

受託者が本契約の締結及び信託の引受に際して委託者及び特定受益者に対して表明及び保証する事項並びに当該事項に真実又は正確でないものがあった場合の処理を定めます。

（解説）

総論

本条第 1 項では、本契約の有効な成立及び受託者による履行、本信託及び本担保権の有効な設

定並びに本契約において企図された取引が妨げられるような事由がないことを確保するために、受託者に関する一般的な表明保証事由を規定しています。

表明保証の時点

表明保証の基準時点は、本契約の締結日及び信託開始日（すなわち本信託及び本担保権の設定日）としています。

第 1 項第(1)号（受託者の資格）

企業価値担保権に係る信託業務は、内閣総理大臣の免許を受けた会社（推進法第 33 条第 1 項又は第 2 項に基づき免許を受けたものとみなされる者を含みます。）でなければ営むことができない（同法第 32 条）ため、本条第 1 項第(1)号後段で受託者の資格について定めています。

第 3.2 条（委託者に関する表明及び保証）

1.	委託者は、受託者及び特定受益者に対し、本契約締結日及び信託開始日において、次の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明及び保証する。	
	(1)	委託者は、日本法に準拠して適法に設立され、現在有効に存続する[株式会社]であること。
	(2)	委託者による本契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引は、委託者の会社の目的の範囲内の行為であり、委託者はこれらについて法令等及び委託者の定款その他の社内規則において必要とされる全ての手続を完了していること。
	(3)	委託者による本契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引は、(a)委託者を拘束する法令等に反することはなく、(b)委託者の定款その他の社内規則に反することはなく、また、(c)委託者を当事者とする、又は委託者若しくはその財産を拘束する第三者との契約に反するものではないこと。
	(4)	委託者を代表して本契約に署名又は記名捺印する者は、法令等、定款、その他社内規則で必要とされる手続に基づき、委託者を代表して本契約に署名又は記名捺印する権限を付与されていること。
	(5)	本契約は、委託者に対して適法で有効な拘束力を有し、その各条項に従い執行可能なものであること。
	(6)	委託者に関して、本契約上の義務の履行に重大な悪影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のあるいかなる訴訟、仲裁、行政手続その他の紛争も開始されておらず、開始されるおそれのないこと。
	(7)	本貸付契約[第●条第●項各号若しくは第●項各号[7]に規定する事由]/[に定める期限の利益喪失事由若しくは潜在的期限の利益喪失事由]が発生しておらず、又は発生するおそれのないこと。
	(8)	本担保権が、信託開始日において第 2.1 条第 1 項に基づき設定され、かつ、本担保権の設定に係る登記が第 2.1 条第 2 項及び推進法その他の法令等に従いなされた場合、担保目的財産につき有効な第一順位かつ第三者対抗要件を具備した、本被担保債務を被担保債務とする企業価値担保権が成立すること。
	(9)	担保目的財産の全部又は一部について、本担保権に優先する担保権が存在せず、かつ、本契約以外に企業価値担保権を設定する信託契約を締結（企業価値担保権の設定登記が未了の場合も含む。）していないこと。
	(10)	本担保権に関して受託者又は特定受益者が委託者に対して提出を求めた情報は、全て受託者に提供されており、[重要な点で/軽微な点を除き]真実

[7] 本貸付契約上の期限の利益喪失事由に係る規定を参照する。

		かつ正確であり、虚偽を含んでおらず、含めるべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な事項を欠いていないこと。
	(11)	委託者は、本担保権の設定につき、委託者に対する債権者に対して詐害の意図を有していないこと。
	(12)	委託者は、反社会的勢力及び反社会的勢力関係者に該当しないこと。また、反社会的行為を行っていないこと。
2.		本条に基づく表明及び保証のいずれかが真実又は正確でないことが判明したときは、委託者は、直ちに受託者に書面により通知するとともに、それにより受託者及び特定受益者に生じた諸費用等を相当因果関係の範囲で賠償する。

（内容）

委託者が本契約の締結及び信託の設定に際して受託者及び特定受益者に対して表明及び保証する事項並びに当該事項に真実又は正確でないものがあった場合の処理を定めます。

（解説）

総論

本条第 1 項では、本契約の有効な成立及び委託者による履行、本信託及び本担保権の有効な設定並びに本契約において企図された取引が妨げられるような事実がないことを確保するために、委託者及び本担保権に関する一般的な表明保証事項を規定しています。

表明保証の時点

第 3.1 条と同様に、表明保証の基準時点は、本契約の締結日及び信託開始日（すなわち本信託及び本担保権の設定日）としています。

第 1 項第(1)号（委託者の適法な設立及び有効な存続）

本条第 1 項第(1)号では、委託者の適法な設立及び有効な存続について規定しています。なお、委託者の会社の形態としてはブラケット付きで「株式会社」と記載していますが、委託者が持分会社である場合（推進法第 10 条参照）には、その形態に応じて調整することになります。

第 1 項第(3)号（法令・社内規則・契約等に違反しないこと（担保権設定禁止特約及びネガティブ・プレッジ条項との関係））

本条第 1 項第(3)号では、委託者による本契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引が、(a)委託者を拘束する法令等、(b)委託者の定款その他の社内規則、又は、(c)委託者を当事者とする、又は委託者若しくはその財産を拘束する第三者との契約に反するものではないことについて規定しています。

このうち(c)に関しては、委託者が第三者と締結している契約において、委託者の保有する財産

について、譲渡、担保権の設定その他の処分を行うことを禁止する旨の特約が付されている場合の取扱いが問題となり得ます。このような特約は、さらに分類すると、①特定の契約に基づいて委託者が取得する権利や契約上の地位について、当該契約の相手方の承諾がない限り、担保設定等を禁止するもの（契約上の権利又は地位に関する担保権設定禁止特約[8]）と、②（主に融資契約において）委託者が当該契約の相手方よりも優越する債権者を作出することを防止するために、委託者の保有する財産一般について担保設定等を禁止するもの（融資契約上のネガティブ・プレッジ条項[9]）が想定されます。

上記①の担保権設定禁止特約について、その禁止の射程に企業価値担保権の設定が含まれるかどうかは、(契約の文言上明示的に企業価値担保権の設定を禁止している場合は別として)個々の契約の解釈により決せられるべき事柄となりますが、一般論としては、契約の相手方がこのような特約を求める趣旨は、債務履行先を固定化することにより、当該相手方による債務履行時の過誤払い等のリスクを回避し、また、事務コストを低減することにあると考えられます。そうであるならば、少なくとも企業価値担保権の制度設計を踏まえる限りにおいては、企業価値担保権が設定されても、委託者の保有する権利の帰属（相手方から見た支払先・債務履行先）は変更されないことからすれば、担保権設定禁止特約により保護されるべき相手方の利益は、企業価値担保権の設定によっては害されず、当該特約違反を構成しないと考えられます[10] [11] [12]。

---

[8] これに類するものとして、委託者が自己の所有する動産等を倉庫業者等に寄託している場合において、当該動産等についての担保権設定禁止特約を付すこともあります。この場合も、当該特約の趣旨は、基本的には契約上の権利に関する担保権設定禁止特約と同趣旨であると考えられることから、同様の整理が可能と考えられます。また、倉庫業者等が有する商事留置権は保護される（推進法第 160 条第 2 項参照）ことから、当該寄託先の利益は企業価値担保権の設定によって害されないと考えることもできます。

[9] 融資取引以外にも、委託者が商品や原材料等を仕入れる取引において、仕入れ先に対する売掛債務の支払いを保全する目的で、委託者の保有財産についてのネガティブ・プレッジ条項が付される場合があり得ます。この場合にも、当該ネガティブ・プレッジ条項の趣旨は、基本的には融資契約上のネガティブ・プレッジ条項と同趣旨であると考えられることから、同様の整理が成り立つものと考えられます。

[10] 企業価値担保権が実行された場合には、委託者の債権は事業譲渡に伴って移転することになるものの、取引相手方は原則として元の債権者（委託者）に弁済すれば免責され（民法第 466 条第 3 項）、又は、供託することが可能であることから（同法第 466 条の 2 第 1 項）、相手方の利益は保護されると考えることもできます。また、企業価値担保権が実行されて委託者の事業が譲渡されても、委託者の契約上の地位は取引相手方の同意がなければ移転しませんから、相手方の利益は害されないと考えることができます。

[11] 委託者と預金取扱金融機関との間の預金契約における担保権設定禁止特約は、①契約上の権利及び地位に関する担保権設定禁止特約に分類されると考えられます。預金契約における預金債権及び預金者の地位に関する担保権設定禁止特約には、債務履行先の固定化に加えて、預金取扱金融機関による相殺の利益の保護の趣旨もあると考えられますが、預金債権の場合、預金者の契約上の地位と同様に、企業価値担保権が実行されたとしても、預金取扱金融機関の同意がない限り移転しないため（民法第 466 条の 5 参照。通常は、事業の譲受人に同条第 1 項に定める悪意又は重過失が認められるものと考えられます。）、企業価値担保権が設定されたとしても相手方（預金取扱金融機関）の利益は害されないと考えることができます（なお、企業価値担保権が実行された場合、実行手続開始当時委託者に対して負担する預金債務については、相殺適状であれば、実行手続によらないで、相殺をすることができますが、自働債権が配当債権である場合には、相殺権の行使は債権届出期間内にする必要がある点、留意が必要です（推進法第 94 条第 1 項・第 2 項）。）。

[12] 担保権設定禁止特約に関する本書（脚注を含みます。）中の記載は、特に企業価値担保権の設定について、その制度設計を踏まえて行ったものであり、企業価値担保権以外の担保権の設定の場面については何らの見解を示すものでもありません。

他方で、上記②のネガティブ・プレッジ条項については、当該融資取引における与信の前提として、他に優先する債権者が存在しないことを確保する点に主眼があるものと考えられます。この場合に、債務者が他の与信者から企業価値担保権付の融資を受けると、（既に企業価値担保権よりも優先する他の担保権により保全が図られている部分を除いて）与信者間の優先順位が変動することとなり、先行する与信者から見ると債務者の信用リスクが上昇することになります。このような事態は、ネガティブ・プレッジ条項の趣旨を害するものであり、当該条項の違反を構成する可能性が高いといえます。

企業価値担保権の設定が担保権設定禁止特約やネガティブ・プレッジ条項の違反を構成する場合（契約の文言上明示的に企業価値担保権の設定を禁止している場合を含みます。）において、これにより当該契約の相手方による解除権が直ちに生じるかは、別途の検討を要します。

まず、法定の解除権については、「債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるとき」（民法第 541 条ただし書）には解除権の行使が制限されることから、当該特約違反が相手方に与える不利益の大きさ等、諸般の事情を考慮して、軽微な違反に留まるといえる場合には、解除権の行使は認められません。上記①の担保権設定禁止特約の類型においては、前述の趣旨に鑑みて、特段の事情がなければ違反の軽微性が認められると考えられます。他方、上記②のネガティブ・プレッジ条項の場合には、これに反して企業価値担保権が設定されることにより与信者間の優先関係が変動することは、通常、実質的な不利益を先行与信者に与えるものであり、軽微性は認められないと考えられます。

約定の解除事由については、契約自由の原則の下で当事者の合意により定めることができますが、個別具体的な解除事由が企業価値担保権の設定を含むかどうかは、当事者の合理的意思解釈の問題となり、また、個別具体的な状況により、解除権の行使が民法上の一般条項（同法第 1 条第 3 項による権利濫用の法理等）による制限を受けることがあります。かかる制約がどの範囲で及ぶかは、法定の解除権と同様に、当該契約の趣旨・目的や、取引上の社会通念を勘案したうえで、当該違反の軽微性を評価して判断することになるものと考えられます。

これまでに述べたとおり、上記②のネガティブ・プレッジ条項が存在する場合には、当該契約の相手方の承諾を得ることなく企業価値担保権を設定することは当該特約の違反となり、また、相手方による契約解除権の行使が可能となる可能性が高いものと言わざるを得ません。このような条項が存在する場合には、委託者と当該契約の相手方の間で、取引条件の見直し（委託者の信用リスクが変動することを前提とした取引条件への変更）を行うなどの手当てが必要になるものと考えられます。特に、ネガティブ・プレッジ条項が先行する与信者との間の融資契約に付されている場合には、新規の企業価値担保権付融資の実施に伴い、(1)既存の融資をリファイナンスする、(2)既存の与信者も企業価値担保権に係る特定受益者とする、あるいは、(3)既存の与信者と新規の与信者の間で債権者間協定を締結するなどして信用リスクの適切な分担を図るといった措置を講じることも要検討事項となります。

第 1 項第(8)号（本担保権の有効性及び順位）・第(9)号（他に優先する担保権が存在しないこと等）

本条第 1 項第(8)号では、本担保権が有効に成立し、かつ、第一順位の企業価値担保権として対抗要件を具備することについて委託者が表明保証するものとしています。

また、同項第(9)号は、①企業価値担保権以外の担保権（不動産抵当権等、設定者の保有する個別資産に対する担保権）であって、本担保権に優先するものがないこと、及び②既に企業価値担保権信託契約を締結済みの他の企業価値担保権が存在しないこと（特に、本信託の信託開始日時点において他の企業価値担保権の設定登記を申請済みであるが、当該登記手続がまだ完了していない場合において、当該他の企業価値担保権を覚知できず、本信託が第一順位となることを確保できないおそれがあることへの対処を企図しています。）についても確保するためのものです。

本書式例では、本担保権を第一順位の企業価値担保権として設定することを想定していますが、個別の取引において本担保権よりも優先する担保権の存在を許容する場合には、本条第 1 項第(8)号及び第(9)号において除外事項を定めることになります。

第 1 項第(11)号（詐害の意図の不存在）

民法第 424 条は、「債務者が債権者を害することを知ってした行為」について債権者がその取消しを裁判所に請求できる旨を規定しているところ、債務者が相当の対価を得て行う財産の処分行為（債務者が新規の債務負担と同時に当該債務のために担保の供与を行う場合を含むと解されています[13]。）については民法第 424 条の 2 において、債務者が既存の債務についての担保の供与をする行為については民法第 424 条の 3 において、それぞれ特則が設けられています[14]。このため、本条第 1 項第(11)号では、委託者が本担保権の設定について委託者の債権者に対する詐害の意図を有していないことを表明保証事項としています。

委託者がその債権者に対する詐害の意図を有しているか否かは、個別の状況により判断されることになりますが、民法第 424 条の 2 及び第 424 条の 3 の規律に鑑み、委託者が、（新規の債務負担と同時に当該債務のために担保の供与を行う場合であれば）借入資金につき隠匿等の処分をする意思がなく（民法第 424 条の 2 第 2 号参照）、また、（既存の債務についての担保の供与をする場合であれば）その後 30 日以内に支払不能になりそうな状況で特定被担保債権者と通謀して一般債権者への弁済がなされなくなることを認識して設定していないのであれば（民法第 424 条の 3 参照）、本号に定める「詐害の意図」が存在しないという評価が原則として可能になるものと考えられます。

本貸付契約における表明保証との関係

委託者すなわち債務者による表明保証は、本貸付契約において、借入人による貸付人及びエー

---

[13] 例えば、中田裕康『債権総論 第五版』（岩波書店、2025 年）334 頁等参照。また、破産法における同旨の否認（破産法第 161 条）に関し、条解破産法 1124 頁、竹下守夫編集代表『大コンメンタール破産法』（青林書院、2007 年）638 頁〔山本和彦〕参照。

[14] 信託法第 11 条においては、信託行為に対する民法上の詐害行為取消請求に関して特則が設けられており、受託者の主観的要件を不要とすることや委託者の債権者と信託の受益者の間の利害調整に関する規定が設けられています。

ジェントに対する表明保証として一定の事項について行われることも想定されます。その場合、本貸付契約における表明保証と本契約における表明保証の間で、表明保証事項として類似又は共通するものについては、両契約の間の整合性についても留意が必要となります。他方で、本契約の表明保証は、受託者が本信託を引き受けるにあたって前提となる事実についての表明保証でもあることから、異なる目的を有する両契約における表明保証に不一致が生じ得ることを否定するものではありません。

第 4.1 条（委託者の誓約事項等）

1. 委託者は、信託期間中、受託者及び受益者に対して、次の各号に記載された事項（但し、本貸付関連契約において許容される事項を除く。以下本条において同じ。）を遵守することを誓約する。

(1) 受託者又は受益者による権利の行使又は義務の履行につき必要な協力を行うこと。

(2) 本契約に基づく契約上の地位及び権利義務の全部又は一部について、譲渡、担保の提供その他の処分を行わないこと。

(3) 本貸付契約及び本契約において許容される場合を除き、[多数特定受益者]/[代表受益者]の指図に基づく受託者の事前の書面による承諾なくして、以下に掲げる行為その他の委託者の定款で定められた目的及び取引上の社会通念に照らして通常の事業活動の範囲を超える担保目的財産の使用、収益又は処分（譲渡、贈与、担保提供、自己信託の設定その他の権利の設定（これらの行為の予約を行うことも含む。）その他一切の処分を含む。）を行わないこと。

(i) 重要な財産の処分

(ii) 事業の全部又は一部の譲渡

(iii) 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で供給すること

(4) 委託者の取引先その他の第三者との間で、委託者が保有し又は保有することとなる財産に本担保権の効力が及ぶことが契約違反（表明及び保証の違反を含む。）又は解除事由を構成することとなる合意をしないこと。

(5) 反社会的勢力又は反社会的勢力関係者とならないこと、また、反社会的行為を行わないこと。

[(6) 担保目的財産又は本担保権につき、第三者による強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行若しくは競売、企業担保権の実行又は国税滞納処分（その例による処分を含む。）その他これらの価値が低下し若しくは低下するおそれのある事態が発生した場合（疑義か否かは問わない。）又はかかる事態が発生するおそれのあることを認識した場合には、直ちにその旨を受託者に報告するとともに、自らの責任及び費用負担において、必要かつ適切な措置を採ること。なお、受託者は、委託者から本号の報告を受けた場合には、全ての特定受益者に対し、遅滞なくその旨を通知する。]

2. 委託者は、本契約に別途定めるものを除き、信託法の規定による委託者としての権利を有しない。

（内容）

信託期間中において委託者が遵守すべき事項（コベナンツ）を定めるとともに、信託法の規定による委託者としての権利の放棄について定めるものです。

（解説）

第 1 項（委託者の誓約事項～総論）

本条第 1 項では、本契約に基づいて設定された企業価値担保権並びに受託者及び受益者の権利及び利益を維持する観点から、委託者が遵守すべき事項を定めています。

このような観点から委託者に遵守を求めることが有益な事項は他にも存在し、そのような遵守事項を本条第 1 項に追加することも許容されますが、本書式例では特に重要な事柄及び企業価値担保権に関して特有の事項に限定して規定しています。

たとえば、担保実行や任意売却に向けた準備段階において、これらの手続を効率的に進めるために必要な情報の開示や資産評価（デューディリジェンス）への協力を委託者に求めることも重要と思われます。もっとも、このような義務は、受託者に対するもの（受託者が委託者に履行を求める義務と責任を受益者に対して負うもの）としてではなく、貸付人（及びエージェント）に対するものとして、本貸付契約で規定すべきものと考えられることから、本書式例では記載していません。

第 1 項第(1)号（権利行使等への協力）

本条第 1 項第(1)号は、受託者又は受益者による権利の行使又は義務の履行に関して委託者が必要な協力を行うべきことを一般的に規定しています。これは、第(2)号以下で具体的に定める事項以外にも、本契約締結時点では想定されていなかったような事象の発生により企業価値担保権の効力等の維持のために何らかの手当てが必要となった場合などに備えて、委託者の協力義務を定めるものです。

第 1 項第(2)号（権利義務の譲渡等の禁止）

本条第 1 項第(2)号は、委託者が本契約上の地位や本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡・担保提供するなどの処分行為を禁止するものです。

第 1 項第(3)号（推進法第 20 条第 2 項で禁止される行為）

本条第 1 項第(3)号は、推進法第 20 条第 2 項において企業価値担保権者の同意を得なければ委託者が行うことができないとされている行為を禁止するものです。

推進法の下では、債務者は、企業価値担保権の設定後も、担保目的財産の使用、収益及び処分の権限を失わず、債務者がこれらの行為を原則として自由に行うことで、事業を継続・成長させ、その価値を高めるために事業運営を担っていくものとされています（推進法第 20 条第 1 項）。しかしながら、債務者が通常の事業活動の範囲を超えるような行為を行うことにより企業価値担保権の担保価値（債務者の事業全体の価値）を毀損するおそれがある場合には、債務者の権限を

制約する必要が生じます。推進法第 20 条第 2 項では、このような制約の必要性が特に高い行為を類型化して、債務者が当該行為を行う際には全ての企業価値担保権者の承諾を要するものとしています。本条第 1 項第(3)号は、これと同趣旨の規定を本契約上でも設けるものです。また、推進法第 20 条第 2 項の同意に関する事項は、信託契約締結時に企業価値担保権信託会社が委託者に提供する情報として必要な事項となります（準用信託業法第 26 条第 1 項第 6 号、信託業法施行規則第 34 条第 2 項第 1 号、業府令第 11 条）。

同号(i)から(iii)までの行為は例示であり、これら以外にも、委託者の定款で定められた目的及び取引上の社会通念に照らして通常の事業活動の範囲を超える担保目的財産の使用、収益及び処分[15]に該当する行為は禁止されます（同号柱書）。「通常の事業活動の範囲を超える」といえるかどうかは、主に、担保価値を毀損する可能性の程度や、当該可能性が現実化した場合の毀損の程度等を総合的に考慮して判断されることが想定されます。このように、同号柱書の適用にあたっては個別事情に即した判断が必要となり、一律の線引きは難しい面があります。そのため、個々の案件の状況（委託者の事業や資産の内容など）に即して、企業価値担保権者の承諾を要すべき行為（たとえば、特定の財産の処分行為や、一定の金額を超える資産処分行為など）の例示規定を追加することも考えられます。また、本貸付契約において、債務者による処分行為等についてより詳細な誓約事項を定め、本貸付契約に基づいて貸付人の承諾を得ることをもって、（貸付人に含まれる）企業価値担保権者による推進法第 20 条第 2 項の同意も得たこととする取扱いも考えられます。

なお、企業価値担保権の実行に代えていわゆる任意売却を行う場合において、本号(ii)に定める事業の譲渡を伴うときは、本号に基づく多数特定受益者又は代表受益者の指図に従った受託者の承諾が必要となります（任意売却については、第 7.5 条及び第 6.1 条の解説もご参照下さい。）。

受託者の承諾なく行った委託者の「通常の事業活動の範囲を超える」行為は、原則として無効となります（推進法第 20 条第 3 項本文）。当該行為が無効となる結果、委託者は、当該行為の相手方に対して、原状回復請求をすることができます（民法第 121 条の 2 第 1 項）。また、受託者は、企業価値担保権に基づく物権的請求権として、当該行為の相手方に対して、返還を求めることができる場合があると考えられます[16]。これらに加えて、受託者は、第 10.2 条（委託者の補償義務）に基づき、当該違反行為により信託財産、受託者又は受益者に発生した諸費用等の賠償を委託者に請求することができます。また、本貸付契約上のコベナンツ違反に該当することが想定されますので、貸付人は、本貸付契約に基づいて、本特定被担保債権について期限の利益を喪失させることや、本貸付契約に基づく損害賠償請求をすることも考えられます。

なお、「通常の事業活動の範囲を超える」行為であっても、善意無重過失の相手方には無効を主張できません（推進法第 20 条第 3 項ただし書）。そのため、重要な個別資産の散逸を防止する

---

[15] 本書式例では、明確化の観点から、「譲渡、贈与、担保提供、自己信託の設定その他の権利の設定（これら行為の予約を行うことも含む。）その他一切の処分」を含むものとしています。
[16] 逐条解説推進法 147 頁。

観点からは、重複担保権の活用も考えられます[17]。

第 1 項第(4)号（本担保権に起因して契約違反等を構成する特約の禁止）

本条第 1 項第(4)号では、委託者が第三者との間で、委託者の保有する財産（将来保有することとなる財産を含みます。）に本担保権の効力が及ぶことが契約違反又は解除事由を構成することとなる合意[18]をすることを禁止しています。このような特約を含む契約が、本担保権の設定後に締結されたとしても、本担保権の効力が直ちに損なわれるものではありませんが、そのような特約は本担保権の存在と相容れないものであって、その締結と同時に委託者の契約違反となり又は解除事由に該当することとなってしまいます。このような事態が生じることを防ぐ観点から、本条第 1 項第(4)号において委託者の誓約事項として明確化しています。

第 1 項第(5)号（反社会的勢力の排除等に係る誓約事項）

本条第 1 項第(5)号は、反社会的勢力の排除及び反社会的行為の禁止に係る誓約事項です。これと同様の規定は本貸付契約においても設けられるものと考えられますが、受託者及び不特定受益者との関係においても同様の誓約を行うものとするべく、本契約上でも規定することとしています。なお、借入人兼委託者がこれらの条項に抵触して本貸付契約上の期限の利益を喪失した場合であっても、企業価値担保権信託契約は債権回収のために存続する必要があり得ることから、本書式例においてこの場合を信託の終了事由とはしておらず、したがって企業価値担保権信託が直ちに終了することはありません。

第 1 項第(6)号（報告義務）

本条第 1 項第(6)号は、担保目的不動産又は本担保権について第三者による強制執行等がなされた場合や、これらの価値が低下し若しくは低下するおそれのある事態が発生した場合又はかかる事態の発生のおそれを委託者が認識した場合に、委託者が受託者に対して報告すべき旨を定めるものです。同号に定める事由が生じた場合には、本担保権及び受益者の権利を保護するためにどのような措置を講ずべきかを特定受益者において検討する必要が生じます。たとえば、担保目的財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行若しくは競売又は企業担保権の実行がなされた場合において、当該強制執行等が委託者の事業の継続に支障を来すときは、企業価値担保権者は異議を主張できるものとされています（推進法第 19 条第 1 項）。なお、受託者が当該異議を行うか否かは、特定受益者の意思結集を経た指図に従うものとしています（第 6.3 条第 2 項参照）。特定受益者におけるこれら対応措置の検討が適時に可能になるためには、委託者からの報告が重要であることから、この規定を設けています。なお、本条第 1 項第(6)号に定める報告義務と同様の規定を本貸付契約上で借入人の貸付人（及びエージェント）に対する報告義務として定めている場合には、同号は省略することも可能であることから、本書式例ではブラケ

[17] 逐条解説推進法 120 頁。
[18] どのような合意がこれに該当するかについては、第 3.2 条第 1 項第(3)号の解説を参照してください。

ット付きで記載しています。

第 2 項（信託法上の委託者の権利の放棄）

本条第 2 項は、信託法が委託者の権利として定めるものについて、本契約上の委託者がこれを有しない旨を規定しています（信託法第 145 条第 1 項参照）。本契約は企業価値担保権の設定を目的とするものであって、本信託の設定後の受託者に対する監督的機能は、企業価値担保権による利益を享受する受益者に任せるのが適切であり、委託者の側に監督的な権利を残す必要がないことが理由となります。

第 4.2 条（関連書類の交付及び閲覧）

1.	委託者は、受託者に対して、次に掲げる書類を本契約締結日までに交付する。[但し、委託者が本貸付契約に基づきエージェントに対して提出済みの書類については、重ねて提出することを要しない。]
	(1) 委託者の定款の原本証明付写し
	(2) 委託者の履歴事項全部証明書（本契約締結日から 3 ヶ月以内に作成されたもの。）
	(3) 委託者の代表者の印鑑証明書（本契約締結日から 3 ヶ月以内に作成されたもの。）
	(4) 本契約の締結及び本担保権の設定につき委託者の社内手続が完了したことを証明する[取締役会議事録]の原本証明付写し
2.	特定受益者は、本契約に基づき委託者から受領した書類のうち受託者の下に現存するものを、受託者の通常の営業時間中に閲覧することができる。

（内容）

本契約の締結にあたって委託者が受託者に対して提出すべき書類を定めるとともに、受託者が受領した書類について特定受益者が閲覧できる旨を規定しています。

（解説）

委託者による書類の交付

本条第 1 項各号において、委託者による本契約の締結及び本担保権の設定について、法人としての委託者が必要な権能を有し、適切な手続を履践していることを確認する上で重要な書類を掲げ、これらの書類を受託者に対して交付するものとしています。なお、同項第(4)号には、委託者の会社の形態及び機関設計に応じて、企業価値担保権の設定に必要な機関決定（推進法第 10 条参照）を証する書類を記載することになります。

もっとも、これらの書類は、本貸付契約上の貸付実行前提条件又は書類提出義務に基づく提出対象にもなっていることが考えられるため、同項但書において重複する提出を要しない旨を規定しています。

特定受益者による書類の閲覧

本条第 2 項では、受託者が本契約に基づいて委託者から受領した書類（現に受託者の下に存在するものに限ります。）について、特定受益者が閲覧できる旨を規定しています。

第 5.1 条（受益権の種類及び受益者）

1.	本信託に係る受益権は、特定受益権と不特定受益権の 2 種類とする。
2.	特定受益者は、推進法第 8 条第 2 項第 4 号に従い受託者に対して特定受益権の取得について承諾をした時に、新たに特定受益権を取得し、当該特定受益権は、当該特定受益者が特定受益者でなくなった時に消滅する。なお、当初の特定受益者は、本契約の締結をもってかかる承諾を行う。
3.	本信託に基づく受益権について、受益権証書は発行しない。
4.	特定受益者は、本契約締結日（当初の特定受益者以外の特定受益者については、特定受益権の取得を承諾した日）において、反社会的勢力及び反社会的勢力関係者に該当しないこと並びに反社会的行為を行っていないことを、受託者に対して表明及び保証する。また、特定受益者は、受託者に対し、信託期間を通じて、反社会的勢力及び反社会的勢力関係者にならないこと並びに反社会的行為を行わないことを誓約する。

（内容）

本信託の受益権に関する基本的な事項を定めます。

（解説）

第 1 項（本信託の受益権）

本条第 1 項は、本信託における受益権が、特定受益権と不特定受益権の 2 種類であることを定めるものです。特定受益権は、本特定被担保債権を有し、又は有すべき者である特定受益者が取得する受益権であり、不特定受益権は、本不特定被担保権の保有者である不特定受益者が取得する受益権です。

本書式例において、特定受益権は単一の種類のみ発生するものとしています。特定受益者が保有する本特定被担保債権の内容及び金額等は特定受益者毎にそれぞれ異なることが想定されますが、本契約において、特定受益権は、本特定被担保債権の保有者毎に異なる種類のものが発生するわけではありません。単一の種類の特定受益権が、本特定被担保債権を有し、又は有すべき者毎に、原始的に取得、保有されることになります。本担保権が実行された場合、特定受益者は自己が保有する本特定被担保債権の金額に応じた配当金を受領する権利すなわち受益債権を有することになりますが、当該受益債権の金額は、第 7.3 条第 4 項に基づき、本特定被担保債権を規律する本貸付契約により決まることになります。これらは担保権信託としての性質に由来するものであり、担保権信託においては被担保債権の債権者が受益者であることが確保され、受益権の内容は被担保債権者の地位と密接不可分であることが求められることによります[19]。

[19] 条解信託法 38 頁〔道垣内弘人〕参照。

特定被担保債権に優先劣後関係が存在する場合の取扱い

シニアローン及びメザニンローンのように、企業価値担保権の特定被担保債権とする債権に優先劣後関係が存在することも想定されます。このような場合には、メザニンローンのみを特定被担保債権とする後順位の企業価値担保権を設定することも考えられますが、企業価値担保権信託契約の定め方によって、単一の企業価値担保権の枠組みの中で優先劣後関係を実現することも可能です。具体的には、シニアローン及びメザニンローンに対応する特定受益権を 2 種類設け、企業価値担保権の実行時における配当金の受領について順位を付けることが考えられます。あるいは、あくまで特定受益権の種類は単一のみとし、シニアローン及びメザニンローンの各債権者が保有する特定受益権は同じ種類のものとすることも考えられます。この場合、シニアローン及びメザニンローンの各債権者の優先劣後関係は企業価値担保権信託契約の外側の合意（債権者間協定書等）で決められ、当該合意に従って当該各債権者が受領すべき金額に応じて特定受益権の受益債権額が定まること[20]で、企図した優先劣後関係が実現されることになります。

第 2 項（特定受益権の取得・消滅）

本条第 2 項は、特定受益者による特定受益権の取得の効力が発生する時点と、その後特定受益権を保有しなくなる場合について定めるものです。

推進法第 8 条第 2 項第 4 号は、企業価値担保権信託契約の内容として、同号イ及びロの債権の区分に応じて、特定被担保債権者が企業価値担保権信託会社に対して受益権の取得について承諾した時を受益権取得の効力発生時点とすることを求めています。そのため、特定受益者は、同号に従い受託者に対して特定受益権の取得について承諾をした時に、新たに特定受益権を取得することを明記しています（本条第 2 項第 1 文）。また、当初の特定受益者は、本契約の当事者であることから、上記の承諾について別途の手続を行う必要がないように、最終文で承諾文言を設け、本契約において上記の承諾をする取扱いにしています（同項第 2 文）。本特定被担保債権の譲渡等に伴い新たに特定受益者になる者の承諾の手続については、第 5.2 条の解説をご参照下さい。

特定受益者は、本特定被担保債権を有し、又は有すべき者に該当しなくなった場合には、本契約上の「特定受益者」に該当しなくなり、また、特定受益権を有しないことになります。そのため、特定受益者が取得した特定受益権は、当該特定受益者が特定受益者でなくなった時に消滅する旨も規定しています（本項第 2 項第 1 文）。

推進法上、特定被担保債権と異なり、不特定被担保債権については、「不特定被担保債権を有する者を受益者とする」旨のみ企業価値担保権信託契約に規定すればよく（推進法第 8 条第 2 項

[20] この場合、第 7.3 条第 4 項で引用されるべき条項は、本貸付契約の条項だけでなく債権者間協定書等の各債権者の優先劣後関係を実質的に定める合意の条項を検討することになります。

第 5 号)、「不特定被担保債権」の定義上、破産手続開始決定等の時点において不特定被担保債権に該当する債権者が確定し、当該不特定被担保債権を有する者が受益者として受益権を当然に取得することになります。そのため、本契約においても、第 1.5 条第 1 項第(2)号において、本不特定被担保債権を有する者が不特定受益者である旨を規定するのみとし、不特定受益権の取得時点等に関する詳細な規定は置いておりません。

第 3 項（受益権証書の不発行）

本条第 3 項は、受益権証書を発行しない旨を定めるものです。信託実務において、受託者が受益権を証する書類として受益権証書を発行することがあるため、本信託においてはそのような証書の発行が予定されていないことを念のため規定しています。

第 4 項（反社会的勢力の排除等に係る特定受益者による表明保証、誓約事項）

本条第 4 項は、シンジケートローンの実務や信託実務等を踏まえ、特定受益者による反社会的勢力に該当しないこと等の表明及び保証、誓約事項を定める規定です。信託法上、信託契約（信託行為）の定めをもって受益者に当然に義務を負担させることはできません。そのため、当初の特定受益者については、本契約の当事者として、このような表明及び保証、誓約をすることを個別に受託者と合意する位置づけとしての規定となります。また、本特定被担保債権の譲受等に伴い特定受益者となる者については、本条第 2 項の承諾時に差し入れる承諾書（第 5.2 条の解説及び別紙 3（承諾書兼誓約書の様式）もご参照下さい。）において、同様の表明及び保証を行い、また、同様の義務を負担することを企図しています。

第 5.2 条（本特定被担保債権の譲渡等）

1.	本特定被担保債権が譲渡される場合又は本貸付契約上の貸付人としての地位が譲渡される場合、当該譲渡を行おうとする特定受益者は、譲受人（但し、既に特定受益者である者を除く。）をして、第 5.1 条第 2 項に基づく承諾について、本契約別紙 3 の様式による承諾書兼誓約書を、受託者に提出させる。
2.	本特定被担保債権（推進法第 6 条第 4 項第 2 号又は第 3 号に掲げる債権に限る。）を取得する特定受益者は、第 5.1 条第 2 項に基づく承諾について、本契約別紙 3 に準じる様式（受託者が合理的に満足するものであることを要する。）による承諾書兼誓約書を、受託者に提出する。

（内容）

本特定被担保債権の譲渡等に伴い、新たに特定受益者となる者が特定受益権を取得するために行う承諾についての具体的な手続を定めます。

（解説）

第 1 項（本特定被担保債権の譲渡と特定受益権の関係）

本条第 1 項は、新たに特定受益者となる者が存在することとなる典型的な場面として、本特定被担保債権が譲渡される場合又は本貸付契約上の貸付人としての地位が譲渡される場合について定めるものです。「本特定被担保債権が譲渡される場合」は、本貸付契約に基づき実行済みの貸付に係る貸付債権を譲渡する場合が典型例であり、「貸付人としての地位が譲渡される場合」は、コミット型タームローン（限度貸付）やコミットメントライン（極度貸付）において、未使用の貸付枠（貸付義務）に係る契約上の地位を譲渡する場合等が想定されます。これらの場合、譲渡人である特定受益者は、本条第 1 項に基づき、譲受人をして、別紙 2 の様式による承諾書兼誓約書を提出させることが求められ、譲受人は、これにより新たな特定受益者として第 5.1 条第 2 項に基づく承諾を行い、特定受益権を取得することになります。

特定受益者による上記の特定受益権の取得は、新たに発生する特定受益権を原始的に取得するものとなります。すなわち、新たな特定受益者は、特定受益権を譲り受けるものではないことから、受益権の譲渡に関して信託法第 94 条に定める受託者その他の第三者に対する対抗要件の具備のための手続も不要となります。

本特定被担保債権が譲渡された場合、本貸付契約において許容された債権譲渡による場合に限り、当該債権は譲受人の下でも「本特定被担保債権」として認められることになり（第 1.4 条第 1 項の「本特定被担保債権」の定義参照）、本貸付契約において本特定被担保債権を有し又は有すべき者として想定されない者が、特定受益者となることは想定されません（第 1.5 条第 1 項第(1)号参照）。そのため、新たに特定受益者となった者による受託者に対する承諾の前提として、受託者の承諾や他の特定受益者の承諾を要件として定めることはしておりません（推進法上も受託者及び他の受益者の承諾は要件とされていません。）。

既述のとおり、本契約において、特定受益権は、本特定被担保債権の保有者毎に異なる種類のものが発生するわけではなく、本特定被担保債権の内容及び金額等にかかわらず、単一の種類の特定受益権が、本特定被担保債権を有し、又は有すべき者毎に、原始的に取得、保有されることになります（第 5.1 条の解説文参照）。したがって、既に本特定被担保債権を保有する者が、追加で本特定被担保債権を取得する場合には、推進法第 8 条第 2 項第 4 号及び第 5.1 条第 2 項の承諾を改めてする必要はないことになります。

第 2 項（本特定被担保債権に弁済による代位又は債権者の更改が生じた場合の取扱い）

本条第 2 項は、本特定被担保債権について弁済による代位（推進法第 6 条第 4 項第 2 号）又は債権者の更改（推進法第 6 条第 4 項第 3 号）があったことにより、新たに特定受益者となる者が存在することとなる場面を想定した規定です。これらの事由に基づく本特定被担保債権の取得もあくまで本貸付契約で許容される場合に限られ（第 1.4 条第 1 項）、また、融資実務上もこれらの事由は頻繁に生じるものではないことから、新たに特定受益者になる者による承諾は、「本契約別紙 2 に準じる様式（受託者が合理的に満足するものであることを要する。）による」承諾書兼誓約書の提出を要する旨を定めるにとどめています。しかし、実際の取引の必要性に応じて、これらの事由に応じた専用の様式を契約書に添付することを妨げるものではありません。

第 5.3 条（受益権の処分、移転及び消滅等）

受益者は、受益権（受益者たる地位）につき、分割、譲渡、贈与、質入、自己信託の設定、移転その他の処分を行うことはできない。

（内容）

本契約における受益権（受益者たる地位）について、分割、譲渡、贈与、質入、自己信託の設定、移転その他の処分ができないことを定めます。

（解説）

本契約における受益権は、本特定被担保債権を有し若しくは有すべき者又は本不特定被担保債権を有する者の地位と密接不可分の関係にあり、これらの債権と切り離して譲渡その他の処分を行うことは想定されていません。そのため、このような趣旨を規定上も明確にすべく、本契約の受益権について、分割、譲渡、贈与、質入、自己信託の設定、移転その他の処分を禁止する規定を設けています。

なお、第 5.2 条の解説のとおり、特定受益権は本特定被担保債権を有し又は有すべき者により、原始的に取得されることになりますので、本特定被担保債権の譲渡に伴い、特定受益権が譲渡されるわけではありません。そのため、本条の規定により、本特定被担保債権の譲渡その他の処分が制限されるということにはなりません。

第 5.4 条（単独受益者権の不行使特約）

当初の特定受益者は、受託者に対して、以下各号に掲げる権利を行使しないことを合意する。 (1)　信託法第 150 条第 1 項に基づく信託の変更を命ずる裁判の申立権 (2)　信託法第 165 条第 1 項に基づく信託の終了を命ずる裁判の申立権 (3)　特定受益権を放棄する権利

（内容）

特定受益者について、一部の単独受益者権の不行使を合意する規定です。

（解説）

信託法第 92 条により同条各号に定める受益者の権利（単独受益者権）は、信託行為の定めにより制限することはできないが、受益者が受託者との間で個別に権利を行使しない旨の合意をすることまで禁止されるわけではないと解されています[21]。そのため、本契約に基づくスキームの安定性に特に影響を及ぼすと考えられる本条各号の単独受益者権について、本契約の当事者である当初の特定受益者と受託者との間で、権利の不行使を個別に合意する旨の規定を設けています。

本条は、本契約の当事者である当初の特定受益者が権利の不行使を合意するものであり、その後、新たに特定受益者になった者について当然にこの合意の効力は及びません。新たに特定受益者になった者については、第 5.2 条各項に定める承諾書兼誓約書において、本条と同趣旨の個別の合意をすることになります。

[21] 条解信託法 513 頁〔山下純司〕参照。

第 6.1 条（信託業務の内容・範囲）

受託者は、第 6.3 条その他本契約の規定に従い、本担保権の管理及び実行並びに推進法又は本契約に基づく権限の行使に関する事務、その他本契約に別途定める事務及びかかる事務に付随する事務を行う。なお、受託者が本信託の受託者として行うべき信託業務の内容は、以下の各号に定める事務及び受託者の裁量を有するものを含まず、法定の定型的事務及び本契約上明記された事務に限定される。

(1) 受益者の指図の合理性及び当該指図に従った場合にもたらされる結果（法的効果及び経済的効果を含むが、これらに限られない。）につき、調査、検証又は検討を行うこと。

(2) 委託者又は受益者から通知された事実、提供された情報若しくはデータ（書面又は電磁的方法によるか、口頭によるかを問わない。）の内容の真実性、正確性又は完全性等につき、調査、検証又は検討を行うこと。

(3) 本契約に関し受託者が必要な範囲で合理的に選任した専門家の助言を求めた場合において、当該助言の内容につき、調査、検証又は検討を行うこと。

(4) 担保目的財産の価値を評価し、又は算定し（委託者の企業価値の評価又は算定を含む。）、委託者との間でこれを協議し、又は交渉すること。

(5) 委託者の信用、担保目的財産に係る現況、侵害又は価値の毀損の有無、権利関係、法令等の遵守状況、本担保権に優先又は劣後する権利の有無、その他担保目的財産及び本担保権の内容につき、調査、検証又は検討を行うこと（本担保権の実行に先立つ場合も含む。）。

(6) [多数特定受益者]/[代表受益者]の指図に基づく受託者の事前の書面による承諾を得て、第 4.1 条第 1 項第(3)号に定める担保目的財産の使用、収益又は処分が行われる場合に、これらの行為の要否、方法、時期、処分価格等の調査、検証又は検討を行うこと及び処分の相手方との間で条件の交渉を行うこと。

(7) (i)第 6.3 条第 2 項第(13)号に基づく[多数特定受益者]/[代表受益者]の指図がない場合、又は(ii)権利行使に係る受託者の費用の全部又は一部の償還がなされないと合理的に見込まれる場合において、本担保権に基づく物権的請求権を行使すること。

(8) 委託者及び受益者による表明及び保証の真実性及び正確性、並びに、委託者及び受益者による本契約上の義務の遵守状況につき、調査、検証、検討又は管理・監督を行うこと。

(9) 本担保権実行事由の発生の有無につき、調査、検証又は検討を行うこと。

(10) 本担保権の実行手続に係る管財人による推進法上の義務の遵守状況（特定被担保債権及び不特定被担保債権に対する配当額の正確性を含む。）につ

	き、調査、検証、検討又は管理・監督を行うこと。
(11)	[法令等に基づく手続において本担保権が制約される場合（委託者に倒産手続が開始した場合を含むが、これに限られない。）に、当該手続において、権利行使及び義務の履行を行うこと。但し、受託者は、(i)法令等に基づき受託者が行うことを要する権利の行使及び義務の履行については、第 6.3 条第 2 項第(14)号に基づく[多数特定受益者]/[代表受益者]の指図に従いこれを行い、また、(ii)特定受益者による当該手続における権利行使及び義務の履行について、合理的な協力を行う。]

（内容）

本契約において受託者が行う信託業務の内容を定めます。

（解説）

企業価値担保権に関する信託業務の内容の基本的な考え方

本条第 1 文は、企業価値担保権信託契約としての信託の目的（推進法第 8 条第 2 項第 1 号、第 1.2 条）を踏まえ、受託者が遂行する信託業務の内容が、本担保権の管理及び実行並びに推進法又は本契約に基づく権限の行使に関する事務、その他本契約に別途定める事務及びかかる事務に付随する事務であることを定めます。一方、企業価値担保権の制度設計として、企業価値担保権に関する信託業務の内容は、信託契約等で別段の定めのない限り、担保価値の評価等の裁量を有するものを含まず、設定時における委託者への制度概要の説明や、設定後における受益者の指図に従った行動など、法定の定型的事務に限定されることから（信託指針 1-2(6)(注)）、本条第 2 文でこの旨を明記しています。そして、このように信託業務の範囲が限定されていることをより明確化するため、信託業務に含まない事務を具体的に例示列挙しています。

受託者は、信託業務の遂行に関して善管注意義務を負担しますが、この善管注意義務自体を信託契約の定めによって完全に免責することは認められません（信託法第 29 条第 2 項）[22]。本条は、善管注意義務の対象となる信託業務自体が限定されていることを明らかにすることにより、受託者の責任が実質的に限定されることを明確にする位置づけとなります。

信託業務に含まない事務

本条では、信託業務に含まない事務として以下のものを具体的に列挙します。

① 本信託の運営に関する以下のもの

- 受託者として受けた受益者の指図の検証等に関するもの（第(1)号）
- 受託者として取得した情報及び専門家の助言等の検証等に関するもの（第(2)号、第(3)号）
- 委託者及び受益者の義務履行等の管理・監督に関するもの（第(8)号）

[22] 逐条解説信託法 113 頁。

② 担保目的財産の価値評価やその管理・処分に関するもの（第(4)号、第(5)号、第(6)号、第(7)号）

③ 本担保権の実行に関するもの（第(9)号、第(10)号。なお、任意売却が行われる場合の第(6)号の位置付けについては後述のとおりです。）

④ 上記のほか、担保権者としての権利行使に関するもの（第(7)号、第(11)号）

受託者が自らの裁量により又は能動的にこれらの事務を行うことは想定されませんが、これは、平時における担保評価、担保目的財産の管理・処分や担保権者としての権利行使、債務不履行発生時における担保権実行等は、与信者である特定受益者が最も適切に管理、判断できると考えられる[23]ことによります。そのため、たとえば第(5)号のように担保目的財産の管理にあたって必要な情報提供を委託者に求める必要がある場合、特定受益者がその要否及び具体的な範囲等の必要事項を判断し、本貸付契約に基づき、債務者に対して具体的に情報提供を求めることになります。

本担保権の実行についても同様であり、本担保権実行事由の存否や本担保権を実行するかどうかの判断は、特定受益者が行うことになり、受託者が判断することはありません（第(9)号、本担保権実行の指図につき第 7.2 条参照）。この点は、本担保権の実行に代えて任意売却（事業譲渡）が行われる場合も同様であり、任意売却について、その要否、方法、時期、処分価格等の調査、検証又は検討及び処分の相手方との間での条件の交渉には、特定受益者が関与するものであり、受託者が独自の立場で関与することは想定されません。任意売却に関して処分先や処分の条件等が確定した後に、これを踏まえて特定受益者が、受託者に対する具体的な指図を行うことになり、受託者は、当該指図に基づき、形式的な手続主体として、推進法第 20 条第 2 項に基づく事業譲渡の同意（第 4.1 条第 1 項第(3)号）、当該事業譲渡代金からの特定受益者への弁済に際しての企業価値担保権の解除（第 7.5 条）、企業価値担保権の設定登記の抹消登記に関する手続（第 9.3 条第 5 項）といった限定的な手続を行うことになります。第(6)号の事務が受託者の信託業務から除外されているのは、任意売却の場合を念頭に、上で説明した点を踏まえたものでもあります。

なお、第(7)号との関係で、どのような場合に受託者が物権的請求権を行使できるかは推進法の解釈論に委ねられており、また、第(11)号との関係で、受託者が法的倒産手続における権利行使主体となるか（及びその範囲）については、各倒産法の解釈[24]に委ねられます。本契約では、これらの解釈論には踏み込まず、信託業務の内容に含まない事務について幅広に列挙する構成をとっています。

---

[23] 「金融審議会　事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ報告」（2023 年 2 月 10 日）11 頁参照。

[24] 従来の担保権信託について各法的倒産手続における権利行使主体の検討を行ったものとして、青山善充「セキュリティ・トラストの民事手続法上の問題－担保権と債権との分離に関連して－」金融法務研究会報告書『担保法制をめぐる諸問題』（2006 年）52 頁以下参照。なお、推進法上、企業価値担保権の実行手続における権利の行使主体は明確化されています（同法第 3 章第 5 節参照）。

第 6.2 条（信託業務の委託）

[1.	受託者は、適宜必要に応じ、第 6.1 条に定める信託業務の一部を、次項に定める基準及び手続に従って、自ら選定した委託先に対して、委託することができる。
2.	受託者は、前項に基づき信託業務の一部についての委託を行う場合、以下に掲げる基準に合致する委託先を選定した上で、[●●●●の手続をすること]を要する。
	(1) 委託する信託業務の類型ごとに、当該委託する業務に関して規制する法律に基づく免許、登録等を受けている者であること。
	(2) 信用力等に照らし、委託する業務の継続的な遂行が可能な者であること。
	(3) 委託する業務に係る実績や業務の内容に即した人材の確保の状況等に照らし、委託する業務を的確に遂行する能力がある者であること。
	(4) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されている者であること。
3.	前各項の規定にかかわらず、]受託者は、第 6.1 条に定める信託業務のうち、信託業法（平成 16 年法律第 154 号。以下同じ。）第 22 条第 3 項に掲げる業務を、自己の裁量に従い、第三者（但し、信託の目的に照らして適切な者であり、かつ、委託された信託業務を的確に遂行することができる者に限る。）に委託することができる。

（内容）

受託者が行う信託業務を第三者に委託する場合の規律を定めます。

（解説）

第 1 項及び第 2 項（信託業務の委託とその要件）

準用信託業法第 22 条は、企業価値担保権信託会社が信託業務の一部を第三者に委託する場合の要件[25]及び委託された場合の委託先の責任を定めます。

準用信託業法第 22 条第 1 項第 1 号は、信託業務の委託が可能である場合の要件の 1 つとして、「信託業務の一部を委託すること及びその信託業務の委託先（委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続）が信託行為において明らかにされていること」を掲げますが[26]、本条第 2 項は、この「委託先の選定に係る基準及び手続」を定めるものであり、当該基準については信託指針 3-2-2(5)に基づくものとなります。なお、信託業務の委託先が当初から具体的に決まっている場合は、当該信託業務及び委託先について本契約において明記することにより、準用信託業法第 22 条第 1 項第 1 号の要件を満たすことが可能です。

[25] 信託法第 28 条においても受託者が信託事務の処理を第三者に委託するための要件を定めていますが、準用信託業法第 22 条は、信託業務の一部を委託することができるための要件を信託法よりも加重しています。

[26] 加えて、同項第 2 号で「委託先が委託された信託業務を的確に遂行することができる者であること」も要件とされています。

第 3 項（企業価値担保権に関する信託業務の委託の基本的な想定）

一方、「企業価値担保権に関する信託業務は、企業価値担保権を信託財産とし、これを管理し、被担保債権を回収するために担保権実行等を行うことになるが、貸付債権の弁済を受領するのと同様の行為であるため、基本的に、企業価値担保権信託会社は『信託財産の保存行為に係る業務』（推進法第 40 条第 1 項において準用する［信託業］法第 22 条第 3 項第 1 号）又は『信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務』（同項第 2 号）のみを営むこととなる」と考えられています（信託指針 13-4-2）。上記で言及されている準用信託業法第 22 条第 3 項が適用されると、同条第 1 項第 1 号及び第 2 項の適用は排除されるため、本条第 2 項のような規定を設けなくても信託業務の委託が可能です。そのため、準用信託業法第 22 条第 3 項を念頭に置いた規定である最低限の本条第 3 項だけを残し、本条第 1 項及び第 2 項を削除することも可能であることを示す観点から、本条第 1 項及び第 2 項には[　]を付しています。

法定説明事項

信託業務を委託する場合（準用信託業法第 22 条第 3 項に掲げる業務を委託する場合を除きます。）には、委託する信託業務の内容並びにその業務の委託先の氏名又は名称及び住所又は所在地（委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続）が、信託契約締結時に企業価値担保権信託会社が委託者に提供する情報として必要な事項となります（準用信託業法第 26 条第 1 項第 7 号）。

第 6.3 条（受託者の義務等）

1.	受託者は、第 6.1 条に定める信託業務を、法令等及び本契約の規定に従って、善良なる管理者の注意をもって、受益者のために忠実、かつ、公平に執り行う。但し、第 5.1 条第 1 項に定める各受益権の種類に応じて、本契約の定めに基づき各受益権に係る受益者の権利内容が異なる場合には、かかる内容の差異に応じた取扱いを妨げるものではない。
[2.	受託者は、[本契約に別途定める場合のほか、]以下の各号に定める場合には、多数特定受益者の指図に従わなければならない。
(1)	推進法第 17 条第 1 項に基づく本担保権の順位の変更の合意をする場合。
(2)	担保目的財産に対する強制執行等（推進法第 19 条第 1 項に定める意味を有する。）があったときに、推進法第 19 条第 1 項に基づく異議を主張する場合。
(3)	[委託者が、推進法第 20 条第 2 項各号に掲げる行為その他の定款で定められた目的及び取引上の社会通念に照らして通常の事業活動の範囲を超える担保目的財産の使用、収益及び処分をしようとする場合において、同項に基づく同意をする場合。]
(4)	推進法第 25 条第 6 項に基づき、債務者の合併の無効の訴えを提起する場合。
(5)	推進法第 26 条第 3 項に基づき、債務者の分割の無効の訴えを提起する場合。
(6)	[推進法第 28 条第 2 項に基づき、本特定被担保債権の元本の確定を請求する場合。]
(7)	[推進法第 61 条に基づき、本担保権の実行その他の必要な措置を講じる場合。]
(8)	推進法第 109 条第 1 項に基づき、管財人の選任に関する意見を申述する場合。
(9)	推進法第 175 条に基づき配当表に対する異議を申し立てる場合。
(10)	推進法第 178 条第 1 項第 2 号に規定する異議又は推進法第 180 条に基づく異議を申し立てる場合。
(11)	推進法第 182 条第 1 項に基づく同意配当に係る同意をする場合。
(12)	推進法第 189 条第 1 項に基づき、実行手続廃止に関する意見を申述する場合。
(13)	本担保権に基づく物権的請求権を行使する場合。
(14)	法令等に基づく手続において本担保権が制約される場合（委託者に倒産手続が開始した場合を含むが、これに限られない。）に、当該手続において、権利行使及び義務の履行（但し、法令等上、本信託の受託者が行うことを

要するものに限る。）を行う場合。

(15) [本契約第●条第●項に基づく行為を行う場合。]

(●) ●●

(●) その他、本担保権又は担保目的財産について企業価値担保権者としての意思決定が必要な場合（次項に定める場合を除く。）。

3. 受託者は、[本契約に別途定める場合のほか、]以下の各号に定める場合には、全特定受益者の指図に従わなければならない。

(●) 本担保権を解除する場合。

(●) ●●

(●) 受託者の信託業務に関連して、本貸付関連契約上明示的に全ての貸付人の同意又は承諾を要するものとされている場合。]/

[2. 受託者は、[本契約に別途定める場合のほか、]以下の各号に定める場合には、代表受益者の指図に従わなければならない。

(●) ●●

:

(●) ●●]

[4]/[3]. 受託者は、必要があると認める場合には、第 10.4 条に定める手続に基づいて当該事項に関し自らに指図するよう、特定受益者に対して書面により求めることができる（但し、受託者は、自らの発意でかかる指図を求める義務を負わない。）。特定受益者は、受託者から当該要求を受けた場合には、受託者自らの判断又は裁量の余地が残らない程度に具体的な指図をしなければならない。

[5]/[4]. 受託者は、以下の各号の場合には、本契約の定めに従い、受託者の判断で信託業務に係る行為（作為及び不作為のいずれも含む。本項において以下同じ。）をすることができる。なお、以下の各号の場合において、受託者は、何らの行為を行う義務を負うものではなく、かかる受託者による信託業務に係る行為の結果、委託者、受益者又は信託財産に諸費用等が発生したとしても、第 1 項に従って行動している限りその責を負わない。

(1) 本契約に基づいて特定受益者が行うべきものとして明示して定められている指図を特定受益者が行わない場合。

(2) 受託者が特定受益者による指図を求めたにもかかわらず、合理的な期間内に特定受益者によりかかる指図がなされない場合。

(3) 特定受益者による指図が、受託者自らの判断又は裁量の余地が残らない程度に具体的な指図ではない場合。

(4) 第 1 項の規定に従い受託者が特定受益者の指図に従わないことができる場合。

[6]/[5]. 第 1.4 条第 3 項、第 2.1 条第 4 項[、第 4.1 条第 1 項第(6)号]又は第 7.1 条第 3 項に定

	める場合のほか、受託者が本契約上委託者より特定受益者に伝えるべき通知、請求、報告等を受領した場合若しくは推進法に基づく企業価値担保権者に対する通知、請求、報告等を受領した場合、速やかにその内容を全特定受益者に通知しなければならない。
[7]/[6].	信託法第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、受益者は、受託者に対し、同法第 39 条第 1 項各号に掲げる事項を開示することを請求することができない。
[8]/[7].	受託者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、信託法第 31 条第 3 項に基づく通知、同法第 32 条第 3 項に基づく通知その他の受益者への報告、通知は行わない。但し、受託者が報告、通知を行わないことが法令等に違反する場合又は受益者に重大な損害が生ずるおそれがあると客観的に判断される場合についてはこの限りではない。

（内容）

受託者が負担する義務及び責任に関して定めます。

（解説）

第 1 項（受託者の義務）

本条第 1 項は、受託者が負担する義務を定めるものであり、確認的な観点から、信託法に基づく代表的な義務である善管注意義務（信託法第 29 条）、忠実義務（信託法第 30 条）及び公平義務（信託法第 33 条）を規定するものです。

[第 2 項及び第 3 項]/[第 2 項]（特定受益者の指図事項）

本条[第 2 項及び第 3 項]/[第 2 項]は、推進法又は本契約において受託者（企業価値担保権者）が形式的な手続主体となっている権利行使等について、受託者は、特定受益者の指図に従わなければならない旨を定めるものです。既述のとおり、推進法又は本契約において受託者に認められる権利行使等については、受託者がその裁量により又は能動的に判断することは想定されず、与信者である特定受益者が最も適切に判断できることから（第 6.1 条の解説参照）、特定受益者の指図に従うことを明確にしています。

指図事項は、推進法第 61 条に基づく本担保権の実行（本条[第 2 項]第(7)号）のような権利行使のほか、推進法又は本契約において企業価値担保権者の合意・同意が必要な場合にこれらを行うこと（たとえば、推進法第 17 条第 1 項に基づき本担保権の順位の変更に合意すること（本条[第 2 項]第(1)号）等）や、関係者の行為に関して推進法上認められる企業価値担保権者による異議の主張・申立て（たとえば、担保目的財産に対する強制執行等があったときの推進法第 19 条第 1 項に基づく異議の主張（本条[第 2 項]第(2)号）等）など、受託者が手続主体となる行為を広くカバーします。指図事項は、推進法上、明示的に特定被担保債権者の指図を要する事項（推進法第 28 条第 2 項に基づく元本確定請求権の行使（本条[第 2 項]第(6)号）、同法第 61 条に基づく

本担保権の実行（本条[第 2 項]第(7)号））に限らず、推進法又は本契約において企業価値担保権者が手続主体となるものが対象となります。その中には、個々の特定受益者が自ら債権者の立場で行うことができるものの、企業価値担保権者にも権利行使が認められる事項（推進法第 25 条第 6 項に基づく債務者の合併無効の訴え（本条[第 2 項]第(4)号）、同法第 26 条第 3 項に基づく分割の無効の訴え（本条[第 2 項]第(5)号））[27]も含みます。

本条[第 2 項及び第 3 項]/[第 2 項]においては、①特定受益者の意思結集メカニズムを本契約上に規定するパターンを水色網掛け、②当該メカニズムを本貸付契約に委ねることとして、決定された受益者の意思を伝達する者として代表受益者を定めるパターンを薄緑色網掛けで示しています（第 1.1 条第(7)号参照）。

①のパターンでは、本条[第 2 項]において多数特定受益者の意思に基づく指図事項[28]を定め、[第 3 項]において全特定受益者の意思に基づく指図事項を定めます。どの指図事項をいずれに振り分けるかは取引毎に検討すべきものですが、本書式例としては、指図事項に関する意思決定は原則として多数特定受益者によるものとして、大半の指図事項を本条[第 2 項]に列挙しています。他方で、特定受益者の利益に重大な影響を与えること及び担保付シンジケートローンにおける現行の実務に鑑み、本担保権の解除については、本条[第 3 項]の全特定受益者の意思を要する事項としています。もっとも、この点は特定受益者の数など取引の具体的な内容に応じてケースバイケースで検討すべきものであり、再生局面等におけるデッドロックを回避する観点から、本担保権の解除を全特定受益者ではなく多数特定受益者の意思に基づく指図事項とすることや、特別な多数特定受益者（通常の「多数特定受益者」よりも高い参加割合を想定）の意思に基づく指図事項とすることも考えられ、必ず全特定受益者の意思に基づく指図事項としなければならないというわけではありません。

②のパターンでは、本貸付契約で定める意思結集メカニズムに従い特定受益者の意思が決定され、当該決定内容を代表受益者が受託者に対して指図するという事務フローを前提としますので、本条[第 2 項]において、受託者は、代表受益者による指図に従うことを定めます。②のパターンにおいては、ある指図事項が多数貸付人の意思により決定されるか、全貸付人の意思により決定されるかの区別（①のパターンにおける本条[第 2 項]と[第 3 項]の区別に相当するもの）は、全て本貸付契約で規定されることになります。そのため、②のパターンにおける本条[第 2 項]に列挙される指図事項は、①のパターンにおける本条[第 2 項]及び[第 3 項]に列挙される全て

---

[27] これに対し、本条[第 2 項]第(9)号及び第(10)号の異議並びに第(11)号の同意については、企業価値担保権者のみが手続主体となり、個々の特定受益者は自ら債権者の立場で行うことはできません。関連する推進法第 175 条、第 178 条第 1 項第 2 号、第 180 条及び第 182 条第 1 項における「届出をした配当債権者」に、特定被担保債権者が含まれないためです。

[28] 信託法第 105 条第 1 項において、受益者が二人以上ある信託における受益者の意思決定（信託法第 92 条各号に掲げる単独受益者権の行使に係るものを除きます。）は、全ての受益者の一致によってこれを決することが原則とされており、例外として、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとされています。本契約における多数特定受益者の意思に基づく指図その他の行為に関する規定は、この「別段の定め」に該当することになります。

の指図事項ということになります。

第[4]/[3]項及び第[5]/[4]項（指図がない場合の取扱い）

本条第[4]/[3]項及び第[5]/[4]項は、特定受益者による指図が想定される場合又は必要な場合において、そのような指図がされなかった場合に関する規定です。既述のとおり、推進法又は本契約において受託者に認められる権利行使等については、受託者がその裁量により又は能動的に判断するのではなく、特定受益者の指図に従うことが想定されています。そのため、当該指図がされない場合に、受託者が原則として何らかの義務又は責任を負担するものではないことを定めます。

具体的には、本条第[4]/[3]項は、受託者に対する特定受益者の指図がされない場合に、受託者が、特定受益者に対して、当該指図をすることを求めることができる旨を定めます。また、本条第[5]/[4]項は、受託者に対する特定受益者の指図がなかった場合に、受託者の判断で信託業務に係る行為（作為及び不作為のいずれも含みます。）を行うことができること、そして何らの行為を行う義務を負うものではないことを定めます。特定受益者による指図は、受託者自らの判断又は裁量の余地が残らない程度に具体的な指図であることが前提となりますので、そのような指図でない場合には、指図がなかったのと同じ取扱いになります（本条第[5]/[4]項第(3)号）。

本信託のような受託者の役割が受動的なものにとどまる信託において、受託者は、特定受益者の指図に従って行為をする限り、原則として善管注意義務違反の責任を問われることはありません。もっとも、指図が明らかに法令や信託契約に反する場合には、違法・違反であることを指摘し、その行為を行わないことが必要とする解釈も有力であるため[29]、留意が必要となります。なお、本条第[5]/[4]項第(4)号は、受託者が善管注意義務等（本条第 1 項）に従い受益者の指図に従わないことができる場合も列挙しています。

第[6]/[5]項（受託者が受領した通知、請求、報告等の特定受益者への通知）

本条第[6]/[5]項は、受託者が本契約上委託者より特定受益者に伝えるべき通知等を受領した場合や推進法に基づく企業価値担保権者に対する通知、請求、報告等を受領した場合、速やかにその内容を全特定受益者に通知しなければならないことを定めます。本担保権又は本信託に関して意思決定が必要な事項の実質的な判断主体は特定受益者であるため、受託者が特定受益者と必要な情報共有を行うことを明記するものです。なお、特定受益者（貸付人）間の通知や特定受益者（貸付人）から委託者（借入人）への通知等の受渡しについては、本貸付契約においてエージェント業務として規定されることを想定しており、本項において規定は設けておりません。

第[7]/[6]項（他の受益者の氏名等の開示の請求を認めない旨の規定）

本条第[7]/[6]項は、信託法第 39 条第 1 項及び第 2 項に基づく受益者の開示請求権を認めない

[29] 条解信託法 192 頁〔沖野眞已〕参照。

ことを定めます。信託法第 39 条第 1 項及び第 2 項は、受益者が複数の信託において、受益者が、受託者に対して、他の受益者の氏名等の開示を請求することを認めます。しかし、この受益者の開示請求権については、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとされています（信託法第 39 条第 3 項）。本信託において、①特定受益者に関しては、いずれの特定受益者も本契約の当事者となり、また、本貸付契約において互いの存在を把握できることになるため、このような開示請求権は不要であり、②不特定受益者に関しては、このような開示請求に対応することは実務上想定されないと考えられることから、信託行為の別段の定めとして、受益者の開示請求権を認めないものとしています。

第[8]/[7]項（受託者による信託法上の報告、通知を要しない旨の規定）

本条第[8]/[7]項は、本契約に定めるものを除き、受託者は、原則として受益者に対する報告、通知を行うことを要しない旨を定めます。例示として列挙している信託法第 31 条第 3 項（利益相反取引に関する通知）、同法第 32 条第 3 項（競合行為に関する通知）については、信託法上、信託行為による別段の定めの例外が認められるため（信託法第 31 条第 3 項ただし書、同法第 32 条第 3 項ただし書）、本項はこの例外の位置づけとなります。そのほかにも、受益者に情報共有されるべき事項の報告、通知は、基本的に本契約及び本貸付契約で定められていることから、それ以外のものについて包括的に不要とすることで、受託者に不必要な事務負担を負わせることを回避しています。ただし、受託者が報告、通知を行わないことが法令等に違反する場合又は受益者に重大な損害が生ずるおそれがあると客観的に判断される場合についてはこの限りではありません（本項但書）。

第 6.4 条（利益相反取引）

受託者は、[信託業法施行規則（平成 16 年内閣府令第 107 号。以下同じ。）第 41 条第 3 項/兼営法施行規則第 23 条第 3 項]の要件を充足する場合に限り、自己若しくはその利害関係人（信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に定める利害関係人をいう。以下同じ。）又は自らが受託者である他の信託の信託財産と本信託の信託財産との間における取引として、以下の取引を行うことができる。 (●)　第 6.8 条に従い、受託者において信託財産に属する金銭を管理するための預金口座を開設する取引、及び信託財産に属する金銭を、受託者に開設され維持される銀行預金に預け入れ、又は受託者の銀行勘定に運用する行為（なお、この場合、受託者の店頭に表示する普通預金金利を付利する。） (●)　受託者が委託者から設定を受けた本担保権以外の企業価値担保権と本担保権との順位の変更

（内容）

受託者が行うことが禁止される利益相反取引について、禁止の例外を定めます。

（解説）

利益相反取引の禁止と例外

準用信託業法第 29 条第 2 項は、受託者又はその利害関係人[30]と信託財産との間における取引等、すなわち利益相反取引を原則として禁止します[31]。しかし、準用信託業法は禁止の例外を定めており、①信託行為において利益相反取引を行う旨及び当該取引の概要について定めがあり[32]、かつ、②受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合には、当該利益相反取引を行うことが許容されます。そこで、本条は上記①の定めとして、実際に想定される利益相反取引を具体的に定めるとともに、上記②として業府令第 11 条により準用される信託業法施行規則第 41 条等の要件を充足することも必要である旨も定めています。

許容される利益相反取引として列挙する取引

実際に想定される利益相反取引として具体的に列挙している取引の 1 つ目は、受託者において信託財産に属する金銭を管理するための預金口座を開設する取引、及び信託財産に属する金

[30] 具体的には、推進法施行令第 6 条第 2 項により準用される信託業法施行令第 14 条第 1 項をご参照ください。

[31] 信託法第 31 条においても受託者による利益相反取引の禁止及び禁止の例外を許容するための要件が定められていますが、準用信託業法第 29 条第 2 項は、禁止される取引の範囲を信託法よりも拡大し、また、例外を許容するための要件を信託法よりも厳しいものとしています。

[32] このほか、利益相反取引に関する重要な事実を開示してあらかじめ書面又は電磁的方法による受益者の承認を得た場合（当該取引をすることができない旨の信託行為の定めがある場合を除く。）についても禁止の例外が認められますが、この場合も、本文②で記載している受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合の要件を充足することが必要となります。

銭を、受託者に開設され維持される銀行預金に預け入れ、又は受託者の銀行勘定に運用したりする行為です。これは、預金取扱金融機関が本契約の受託者になることが想定されるところ、受託者において開設された預金口座（信託口座）にて信託財産に属する金銭を管理する場合、預金開設銀行としての受託者（の固有財産）と本信託の信託財産の間の利益相反取引となることから、禁止の例外を定めるものです。また、受託者が信託財産に属する金銭を銀行勘定に運用する行為（いわゆる銀行勘定貸）[33]についても、信託実務において一般的に見られるものですが、利益相反取引に該当するため、禁止の例外を定めています。

具体的に列挙している取引の 2 つ目は、受託者が委託者から設定を受けた本担保権以外の企業価値担保権と本担保権との順位の変更です。たとえばプレ DIP ファイナンス[34]において、救済融資に係る債権を特定被担保債権とする企業価値担保権を新たに設定した上で、本担保権との順位の変更（推進法第 17 条第 1 項参照）を行うことで、救済融資に係る債権を第一順位の企業価値担保権の特定被担保債権とする場合、救済融資に係る企業価値担保権信託契約の受託者が、本契約の受託者と同一の場合には、上記の順位の変更が、準用信託業法第 29 条第 2 項第 2 号の信託財産間取引として禁止されます。そのため、禁止の例外として、受託者が委託者から設定を受けた本担保権以外の企業価値担保権と本担保権との順位の変更を定めています。

本書式例においては、実際に想定される利益相反取引として以上の 2 つの取引を列挙していますが、これに限定されるものではありません。たとえば、受託者の利害関係人に対して信託業務の一部の委託が想定される場合など、実際の取引において想定されるものが他にあれば、本条に列挙することを検討する必要があります。

禁止の例外要件のうち、上記②の受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合については、業府令第 11 条により準用される信託業法施行規則第 41 条第 3 項第 2 号ニにより、信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合であって、「同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる通常の取引の条件と比べて、受益者に不利にならない条件で行うもの」であることが求められます。

利益相反取引に関する情報提供

準用信託業法第29条第2項各号に掲げる取引を行う場合には、その旨並びに当該取引の概要、態様及び条件が、信託契約締結時に企業価値担保権信託会社が委託者に提供する情報として必要な事項となります（準用信託業法第 26 条第 1 項第 8 号、信託業法施行規則第 34 条第 3 項、業府令第 11 条）。

---

[33] 受託者は、信託財産から銀行勘定に運用された金銭を、信託財産において資金が必要なときに利息相当額を付して信託財産に戻すことを前提とします。なお、受託者が、信託口座において信託財産に属する金銭を直接受領せず、受託者の銀行勘定における他の預金口座で当該金銭をいったん受領し、速やかに信託口座に資金移動するような、一時的に銀行勘定に運用する行為も含みます。

[34] プレ DIP ファイナンスの取扱いについては、第 1.4 条の解説もご参照ください。

準用信託業法第 29 条第 3 項本文は、受託者の義務として、受益者に対する利益相反取引の状況等の情報提供義務を定めます。しかし、同項ただし書が、当該情報提供が例外的に不要となる場合として、「当該情報を受益者に対し提供しなくても受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合」を定めています。この「内閣府令で定める場合」は、業府令第 11 条により準用される信託業法施行規則第 41 条第 7 項第 6 号において、業府令第 11 条により準用される信託業法施行規則第 41 条第 3 項第 2 号ニに掲げる取引（同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる通常の取引の条件と比べて、受益者に不利にならない条件で行うもの）を行う場合とされています。そのため、利益相反取引の禁止の例外要件のうち上記②を充足することで、受託者による利益相反取引の情報提供は不要となります。

第 6.5 条（競合行為）

受託者は、本信託の受託者として有する権限に基づいて信託業務の処理としてすることができる行為のうち、[当該行為の目的や態様、当該行為が信託財産に与える影響、受託者と受益者との実質的な利害関係の状況、当該行為に至る経緯等を総合的に勘案して、]かかる行為を行わないことが受益者の利益に反するものとはいえない行為のほか、以下の行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算で行うことができる。 (●)　委託者に対する貸付債権その他の金銭債権を取得、管理及び回収すること。 (●)　委託者が保有する資産の上に担保権の設定を受けること、並びに当該担保権を管理及び実行すること。 (●)　●●

（内容）

受託者が行うことが制限される競合行為について、制限の例外を定めます。

（解説）

競合行為の制限と例外

信託法第 32 条は競合行為の制限に関する規律を定めており、同条第 1 項は、①受託者が、受託者として有する権限に基づいて信託事務の処理としてすることができる行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算でする場合であって、②これをしないことが受益者の利益に反する場合に、当該行為は、競合行為として原則として禁止されることを定めます。上記①だけでなく、上記②の要件を満たす場合に限り競合行為は禁止されるため、そもそも受益者の利益に反しない場合は、上記①の行為も許容されます。また、上記②の受益者の利益に反するか否かは、当該行為の目的や態様、当該行為が信託財産に与える影響、受託者と受益者との実質的な利害関係の状況、当該行為に至る経緯等を総合的に勘案して判断されます[35]。そこで、本条の柱書において、これらの点を明らかにしています。

信託法第 32 条第 2 項は、競合行為の禁止の例外として、信託行為に競合行為を許容する旨の定めがあるとき（同項第 1 号）と受託者が競合行為を行うことについて重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき（同項第 2 号）を掲げており、本条の規定は、前者の例外を定めるべく、許容される競合行為を列挙するものとなります。

許容される競合行為として列挙する取引

[35] 逐条解説信託法 129 頁

許容される競合行為として具体的に列挙している取引の 1 つ目は、委託者に対する貸付債権その他の金銭債権を取得、管理及び回収することです。受託者は、金融機関として債務者である委託者に対し、様々な与信取引を行う可能性は否定できないことから、幅広にこのような取引を列挙しておくものとなります。次に、具体的に列挙している取引の 2 つ目は、委託者が保有する資産の上に担保権の設定（物上保証を含みます。）を受けること、並びに当該担保権を管理及び実行することを挙げています。これは、たとえばプレ DIP ファイナンス[36]において、救済融資に係る債権を特定被担保債権とする企業価値担保権など、本担保権以外の企業価値担保権の信託契約の受託者になったり、あるいは、本契約における本特定被担保債権を保全する重複担保権（債務者の財産を目的として特定被担保債権を担保する質権、抵当権その他の担保権（企業価値担保権を除く。）を意味します。推進法第 11 条参照）を取得したりする場合を念頭に、幅広にこれらに関連し得る行為を列挙しておくものとなります。

本書式例においては、許容される競合行為として以上の 2 つの取引を列挙していますが、これに限定されるものではありません。実際の取引において想定されるものが他にあれば、本条に列挙することを検討する必要があります。

[36] プレ DIP ファイナンスの取扱いについては、第 1.4 条の解説もご参照ください。

第 6.6 条（受託者の免責）

1.	受託者は、第 6.3 条第 1 項その他本契約の規定に従って信託業務を遂行している限り、そのために信託財産又は受益者に生じた諸費用等について、原因の如何にかかわらず受益者に対して一切その責任を負わない。但し、信託業法第 23 条の規定に従って責任を負う場合については、同条の規定に従う。
2.	受託者は、[多数特定受益者又は全特定受益者]/[代表受益者]の書面による指図があれば、本契約の明示の規定に違反しない限りその指図に従った行為を行い、この場合、当該行為により生じた結果、受益者又は信託財産に諸費用等が発生したとしても、第 6.3 条第 1 項に従って行動している限り一切責任を負わない。

（内容）

受託者の責任範囲について定めます。

（解説）

既述のとおり、信託契約によっても受託者の善管注意義務を完全に免責することはできないことから（信託法第 29 条第 2 項参照）、本契約においては、信託業務の範囲を限定・明確化し（第 6.1 条参照）、また、信託業務の遂行も基本的に特定受益者の指図に従い行うものとすること（第 6.3 条第 2 項乃至第[5]/[4]項参照）を通じて、受託者の責任を実質的に限定しています。本条はこれらについて改めて確認するものであり、上記のように範囲及び遂行方法が限定された信託業務について、受託者は、法令に基づく義務（第 6.3 条第 1 項参照、信託業務の委託に関する責任については信託業法第 23 条）を果たす限り、責任を負わないものであることを定めています。

第 6.7 条（責任財産限定特約）

受託者が本契約に基づき委託者又は受益者に対して負担する債務は、本契約で別途定める場合を除き、本信託の信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負担するものとし、受託者の固有財産及び他の信託の信託財産には及ばないものとする（但し、受託者が法令等又は本契約上の義務に違反したことにより、その固有財産により負担する債務を除く。）。本信託の信託財産をもって受託者が委託者又は受益者に対する本契約に基づく債務（但し、受託者が法令等又は本契約上の義務に違反したことにより、その固有財産により負担する債務を除く。）の全てを支払うことができない場合には、委託者又は受益者からの受託者に対する当該超過部分についての請求権は、消滅するものとする。

（内容）

受託者が本契約に基づき委託者又は受益者に対して負担する債務の責任財産を信託財産に限定する規定です。

（解説）

信託財産については破産手続の制度が設けられていますが（破産法第 10 章の 2）、企業価値担保権の管理のみを目的とした信託について信託財産の破産手続が開始することは、取引のスキームの安定性を著しく害するものと言えます。そのため、信託財産の破産手続が開始することを防止する観点から、受託者が信託財産において委託者又は受益者に対して負担する債務を責任財産に限定することにより、信託財産の破産手続の開始原因である債務超過（破産法第 244 条の 3・第 15 条第 1 項）の状態ができる限り発生しないようにすることを企図して、本条を設けています。なお、受託者の責任が不合理に限定されないように、責任限定の対象から、「受託者が法令等又は本契約上の義務に違反したことにより、その固有財産により負担する債務を除く」旨を明記しています。

一方、企業価値担保権の管理のみを目的とする本信託において、受託者が、法令等又は本契約に違反していないにもかかわらず、信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務（信託財産責任負担債務）を負担し、債務超過が生じ得るという事態は基本的に想定し難いと言えます。同種の信託契約における実務上比較的多く見られることから念のため規定を設けていますが、上記理由により本条は不要と整理して規定しないことも考えられます。

第 6.8 条（信託財産に属する金銭の管理）

1.	受託者は、本信託の信託財産に属する金銭が存在する場合、当該金銭を、受託者が合理的に指定する預金口座（但し、[多数特定受益者]/[代表受益者]の指図がある場合には、当該指図により指定された預金口座とする。また、受託者において開設する預金口座とする場合には次項に従うことを要する。）にて管理する。
2.	受託者は、[信託業法施行規則（平成 16 年内閣府令第 107 号。以下同じ。）第 41 条第 3 項/兼営法施行規則第 23 条第 3 項]の要件を充足する場合には、前項に定める預金口座を受託者において開設する預金口座に指定し、又は、信託財産に属する金銭を受託者の銀行勘定に運用することができる。なお、この場合、受託者の店頭に表示する普通預金金利を付利する。

（内容）

本信託の信託財産に属する金銭の管理方法を定めます。

（解説）

本契約においては、本担保権の実行により受託者が配当金を受領する場合など限定的な場合を除き、本信託の信託財産に属する金銭が存在することは想定されません。そこで、本条第 1 項では、信託財産に属する金銭を管理するための預金口座を当初より指定することはせず、本信託の信託財産に属する金銭が存在するに至った場合に、当該金銭を管理するための預金口座を受託者又は[多数特定受益者]/[代表受益者]が指定する旨を定めています。

本条第 2 項は、預金取扱金融機関が本契約の受託者になることが想定されるところ、受託者において開設された預金口座や受託者の銀行勘定にて信託財産に属する金銭を管理及び運用する場合、預金開設銀行としての受託者（の固有財産）と本信託の信託財産の間の利益相反取引となることから、その取扱いを明確にするものです。詳細については、利益相反取引に関する第 6.4 条の規定をご参照ください。

第 7.1 条（本特定被担保債権に係る元本の確定）

1.	本特定被担保債権の元本について、その確定すべき期日は、[定めないもの／●年●月●日（以下「**元本確定期日**」という。）]とする。
2.	本特定被担保債権の元本は、[元本確定期日が到来した場合のほか、][37]法令等で許容される範囲内において、以下の事由（以下「**元本確定事由**」という。）により、元本確定事由の発生日における本特定被担保債権の元本残高をもって、確定する。
	(1) 推進法第 29 条第 1 項各号に定める事由が発生したこと
	(2) 本特定被担保債権につき、[多数特定受益者]/[代表受益者]からの指図に従った受託者による元本確定請求がなされたこと。
	(3) [多数特定受益者]/[代表受益者]からの指図に従った受託者と委託者の間で、本特定被担保債権の元本確定に係る書面による合意がなされたこと。
	(4) 委託者から本特定被担保債権の元本確定請求がなされ、その請求の時から 1 週間が経過したこと。
3.	委託者は、本特定被担保債権の元本確定請求を行おうとするときは、予め（遅くとも当該請求を行う日の●営業日前までに）受託者に対してその旨を報告する。受託者は、委託者からかかる報告又は本特定被担保債権の元本確定請求を受けたときは、全ての特定受益者に対し、遅滞なくその旨を通知する。

（内容）

本特定被担保債権に係る元本の確定期日及び確定事由並びに委託者が元本確定請求を行う場合の手続を定めるものです。

（解説）

推進法における元本の確定期日及び確定事由の位置付け

本条は、特定被担保債権に係る元本の確定に関する規律を定めています。

元本の確定期日及び確定事由は任意的な約定事項であるため（推進法第 27 条第 1 項）、これらの定めを置かないことも可能です。本契約にこれらの定めを置かない場合でも、推進法第 29 条第 1 項各号に定める事由（たとえば、本担保権の実行の申立てがなされたとき（実行手続開始決定があったときに限ります。）（同項第 1 号））には本特定被担保債権の元本は確定します。このため、特定の債権（タームローン債権など）のみを本特定被担保債権とする場合には、本条の定めを置かないことも考えられます。

また、本契約で定めた元本の確定期日及び確定事由の内容を変更する場合は、委託者、受託者及び特定被担保債権者の合意による信託の変更によらなければなりません（推進法第 27 条第 2 項前段、第 60 条）[38]。このうち特定被担保債権者（特定受益者）が複数存在する場合の合意の要

[37] 本条 1 項で元本確定期日を定める場合に規定する。

[38] 後順位の企業価値担保権者その他の第三者の承諾を得ることは要しません（推進法第 27 条第 2 項後

件について、原則として全ての特定受益者の意思に基づく必要がありますが（信託法第 105 条第 1 項本文）、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとされています（同項ただし書）。本書式例では全特定受益者の意思に基づくことを前提として特段の規定を設けていませんが、[多数特定受益者]/[代表受益者]の意思に基づくものとする場合は、本契約において、その旨（又はより一般的な多数特定受益者の意思結集）の規定を加えるか、本貸付契約において、多数貸付人の意思結集の結果に従ってエージェントが全貸付人（特定受益者）を代理して（信託の変更について、又はより一般的に本契約に基づく）意思表示を行う旨を定める必要があります。

なお、推進法第 28 条の規定による特定被担保債権の元本確定請求の手続に関する事項は、信託契約締結時に企業価値担保権信託会社が委託者に交付する情報として必要な事項となります（準用信託業法第 26 条第 1 項第 16 号、信託業法施行規則第 34 条第 7 項、業府令第 11 条）。

第 1 項（元本確定期日）

本条第 1 項では、元本確定期日について、定めない場合と定める場合の記載例を選択式で示しています。

第 2 項（元本確定事由）

元本の確定事由は、推進法第 29 条において法定されています。本条第 2 項では、これに加えて元本確定事由を合意により定める場合の例を示しています。

同項第(1)号は、法定の確定事由を確認的に規定するものです。

同項第(2)号は、企業価値担保権者である受託者からの元本確定請求を可能にする規定です。推進法第 28 条第 2 項本文では、「全ての特定被担保債権者の指図」により企業価値担保権者（受託者）が元本確定請求を行える旨を規定していますが、同項ただし書では、企業価値担保権信託契約で別段の定めをすることを許容しているため、本書式例では、[多数特定受益者]/[代表受益者]の指図に従うものとしています。なお、本号が適用される場合には、受託者からの請求があった時に元本が確定します（推進法第 28 条第 3 項）。

本条第 2 項第(3)号は、委託者と受託者の合意により元本を確定させることができる旨の規定です。この場合も同項第(2)号と同様、受託者は[多数特定受益者]/[代表受益者]の指図に従い、かかる合意をするものとしています。また、特定被担保債権の元本の確定による効果の大きさに鑑み、当該合意は書面により行うものとしています。

同項第(4)号は、推進法第 28 条第 1 項の規定と同様に、委託者による元本確定請求が行われた場合にはその請求の時から 1 週間が経過することによって特定被担保債権の元本が確定する旨を定めています。

段）。

第 3 項（元本確定請求の手続）

本条第 3 項前段は、本特定被担保債権の元本が確定した場合の影響に鑑み、委託者からの元本確定請求に先立って特定受益者との間で合理的な協議期間を設けることを企図して、委託者の受託者に対する事前の報告（予告）義務を定めています。同項後段は、委託者から受託者に対して上記の予告又は元本確定請求が行われた場合には、受託者から全ての特定受益者に対して遅滞なくその旨の通知を行うものとしています。

第 7.2 条（本担保権の実行）

1.	受託者は、[多数特定受益者]/[代表受益者]から本担保権を実行することを求める指図を受領した場合には、その指図に従い本担保権を実行しなければならない。
2.	委託者は、前項に基づく本担保権の実行に際して、[多数特定受益者]/[代表受益者]の指図に基づく受託者の合理的な指示に従い、必要な協力を行う。

（内容）

[多数特定受益者]/[代表受益者]から本担保権の実行に係る指図がなされた場合には、受託者は当該指図に従って本担保権を実行しなければならないことと、委託者は当該担保実行に際して必要な協力を行う旨を定めるものです。

（解説）

第 1 項（本担保権の実行）

企業価値担保権の実行手続は、推進法第 3 章第 5 節に法定されており、同法第 61 条の規定に基づいて企業価値担保権者（受託者）が実行手続開始の申立てを行うことが必要とされています。そして、同法第 61 条前段では、特定被担保債権がその弁済期において弁済されず、又は債務者が特定被担保債権を完済せずに解散（合併によるものを除きます。）したときは、受託者は、「全ての特定被担保債権者の指図」により、企業価値担保権の実行その他の必要な措置をとらなければならないとされています。もっとも、同条後段において、企業価値担保権信託契約に別段の定めを置くことを許容されていることから、本書式例では、本条第 1 項において、（全ての特定被担保債権者ではなく）[多数特定受益者]/[代表受益者]の指図に従うものとしています。これは、シンジケートローンの実務において、担保権実行の判断が多数貸付人の意思に委ねられていることが多いという現状を踏まえたものです。

なお、推進法第 61 条に規定する受託会社の義務に関する事項は、信託契約締結時に企業価値担保権信託会社が委託者に提供する情報として必要な事項となります（準用信託業法第 26 条第 1 項第 6 号、信託業法施行規則第 34 条第 2 項第 2 号、業府令第 11 条）。

第 2 項（委託者の協力義務）

受託者が企業価値担保権の実行の申立てを行うにあたって、委託者の行為は求められませんが、たとえば実行手続開始申立ての際の提出書類の作成にあたって委託者から何らかの情報提供が必要となった場合など（例えば、実行手続開始の申立てに当たっては、債務者の概要や事業の内容、財産の状況など一定の債務者の情報を明らかにするよう努めることが求められています（推進法第 84 条第 3 項）。）、委託者の協力を要する場合に備えて、本条第 2 項において委託者の協力義務を規定しています。

第 7.3 条（本担保権の実行時における信託財産の交付）

1. 受託者は、本担保権の実行後、本担保権に係る担保権者としての地位に基づき、推進法その他法令等の規定に従い、本担保権の実行手続に係る管財人から、本特定被担保債権に対する配当（以下「**本配当金**」という。）及び不特定被担保債権留保額の交付を受けることとなった場合には、これを受領する。

2. 受託者は、前項に基づき本配当金を受領した場合には、その旨及び特定受益者に対する分配を行う予定日を速やかに[（遅くとも当該分配を行う日の●営業日前までに）]、各特定受益者に通知する。

3. 受託者が本条第 1 項に基づき交付を受けた本配当金の金額及び推進法第 62 条第 5 項第 2 号に掲げる金額の合計額に相当する金銭は、当該本配当金の受領日以降において、遅滞なく、以下の各号に定める順序で分配される。

   (1) 受託者に対する、本担保権の実行のために受託者が負担した諸費用等（受託者が固有財産において推進法第 85 条第 1 項に定める費用の予納を行い、その償還を受けていない場合における当該費用相当額を含む。）の支払

   (2) 受託者に対する、第 8.3 条第 1 項及び第 2 項に基づく諸費用等（前号に該当するものを除く。）の未払金相当額の支払

   (3) 受託者に対する、第 8.4 条第 2 項に基づく信託報酬の未払金相当額の支払

   (4) 債権者に対する、信託法第 21 条第 2 項第 2 号に規定する信託債権に係る債務の金額の支払

   (5) 特定受益者に対する、第 8.5 条の規定に基づき特定受益者が負担した信託報酬相当額及び諸費用等の支払

   (6) 特定受益者に対する、受託者が本配当金を受領する直前の時点において当該特定受益者が有する本特定被担保債権に係る金額の特定受益権の償還

4. 前項第(6)号に定める償還に関して、前項第(5)号の支払後の本配当金の額が、受託者が本配当金を受領する直前の時点において全特定受益者が有する本特定被担保債権に係る未払債務の全額に満たない場合には、受託者は、本貸付契約第●条[39]の定めに準じて分配を行う。

5. 本条第 1 項に基づき受託者が本配当金を受領することにより、当該本配当金は、当然に本特定被担保債権の弁済に充当され、本特定被担保債権は当該本配当金の範囲で消滅する（なお、各貸付人等間での充当割合については、本貸付契約第●条[40]に準じて算定される。）ものとする。

6. 推進法又は倒産法に基づく配当手続において、本配当金による貸付人ごとの本特定被担保債権に対する弁済充当の結果が、本貸付契約第●条[41]に準じて算定される割

[39] 本貸付契約上の貸付人への分配に係る規定を参照する。
[40] 本貸付契約上の貸付人への分配に係る規定を参照する。
[41] 本貸付契約上の貸付人への分配に係る規定を参照する。

合と異なる場合は、別途貸付人間において債権譲渡等の方法により当該割合と等しくなるように調整を図る。

（内容）

本担保権の実行に際して受託者が管財人から受領する金銭の取扱いを定めるものです。

（解説）

第 1 項（受託者による本配当金及び不特定被担保債権留保額の受領）

企業価値担保権の実行手続において、管財人が特定被担保債権に対する配当をする場合には、企業価値担保権者たる受託者に対して配当（本書式例では「本配当金」と定義しています。）が支払われます（推進法第 166 条第 1 項）。また、管財人は、不特定被担保債権留保額を不特定被担保債権に対する配当として受託者に対して交付します（同条第 2 項）。本条第 1 項は、受託者がこれらの金銭を受領することを定めています（推進法第 7 条第 2 項、第 8 条第 2 項第 1 号ロ、信託法第 55 条参照）

第 2 項（本配当金に関する特定受益者への通知）

本条第 2 項では、前項に基づいて本配当金を受領した旨と特定受益者に対する分配予定日を、各特定受益者に対して通知するものとしています。

第 3 項及び第 4 項（本配当金からの分配の順序）

本条第 3 項では、本配当金及び信託財産に属する債権について弁済を受けた金額（推進法第 62 条第 5 項第 2 号において、給付可能額に含めるものとされています。もっとも、企業価値担保権信託において信託財産に債権が属することは稀であると考えられます。）の合計額を原資として、受託者が払出しを行う順序を規定しています。

まず、担保権信託の仕組みに伴うコスト（信託報酬等）については一義的には委託者、次いで特定被担保債権者において負担するという考え方の下で、本条第 3 項第(1)号から第(4)号までに定める費用、報酬及び債務等の支払を優先的に行うものとしています。なお、本担保権の実行手続に支障が生じることを可及的に避ける観点から、第(1)号に定める本担保権の実行のために受託者が負担した諸費用等（受託者が固有財産において実行手続開始申立ての際の費用の予納（推進法第 85 条第 1 項）を行った場合の未償還額を含みます。第 8.3 条第 1 項の解説も参照）を他の費用（第(2)号）よりも優先的に払い出すものとしています。また、第(4)号では、信託財産責任負担債務に係る債権であって、受益債権でないもの（信託法第 21 条第 2 項第 2 号）がある場合における当該債務の支払を規定していますが、企業価値担保権信託においてこのような債務が生じることは稀と考えられます。

次に、本条第 3 項第(5)号では、第 8.5 条の規定に基づき信託報酬相当額及び諸費用等を特定受益者が負担した場合において、当該金額を特定受益者に支払うものとしています。

最後に、本条第 3 項第(6)号において、前号までの支払を行った残額をもって、特定受益者に対し、本特定被担保債権に係る金額の特定受益権の償還を行うことになります。本号の支払に充てることができる原資が、全特定受益者が有する未払いの本特定被担保債権の合計額に満たない場合には、本貸付契約上の貸付人への分配に係る規定に従って分配を行うものとしています（本条第 4 項）。

なお、推進法第 62 条第 1 項に規定する受託者の義務に関する事項は、信託契約締結時に企業価値担保権信託会社が委託者に提供する情報として必要な事項となります（準用信託業法第 26 条第 1 項第 10 号、信託法施行規則第 34 条第 5 項、業府令第 11 条）。本条第 3 項はかかる事項を明記するものになります。

第 5 項（本特定被担保債権の消滅）

担保権信託の仕組みを用いた場合に、担保権の実行によって被担保債権（企業価値担保権信託の場合には特定被担保債権）が消滅するのはどの時点であるのかについては、議論があります。すなわち、①受託者に対する配当金の交付の時点で特定被担保債権が消滅する（その後は、受託者と各特定被担保債権者の間の債権債務関係の問題となる）という考え方と、②受託者から特定被担保債権者に対する分配がなされて初めて特定被担保債権が消滅するという考え方があり得ます[42]。本条第 5 項は、少なくとも、受益者から受託者に対して受領代理権を付与することを明確にすることにより、上記①の結論となることを規定しています。また、当初の特定受益者以外の特定受益者については、特定受益権を新たに取得する際に別紙 3 の様式の承諾書兼誓約書を受託者に対して提出させることとし（第 5.2 条参照）、当該承諾書兼誓約書の第 3 項第(3)号において本条第 5 項と同様の合意を規定しています。

第 6 項（本貸付契約に定める分配と異なる取扱いがされた場合の調整）

本条第 6 項では、推進法及び倒産法の規定に従った手続の結果、本貸付契約に定める貸付人への分配の規定に従った場合と異なる割合での弁済充当がなされた場合に、債権譲渡等の方法により調整を図るものとしています。

[42] 小野傑＝有吉尚哉「新形態の信託－自己信託・事業の信託・目的信託・セキュリティ・トラスト－」佐藤哲治編著『よくわかる信託法』（ぎょうせい、2007 年）75 頁、青山善充「セキュリティ・トラストの民事手続法上の問題－担保権と債権との分離に関連して－」金融法務研究会報告書『担保法制をめぐる諸問題』（2006 年）51 頁、逐条解説信託法 192 頁、山田誠一「セキュリティ・トラストの実体法上の問題」金融法務研究会報告書『担保法制をめぐる諸問題』（2006 年）44～45 頁参照。

第 7.4 条（不特定被担保債権留保額の取扱い）

1.	受託者は、本担保権の実行手続に係る管財人から交付を受けた不特定被担保債権留保額を不特定受益者のために管理する。受託者は、委託者が特別清算開始又は破産手続開始の申立てをする場合には、委託者のために、不特定被担保債権留保額から、民事訴訟費用等に関する法律（昭和 46 年法律第 40 号）の規定に従い当該申立ての手数料を納付し、会社法第 888 条第 3 項又は破産法第 22 条第 1 項の規定により特別清算の手続又は破産手続の費用として裁判所の定める金額を予納する。
2.	受託者は、委託者について清算手続又は破産手続が開始されたときは、遅滞なく（当該清算手続又は破産手続が開始された後に不特定被担保債権留保額の交付を受けたときは、当該交付を受けた後遅滞なく）、当該清算手続又は破産手続における弁済又は配当の順位に従って、不特定受益者に不特定被担保債権留保額に相当する金銭（推進法第 62 条第 1 項第 3 号に規定する金額を予納した場合は、不特定被担保債権留保額から当該金額を控除した額に相当する金銭）を給付するために、清算人又は破産管財人に対し、当該金銭を給付する。但し、推進法第 62 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（内容）

本担保権の実行に際して受託者が管財人から交付を受けた不特定被担保債権留保額の取扱いを定めます。

（解説）

第 1 項（不特定被担保債権留保額の管理）

受託者は、企業価値担保権の実行により受けた配当から、特定被担保債権者に対する金銭の給付（推進法第 62 条第 1 項第 1 号、第 7.3 条第 3 項第(6)号）を行った後、債務者について清算手続若しくは破産手続が開始され、推進法第 62 条第 1 項第 4 号に定める金銭の給付をするまで又は同条第 3 項の規定により信託が終了するまでの間、不特定被担保債権者のために、当該金銭の給付をするために必要な財産（すなわち不特定被担保債権留保額）の管理をするものとされています（同条第 1 項第 2 号）。本条第 1 項第 1 文はこれと同趣旨の規定になります。

本条第 1 項第 2 文は、推進法第 62 条第 1 項第 3 号と同趣旨の規定であり、委託者が特別清算開始又は破産手続開始の申立てをする場合における手数料の納付及び費用の予納を、受託者が委託者のために行う旨を規定しています。

第 2 項（不特定被担保債権留保額の給付）

本条第 2 項は、推進法第 62 条第 1 項第 4 号と同趣旨の規定であり、委託者について清算手続又は破産手続が開始された場合において、受託者が不特定被担保債権留保額を清算人又は破産

管財人に対して給付する旨を規定しています。

第 7.5 条（本担保権の解除）

受託者は、本担保権の実行手続を開始するまでの間において、[全特定受益者]/[代表受益者]の指図があったときは、これに従い本担保権を解除する。

（内容）

本担保権の実行手続の開始前においては、全特定受益者又は代表受益者の指図によって本担保権を解除できる旨を定めるものです。

（解説）

本担保権の解除

企業価値担保権は当事者の合意により設定される約定担保権であり、その権利者による解除（放棄）は可能であると考えられます。この場合、受託者は特定受益者の指図によってかかる解除をすることになりますが、シンジケートローンの実務において担保解除は全貸付人の承諾事項とされることが多い現状に鑑みて、本条では[全特定受益者]/[代表受益者]の指図を要件としています。

また、企業価値担保権の実行手続が開始した場合には、債務者はその事業の経営権及び担保目的財産（総財産）の管理処分権を喪失し（推進法第 113 条第 1 項参照）、また、他の債権者による強制執行や担保権実行手続等の手続が企業価値担保権の実行手続との関係において失効するなど、多数の利害関係人に影響が及ぶことから、当該時点以降は本担保権の解除はできないものとしています[43]。

本条に基づいて本担保権が解除された場合、当該解除の日をもって本信託は終了します（第 9.3 条第 1 項第(5)号）。

任意売却

担保取引の実務においては、担保権の実行に代えて、担保権設定者が担保権者の承諾を得たうえで、担保目的財産を第三者に対して売却（任意売却）し、その換価代金をもって被担保債権の弁済に充てることがあります。

企業価値担保権の場合も、債務者が特定被担保債権者と協議の結果、合意した条件で、第三者との間で任意に事業譲渡を行い、その譲渡代金の中から特定被担保債権の弁済を行うという形で任意売却がなされることが想定され、これは法律上も可能と考えられます。このような任意売却は、企業価値担保権の実行として行われるものではないため、本契約上の「本担保権の実行」には該当しません。また、事業の任意売却は、事業の売主である債務者、事業の買主である事業譲受人、及び事業譲渡代金の全部又は一部を代理受領して被担保債権の回収に充当する特定被担保債権者の間の合意に基づいて行われるものであり、受託者は、特定被担保債権者の指図に従

[43] 企業価値担保権の実行手続開始の決定後に当該手続の申立人がその申立てを取り下げることも原則として許されず、裁判所の許可が必要とされています（推進法第 86 条第 1 項）。

って事業譲渡を承諾し、企業価値担保権を放棄するにとどまることから、本書式例においては任意売却に関する直接的な規定を設けていません。

債務者が特定被担保債権者との合意の下で任意売却を行う場合には、受託者は、第 4.1 条第 1 項第(3)号(ii)に基づき、[全特定受益者]/[代表受益者]の指図に従い、委託者による事業譲渡を承諾し、特定受益者又はエージェントが特定被担保債権の弁済を受けるに当たって、本条に基づき、[全特定受益者]/[代表受益者]の指図に従い、本担保権を解除することになります。

上記のとおり、任意売却が実施された場合における、任意売却の処分代金の代理受領権限、特定被担保債権に係る債務の弁済への代理充当権限、特定被担保債権者への分配権限等は、推進法上、受託会社の権限ではありませんが、当事者の合意により、これらの権限を本信託の受託者の権限とすることは可能です。しかしながら、受託者の信託事務をシンプルにする観点から、本書式例においては、受託者にこのような権限をあえて付与することはしない想定です。

任意売却が企業価値担保権の実行の代替手段として行われる場合、推進法が企業価値担保権の実行手続において不特定被担保債権留保額の取り置きを必要としていることとの関係上、任意売却による処分代金の全額を特定被担保債権の弁済に充当することが債務者の危機時期に行われた場合、詐害行為取消又は偏頗行為否認の対象とならないか、任意売却代金全額を特定被担保債権の弁済に充当する一方で企業価値担保権を放棄（解除）することにより受託者が不特定被担保債権者に対して責任を負わないか、については議論があり得るところです。もっとも、いずれについても、多くの場合、実務的には問題とならないと考えられます。これは、一般に、担保権の実行に代えて担保目的物の任意売却が行われるのは、任意売却の方が処分価格が高くなることが見込まれるためです。この点、実務上は、担保権設定者の任意の協力を得るために、売却手取額の一部を「組入額」の形で担保権設定者に渡すことが求められるところ、企業価値担保権の実行に代わる任意売却においても、組入額は、多くの場合、不特定被担保債権留保額相当額を超えることが想定されると考えられます（逆に言えば、組入額が不特定被担保債権留保額相当額を下回る場合には、委託者が任意売却に応ずる合理性がないことになります。）。そのため、理論上は、個別具体的な状況によって、特定被担保債権者が任意売却代金全額の優先弁済を受けることが認められない可能性がありますが、委託者を含めた合理的な交渉を経て合意される組入額が委託者に支払われることを前提とすれば、上記の詐害行為取消・否認の問題も受託者の責任の問題も、基本的には回避することができると考えられます[44]。なお、既述のとおり、本書式例において、受託者は任意売却による処分代金の代理受領権限を有しないものとしているため、かかる金銭の保管は本契約上の受託者の事務ではなく、委託者（債務者）が自ら保管するのが原則的な取扱いになるものと考えられます。

[44] 受託者の責任に関しては、逐条解説推進法 226 頁参照。

第 8.1 条（信託の元本及び収益）

1.	本信託においては、本担保権並びに本担保権の実行により交付を受けた本配当金及び不特定被担保債権留保額（これらの交付金を総称して以下「**本配当金等**」という。）をもって信託元本とし、その価額は、次項に従って定められる額とする。
2.	本担保権については備忘価額（本被担保債権の変動及び本担保権の価値の変動にかかわらず、備忘価額は 1 円とする。）をもって信託の元本価額とし、本担保権の実行により交付を受けた本配当金等についてはその合計金額を信託の元本価額とする。
3.	信託計算期日における信託の計算をした結果、信託に帰属すべき収益が発生した場合、当該収益から信託の諸費用等を控除した額をもって信託の利益又は損失の額とする。当該損益額は、当該信託計算期日の翌日に信託元本に組み入れる。
4.	本条第 1 項における本担保権と本担保権の実行により交付を受けた本配当金等の差額をもって信託の収益とはしない。

（内容）

本信託における信託の元本及び収益（損失）の取扱いを定めます。

（解説）

本条は、信託の計算に関して必要となる信託の元本及び収益（損失）の取扱いを定めます。本条第 1 項及び第 2 項は信託の元本に関する規定、第 3 項は信託の収益（損失）に関する規定です。本担保権も信託財産として信託元本を構成するものの、会計上、担保権には独自の資産性が認められないため、元本価額は備忘価額としています。関連して、本担保権と本担保権の実行により交付を受けた本配当金等の差額をもって信託の収益としないことを第 4 項で定めます。

第 8.2 条（信託の計算）

1.	受託者は、各信託計算期日（信託終了日を除く。）に、本信託の損益の計算を行った上で、信託法第 37 条第 2 項及び信託計算規則（平成 19 年法務省令第 42 号。以下同じ。）第 4 条に従い財産状況開示資料を作成する。なお、当該財産状況開示資料は、信託法第 37 条第 1 項及び信託計算規則第 4 条に従い作成する信託帳簿に基づき作成しなければならない。また、受託者は、信託法第 37 条第 3 項本文に定める報告は行わない。
2.	特定受益者は、信託法第 37 条第 2 項に定める財産状況開示資料の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該特定受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、当該特定受益者の同意があるときは信託法第 38 条第 1 項の規定による閲覧又は謄写の請求をすることはできない。なお、当初の特定受益者は、本契約の締結をもってかかる同意を行う。

（内容）

受託者が信託の計算を行うこと及び財産状況開示資料を作成すること、並びに関連する資料の受益者に対する開示の取扱いを定めます。

（解説）

第 1 項（信託の計算、財産状況開示資料）

受託者は、信託法上、信託事務に関する計算並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を明らかにするため、信託計算規則に従い、信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録を作成することを求められています（信託法第 37 条第 1 項）。また、受託者は、信託法上、毎年 1 回、一定の時期に、信託計算規則に従い、財産状況開示資料を作成しなければならないとされています（同条第 2 項）。これらを踏まえ、本条第 1 項では、各信託計算期日（信託終了日を除きます。なお、「信託計算期日」の定義については第 1.1 条第(14)号参照）に、本信託の計算を行った上で、信託法及び信託計算規則に従い、財産状況開示資料を作成する旨を定めています。なお、信託終了日を除外しているのは、第 9.5 条において、信託終了に伴う最終計算の規定を別途設けているためです。

推進法第 40 条第 1 項は受託者による信託財産状況報告書の作成・交付義務を定める信託業法第 27 条を準用していません。そのため、本条第 1 項において、受託者による信託財産状況報告書の作成及び受益者に対する交付に関する規定は設けていません。

なお、信託会社及び外国信託会社並びに信託銀行（兼営金融機関）が企業価値担保権に関する信託業務を営む場合、推進法第 40 条第 1 項は適用されませんが、既述のとおり、企業価値担保権に関する信託業務を営む場合に直接適用され、又は兼営金融機関について準用される信託業法の規定の範囲は、企業価値担保権信託会社が企業価値担保権に関する信託業務を行う場合に

推進法 40 条第 1 項に基づき準用される信託業法の規定の範囲に限られます。したがって、信託会社及び外国信託会社並びに信託銀行（兼営金融機関）が受託者になる場合も、信託財産状況報告書の作成及び受益者に対する交付は不要です。

第 1 項最終文、第 2 項（情報提供を要しない旨の規定）

受託者は、原則として、財産状況開示資料の内容を受益者に報告する義務を負担しますが（信託法第 37 条第 3 項本文）、信託行為に別段の定めがあるときには、当該義務の例外を認められます（同項ただし書）。期中において、受託者が信託財産として管理するのは基本的に本担保権のみであり、また、特定受益者の担保管理に必要な委託者に関する情報は（財産状況開示資料ではなく）本貸付契約における情報提供義務で定められるべきものです。そのため、本条第 1 項最終文において、受託者の上記報告義務を免除する旨の別段の定めを設けています。

上記と同様の趣旨に基づき、本条第 2 項は、受益者の受託者に対する信託法第 38 条第 1 項に基づく信託帳簿等の閲覧謄写請求権の行使を原則として認めない旨の規定を定めます。信託法は、信託帳簿、財産状況開示資料、信託事務処理関係書類（信託法第 37 条第 5 項）について、原則として、受益者が受託者に対して閲覧謄写請求権を有することを定めています（信託法第 38 条第 1 項）。しかし、例外として、信託行為の定めにより、①財産状況開示資料の作成に欠くことができない情報その他の信託に関する重要な情報（同法第 38 条第 4 項第 1 号）及び②当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報（同項第 2 号）以外の情報について、受益者が同意をしたときは、当該閲覧謄写請求をできないようにすることが認められます（同法第 38 条第 4 項及び第 5 項）。本条第 2 項は、この例外としての信託行為の定め及び当初の受益者の同意の位置づけとなります（新たに特定受益者になった者については、第 5.2 条各項に定める承諾書兼誓約書において、本条第 2 項と同趣旨の同意をすることになります。）。

法定説明事項

信託財産の管理又は処分の状況の報告に関する事項は、信託契約締結時に企業価値担保権信託会社が委託者に提供する情報として必要な事項となります（準用信託業法第 26 条第 1 項第 14 号）。

第 8.3 条（諸費用等）

1.	本貸付契約に別段の定めのない限り、本契約及びこれに関連する書類の作成及びその変更、修正に関して発生する全ての諸費用等並びに受益者及び受託者が本契約に基づき権利の確保及び実行（本担保権の設定、対抗要件具備及び実行を含む。）又は義務の履行を行うに際して発生する全ての諸費用等（推進法第 85 条第 1 項に定める費用を含む。）、本担保権の移転又は譲渡その他本契約に基づく取引に係る諸費用等は、法令等に反しない限り全て委託者の負担とする。受託者又は特定受益者がこれを委託者に代わって負担した場合には、委託者は、法令等に別段の定めがある場合を除き、受託者から請求を受け次第、直ちに、本貸付契約第●条[45]の規定に従い支払う。
2.	受託者は、受託者が支払を受けていない諸費用等がある場合には、信託財産に属する金銭から当該諸費用等相当額の支払を受けることができる。この場合において、受託者は、信託法第 48 条第 3 項本文に定める受益者に対する通知を行わない。
3.	委託者につき破産手続、民事再生手続又は会社更生手続が開始した場合には、本条第 1 項に定める委託者の受託者に対する諸費用等の支払義務は、既に履行されたものを除き、将来に向かって消滅するものとする。

（内容）

本契約及び本担保権に関連する諸費用等の負担について定めます。

（解説）

第 1 項（委託者による諸費用等の負担の原則）

本条第 1 項第 1 文は、典型的な担保契約において費用の負担者が債務者（又は担保権設定者）とされることが多いことから、本契約及び本担保権に関連する全ての諸費用等（弁護士費用及び印紙税等の公租公課等を含みます。第 1.1 条第(10)号参照）を、原則として、債務者兼担保権設定者である委託者が負担する旨を定めます。続いて、同項第 2 文では、受託者又は特定受益者が当該諸費用等を委託者に代わって負担した場合に、委託者は、法令等に別段の定めがある場合を除き、受託者から請求を受け次第、直ちに、本貸付契約の規定に従い支払う旨を定めています。ここで参照される本貸付契約の規定は、本貸付契約上の借入人の債務の履行に係る規定を参照することを想定しています。

委託者が負担する諸費用等には、本担保権の実行手続開始の申立てに必要な予納金（推進法第 85 条第 1 項に定める費用）を含むため、本条第 1 項第 1 文ではその旨を明記しています。当該費用は、本担保権の実行局面において必要となるものであるため、現実的には委託者からの任意の支払いは期待できないことも多いと考えられます。しかし、仮に受託者が固有財産で当該予納

[45] 本貸付契約上の借入人の債務の履行に係る規定を参照する。

金を負担した場合であっても、推進法第 127 条第 1 号の共益債権として配当債権に先立ち償還されることになると解され、本条第 1 項第 2 文の「法令等に別段の定めがある場合を除き」は、このような場合に適用されることになります。なお、共益債権としての支払いを受けられなかった場合に備えて、第 7.3 条第 3 項第(1)号において配当金から最優先で償還を受けられる旨の規定も設けています。

第 2 項（信託財産による諸費用等の負担）

本条第 2 項は、第 1 項の諸費用等について、信託財産に属する金銭から支払いを受けることができる旨を定めます。信託法上、受託者は、信託事務を処理するのに必要と認められる費用について、信託財産から償還又は前払いを受けることができるとされていること（信託法第 48 条第 1 項及び第 2 項）を踏まえた規定です。しかし、本信託において、信託財産に属する金銭が存在する場面は限定的であり、本項が適用されるのは、本担保権の実行により受託者が受領した配当金から諸費用等を受領する場合（第 7.3 条第 3 項第(2)号参照）などに限られるといえます。

第 3 項（法的整理手続における取扱い）

本条第 3 項は、第 8.4 条第 3 項と共に、委託者の法的整理手続下において、本契約が双方未履行双務契約として解除されること（破産法第 53 条第 1 項等、信託法第 163 条第 8 号参照）を防止するための規定です（したがって、双方未履行双務契約の規律が存在しない特別清算手続には言及していません。）。なお、ある信託契約が双方未履行双務契約に該当するか否かは、当該信託契約ごとに個別具体的に判断されるべきところ、信託業務の対価としての信託報酬の支払債務については、双方未履行双務契約の該当性を基礎づけるものと見られやすい一方、信託費用の支払債務については直ちに双方未履行双務契約の該当性を基礎づけるものと考えにくい側面もあります。もっとも、信託契約においていかなる債務が対価関係にあり、双方未履行双務契約に該当するかは議論が尽くされておらず、実務上は、厳密に該当するかはともかくとして、取引のスキームの安定性を高める観点から、信託業務処理と対価的関係にあると見られかねない債務・義務について幅広に未履行状態を生じさせないための措置がとられることが多く、次条第 3 項と併せて規定を設けています[46]。

法定説明事項

信託財産に関する租税その他の費用に関する事項は、信託契約締結時に企業価値担保権信託会社が委託者に提供する情報として必要な事項となります（準用信託業法第 26 条第 1 項第 12 号）。

[46] 本段落全体について、条解信託法 732～734 頁〔沖野眞已〕参照。

第 8.4 条（信託報酬）

1.	委託者は、受託者に対して、委託者と受託者との間で別途合意するところに従い、本契約に関する信託報酬を支払う。
2.	受託者は、受託者が支払を受けていない前項に定める信託報酬がある場合には、信託財産に属する金銭から当該信託報酬相当額の支払を受けることができる。
3.	委託者につき破産手続、民事再生手続又は会社更生手続が開始した場合には、本条第 1 項に定める委託者の信託報酬の支払義務は、既に履行されたものを除き、将来に向かって消滅するものとする。

（内容）

受託者に支払われる信託報酬に関する規定です。

（解説）

信託報酬に関する規律

本条第 1 項は、委託者が、受託者に対して、信託業務遂行の対価である信託報酬を支払う旨を定めます。金額及び支払方法については、別途委託者と受託者の間で信託報酬に係る合意書を締結することを想定し、別途合意するところに従うものとしています。

本条第 2 項については、第 8.3 条第 2 項と同様の趣旨に基づくもの（信託法第 54 条第 1 項は、信託行為に定めがある場合に、受託者が信託財産から信託報酬を収受できる旨を定めます。）であり、また、本条第 3 項は第 8.3 条第 3 項と同様の趣旨に基づくものですので、それぞれ同条第 2 項及び第 3 項の解説をご参照ください。

法定説明事項

信託報酬に関する事項（信託報酬の額又は計算方法並びに信託報酬の支払の時期及び方法を含みます。）は、信託契約締結時に企業価値担保権信託会社が委託者に提供する情報として必要な事項となります（準用信託業法第 26 条第 1 項第 11 号、信託業法施行規則第 34 条第 6 号、業府令第 11 条）。

第 8.5 条（諸費用等及び信託報酬支払の合意）

受託者は、委託者から諸費用等及び信託報酬の支払を受けることができなかった場合（第 8.3 条第 3 項又は前条第 3 項に基づき、委託者の支払義務が消滅した場合を含む。）には、当該諸費用等及び信託報酬を各特定受益者に直接請求することができるものとし、当該請求を受けた特定受益者は、速やかに受託者に対して当該請求額を支払う。なお、各特定受益者は、当該諸費用等又は信託報酬の支払債務を受託者に対して連帯して負担し、各特定受益者における当該債務の負担割合は、本貸付契約第●条[47]に準じて算定される割合とする。

（内容）

委託者による諸費用等及び信託報酬の支払いがない場合に、特定受益者がこれらを負担する旨を定めます。

（解説）

本条は、委託者による諸費用等及び信託報酬の支払いがない場合に、受託者が、本信託の実質的な利益を享受する特定受益者に対して、当該諸費用等及び信託報酬の支払いを請求することができる旨を定めます。各特定受益者の受託者に対するこの支払債務は連帯債務となり、各特定受益者における負担割合は、本貸付契約の規定を参照することとしています。参照される本貸付契約の規定は、エージェントが負担した費用等につき借入人から償還されない限度で各貸付人が負担する旨の規定を想定しています。

受託者が受益者との間の合意に基づき当該受益者から費用等の償還を受ける場合、準用信託業法第 29 条の 3 に基づき受益者に対する事前の説明が必要となりますが、この点は第 10.17 条第 3 項の解説文をご参照ください。

[47] 本貸付契約上の貸付人への分配に係る規定を参照する。

第 9.1 条（受託者の解任）

1.	[多数特定受益者]/[代表受益者]は、受託者に対して書面にて通知することにより、委託者の同意なしに、受託者を解任することができる。受益者は、かかる場合及び信託法第 58 条第 4 項に基づく場合を除き、受託者を解任することはできない。
2.	前項に基づき受託者が解任された場合、[多数特定受益者]/[代表受益者]は、速やかに、受託者（以下、本条において「**前任受託者**」という。）の後任となる新たな受託者（以下、本条において「**後任受託者**」という。）を選任する（但し、後任受託者は、推進法第 32 条の内閣総理大臣の免許を受けた者（推進法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該免許を受けたものとみなされた者を含む。）であることを要する。）。なお、後任受託者の就任については、[多数特定受益者]/[代表受益者]により選任された後任受託者を信託法第 62 条第 2 項に定める「新受託者となるべきものとして指定された者」とみなして、同条の規定を準用する。
3.	後任受託者が就任の承諾をした場合には、当該後任受託者は、何らの行為又は証書を要せずして、信託法第 3 章第 5 節第 5 款の規定に従い本契約上の受託者の権利及び義務を承継する。この場合、前任受託者は、速やかに、信託法第 3 章第 5 節第 5 款の規定に従い、前任受託者及び信託財産に関する債権債務関係を清算し、当該通知受領時点で本契約に基づき保有している全ての金銭、並びに本契約に基づき受領した書類のうち受託者の下に現存するものの一切を、後任受託者に対して交付する。また、前任受託者は、同時に、信託財産を後任受託者に有効に移転し、かつ、かかる移転につき法令等に従い効力発生要件及び対抗要件を具備するために必要な一切の手続を執り行う。

（内容）

受託者を解任するための要件及び解任後の手続について定めます。

（解説）

第 1 項（受託者解任の要件）

信託法上、委託者及び受益者の合意によって受託者を解任することができるものとされていますが（信託法第 58 条第 1 項）、信託行為に別段の定めがあるときには、異なる受託者解任の要件を定めることができます（同条第 3 項）。そこで、本条第 1 項は、[多数特定受益者]/[代表受益者]の書面による通知により、受託者を解任できるものとし、かかる場合及び信託法第 58 条第 4 項に基づく場合[48]を除き、受託者を解任することはできないものとしています。この点、受託者

[48] 推進法第 66 条によって読み替えられる信託法第 58 条第 4 項は、受託者がその任務に違反したとき、信託事務の処理に不適任であるときその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は受益者の申立てにより、受託者を解任することができることを定めています。この規定は信託行為の定めによっても排除できないため、本条第 1 項第 2 文は「・・・信託法第 58 条第 4 項に基づく場合を除き」としています。

交替の可能性をできる限り限定し、取引のスキームの安定性を高める観点から、解任事由を受託者による本契約の義務違反があった場合や受託者の信用状態が悪化した場合等に限定することも考えられます。

第 2 項（後任受託者の選任）

本条第 2 項は、受託者が解任された場合に、[多数特定受益者]/[代表受益者]が後任の受託者（後任受託者）を選任する旨の規定を定めます。もっとも、実務的には、特定受益者が後任受託者を選任し、後任受託者による就任承諾の目処がついたところで、受託者を解任することになると考えられます。後任受託者は、推進法第 32 条の企業価値担保権信託会社としての免許を受けた者（信託銀行（兼営金融機関）、信託会社及び届出をした銀行等、推進法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該免許を受けたものとみなされた者を含みます。）に該当しなければならないため、確認的にその旨も規定しています。後任受託者の就任の手続は、その他信託法第 62 条第 2 項以下の規定によることとしています。

第 3 項（後任受託者に対する権利・義務の承継）

本条第 3 項は、解任された受託者（前任受託者）の権利及び義務の、後任受託者に対する承継に関する手続を定めます。受託者の任務が終了した場合については、推進法第 68 条が受託者辞任時に関する規定を設けていますが（第 9.2 条の解説参照）、受託者解任時にはこのような規定はないため、後任受託者が就任の承諾をした場合に、当該後任受託者は、何らの行為又は証書を要せずして、信託法第 3 章第 5 節第 5 款の規定に従い本契約上の受託者の権利及び義務を承継する旨を定めています。なお、前任受託者から後任受託者への権利の承継に関しては、本担保権の承継も必要となるところ、企業価値担保権の移転は登記を要するため（推進法第 15 条及び第 219 条）、かかる移転の登記を行う必要があります。

法定説明事項

受託者の任務終了の場合の新受託者の選任に関して特別の定めをする場合、当該事項は、信託契約締結時に企業価値担保権信託会社が委託者に提供する情報として必要な事項となります（準用信託業法第 26 条第 1 項第 16 号、信託業法施行規則第 34 条第 7 項、第 30 条の 23 第 1 項第 5 号ハ、業府令第 11 条）。

第 9.2 条（受託者の辞任）

1.	以下のいずれかの事由が発生した場合には、受託者は、委託者及び全特定受益者に対し●営業日前までに書面による通知を送付することにより、本信託の受託者を辞任することができる。 (1) 経済情勢の変化その他相当の事由により信託業務の遂行が不可能又は著しく困難となったと受託者が合理的に認めた場合。 (2) 受託者が適法に本契約上の義務を履行できなくなった場合。 (3) 委託者が、第 8.3 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 8.4 条第 1 項に従って諸費用等又は信託報酬を支払わず（第 8.3 条第 3 項又は第 8.4 条第 3 項に基づき、委託者の支払義務が消滅した場合を含む。）、かつ、特定受益者が、第 8.5 条に基づく請求額を支払わなかった場合、その他委託者が本契約に定める金員の支払に関する義務を怠った場合。 (4) 受託者が、本貸付契約におけるエージェントの地位を喪失した場合。 (5) [多数特定受益者]/[代表受益者]の事前の書面による承諾を得た場合
2.	前項に基づき受託者を辞任する場合には、(i)受託者（以下、本条において「**前任受託者**」という。）は、辞任に先立ち、前任受託者の後任となる新たな受託者（以下、本条において「**後任受託者**」という。）を定めるものとし（但し、後任受託者は、推進法第 32 条の内閣総理大臣の免許を受けた者（推進法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該免許を受けたものとみなされた者を含む。）であることを要する。）、(ii)委託者及び前任受託者は、前任受託者の辞任の日までに後任受託者との間で、[多数特定受益者]/[代表受益者]が満足する内容及び様式による推進法第 68 条第 1 項に定める信託業務の承継に関する契約書（以下、本条において「**承継契約書**」という。）を締結する。
3.	承継契約書に定めるところにより前任受託者の辞任の効果が発生し、後任受託者は、本契約上の受託者の権利及び義務を承継する。この場合、前任受託者は、速やかに、信託法第 3 章第 5 節第 5 款の規定（但し、承継契約書に別段の定めがある場合は、当該規定に従う。）に従い、前任受託者及び信託財産に関する債権債務関係を清算し、当該通知受領時点で本契約に基づき保有している全ての金銭、並びに本契約に基づき受領した書類のうち受託者の下に現存するものの一切を、後任受託者に対して交付する。また、前任受託者は、同時に、信託財産を後任受託者に有効に移転し、かつ、かかる移転につき法令等に従い効力発生要件及び対抗要件を具備するために必要な一切の手続を執り行う。

（内容）

受託者が辞任するための要件及び辞任後の手続について定めます。

（解説）

第 1 項（受託者辞任の要件）

信託法上、受託者は、委託者及び受益者の同意を得て、辞任することができるものとされていますが、信託行為に別段の定めがあるときには、異なる受託者辞任の要件を定めることができます（信託法第 57 条第 1 項）。そこで、本条第 1 項は、同項各号に定めるいずれかの事由が生じた場合に限り、受託者が、委託者及び全特定受益者に対して所定の期日までに書面により通知することにより、本信託の受託者を辞任することができることを定めます。受託者の辞任をどのような場合に認めるかは取引毎にケースバイケースで決められるものであり、柔軟に受託者の辞任を認める取扱いを否定するものではありません。しかし、本書式例においては、取引のスキームの安定性を重視し、受託者が辞任できる場合を、辞任の合理性が認められる本項各号に定めるいずれかの事由が生じた場合に限定することとしています。

受託者が辞任できる場合のうち、本項第(2)号は、たとえば、受託者が推進法第 32 条の企業価値担保権信託会社としての免許等の必要な許認可を喪失した場合などが考えられます。

本項第(4)号は、本貸付契約におけるエージェントの交替に伴い、本信託の受託者が交替する場合のほか、本貸付契約におけるシンジケートローンの解体に伴い、本信託の受託者が辞任する場合も想定されます。シンジケートローンが解体されたとしても、企業価値担保権を各特定受益者（シンジケートローンに参加していた各貸付人）に帰属させることはできないため、本信託を維持したまま、後任の受託者（後任受託者）に受託者の地位を承継させることになります。そのため、本貸付契約におけるエージェントの地位を兼ねていた受託者は、シンジケートローンの解体に伴いエージェントの地位を辞任したとしても、後任受託者を確保し、本条第 2 項に従い信託業務の承継ができない限り、本項第(4)号に基づき本契約における受託者の地位を辞任することはできないことになる点に、留意する必要があります（なお、やむを得ない事由がある場合に限り、信託法第 57 条第 2 項に基づいて、裁判所の許可を得た場合には、後任受託者を確保することなく辞任することができます。）。

第 2 項（後任受託者の選任、承継契約書）

本条第 2 項は、辞任する受託者（前任受託者）が後任の受託者（後任受託者）を定めること、及び信託業務の承継のために、委託者、前任受託者及び後任受託者との間で信託業務の承継のための契約（承継契約書）の締結を要することを定めます。推進法上、受託者が辞任するときは、信託業務を承継する会社を定めなければならない旨（推進法第 65 条）、当該信託業務の承継は、債務者（委託者）、前任受託者及び後任受託者がその契約書を作成することによって、効力を生ずる旨（推進法第 68 条第 1 項）が定められていることから、これらの手続を本契約においても規定化するものです。

第 3 項（後任受託者に対する権利・義務の承継）

本条第 3 項は、前任受託者の権利及び義務の、後任受託者に対する承継に関する手続を定めま

す。承継契約書の作成が必要であることから、辞任の効果（受託者の権利及び義務の承継）は承継契約書に定めるところにより発生すると定めます。この点以外は、受託者が解任された場合の規律である第 9.1 条第 3 項と同様ですので、同項の解説をご参照ください。

法定説明事項

受託者の辞任に関する事項及びその場合の新受託者の選任に関する事項について特別の定めをする場合、当該事項は、信託契約締結時に企業価値担保権信託会社が委託者に提供する情報として必要な事項となります（準用信託業法第 26 条第 1 項第 16 号、信託業法施行規則第 34 条第 7 項、第 30 条の 23 第 1 項第 5 号ロ及びハ、業府令第 11 条）。

第 9.3 条（信託の終了）

1. 本信託は、信託法第 163 条（同条第 9 号を除く。）に定める事由のほか、以下のいずれかの事由が発生した場合、当該事由が発生した日（以下「**信託終了日**」という。）において、終了する。
   (1) 第 7.2 条に基づき本担保権が実行され、受託者が全ての本配当金等の交付を受け、推進法第 191 条第 1 項の規定による実行手続終結の決定があり、かつ、第 7.3 条に基づく特定受益者に対する分配（受託者が本配当金を複数回受領した場合は、最終の分配とする。）及び第 7.4 条に基づく不特定被担保債権留保額の清算人又は破産管財人に対する給付が完了した場合。
   (2) 推進法第 62 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合。
   (3) 本担保権が推進法第 189 条第 7 項又は第 190 条第 9 項の規定により消滅した場合。
   (4) (i)元本の確定前に発生済みの本特定被担保債権が完済され、全ての貸付人につき本貸付契約に係る貸付義務が消滅し、かつ、新たに本特定被担保債権が発生しないことが確定した場合、又は(ii)元本の確定後に本特定被担保債権が完済された場合（但し、推進法第 190 条第 5 項に基づく弁済である場合を除く。）。
   (5) 第 7.5 条に基づき本担保権が解除された場合。
2. 信託法第 164 条第 1 項の規定にかかわらず、委託者及び受益者は、前項に定める場合を除き、本信託を終了することができない。
3. 第 1 項第(4)号に基づき本信託が終了した場合は、本担保権は信託終了日をもって解除される。また、信託法第 163 条（同条第 9 号を除く。）の規定に基づき本信託が終了し、本担保権が本信託以外の信託の信託財産に承継されない場合には、本担保権は、信託終了日において解除される。
4. 前項第 1 文の規定にかかわらず、第 1 項第(4)号により本信託が終了したことで本担保権が解除された場合でも、否認又は詐害行為取消権等の行使によりかかる貸付義務の消滅又は本特定被担保債務の弁済が取り消されたときは、その限度で、本担保権は復活するものとし、また、本信託は終了しなかったものとみなされる。この場合、受託者は[多数特定受益者]/[代表受益者]からの指図に従って対応するものとし、また、委託者は、実務上合理的に可能な範囲で、本担保権の効力の維持又は復活のために合理的に必要な措置をとる。
5. 法令に別段の定めがある場合を除き、本信託が終了し、本担保権が消滅した場合、委託者は、受託者に協力して、委託者の費用負担において、速やかに本担保権の設定登記の抹消登記手続を行う。委託者は、[多数特定受益者]/[代表受益者]からの指図により受託者が請求した場合には、当該抹消登記手続に係る登記委任状及び当該抹消登記手続を行うために合理的に必要な書類を受託者に対して提出する。

6.	前項に従って委託者が本担保権の設定登記の抹消登記の申請を行わない場合は、受託者は、前項に基づき受領した書類を用いて、いつでも委託者に代わって本担保権の設定登記の抹消登記の申請を行うことができるものとし、委託者はこれに協力する。なお、当該申請を行うに際して受託者が諸費用等を支出した場合、当該諸費用等は、委託者が負担する。
7.	本信託が終了した場合（信託の併合による場合及び信託財産についての破産手続開始の決定により終了した場合であって当該破産手続が終了していない場合を除く。）、次条に定めるところに従って、信託終了日以降遅滞なく、信託財産の全部を交付するほか、信託法第 7 章第 2 節の規定に従い、本信託の清算を行う。

（内容）

本信託の終了事由及び本信託が終了した場合における本担保権の取扱い等を定めます。

（解説）

第 1 項及び第 2 項（本信託の終了事由）

本条第 1 項は、本信託の終了事由を定めます。信託法上、信託は法定の終了事由（信託法第 163 条第 1 号乃至第 8 号）が発生したときのほか、信託行為において定めた事由（信託法第 163 条第 9 号）が生じたときに終了するものとされています。そこで、本条第 1 項は、第(1)号として、本担保権の実行手続が終結し、本配当金等の分配・交付が全て完了したときを、第(2)号として、本担保権の実行手続が終結したにもかかわらず一定期間内に清算手続又は破産手続が開始されないこととなったとき（推進法第 62 条第 3 項）を、第(3)号として、本担保権の実行手続が開始されたものの実行手続廃止の決定があり、その確定によって本担保権が消滅したとき（推進法第 189 条第 7 項、第 190 条第 9 項）を、第(4)号として、本特定被担保債務が完済されたとき（元本の確定前においては貸付人の貸付義務が終了し、新たな本特定被担保債務が発生しなくなることも要します）[49]を、第(5)号として、本担保権が解除されたとき（第 7.5 条）を、それぞれ本信託の終了事由として定めます[50]。

上記のうち、本条第 1 項第(4)号に関しては、債務者以外の第三者が本特定被担保債務を債務者のために弁済し、当該第三者に弁済者代位が生じる場合、代位の対象となる債権も原則として「本特定被担保債務」に該当する（すなわち、本特定被担保債務が存続することになる）ため[51]、

[49] 推進法第 30 条は、元本の確定後においては、特定被担保債権の全部が消滅したときに、企業価値担保権が消滅することを定めます。

[50] 第(2)号については、推進法第 62 条第 3 項自体が、企業価値担保権信託契約に係る信託が終了する旨を定めており、また、他の各号も「信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき」（信託法第 163 条第 1 号）として信託法上の終了事由に該当するとの見方も可能ですが、明確化の観点からこれらを規定しています。

[51] 本特定被担保債権に不特定の債権が含まれる場合には、企業価値担保権信託契約の定めにより、元本の確定前における取扱いに限り、代位の対象となる債権を「本特定被担保債権」に含めないようにすることが可能です（推進法第 6 条第 4 項ただし書。また、第 1.4 条第 1 項の解説文参照）。

本条第 1 項第(4)号に定める終了事由に該当しないことに留意する必要があります。そのため、このような代位及び本信託の存続を想定しない取引においては、本貸付契約等において第三者弁済を禁止する特約を設けるなどの手当て[52]が必要となります。当該手当てを設けるかどうかは、受託者となる金融機関が代位が生じた後も信託業務を継続することを想定しているか、代位を制約することに伴う債務者・特定受益者の不利益（債務者窮境期における第三者の資金提供を妨げないか）等を踏まえ、取引毎に取扱いが検討されるべきものと考えられます。

信託終了の事由に関する事項は、信託契約締結時に企業価値担保権信託会社が委託者に提供する情報として必要な事項となります（準用信託業法第 26 条第 1 項第 16 号、信託業法施行規則第 34 条第 7 項、第 30 条の 23 第 1 項第 5 号ニ、業府令第 11 条）。

信託法第 164 条第 1 項は、委託者及び受益者が合意によりいつでも信託を終了することができる旨を定めますが、同条第 3 項は、信託行為に別段の定めがあるときは、異なる取扱いを認めます。そこで、本条第 2 項は、本信託の終了事由を本条第 1 項に定めるものに限定するため、信託法第 164 条第 1 項の適用を排除することを定めます。信託契約の合意による終了に関する事項は、信託契約締結時に企業価値担保権信託会社が委託者に提供する情報として必要な事項となります（準用信託業法第 26 条第 1 項第 15 号）。

第 3 項（本信託の終了と本担保権の消滅）

本条第 3 項は、本条第 1 項の本信託の終了事由のうち、本担保権が消滅することが推進法[53]又は本契約の他の箇所で明らかにされていないものについて、本信託の終了と共に本担保権が解除され、消滅することを定めます。推進法上、企業価値担保権は、企業価値担保権受託会社を企業価値担保権者兼受託者として、企業価値担保権信託契約に従い担保権信託の枠組みで管理するものとされているため、本信託の終了後も本担保権が存続することは推進法上予定されていない事態といえます。そこで、このような事態を避けるため、本担保権は、原則として信託終了日において解除されるものとしています。関連して、推進法第 8 条第 2 項第 6 号は、企業価値担保権信託契約の必要的記載事項として、企業価値担保権が消滅する前に信託が終了した場合の帰属権利者を委託者とすることを定め、これに対応した規定として第 1.5 条第 2 項を設けています。この取扱いの意図は、企業価値担保権が消滅する前に信託が終了した場合に、信託清算の過程で企業価値担保権が委託者に帰属するものとすることで、企業価値担保権を消滅させることにあるため、第 1.5 条第 2 項があれば本項の目的は実質的に実現できることになります。もっとも、当事者において企業価値担保権の存続が予定されていない場面において、企業価値担保権が消滅する旨を端的に規定する方が分かりやすいことから、本項を設けています（第 1.5 条第 2 項

[52] 弁済者代位が生じる場合としては、債務者が負担する本特定被担保債務を保証する保証人が保証債務を履行した場合も含まれるところ、債務者の完全子会社が保証人となるような取引においては、保証債務の履行後に本信託が存続しないよう本条第 1 項第(4)号の規定を調整することも考えられます。

[53] 本条第 1 項第(1)号及び第(2)号の終了事由との関係では、推進法第 191 条第 3 項により、企業価値担保権は同条第 1 項に基づく実行手続終結の決定があったときに消滅するものとされています。

の解説文参照)。なお、本項後段は、本信託が終了し、「本担保権が本信託以外の信託の信託財産に承継されない場合」としていますが、信託の併合に伴う終了の場合（信託法第 163 条第 5 号）は、併合後の信託に本担保権が承継されるため、本担保権の解除を要しないことを示す趣旨です。

第 4 項（否認又は詐害行為取消権等の行使により本特定被担保債務の弁済等が取り消されたときの取扱い）

本条第 4 項は、本特定被担保債務が完済されたこと（元本の確定前においては貸付人の貸付義務が終了し、新たな本特定被担保債務が発生しなくなることも要します）により、本信託が終了することとなり（本条第 1 項第(4)号）、かつ、本担保権が消滅したとしても（本条第 3 項第 1 文）、その後、否認又は詐害行為取消権等の行使により本特定被担保債務の弁済等が取り消されたときは、その限度で、本担保権は復活し、本信託も終了しないものとみなされる旨を定めます。倒産法及び民法において、債務の弁済が偏頗行為として否認又は詐害行為取消の対象とされた場合、相手方（債権者）がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、相手方の債権は原状に復するものとされており（破産法第 169 条、民事再生法第 133 条、会社更生法第 92 条、民法第 425 条の 3)、これを被担保債権とする物的担保も原則として当然に復活すると解されています[54]。このような取扱いを踏まえて、本条第 4 項においても本担保権の復活を明示的に定め、また、本担保権が存続するにもかかわらず本信託が終了するという事態を避けるために、本信託は終了しないものとみなすとともに、受託者及び委託者に対し、（受託者については[多数特定受益者]/[代表受益者]の指図に基づき）必要な対応、措置をすることを定めます[55]。

第 5 項及び第 6 項（企業価値担保権の設定登記の抹消登記手続）

本条第 5 項及び第 6 項は、本信託が終了し、本担保権が消滅したときの、企業価値担保権の設定登記の抹消登記手続に関する規律です[56]。当該抹消登記は、登記義務者である受託者と登記権利者である委託者の共同申請（推進法第 223 条により準用される不動産登記法第 60 条参照）により行われることから、委託者が当該登記申請に協力すべき旨を定めています。

本特定被担保債務の完済に伴う本担保権の消滅の場合などは、企業価値担保権の設定登記の抹消登記について、委託者の協力が期待できますが、特定受益者が重複担保権の実行を行うために本担保権を解除する場合など、このような協力が必ずしも期待できない場合もあります。そのため、企業価値担保権の設定登記の抹消登記手続を円滑に進めることができるようにするため、本条第 5 項において、委託者に対して抹消登記に必要な書類提出を求める規定を設け、本条第 6 項において、受託者が、このような書類に基づき抹消登記手続を行うことができる旨を定めてい

[54] 条解破産法 1193～1194 頁、伊藤眞『会社更生法・特別清算法』（有斐閣、2020 年）490 頁参照。
[55] ただし、倒産法及び民法の否認権及び詐害行為取消権の効果に関する規定との関係で、本項の効力がどのように認められるかは、一定程度解釈論に委ねられると考えられます。
[56] 本条第 5 項冒頭の「法令に別段の定めがある場合を除き」は、企業価値担保権の実行に伴い、裁判所書記官が職権で企業価値担保権の消滅の登記を登記所に嘱託する場合を想定しています（推進法第 193 条第 3 項第 3 号及び第 5 号、同条第 1 項参照)。

ます。

第 7 項（信託の清算）

本条第 7 項は、本信託が終了した場合に、第 9.4 条及び信託法に従い信託の清算を行う旨を確認的に規定します。

第 9.4 条（信託の終了時における信託財産の交付）

受託者は、信託終了日において信託財産に残余財産が存在する場合には、(i)当該残余財産が本担保権の実行により交付を受けた本配当金等である場合には、第 7.3 条第 3 項及び第 4 項並びに第 7.4 条に従い、当該金銭を各特定受益者又は委託者の清算人若しくは破産管財人に交付し、当該交付後になお残余財産があるときは当該金銭を帰属権利者[たる委託者]に交付し、(ii)それ以外の場合には、当該残余財産を遅滞なく帰属権利者[たる委託者]に交付する。

（内容）

本信託の終了時における残余財産の交付を定めます。

（解説）

本信託が終了した場合、信託の清算手続の過程で残余財産の交付が必要となります。本信託の性質上、残余財産として何らかの信託財産が残るケースは想定しにくいところですが、本条(i)は、本担保権の実行に伴う本信託の終了の場合で、本配当金等を各特定受益者又は委託者の清算人若しくは破産管財人に交付後残余の金銭がある場合に、当該金銭を帰属権利者である委託者に交付することを、本条(ii)は、第 9.3 条第 1 項第(4)号により信託が終了し、何らかの信託財産がある等の場合に、当該財産を帰属権利者である委託者に交付することを定めます。なお、企業価値担保権の消滅後における帰属権利者の定めについては、推進法上の制約はないため（推進法第 8 条第 2 項第 6 号参照）、企業価値担保権の消滅後の規定である本項との関係では、帰属権利者を委託者以外の者とすることも理論上許容されることになります。

第 9.5 条（最終計算）

1.	受託者は、前二条に定めるところに従って信託財産の全部を交付し、その他信託の清算に係る職務を終了したときは、遅滞なく、本信託に係る最終の計算を行い、本信託が終了した時点における特定受益者、委託者の清算人（委託者の特別清算が開始している場合に限る。）若しくは破産管財人（委託者の破産手続が開始している場合に限る。）又は不特定受益者（委託者の特別清算又は破産手続が開始していない場合に限る。）及び帰属権利者（以下、本条において「**受益者等**」と総称していう。）に対し、その承認を求める。
2.	受益者等が、前項に基づき受託者が行った信託の計算について異議を唱えた場合、受託者は、必要に応じ、かかる計算を是正するために必要かつ適切な手段を遅滞なく講じる。
3.	受益者等が、受託者から第 1 項の計算の承認を求められた時から 1 ヶ月以内に異議を述べなかった場合には、受益者等は、かかる計算を承認したものとみなす。

（内容）

本信託の清算手続終了に際しての最終計算に関する手続を定めます。

（解説）

清算受託者[57]の最終計算等については信託法第 184 条により規律され、また、推進法第 62 条第 4 項は、信託法第 184 条第 1 項の読替を定めます。本条は、推進法第 62 条第 4 項により読み替えられた信託法第 184 条第 1 項を、本定義を用いて規定するものとなり、基本的には法令の規定通りの最終計算に関する手続を定めるものとなります。なお、推進法第 62 条第 4 項により読み替えられた信託法第 184 条第 1 項によれば、企業価値担保権が実行され、その実行手続が終結した後に委託者（債務者）について通常清算が開始した場合、理論上は、不特定受益者に対して最終計算の承認を求める必要があることになります。しかし、そのようなケースは事実上ほとんど想定されないと考えられるため、本条は、法令の規定以上に特別な手続を定める規定は設けていません。

第 8.2 条の解説文にも記載のとおり、推進法第 40 条第 1 項は受託者による信託財産状況報告書の作成・交付義務を定める信託業法第 27 条を準用していません。そのため、最終計算に際して、受託者による信託財産状況報告書の作成及び受益者に対する交付は不要です。

受益者等が（清算）受託者から本条の計算の承認を求められた時から 1 ヶ月以内に異議を述べなかった場合には、当該受益者等は、本条の計算を承認したものとみなされます（信託法第 184

[57] 信託が終了した時以降の受託者をいいます（信託法第 177 条参照）。

条第 3 項)。受益者等が本条の計算を承認した場合には、(清算) 受託者の職務執行に不正の行為があったときを除き、当該受益者等に対する (清算) 受託者の責任は免除されたものとみなされます (信託法第 184 条第 2 項)。

第 10.1 条（信託財産に対する倒産手続等不申立特約）

1.	委託者及び特定受益者は、本信託の受益権に係る受益債権の全額の支払を受けてから 1 年と 1 日を経過するまでの間、本信託の信託財産につき、破産手続開始その他法令等上適用のあり得る倒産手続（将来、新たに制定され、又は信託財産に適用される手続を含む。）開始を自ら又は第三者を通じて申し立てず、また、第三者による申立てに対し参加及び同意しない。
2.	受託者は、本信託の受益権に係る受益債権の全額の支払が完了してから 1 年と 1 日を経過するまでの間、本信託の信託財産につき、破産手続開始その他法令等上適用のあり得る倒産手続（将来、新たに制定され、又は信託財産に適用される手続を含む。）開始を自ら又は第三者を通じて申し立てず、また、第三者による申立てに対し参加及び同意しない。但し、受託者が本項に従うことが、法令等又は受託者の本契約に基づく善管注意義務に違反し、又は違反するおそれがあると合理的に判断できる場合には、この限りでない。

（内容）

本契約の当事者が、本信託の信託財産に対する破産手続の開始その他の倒産処理手続の開始の申立てを行わない旨を定めます。

（解説）

信託財産については破産手続の制度が設けられていますが（破産法第 10 章の 2）、企業価値担保権の管理のみを目的とした信託について信託財産の破産手続が開始することは、取引のスキームの安定性を著しく害するものと言えます。そのため、本条において、本契約の当事者が、本信託の信託財産に対する破産手続の開始その他の倒産処理手続の開始の申立てを行わない旨を誓約することで、信託財産の破産手続の開始を防止することを企図しています。なお、現行法において信託財産に適用のある倒産手続は破産手続のみですが、規定としては広く「その他法令等上適用のあり得る倒産手続（将来、新たに制定され、又は信託財産に適用される手続を含む。）開始」の申立てを行わない旨もカバーするものとしています。

受託者について、理論的には、受益者の権利の最大化を図る観点から、善管注意義務（信託法第 29 条第 2 項）に従い破産手続の開始の申立てを行うべき場面もあり得ないわけではありません。そのような場面を含む破産手続開始の不申立の特約は、適法性及び有効性に疑義が生じる可能性があることから、本条第 2 項但書では、受託者が本項に従うことが、法令等又は受託者の本契約に基づく善管注意義務に違反し、又は違反するおそれがあると合理的に判断できる場合、特約の適用がないものとしています。

第 6.7 条の解説文のとおり、企業価値担保権の管理のみを目的とする本信託において、そもそも信託財産の破産手続が開始するという事態は基本的に想定し難いと言えます。同種の信託契約における実務上比較的多く見られることから念のため規定を設けていますが、上記理由によ

り本条は不要と整理して規定しないことも考えられます。

第 10.2 条（委託者の補償義務）

委託者が本契約に基づき表明及び保証をした事実が真実若しくは正確でなかった場合又は第 4.1 条の委託者の誓約その他本契約に定める義務に委託者が違反した場合には、委託者は、当該真実若しくは正確でなかった表明及び保証又は義務違反に基づき信託財産、受託者又は受益者に発生した諸費用等を賠償する。

（内容）

委託者が本契約に違反した場合（表明保証違反を含みます。）の諸費用等の賠償義務を定めます。

（解説）

委託者による表明保証の違反又は義務違反が生じたときに、委託者が、信託財産、受託者又は受益者に発生した諸費用等を賠償する義務をまとめて規定しています。

第 10.3 条（免責等）

1.	本担保権は、受託者又は特定受益者が本特定被担保債務に関して有する他の担保又は保証（もしあれば）に追加して設定されるものであり、かかる他の担保又は保証（もしあれば）の効力が本担保権によって影響を受けることはない。但し、推進法その他の法令等に基づく制約についてはこの限りでない。
2.	受託者又は特定受益者が本特定被担保債務に関して有する担保権又は保証について、いずれの担保又は保証から先に実行又は履行請求し弁済を受けるか、その全部又は一部を行使するか、どの部分を先に行使するかなど、担保権の実行又は保証の履行請求の方法及びその時期等については、委託者は、かかる判断について何らの異議を述べない。但し、推進法その他の法令等に基づく制約についてはこの限りでない。
3.	委託者、受託者及び各特定受益者は、その他の特定受益者の判断によって当該特定受益者に係る本特定被担保債務に関して他の第三者が提供した他の担保若しくは保証（もしあれば）を変更若しくは解除され、又は他の担保に係る被担保債務の元本若しくは他の保証に係る主たる債務の元本が確定しても、一切異議を述べないものとし、委託者はこれらを理由とする免責を主張しない。
4.	本契約に基づく本担保権の設定により、受託者は、委託者が担保目的財産に関して負担する何らの債務も負担するものではなく、委託者は、かかる債務をその本旨に従って履行する。
5.	本担保権に関して委託者から特定受益者又は受託者に交付された証書等が事変、災害その他のやむを得ない事情によって紛失、滅失若しくは損傷した場合には、これによって特定受益者及び受託者に生じた諸費用等については委託者の負担とし、委託者は、特定受益者又は受託者の請求に応じて書類を再作成することに協力する。特定受益者又は受託者は、その紛失、滅失若しくは損傷又は権利の消滅について故意又は重過失がある場合を除き、何ら責任を負わない。

（内容）

本特定被担保債務に関して設定された他の担保権又は保証と本担保権が原則として相互に影響しないこと、本担保権の設定により受託者が債務を負担するものではないこと、及び委託者から受託者に交付された証書等がやむを得ない事情で紛失、滅失又は損傷した際の取扱いを定めます。

（解説）

第 1 項から第 3 項まで（他の担保権等との関係）

本条第 1 項から第 3 項までは、本特定被担保債務に関して設定された他の担保権又は保証がある場合に、そのような担保権又は保証と、本担保権が独立した存在であり、相互に影響を受け

ないことを定めます。本条第 1 項では、本担保権の設定が他の担保権又は保証の効力に影響を与えないこと、同条第 2 項では、本特定被担保債務に関して有する担保権又は保証について、担保権の実行又は保証の履行請求の方法及びその時期等について、委託者が異議を述べないこと、同条第 3 項では、本特定被担保債務に関して第三者により設定された担保権（物上保証）又は保証の変更、解除等があった場合でも委託者が異議を述べないことを定めます。なお、推進法上、重複担保権の実行が禁止され（同法第 11 条）、また、個人による保証等が制限されていること（同法第 12 条）を踏まえ、本条第 1 項但書及び同条第 2 項但書では、推進法その他の法令等に基づく制約があり得ることを明記しています。

第 4 項（受託者による債務負担の不存在）

本条第 4 項は、本契約に基づく本担保権の設定により、受託者が、委託者が担保目的財産に関して負担する何らの債務も負担しないことを確認的に規定するものです。

第 5 項（証書等の滅失時の危険負担）

本条第 5 項は、本担保権に関して委託者から特定受益者又は受託者に交付された証書等がやむを得ない事情によって紛失、滅失又は損傷した場合（ただし、特定受益者又は受託者に故意又は重過失があるときを除きます。）に、委託者が、それにより発生した諸費用等を負担し、また、証書等の再作成に協力する義務を定めます。

[第 10.4 条（特定受益者の意思結集）

1. 本契約において、多数特定受益者又は全特定受益者の意思結集に係る手続は、以下のとおりとする。

(1) 特定受益者は、本契約に定める多数特定受益者又は全特定受益者の指示が必要な事由が発生したと判断した場合、受託者に対して多数特定受益者又は全特定受益者の意思結集を要請する旨の通知を行うことができる。

(2) 前号の通知を受けた受託者は、多数特定受益者又は全特定受益者の意思結集を行う旨の通知を全特定受益者に対して速やかに行う。

(3) 前号の通知を受けた特定受益者は、かかる事由に対する自らの意思決定を行い、受託者が指定する合理的な期間内（原則として、前号の通知を受けた日の●営業日後の日まで）にその内容を受託者に通知する。

(4) 前三号により多数特定受益者又は全特定受益者の意思結集がなされた場合には、受託者は、多数特定受益者又は全特定受益者による指示としてその内容を委託者及び全特定受益者に対して速やかに通知する。

2. 受託者は、前項のほか、多数特定受益者又は全特定受益者による意思結集が必要な事由が発生したと自ら判断した場合、多数特定受益者又は全特定受益者の意思結集を行う旨の通知を全特定受益者に対して行うことができる。なお、かかる通知を行った後の手続は、前項第(3)号及び第(4)号の規定に従う。]

[第 10.4 条（代表受益者）

代表受益者は、本契約上代表受益者が行うものとされている指図、承諾、請求その他の行為を、本貸付契約の定めに従い行う。]

（内容）

特定受益者の意思結集手続に関する規律を定めます。

（解説）

本書式例では、複数の特定受益者による意思結集の方法について、本契約で詳細に定めるパターン（青ハイライト）と本貸付契約に委ねるパターン（緑ハイライト）の 2 つを用意しております。各パターンにおける用語法については、第 1.1 条第(18)号から第(20)号までの解説文をご参照ください。

特定受益者による意思結集メカニズムを本契約で詳細に定めるパターン（青ハイライト）において、本条は、意思結集に関する手続を定めます。第 1 項は、特定受益者が意思結集を必要と判断した場合の規律であり、第 2 項は、受託者が意思結集を必要と判断した場合の規律となります。そのほかに、本書式例上は規定していませんが、委託者が意思結集を必要と判断した場合の規律も設けることも考えられます。意思結集が必要となる項目については、第 6.3 条第 2 項及び

第 3 項及びその解説文をご参照ください。

特定受益者による意思結集を本貸付契約に委ねるパターン（緑ハイライト）においては、本条に具体的な意思結集の手続は定められません。本貸付契約に定められる手続に従って本特定被担保債権の債権者（特定受益者）としての意思結集がされることを前提に、代表受益者は、当該意思結集の結果に従い、本契約上の受託者に対する指図等を行う旨を端的に定めています。なお、このパターンによる場合は、特定受益者が代表受益者に対して、本契約に定められた権利を行使し、義務を履行するために必要となる権限を付与する旨の規定を、本貸付契約において設けることが必要となります。また、このパターンによる場合は、代表受益者が変更されたときに、受託者が覚知できるかという点が問題となり得るところ、本書式例は受託者が本貸付契約におけるエージェント（代表受益者にも該当する想定）を兼ねることを想定しているため、本書式例においては、代表受益者変更時の手当ては設けていません。

第 10.5 条（契約の変更）

1.	本契約は、受託者、[全特定受益者]/[代表受益者]及び委託者の書面による合意がなければ、これを変更することができない。
2.	信託法第 149 条第 2 項及び第 3 項の規定は、適用しない。

（内容）

本契約の変更要件を定めます。

（解説）

第 1 項（本契約の変更要件）

本条第 1 項は、本契約の変更要件として、受託者、[全特定受益者]/[代表受益者]及び委託者の書面による合意を要することを定めます。

特定受益者による意思結集メカニズムを本契約で詳細に定めるパターン（青ハイライト）において、変更要件として、全特定受益者の合意を要するものとしています。もっとも、この点は特定受益者の数など取引の具体的な内容に応じてケースバイケースで検討すべきものであり、たとえば、原則として多数特定受益者の合意によるものとした上で、一定の重要事項に限り全特定受益者の合意を要するなどと定めることも考えられ、本書式例のとおり必ず全特定受益者の合意を要するものとしなければならないわけではありません。

第 2 項（信託法上の信託の変更に関する例外規定）

本条第 2 項は、信託の変更[58]に関する信託法第 149 条第 2 項及び第 3 項の規定を排除するものです。信託法第 149 条第 1 項は、信託の変更は委託者、受託者及び受益者の合意によってすることができるという原則を定め、同条第 2 項及び第 3 項において、三者全員の合意による必要がない場合を定めており、同条第 4 項は、信託行為の別段の定めにより、異なる取扱いを定めることが可能である旨を定めています。本条第 2 項は、信託の変更要件について、同条第 1 項で統一的に処理する観点から、信託法第 149 条第 4 項の「別段の定め」として同条第 2 項及び第 3 項の規定は適用されない旨の規定を設けています。なお、具体的な取引によって、特定受益者の数が多数となることが想定されるなど、簡易な変更手続を認める必要性が高い場合には、信託法第 149 条第 2 項及び第 3 項の適用を認めるものとすることも考えられます。

[58] 信託法第 149 条は「信託」の変更要件について定めるものであり、厳密には「信託」の変更と「信託契約」の変更は区別され得るものではありますが、実務上はこのような区別を厳密には行わずに信託（契約）の変更に関する規定を定めることも多く、本書式例上も厳格に区別はしていません。

第 10.6 条（守秘義務）

1. 受託者及び特定受益者は、本契約に関する情報（次項第(2)号に定義される。）並びに本契約に関連して委託者から提供、開示された情報について、また、委託者は、本契約に関連して受託者及び特定受益者から提供、開示された情報について、それぞれ、厳に秘密を保持し、第三者に開示せず、かつ、本貸付関連契約の目的（与信審査・与信管理の目的を含む。）以外に利用しない。但し、(i)法令等、行政、司法、その他日本国内外の関係官庁、中央銀行若しくは自主規制団体の命令、指導、要請等により開示の必要がある場合、(ii)弁護士、司法書士、公認会計士、監査法人、税理士、格付機関その他の専門家であって、かつ、職務上当該秘密情報の開示を受ける必要のある者に対して、合理的に必要とされる範囲で本契約に関する情報を開示する場合、又は(iii)その他当事者間で事前に書面により合意する場合には、この限りではない。また、入手時点において情報受領者が既に了知していた情報、既に公知となっている情報、本契約締結後情報受領者の責めに帰すべき事由なく公知となった情報、当該他の当事者に対して守秘義務を負わない第三者（当該情報の保有につき正当な権利を有する者に限る。）より適法に入手した情報は、本項に定める守秘義務の対象とならない。

2. 前項にかかわらず、委託者は以下の各号に関する情報開示について異議を述べない。

(1) 本貸付契約に基づく貸付不実行の通知があった場合[、第 10.4 条の規定に基づき特定受益者の意思結集が必要とされる場合]又は本貸付契約に定める期限の利益喪失事由若しくは潜在的期限の利益喪失事由が発生した場合若しくは発生するおそれが生じた場合には、受託者及び特定受益者が本契約又は本契約以外の契約に関連して入手した委託者及び委託者との取引に関する情報を、合理的に必要とされる範囲で互いに開示すること。

(2) 本貸付契約に基づく貸付人の地位の譲渡若しくは貸付債権の譲渡又は本特定被担保債務に係る[委託者の委託なき]保証契約（物上保証を含む。）若しくは債務引受契約の締結に際して、特定受益者が相手方に守秘義務を負わせることを条件として、譲受人（地位譲受人を含む。）、保証人若しくは債務引受人又は譲受、保証又は債務引受を検討している者（かかる取引に関する仲介業務を行う者を含む。）に、本契約に関する情報を開示すること。なお、ここでいう本契約に関する情報とは、本契約に関連して入手した委託者の信用に関する情報、本契約の内容及びこれに付帯する情報、取引の対象となる貸付債権の内容及びこれに付帯する情報をいい、本契約以外の契約に関連して入手した委託者の信用に関わる情報は含まれない。

(3) 特定受益者及び受託者が自らの関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に定義される関係会社をいう。）に対して、内部管理目的のため必要かつ適切な範囲で本契

約に関する情報を開示すること。

（内容）

本契約の当事者が守秘義務を負う旨、及び、例外的に情報開示が可能となる場面について規定します。

（解説）

第 1 項（守秘義務）

本条第 1 項では、本契約の締結当事者となる受託者及び特定受益者並びに委託者がそれぞれ相手方（受託者及び特定受益者については委託者、委託者については受託者及び特定受益者）から提供、開示された情報について守秘義務を負う旨を規定するとともに、同項但書において、守秘義務の対象外となる場合（法令等により開示が必要な場合、職務上開示を受ける必要のある専門家への開示の場合、当事者間で別途合意する場合、公知の情報である場合など）を規定しています。

第 2 項（守秘義務の例外）

本条第 2 項では、次の各場合における情報開示を予め許容する旨の規定を設けています。

(1) 本貸付契約に基づく貸付不実行の通知があった場合又は本貸付契約に定める期限の利益喪失事由若しくは潜在的期限の利益喪失事由が発生し若しくは発生するおそれが生じた場合には、受託者及び特定受益者が相互に情報開示を行えるものとしています（第(1)号）。また、特定受益者による意思結集メカニズムを本契約で詳細に定めるパターン（青ハイライト）においては、第 10.4 条の規定に基づき特定受益者の意思結集が必要とされる場合についても、本号で許容する旨を規定することになります。なお、本担保権を実行する場合や任意売却を行う場合において、本貸付契約上の貸付人又はエージェントが担保目的財産の処分先に対して情報を開示する必要が生じることが想定されるところ、かかる情報開示については、これらの担保実行・任意売却に向けた準備段階としてのデューディリジェンスへの協力等の規定（第 4.1 条第 1 項の解説文参照）と併せて本貸付契約に規定することが考えられます。

(2) 特定受益者が、本貸付契約に基づく貸付人の地位の譲渡若しくは貸付債権の譲渡又は本特定被担保債務に係る保証契約・物上保証契約若しくは債務引受契約の締結を行おうとする際の情報開示を許容しています（第(2)号）。

(3) 特定受益者及び受託者が自らの関係会社に対して、内部管理目的のために情報開示を行うことを許容しています（第(3)号）。

なお、守秘義務の範囲については、本貸付契約上の同趣旨の規定と矛盾が生じないよう、整合的に定める必要があります。

第 10.7 条（本契約の可分性）

本契約の一部条項が無効、違法又は執行不能となった場合においても、その他の条項の有効性、合法性及び執行可能性はいかなる意味においても損なわれることはなく、また影響を受けない。

（内容）

本契約の一部の条項が無効等とされた場合でも、他の条項の効力には影響しない旨を定めます。

（解説）

契約のうち一部の条項が無効となった場合においては、それにより契約全体を無効とするのではなく、無効な部分を分離し得る限りにおいて、できるだけその他の部分の効力を維持して、有効な契約として存続させるのが当事者の意思に沿うことが多いと考えられる[59]ことから、本条においてその旨を明確化しています。もっとも、全部を無効にしないと強行規定の目的を達することができない場合や、その一部が無効となるなら当事者は契約そのものを欲しないであろうという場合においては、本条の規定にかかわらず、全部無効と解される場合もあり得ることには留意を要します。

[59] 内田貴『民法 I 総則・物権総論〔第 4 版〕』（東京大学出版会、2008 年）292 頁参照。

第 10.8 条（通知）

1.	本契約に基づく通知は、全て書面により、本契約に基づき行われるものであることを明確にしてなされるものとし、受取人たる相手方の宛先に、下記第(1)号乃至第(4)号記載のいずれかの方法により行う。なお、本契約の各当事者は、受託者宛てに宛先の変更通知を行うことにより、宛先を変更することができる。 (1) 直接持参交付 (2) 書留郵便又はクーリエサービス (3) ファクシミリ通信[（但し、相手方から要求があった場合には、事後に正本を第(1)号又は第(2)号の方法で相手方に交付しなければならない。）] (4) [電子メール（但し、相手方から要求があった場合には、事後に正本を第(1)号又は第(2)号の方法で相手方に交付しなければならない。）] (5) [交換便（特定受益者・受託者間の通知に限る。）]
2.	前項の通知の効力発生時点は、ファクシミリ通信[又は電子メール]による場合には受信が確認された時点、その他の方法による場合には実際に受領された時点とする。

（内容）

本契約に基づく通知の方式を規定します。

（解説）

本条第 1 項において、本契約に基づく通知は全て書面により行うものとしています。また、民法上、意思表示は相手方に到達した時点で効力を生じるものとされているところ（到達主義。同法第 97 条第 1 項）、本条では、かかる一般原則を、各通知方式に関して明確化しています。

なお、本条の規定は、本貸付契約上の通知に関する規定と平仄を合わせることが重要となります。

第 10.9 条（届出事項の変更）

1.	特定受益者及び委託者は、その商号、代表者、代理人、署名、印鑑、所在地その他受託者宛て届出事項に変更があった場合には、受託者に対して速やかに書面による通知を行う。
2.	前項の届出を怠ったために、本契約に基づき行われた通知が遅延し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時点に到達したものとみなす。

（内容）

特定受益者及び委託者が受託者宛に届け出た事項に変更があった場合の通知義務と、かかる通知を怠った場合の取扱いを規定します。

（解説）

特定受益者及び委託者が受託者に対して届け出た事項に変更があった場合、受託者がこれを知らずに意思表示や書類の送付を行っても、延着したり届かなかったりする可能性があります。第 10.8 条の解説で述べたとおり、到達主義の下では、これらの場合に意思表示の効力が生じないこととなりかねません。そこで、本条において、上記の変更の届出がなされなかったために通知が遅延し又は到達しなかった場合（なお、本条第 2 項には明記されていませんが、従来届け出られた事項に従って通知がなされた場合ということが含意されています。）には、通常到達すべき時点に到達したものとみなすこととしています[60]。

[60] このような「みなし到達」規定の第三者に対する効力については、「銀行取引約定書におけるいわゆるみなし送達の規定は、第三者に対抗しえないと解するのが相当である」とする裁判例（東京高裁昭和 58 年 1 月 25 日判決・金融・商事判例 681 号 6 頁）がある点に留意を要します。

第 10.10 条（権利の存続）

受託者及び受益者が本契約により定められた権利の全部若しくは一部を行使しないこと又は行使の時期を遅らせることがあっても、それにより、受託者及び受益者が当該権利を放棄したもの又は委託者の義務を免除若しくは軽減したものとは解されず、受託者及び受益者の権利にいかなる影響も与えないものとする。

（内容）

受託者及び受益者が本契約上の権利を行使せず又はその行使を遅らせた場合であっても、権利が存続する旨を規定します。

（解説）

法律上の権利を有する者が、その権利を単に行使しなった場合や、その行使を遅らせた場合であっても、当該権利の放棄又は相手方の義務の減免がなされたものと直ちに解されるものではありません。本条では、この点を確認的に規定しています。

第 10.11 条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が発生した場合には、委託者、受託者及び特定受益者は、誠実に協議を行い、その対応を決定する。

（内容）

本契約に解釈等に関して当事者間に疑義が生じた場合においては当事者間で誠実に協議を行うべき旨を規定します。

（解説）

本契約に定めのない事項や本契約の解釈に関して当事者間に疑義が生じた場合には、当事者間で協議をして、その合意の下で合理的な対応を定めるのが、公平かつ効率的と考えられます。そこで、本条において、当事者が相互に誠実協議義務を負う旨を定めています。

第 10.12 条（準拠法及び裁判管轄）

1.	本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。
2.	本契約の当事者は、本契約に関して生じるあらゆる紛争の解決にあたって、●地方裁判所を第一審の[非]専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（内容）

本契約の準拠法及び裁判管轄を規定します。

（解説）

第 1 項（準拠法）

本条第 1 項では本契約の準拠法を定めています。企業価値担保権の設定及び効力は、我が国の推進法に基づき規律されるため、本契約の準拠法も日本法となります。

第 2 項（合意管轄）

本条第 2 項では、本契約に関して生じる紛争解決に係る合意管轄裁判所を定めています。管轄裁判所については、専属的合意管轄とすることも、非専属的合意管轄とすることも考えられるため、この点をブラケット付きで示しています。

なお、企業価値担保権の実行手続については、推進法第 71 条において次のとおり土地管轄が規定されています。

(1) 債務者の主たる営業所の所在地を管轄する地方裁判所（同条第 1 項）
(2) 債務者の本店の所在地を管轄する地方裁判所（同条第 2 項）
(3) 親会社若しくは子会社（孫会社を含みます。）又は連結対象となる会社の執行事件が継続している地方裁判所（同条第 3 項から第 5 項まで）
(4) 東京地方裁判所又は大阪地方裁判所（同条第 6 項）

第 10.13 条（追加書類等への調印）

委託者は、本契約の目的を達成し、本契約に基づく取引を実行するために合理的に必要又は適切である場合、[多数特定受益者]/[代表受益者]の指図による受託者の要求に応じ、追加の書類等を調印し、受託者に提出しなければならない。

（内容）

委託者による追加書類等への調印、提出の義務を定めます。

（解説）

本契約の目的達成のため、又は、本契約に基づく取引の実行のために合理的に必要又は適切である場合において、多数特定受益者又は代表受益者の指図に基づいて受託者が要求したときは、委託者が追加の書類等を調印し、受託者に提出すべき旨を規定しています。

第 10.14 条（公告）

本契約に基づく受託者の公告は、法令等で別段の定めがある場合を除き、受託者所定の公告の方法（公告の期間を含む。）により行う。本契約締結時点における受託者の公告の方法は、[●●]に掲載する方法による。

（内容）

受託者の公告の方法を定めます。

（解説）

信託法の規定（同法第 152 条第 2 項、第 156 条第 2 項、第 160 条第 2 項及び第 229 条第 1 項を除きます。）による公告は、受託者が法人である場合には当該法人における公告の方法（公告の期間を含みます。）によりするものとされています（同法第 265 条）。本条は、これを踏まえて本契約に基づく受託者の公告の方法を定めるものです。なお、受託者の公告の方法（公告の期間を含みます。）は、信託契約締結時に企業価値担保権信託会社が委託者に提供する情報として必要な事項となります（準用信託業法第 26 条第 1 項第 16 号、信託業法施行規則第 34 条第 7 項、第 30 条の 23 第 1 項第 6 号、業府令第 11 条）。

第 10.15 条（条項の見出し等）

本契約の各条項の見出しの内容及び規定順序は、本契約の当事者の参照のために便宜的に設定されたものであり、本契約の解釈にいかなる影響をも及ぼすものではない。

（内容）

条項の見出し等が本契約の解釈に影響を及ぼさない旨を規定します。

（解説）

本契約の各条項の見出し及び規定の順序は、便宜的に設定されたものであり、本契約の解釈に際して何らの影響も及ぼさない旨を確認的に指定しています。

第 10.16 条（言語）

本契約は、日本語で作成し、これを正本とする。

（内容）

本契約で正式に用いる言語について定めます。

（解説）

本契約の全当事者が日本法人である場合には、敢えて規定する必要はないとも考えられますが、外国法人等が本契約の当事者となり、外国語への翻訳が作成される場合には、いずれの言語による契約書が正文かを明らかにすることが重要となります。この点、業府令第 2 条において、推進法又は業府令の規定により、関係当局又は委託者、受益者若しくは顧客等に交付する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付されなければならないとされています。本書式例においては、本契約を準用信託業法第 26 条第 1 項に基づく、委託者に対する同条同項記載の各事項を明らかにした書面の交付とすることを想定していますが（第 10.17 条第 2 項参照）、仮に本契約を外国語を正文として作成する場合は、留意が必要となります。

第 10.17 条（信託契約の内容の説明等）

1.	委託者は、本契約の締結にあたり、受託者から、信託業法第 25 条に定められる事項の説明を受けたことをここに確認する。
2.	委託者は、本契約に係る契約書の交付をもって、信託業法第 26 条第 1 項に基づく、委託者に対する同条同項記載の各事項を明らかにした書面の交付とすることをここに確認する。但し、本契約の各当事者は、本項に定める確認をもって、委託者以外の本契約の各当事者の責任が免除又は軽減されることにはならないことを確認する。
3.	特定受益者は、受託者との間で、第 8.5 条に定める諸費用等及び信託報酬を支払う旨の合意を行うことにつき、受託者から、信託業法第 29 条の 3 に基づく説明を受けたことをここに確認する。

（内容）

受託者による委託者に対する本契約の内容の説明等がなされた旨を確認する規定です。

（解説）

第 1 項（法定説明事項の説明を受けたことの確認）

準用信託業法第 25 条において、受託者は、企業価値担保権信託契約による信託の引受けを行うとき[61]は、予め、委託者に対して受託者の商号及び準用信託業法第 26 条第 1 項第 3 号から第 16 号までに掲げる事項（委託者が受託者に対し、認定事業性融資推進支援機関から推進法第 238 条各号に掲げる事項の説明を受けた旨の告知及び企業価値担保権に係る説明を要しない旨の意思の表明があった場合には、同項第 5 号から第 9 号まで、第 11 号及び第 13 号から第 16 号までに掲げる事項（推進法第 240 条））を説明しなければならないものとされています。本条第 1 項は、かかる説明がなされたことを確認するものです。なお、実際に説明がなされなければ、本条第 1 項があるからといって、準用信託業法第 25 条を遵守したことにならないことには留意が必要です。

第 2 項（法定説明事項の書面交付を受けたことの確認）

準用信託業法第 26 条第 1 項において、受託者は、企業価値担保権信託契約による信託の引受けを行ったとき[62]は、遅滞なく、委託者に対して同項各号に掲げる事項を提供しなければならないものとされています。本条第 2 項は、本契約に係る契約書の交付をもって、かかる情報の提供がなされたものとすることを確認するものです。なお、かかる確認にかかわらず、委託者以外の

[61] 受託者と委託者の間で同一の内容の企業価値担保権信託契約を締結したことがある場合において、当該事項について説明を要しない旨の当該委託者の意思の表明があったときを除きます（推進法第 40 条）。

[62] 受託者と委託者の間で同一の内容の企業価値担保権信託契約を締結したことがある場合において、当該事項に係る情報の提供を要しない旨の当該委託者の意思の表明があったときを除きます（推進法第 40 条）。

本契約の当事者の責任を減免することを意味しない旨を、同項但書において規定しています。

第 3 項（諸費用等・信託報酬に関する説明を受けたことの確認）

第 8.5 条では、受託者が委託者から諸費用等及び信託報酬の支払を受けることができなかった場合には、当該諸費用等及び信託報酬を各特定受益者に直接請求できるものとしています。このように受託者が受益者との間の合意に基づいて当該受益者から費用等の償還を受けることは信託法第 48 条第 5 項（信託法第 54 条第 4 項により準用される場合を含みます。）に基づき許容されますが、企業価値担保権信託会社がかかる合意を受益者との間で行おうとするときは、当該償還を受けることができる範囲並びに信託報酬に関する事項、信託財産に関する租税その他の費用に関する事項、信託受益権の損失の危険に関する事項及び上記合意を行おうとするときまでに確定した費用等又は信託報酬がある場合にはその額を受益者に説明する必要があります（準用信託業法第 29 条の 3、信託業法施行規則第 41 条の 8、業府令第 11 条)。本条第 3 項は、かかる説明がなされたことを確認するものです。なお、実際に説明がなされなければ、本条第 1 項があるからといって、準用信託業法第 29 条の 3 を遵守したことにならないことには留意が必要です。

第 10.18 条（指定紛争解決機関）

受託者が契約する指定紛争解決機関は[○○○○（連絡先：●●●●、電話番号：□□□□）]とする。

（内容）

指定紛争解決機関を明記する規定です。

（解説）

企業価値担保権信託会社は、指定紛争解決機関[63]が存在する場合には、一の指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結する措置を講じなければならないものとされています（準用信託業法第 23 条の 2 第 1 項第 1 号）。本条は、受託者が手続実施基本契約を締結する相手方となる指定紛争解決機関を明記するものです。なお、この場合の当該指定紛争解決機関の商号又は名称は、信託契約締結時に企業価値担保権信託会社が委託者に提供する情報として必要な事項となります（準用信託業法第 26 条第 1 項第 16 号、信託業法施行規則第 34 条第 7 項、第 30 条の 23 第 1 項第 11 号、業府令第 11 条）。

信託会社及び外国信託会社並びに信託銀行（兼営金融機関）が企業価値担保権に関する信託業務を営む場合は、兼営法及び信託業法に基づく指定紛争解決機関（本書式例作成現在は、一般社団法人信託協会）の紛争解決等業務を利用することができます（兼営法 12 条の 2 第 1 項、信託業法 85 条の 2 第 1 項）。

他方、指定紛争解決機関が存在しない場合は、苦情処理措置及び紛争解決措置を講じなければならないものとされており、その内容も、信託契約締結時に企業価値担保権信託会社が委託者に提供する情報として必要な事項となります（準用信託業法第 23 条の 2 第 1 項第 2 号、第 26 条第 1 項第 16 号、信託業法施行規則第 34 条第 7 項、第 30 条の 23 第 1 項第 11 号、業府令第 11 条）。

[63] 企業価値担保権信託に関する紛争解決等業務（企業価値担保権信託会社が営む企業価値担保権に関する信託業務（特定信託業務）に関する苦情の処理手続、及び、特定信託業務に関する紛争で当事者が和解をすることができるものについて訴訟手続によらずに解決を図る手続）を行う者として内閣総理大臣の指定を受けた者をいいます（推進法第 55 条第 1 項）。

別紙

＜信託契約パターン1及びパターン2・3対照表＞

信託契約パターン2・3では、推進法上、企業価値担保権信託契約において定める必要があるとされている事項を最低限網羅するコンパクトな書式例として作成しています。そのため、具体的な取引においては、パターン2・3の書式例では規定が不十分であることも考えられます。その場合は、パターン1の書式例も参考としつつ、取引ごとに、書式例の条項の修正・規定の追加等を検討する必要があります。

なお、パターン2は、貸付人は複数、かつそのうちの1社が受託者となることを前提とし、パターン3は、貸付人が1社のみ、かつ当該貸付人が受託者となることを前提としています。

また、信託契約パターン2・3では、準用信託業法第26条第1項の情報提供を兼ねることができませんので、別途対応が必要となります点、ご留意ください。

パターン1	パターン2	パターン3	補足
第1.1条（定義）	第1.1条（定義）	第1.1条（定義）	パターン2では、貸付人（特定受益者）が複数となることから、「代表受益者」の定義を設けています。すなわち、複数の貸付人間での意思決定の方法及び代表権限の付与については、例えばシンジケート・ローンのエージェントが代表受益者となる等の定めを融資契約等に置くことを前提に、本書式上は、受託者が複数の受益者のうち「代表受益者」の指図に従うこととなる旨だけを規定しています（パターン2第5.1条第2項も参照）。
第1.2条（信託の目的）	第1.2条（信託の目的）	第1.2条（信託の目的）	
第1.3条（信託の期間）	第1.3条（信託の期間）	第1.3条（信託の期間）	
第1.4条（本特定被担保債権の範囲及び極度額）	第1.4条（本特定被担保債権の範囲及び極度額）	第1.4条（本特定被担保債権の範囲及び極度額）	パターン2・3では、事業者向けの一般的な融資取引等で利用されることを想定して、根抵当権の被担保債権の範囲として広く用いられている表現に準じ、「当初の特定受益者が委託者との間の銀行取引によって取得する委託者に対する一切の債権」を特定被担保債権としています。 なお、便宜的に特定受益者が銀行であることを前提とした規定例としていますが、信用金

			庫や信用組合等の銀行以外の金融機関が特定受益者である場合は文言を調整する必要があります。
第1.5条（本信託の受益者及び帰属権利者の指定）	第1.5条（本信託の受益者及び帰属権利者の指定）	第1.5条（本信託の受益者及び帰属権利者の指定）	
第2.1条（企業価値担保権の設定等）	第2.1条（企業価値担保権の設定等）	第2.1条（企業価値担保権の設定等）	簡素な書式例とする観点から、パターン1第2.1条の内容の一部を抜粋して、パターン2・3第2.1条に規定しています。
第2.2条（本担保権の設定及び対抗要件の具備に係る受託者の責任）			
第3.1条（受託者に関する表明及び保証）			
第3.2条（委託者に関する表明及び保証）			事業者向けの一般的な融資取引等で用いられる根抵当権設定契約に準じてパターン2・3では省略しています。貸付人としては、担保権についても融資契約等において借入人から表明保証を受ければ足りますが、受託者としての立場でも委託者から表明保証を得ておきたいという事情があれば、本書式に委託者の表明保証を追加することも考えられます。
第4.1条（委託者の誓約事項等）	第3.1条（委託者の誓約事項等）	第3.1条（委託者の誓約事項等）	パターン1第4.2条の内容の一部を、パターン2・3第3.1条に規定しています。
第4.2条（関連書類の交付及び閲覧）			
第5.1条（受益権の種類及び受益者）	第4.1条（受益権の種類及び受益者）	第 4.1 条（受益権の種類及び受益者）	

第5.2条（本特定被担保債権の譲渡等）			パターン2・3では簡素な書式例とする観点から、特定被担保債権が元本確定前に譲渡された場合、事業者向けの一般的な融資取引等で用いられる根抵当権におけるのと同様に、特定被担保債権に含まれなくなる旨を規定しています（パターン2・3第1.4条第2項）。
第5.3条（受益権の処分、移転及び消滅等）			
第5.4条（単独受益者権の不行使特約）			
第6.1条（信託業務の内容・範囲）	第5.1条（信託業務の内容・範囲）	第5.1条（信託業務の内容・範囲）	パターン1においては信託業務に含まない事務について具体的に列挙していますが、パターン2・3では簡素な書式例とする観点からそのような規定は設けていません。もっとも、パターン2・3第5.1条にも明記されているとおり、企業価値担保権信託契約の受託者が行うべき信託業務は非裁量的かつ定型的なものであり、パターン2・3における受託者が行うべき信託業務がパターン1よりも広いことを意味するものではありません。
第6.2条（信託業務の委託）			
第6.3条（受託者の忠実義務、善管注意義務等）	第5.2条（受託者の義務等）	第5.2条（受託者の義務等）	パターン2第5.2条第2項・第3項は、パターン3には設けられていない規定ですが、これは、パターン2では、受託者とは別の貸付人（特定受益者）が存在することを踏まえ、受託者の義務や免責について規定するものです。
第6.4条（利益相反取引）	第5.3条（利益相反取引）	第5.3条（利益相反取引）	
第6.5条（競合行為）	第5.4条（競合行為）	第5.4条（競合行為）	
第6.6条（受託者の免責）			

第6.7条（責任財産限定特約）			
第6.8条（信託財産に属する金銭の管理）			
第7.1条（本特定被担保債権に係る元本の確定）	第6.1条（本特定被担保債権に係る元本の確定）	第6.1条（本特定被担保債権に係る元本の確定）	
第7.2条（本担保権の実行）	第6.2条（本担保権の実行）	第6.2条（本担保権の実行）	
第7.3条（本担保権の実行時における信託財産の交付）	第6.3条（本担保権の実行時における信託財産の交付）	第6.3条（本担保権の実行時における信託財産の交付）	
第7.4条（不特定被担保債権留保額の取扱い）			
第7.5条（本担保権の解除）	第6.4条（本担保権の解除）	第6.4条（本担保権の解除）	
第8.1条（信託の元本及び収益）	第7.1条（信託の元本及び収益）	第7.1条（信託の元本及び収益）	
第8.2条（信託の計算）	第7.2条（信託の計算）	第7.2条（信託の計算）	
第8.3条（公租公課等及び諸費用等）	第7.3条（諸費用等）	第7.3条（諸費用等）	
第8.4条（信託報酬）	第7.4条（信託報酬）	第7.4条（信託報酬）	
第8.5条（諸費用等及び信託報酬支払の合	第7.5条（諸費用等及び信託報酬支払の合		パターン2第7.5条は、パターン3には設けられていない規定ですが、これは、パターン2では、受託者とは別の貸付人（特定受益者）が

意)	意)		存在することを踏まえ、受託者が諸費用・信託報酬について、各特定受益者に請求できる旨を規定しています。
第9.1条(受託者の解任)	第8.1条(受託者の解任)		パターン2第8.1条は、パターン3には設けられていない規定ですが、これは、パターン2では、受託者とは別の貸付人(特定受益者)が存在することを踏まえ、特定受益者による受託者の解任について規定しています。
第9.2条(受託者の辞任)	第8.1条(受託者の辞任)	第8.2条(受託者の辞任)	パターン2第8.2条では、パターン3第8.1条と異なり、受託者とは別の貸付人(特定受益者)が存在することを踏まえ、特定受益者の承諾を得られない場合でも、一定の重大な事情がある場合には辞任できる旨規定しています。
第9.3条(信託の終了)	第8.2条(信託の終了)	第8.3条(信託の終了)	
第9.4条(信託の終了時における信託財産の交付)	第8.3条(信託の終了時における信託財産の交付)	第8.4条(信託の終了時における信託財産の交付)	
第9.5条(最終計算)	第8.4条(最終計算)	第8.5条(最終計算)	
第10.1条(信託財産に対する倒産手続等不申立特約)			
第10.2条(委託者の補償義務)			
第10.3条(免責等)			
[第10.4条(特定受益者の意思結集)]			
[第10.4条(代表受益者)]			
第10.5条(契	第9.1条(契約	第9.1条(契約	

約の変更)	の変更)	の変更)	
第10.6条（守秘義務)			
第10.7条（本契約の可分性)			
第10.8条（通知)			
第10.9条（届出事項の変更)			
第10.10条(権利の存続)			
第10.11条(協議事項)	第9.2条(協議事項)	第9.2条(協議事項)	
第10.12条(準拠法及び裁判管轄)	第9.3条(準拠法及び裁判管轄)	第9.3条(準拠法及び裁判管轄)	
第10.13条(追加書類等への調印)			
第10.14条(公告)			
第10.15条(条項の見出し等)			
第10.16条(言語)			
第10.17条(信託契約の内容の説明等)			
第10.18条(指定紛争解決機関)			

３．貸付特約の書式例

（１）基本的な考え方

貸付特約書の書式例（コベナンツの規定例）に関する基本的な考え方

貸付特約書の書式例は、企業価値担保権を利用し、事業の将来性に基づく融資（以下では便宜的に「事業性融資」とします。）の実務的なイメージを共有するため、事業性融資の融資後のモニタリングを行うにあたり、一般的に有用と考えられるコベナンツの規定例を紹介するものです。

本来、コベナンツの内容は、個々の借入人の業種特性・規模・ビジネスモデル等に応じ、柔軟に設計されるべきものです。そのため、貸付人（金融機関）には、貸付特約書の書式例に囚われることなく、融資審査時において、借入人の将来性・成長可能性について十分な情報収集・精査を行い、借入人との間で事案ごとに適切な指標を合意・選択することが望まれます。

以下では、貸付特約書の書式例の位置付けの正確な理解、そして事案に応じた指標選択の参考となるよう、事業性融資におけるコベナンツ（以下ではコベナンツ一般の議論と区別するため、便宜的に「事業性融資コベナンツ」とします。）等に関する基本的な考え方及び重要と考えられる事業性融資コベナンツ（非財務コベナンツ（A）・財務コベナンツ（B））の例について、紹介します。

なお、繰り返しになりますが、ここで取り上げる指標は、あくまで一例であって、適切な指標は事案ごとに多様であることには留意が必要です。

総論　基本的な考え方

１．設定の目的

事業性融資コベナンツは、「借入人が、融資後において、事業の将来像の実現に最大限努め、貸付人がその進捗状況をフォローする」という関係を、融資後も継続するために、有用な役割を果たすと考えられます。

以下では、事業性融資コベナンツを設定する目的について、（１）事業性融資を支える機能、（２）企業価値担保権との相互補完関係、という観点から、説明します。

（１）事業性融資を支える機能

貸付人（金融機関等）が事業性融資に伴うリスクを評価・管理していくためには、一般に、融資時に合意された事項が、融資後においても遵守されることが不可欠です。

例えば、融資後において、次のようなおそれが残されている場合には、貸付人が事業性融資に取り組むことは難しいと考えられます。

- 融資した資金が、融資時の事業計画等から逸脱した使途（例えば、事業計画の変更につながる当初事業の目的外への投資、経営者の個人的な用途等）に費消される
- 融資後に借入人の事業計画について変更が必要となる事態が生じても（例えば、業況悪化の兆候が確認されても）、経営改善に向けた取組が始められない

事業性融資コベナンツは、これらのリスクに対応するため、例えば、次のような目的で用いることが考えられます。

- 融資時において、融資後借入人がどのような行動を行うか/行わないかや融資した資金を活用した事業計画につき、借入人と貸付人との間で事前に目線を合わせ、また、借入人の事業を継続的にフォローしていく目線を決めるため（①マイルストーン機能）、
- 融資後において、事業の窮境の予兆を捉え、経営改善のための方策がまだ豊富にある状況下において、経営改善に向けた対話の契機とするため（②予防的なアラート機能）

なお、②予防的なアラートの目的で設定される場合においては、事業性融資コベナンツへの抵触が即座に期限の利益喪失（デフォルト）と捉えられるとは限らないこと（後記２.）について、借入人と貸付人の間で十分な認識共有が必要になります。

（２）企業価値担保権との相互補完関係

事業性融資コベナンツと企業価値担保権の機能には、それぞれ長所・短所があります。

まず、第三者との関係です。企業価値担保権は、物権であるため、第三者にも物権的効力を主張できますが、コベナンツはあくまで借入人と貸付人との間の合意に留まるため、第三者には、その効力を主張できません。例えば、企業価値担保権であれば、通常の事業活動を超える財産処分が行われた場合、その処分相手（第三者）に対して、原則として当

該処分は無効であると主張することができますが、コベナンツ違反では、同様の対応はできません。

他方で、個別事案に応じた要件設定が可能なのは、コベナンツです。コベナンツは、事案に応じて、契約に具体的かつ詳細に要件を規定することができるため、借入人と貸付人の予測可能性を確保し、将来の紛争リスクを一定程度低減することができます。

このように、事業性融資コベナンツと企業価値担保権は、互いの長所・短所を補完する関係にあり、これらを併せて活用することで、事業性融資を支えることができると考えられます。

２．事業性融資コベナンツ抵触時の対応

コベナンツ抵触は、期限の利益を喪失（デフォルト）させる効果をもち得ます。もっとも、実際に期限の利益の喪失に至ることは多くないと考えられています。多くの場合、担保権の実行よりも、借入人の事業の継続（スポンサー変更の場合を含みます。）・元利金の支払いの継続のほうが、借入人・貸付人双方にとって利益になるためです。

このような抵触時の対応を前提とすると、事業性融資コベナンツは、担保権の実行（債権回収）に移行しなければならないほど事業の状態が悪化するよりも前に、事業悪化の兆候を検知できること、を目的として設計されることが重要になります（②予防的なアラート機能）[1]。早めの段階で事業悪化の兆候を検知できれば、経営改善のための選択肢が残され、貸付人と借入人が建設的・協力的な対話を開始することが可能になるためです。

なお、事業性融資コベナンツに抵触した場合の対応については、例えば、次のとおり整理できます。

- 違反が一過性要因による場合や軽微であると評価できる場合は、貸付人が権利放棄（Waiver）をすることにより、平時と変わらない状態が続くことが想定されます。なお、権利放棄は、状況に応じて一定期間のみに限定して行われる場合、追加報告や金利調整等の条件が付される場合などが想定されます。
- 違反が一過性ではない要因による場合や軽微であるとは評価できない場合は、経営改善策の検討と共に、コベナンツの水準の緩和や返済スケジュールの変更などの条件変更（Amendment）について協議することが想定されます。
- さらに違反の要因がより深刻な場合には、抜本的な経営改善計画の検討・協議を行うため、状況に応じて、一定期間の権利行使猶予（Forbearance）（複数の貸付人間での現状維持契約（Standstill Agreement）の締結）、そして、自力での経営改善が困難である場合の事業再生支援（企業価値担保権の実行を含みます。）、といった対

[1] なお、ここでのコベナンツ抵触は、通常、「技術的デフォルト（technical default）」として扱われ、弁済に係るデフォルトとは区別されます。

応が図られることが想定されます。

事業性融資コベナンツが利用される場合には、以上のような意義・抵触時の対応について、借入人・貸付人の間で正確な理解が共有されることが重要です。仮に、借入人に「たとえ軽微なものであってもコベナンツに抵触すると、直ちに担保実行に移行される」と誤解されている場合、借入人から貸付人に対して正確な情報が提供されなくなるという本末転倒な事態に陥るおそれもあります。こうした事態を避けるため、借入人・貸付人の間で正確な理解が共有されるよう努め、また、理想としては、借入人において、コベナンツの抵触前より、事業計画の見直し要否について貸付人に相談がもちかけられ、経営改善に向けて、経営悪化の原因と改善策が検討されるような関係を構築していくことを目指す必要があるものと考えられます。

各論　事業性融資コベナンツの種類・内容

事業性融資コベナンツの種類・内容は、多種多様であり、事業性融資コベナンツの設定の目的や事業者の規模・特性に応じ、使い分けられます。また、組み合わせも多様です。以下では、大きく非財務コベナンツ・財務コベナンツに分けて、考え方を整理します。

なお、繰り返しになりますが、ここで取り上げる事業性融資コベナンツは、あくまで一例です。企業の業種・規模・ビジネスモデル・ステージ等に応じて、使い分けることが想定されています。例えば、事業性融資コベナンツの組み合わせについて、財務内容の信頼性や借入人の理解や運用の容易さ等を考慮して非財務コベナンツ中心に選択されることも、また、より緻密なモニタリングが必要になる場合には、非財務・財務のコベナンツが複層的に設定されることも、いずれも想定されます。設定後、管理可能な範囲となるようにすることが肝要です。

１．非財務コベナンツ

非財務コベナンツは、特に①マイルストーンとして設定され、事業性融資の根本的な基盤となります（もちろん、②予防的なアラートとして機能する場面もあります。）。事業計画からの乖離の予兆を示すものとして、重要な役割を果たします。財務に反映される以前の行動をとらえるため、（財務という遅行指標に基づくよりも）借入人と貸付人との間でタイムリーなコミュニケーションが可能になります。

非財務コベナンツの内容は、行うべきこととして規定される場合も、行わないこととして規定される場合も、それぞれございます。例えば、貸付特約書の書式例においては、行うべきこととして、情報提供義務（月次/四半期/年次の計算書類等の一定の書類の提出、コンプライアンス等報告書の提出）、通知義務などが例示されています。行わないこととして、無断での担保提供、重要資産の売却、キーパーソン条項などが例示されています。以下では、主要な項目について解説します。

（１）事業の計画及び進捗（将来計画と過去実績）の報告【貸付特約書第４条第１項～第４項】

事業の将来性・成長性を理解するためには、事業の計画及び進捗に関する情報、すなわち、（将来の）事業計画や（事実である過去の）財務情報が不可欠となります。これらの情報を定期的かつ適切に報告するコベナンツは、事業性融資において極めて重要な役割を果たします。そのため、貸付特約書でも、借入人が行うべきことの中心的な内容として例示されています（第４条第１項～第４項）。

借入人にとって、事業の計画及び進捗の報告は、事業運営の透明性の確保と信頼関係の構築という観点から、重要になります。例えば、「販売計画（製造計画等）」「経費計

画」「(設備) 投資計画」等を策定するとともに、その進捗を定期的に報告し、貸付人に対し事業の成長戦略や返済可能性を示すことをコミットすることができれば、資金調達の可能性が高まります。さらに、情報共有を基盤とした対話は、機動的・円滑な追加融資の可能性を高め、長期的なパートナーシップを強化することが期待されます。

貸付人にとっては、事業計画の進捗や財務実績を継続的に確認し、潜在的なリスクを事前に察知するという観点から、重要になります。借入人の状況変化に迅速に対応し、追加支援や条件変更などの適切な措置を講じるために不可欠な役割を担います。

なお、事業の計画及び進捗（将来計画と過去実績）の報告は、過度に精緻なものである必要はなく、

・ 経営者含む借入人が、その内容を理解しコミットできるものであること、
・ 貸付人にとって、経営者の考えや経営の実態が正確に開示されること、

が何よりも重要になります。特に、借入人の規模・業種等の特性に応じ、どのような報告を行うこととするか、事案毎に調整されることが望まれます。なお、正確な情報開示を確保する観点から、あらかじめ、正確な情報開示等に係る誓約と当該誓約違反を停止条件又は解除条件とする経営者保証契約を締結しておくことも考えられます（推進法第12条第４項)。

（参考１）業種別に、借入人と貸付人で、足下の状況・将来の見通しについて認識共有を図り、フォローアップしていくことが考えられる事項（一例）

(1) 中小建設業

- **完成工事利益・原価**：工事業種別の業界平均に照らして確認
- **立替工事高比率**：資金繰りを確認
- **受注形態**：官公庁/民間、元請/下請の比率を確認
- **技術者・施工管理体制**：有資格者数、現場代理人の配置状況を確認

（２）中小飲食業

- **原価率、人件費の内訳**：業態別の標準原価率を参考に、確認
- **FL 比率**[2]：一定の目線（60%以下等）を共有
- **客数・客単価**：客数×客単価の分解により、実現可能性のある計画を共有
- **店舗面積・席数当たり売上**：坪効率の維持等を確認

（３）中小運送業

- **運転手１名当たり運送収入**：運転手の高齢化・人手不足の中、採算を確認
- **運転手の内訳**：有資格ドライバー数、平均年齢、離職率等を確認

[2] FL 比率＝FL コスト（FOOD：材料費＋LABOR：人件費）÷ 売上高。飲食業の適正な費用割合をつかむ“基本的”な指標とされます。

・ **荷主別売上構成**：特定荷主への依存度と価格交渉力を確認

（４）中小製造業：

・ **売上総利益：**業界平均に照らして確認

・ **売上原価構成比率**：材料費・労務費・外注費・減価償却費の比率変動を確認

（５）中小サービス業[3]

・ **売上高営業利益率**：労働集約的な事業形態が多いため要確認

・ **当座比率**：本業以外の業務多角化によるリスク変化のおそれを確認

・ **人材の内訳（有資格者数等）**：キーパーソン確保状況を確認

以上、金融庁「業種別支援の着眼点」より

（６）ベンチャーデット一般の留意点

・ **ネットバーン：**当月現金支出（現金費用）−当月現金収入（現金売上）を確認

・ **ランウェイ**：ランウェイは預金残高/ネットバーンで算出。必要な預金残高は月次のネットバーン×12 か月分以上を目安に成長段階に応じ設定

・ **追加出資までの計画：**次のエクイティ調達に向けて達成すべきマイルストーンの進捗について、ランウェイ等にも照らし確認

（７）SaaS/サブスクリプション型ビジネスモデル

・ **定期収益[4]**：将来にわたって継続的に獲得できると見込まれる収益を確認

・ **資本効率**：年間の定期収益を１単位増加させるために必要な現金の割合（年間定期収益/年間ネットバーン）を確認（マーケティング費用等の見直し）

・ **既存収益の耐久性**[5]：既存顧客との緊密な関係を確認

・ **顧客獲得費用の回収速度[6]：**顧客１人を獲得するために要した全費用を回収し、利益を生じさせるために要する期間を確認（単価、粗利等の見直し）

---

[3] サービス業は、設備的サービス業（コインランドリー、スポーツジム等）と属人的サービス業（理美容、介護等）に大別されます。後者では「人と売上が密着」するため、従業員の離職が直接的に業績悪化をもたらします。

[4] 月間の定期収益（MRR：Monthly Recurring Revenue)、年間の定期収益（ARR：Annual Recurring Revenue）があります。

[5] 例えば、「期初の定期収益＋期中に増加した定期収益―解約により失われた定期収益」を「期初の定期収益」で割ったもの（Net Revenue Retention）などが考えられます。関連して、解約率（Churn Rate）等に着目することも考えられます。

[6] このほか、ユニットエコノミクスと呼ばれる１顧客当たりの採算性を示す指標（「獲得した顧客から得られる利益（LTV/Life Time Value／顧客生涯価値)」を「顧客獲得のために投入したコスト（CAC)」で割った割合）も組み合わせて利用されます。

（２）資金調達

資金調達の状況は、借入人が事業経営に注力できるか、事業の継続が安定的に確保できているか、という観点から重要です。特に事業性融資においては、借入人が足下の支払い・資金繰りに窮するような状況に陥らないよう、予防・早期発見が極めて重要になります。

資金調達の状況を理解するためには、借入人の資金調達に係る取引の全容を把握できる必要があります。例えば、商取引先からの買掛債務・売掛債権は、特に支払・受取までの期間等の情報が、手元のキャッシュの余裕に直接影響します。また、他の金融機関等からの借入についても、その元本返済の期日などが同様の影響をもちます。もし、こうした実態を的確に把握できていない場合には、貸付人が事業に必要な融資・伴走支援を適時に行い、借入人の事業の継続を支えることは難しくなります。

また、特に中小企業の場合、代表者等から貸付を受けるケースがありますが、代表者等による貸付の原資については、事業継続の安定性を確保する観点から、確認を要します。例えば、旧金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）において「代表者等からの借入金等については、原則として、これらを当該企業の自己資本相当額に加味することができるものとする。」とされていましたが、これは、代表者等に十分な資力があり、会社に資金を拠出できる余裕がある場合が前提とされています。もし、このような前提が満たされない場合、例えば、代表者等の自身の財産が十分でない中で、他の貸付人から借入等を行い、この借入金を原資として代表者等が企業に対して貸付を行う、といった場合には、当該他の貸付人の属性次第ではありますが、代表者等の私生活に過度な負担がかかり、事業の継続にとってもリスクとなる可能性があります。

こうした事態を回避するためにも、資金調達の状況については、借入人と貸付人の間で緊密なコミュニケーションが望まれます。

なお、貸付特約書では、現状、借入人の事業に対する制約とのバランス確保の観点から、資金調達の状況について明示的に定める規定例は置かず、他の規定において補完する例を示しています[7]。もっとも、事案の状況に応じて、直接、資金調達の状況を把握するような規定例を置くことは考えられます。その場合、例えば、(1)新たな借入契約の締結又は既存借入の増額、(2)社債、私募債その他の債務証券の発行、(3)金銭債務を負担するリース契約、割賦契約その他の取引の締結、(4)保証契約又は第三者の債務に対する連帯債務の引受等の行為について、要承諾・事前報告事項等とすることが考えられます。

[7] 資金調達を直接制限するコベナンツの機能は、ネガティブプレッジ条項（第４条第５項第(２)号）のほか、（１）事業の計画及び進捗の報告、（３）事業変更、（６）決済関連、２．財務コベナンツ等を通じても、補うことが可能な場合があるためです。

（３）事業変更

借入人の事業が根本的に変更される（特によりリスクの高い事業に転換される）場合や相対的にリスクの高い新規事業を開始する場合、貸付人が融資審査時に行ったリスク分析は、ほとんど無意味になる可能性があります。事業の変更は、事業の将来性・成長性の根本に関わる事項であるため、事業性融資においては、事前に貸付人に報告し、又はその承諾を得る必要があることを規定しておくなど、そのリスクを低減しておく必要があります。

このような大きな影響を及ぼすものには、例えば、重要な資産の売却・購入、事業譲渡・譲受、合併・会社分割・株式交換・株式移転・株式交付、株主の変更といった組織の在り方を借入人が積極的に変更しようとするもののほか、法令上要求される事項の遵守（許認可業種における許認可要件の充足）等が含まれると考えられます。

なお、企業価値担保権が設定されている場合、このリスクへの手当ては一定程度図られているといえます（推進法第 20 条)。もっとも、事業性融資コベナンツとして詳細かつ具体的な要件を設定し、または、貸付人の同意不要で行える行為を合意しておくことは、当事者の予見可能性の確保に資すると考えられます。

以上のような重要性を考慮し、貸付特約書においても、事業変更に係る一定の借入人の行為について、事前承諾事項とする定めが例示されており（第４条第５項第(１)号)、また事業計画を変更する場合には、貸付人に事前に報告するものとし、かつ、当該変更が重要であるときには、貸付人と事前に協議を行う旨の規定を設けています（第４条第４項第(２)号)。なお、貸付特約書において、新株発行・自己株式の処分、株式譲渡に係る取締役会の承認など借入人の支配権の異動に繋がり得る事項は、事前承諾事項とはされていません。その理由は、解説書 12 頁参照。

（４）設備投資

設備投資は、事業の成長に不可欠である一方、事業のリスクを著しく高め、事業の継続を不安定化し、事業活動を通じた債務の返済能力を毀損するおそれがあります。そのため、このような事業のリスクを著しく高めるような設備投資を防止する目的で事業性融資コベナンツを設けることが考えられます。

なお、設備投資に係るコベナンツは、その濫用的な処分行為を防止しつつも、借入人の正当な事業ニーズに対応するため、柔軟性をもって規定されることが重要になります。例えば、設備投資には、より多くの顧客を引きつけたり、会社の運営能力を拡大し、事業の成長をさらに進めるためのもの（新規（増設）設備）だけでなく、現状の事業を維持していくためのもの（更新設備、緊急設備（故障))があります。特に後者は、機器の修理やコンピューターの交換など、事業運営を維持するために必要なもの又

は法令で要求される規制等の対応のために必要なものが含まれることには留意が必要です。これらはコベナンツの例外として柔軟に設計することも検討に値するものと考えられます。

以上のような重要性を考慮し、貸付特約書においても、設備投資について事前承諾事項の例外の規定例が示されています（第４条第５項第(１)号④)。貸付特約書の例外の規定例は、金額を基準として柔軟性を確保しようとしています。このほかにも、事業の特性等に応じて、異なる例外の定め方（例えば、現状の事業を維持していくためのものを借入人と貸付人の間で合意して例外と位置付ける等の対応）があり得ます。

（５）キーパーソン条項

事業の成長可能性が特定の個人（典型的には創業者、CEO、または代替不可能な専門知識を持つ経営幹部）に大きく依存する場合、事業性融資コベナンツとして、キーパーソン条項が規定されることが考えられます[8]。

なお、抵触した場合の効果は、様々な設計が考えられます。米国においても、例えば、代替不可能な創業者の離脱を自動的な債務不履行事由とする場合から、離脱後の一定期間において後任者の探索・承認を求める場合、さらにはキーパーソンの離脱を違約金発生事項とする（キーパーソンの継続的関与の価値を金銭化する）場合などが確認されます。

（６）決済関連（情報集約、アラート設定等）

決済口座の取引情報及び残高は、事業の実態や日々の資金繰り状況を理解するための重要な情報源となります。また、借入人にとっては、適時の融資や支援を受けられるだけでなく、決済口座の集約による事務負担の軽減、決済口座の残高水準への意識付け・資金繰り・手元流動性の余裕による安定的な事業運営の確保、といったメリットも考えられます。そのため、決済口座等に関するコベナンツは、諸外国においても、広く一般的に設定されています。

決済口座残高を一定の水準以上に維持することを求めるコベナンツを設定する場合において、特に借入人が安定的な事業運営を継続するためには、決済口座残高は、固定費の水準や運転資金の増減等に対応できる水準を維持しておく必要があります。そのアラートとして、例えば、固定費の１～２か月分をベースラインとしつつ、季節性や事業計画に応じた調整を加えることが考えられます。このほか、特に事業再生の局面において

[8] 米国においては、ベンチャーキャピタルファンドやプライベート・エクイティファンドが関与するLBOファイナンスの場合には、キーパーソン条項が設けられることが多く、さらに、所定のキーパーソンに係る役員保険の付保についても義務付けられることがあります。このような規定は、特定のキーパーソンの存在が事業の成長において重要であるテクノロジー関連のような特定の分野の企業向け融資においては、より一般的になっています。商事法務研究会「全資産担保を活用した融資・事業再生実務に関する研究会報告書」(2023年３月）11頁参照。

は、日繰り資金繰り管理が死活問題であることから、口座残高の維持含め、流動性管理のために特に伴走支援が必要になる場合もあります[9]。

なお、その運用については、あくまで、借入人にとって利益となるもの、つまり、適時の融資や支援を受けるため、また、決済口座の集約による事務負担の軽減、決済口座の残高水準への意識付け・資金繰り・手元流動性の余裕による安定的な事業運営の確保、といったメリットがあるような運用が図られるべきである点には、十分に留意する必要があります。

（7）エクイティ・キュア条項

一定のコベナンツへの抵触があった場合において、株主からの出資により、当該抵触状態を治癒する権利を債務者に認める旨の規定（エクイティ・キュア条項）が定められる場合があります[10]。資金繰りを改善する機能のほか、スポンサーのコミットメントを確認するという観点からも重要です。

なお、キュア資金の取扱いは、多様です。例えば、キュア資金は既存ローンの期限前返済に充当されなければならない、という扱いが考えられます。これにより、実際の債務圧縮が可能になります[11]。

２．財務コベナンツ

財務コベナンツは、主に②予防的なアラートとして設定されます（もちろん、①マイル

---

[9] なお、過去に問題となったいわゆる歩積両建のような運用に陥らないよう、留意が必要です。これは、特に規制金利の時代において、融資に係る実質金利の上昇などを目的として、融資額の相当割合を定期預金等に拘束する慣行ですが、預金残高の水準が、事業実態から説明がつかず、金融機関側の都合で決定される場合には、借入人に不当な不利益を与えるものとして、優越的地位の濫用に当たる可能性があります。例えば、最判昭和 52 年 6 月 20 日民集 31 巻 4 号 449 頁は、貸付と同時に定期預金への預金拘束が求められた事案において、貸付金に対する実質金利を（利息制限法所定の利率を超えて）高める等の目的があること、十分な担保があり追加的な債権保全の必要性がないこと、拘束預金比率が大きく総融資額の 50%を超えていること等を指摘し、定期預金に拘束することについて、優越的地位の濫用に当たると判示しました。

[10] 米国における活用状況について、例えば、商事法務研究会「全資産担保を活用した融資・事業再生実務に関する研究会 報告書」（2023 年３月）10 頁参照（「あらゆる種類の融資契約において（普遍的とまではいえないものの）一般的に見受けられる規定である。2017 年の第 3 四半期及び第 4 四半期に公表された情報を基に、エクイティ・キュア条項の頻度等に関して実施された調査研究によれば、シンジケートローンのうち、20%をやや超える程度の割合で、エクイティ・キュア条項が設けられていることが示されている。また、Hirschler によれば、エクイティ・キュア条項が最も一般的であるのは、中規模のレバレッジドファイナンス案件（プライベート・エクイティファンドやベンチャーキャピタルファンドが債務者の株式の大半を支配している案件）であるとの指摘もされている。」）

[11] このほか、キュア資金分について、対象計算期間の借入人の調整後 EBITDA を増加させる操作を行うことも考えられます。この場合、例えばレバレッジ 5 倍であれば、EBITDA に加算された 1 円ごとに、5 円相当の債務許容枠分だけコベナンツ遵守状況が改善することとなります。もっとも、キャッシュフローの創出能力は実際には回復していませんので、一時的にコベナンツを遵守したものと扱われることによって、経営改善対応の遅れにつながるおそれもあります。本文記載の扱い（既存ローンの期限前返済に充当する扱い）と比べ、信用リスクが相対的に高まることには留意が必要です。

ストーンとして機能する場面もあります。)。特に事業性融資においては、(事業の解体・清算を通じた回収ではなく）事業活動を通じた将来の返済可能性こそが重要になるため、将来にわたり事業が生み出していく付加価値と、そこからの返済可能性に関する指標（特にEBITDA等のキャッシュフロー指標）に着目することが想定されます。

財務指標は、客観的な数値基準として機能しやすいため、事業性融資コベナンツとしても採用されやすい傾向があります。事業性融資においても、特に返済原資であるキャッシュの創出能力、これらに基づく返済可能性を理解するために必要な指標の一部となる場合が多いと考えられます。

（注）事案次第では、事業継続が確保できなくなる場合に備えたコベナンツがより良い条件での資金調達のために有用である可能性も考えられますが、本解説書では、事業活動を通じた（キャッシュフローからの）返済可能性を理解するために重要な指標に焦点を当てております。

実際のキャッシュ創出能力、これらに基づく返済可能性を測る上で、より有用となる財務指標として、以下では、（１）簡易キャッシュフロー指標（EBITDA[12]）、（２）借入総額返済余裕度（有利子負債/EBITDA倍率）、（３）短期返済余裕度（DSCR[13]）、（４）固定費支払余裕度（FCCR[14]）を説明します。これらの例示を踏まえつつ、借入人の実態・ステージに即して、適切なコベナンツを取捨選択することが望まれます。

なお、財務指標は、あくまで過去の情報に関するもの（遅延指標）である点に留意が必要です。また、経営者にとって経営上は必ずしも重要ではない可能性があります。そのため、財務指標のみに着目していると、時機を逸するおそれがあることや、経営者とのコミュニケーションが円滑に進まないおそれがあります。また、(アーリーステージ等の）赤字が続くスタートアップ企業などではEBITDAがマイナスとなり、キャッシュ創出能力に関するコベナンツが必ずしも適切ではないケース[15]もあり得ます。これらの点も踏まえ、借入人の実態を十分に考慮せずに画一的に財務コベナンツを付与することのないよう留意が必要です。

（１）簡易キャッシュフロー指標（EBITDA）

事業が生み出すキャッシュフローを、的確かつ簡便に測るための指標です。概ね、営業利益から減価償却費等の非現金収支の影響を除くことによって算出されます。

---

[12] Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortizationの略です。
[13] Debt Service Coverage Ratioの略です。
[14] Fixed Charge Coverage Ratioの略です。
[15] このような場合には、事業計画推移やキャッシュバーンレートまでの距離（ランウェイ）を見ながら判断することが必要になります（前記（参考１）（６）（７）参照)。

この指標が有用とされる場面は、例えば、次のとおりです。

- 非現金支出の影響が大きい企業について、その影響を除き、事業のキャッシュフロー創出能力をより的確に把握したい場面
- 事業のキャッシュフロー創出能力について、他の類似企業と比較するために、償却等に係る会計方針や資金調達構造による影響を除きたい場面

簡易キャッシュフロー指標（EBITDA）は、諸外国のファイナンスにおいて、（中小企業融資も含め）広く利用されております。また、日本においても、一部の中小企業融資（例えば信用保証協会付き融資の一部）では利用されています（計算式は貸付特約書別紙１（２）参照)。

なお、簡易キャッシュフロー指標（EBITDA）は、例えば、多額の設備投資が求められる業種の場合、減価償却等によって左右されやすくなる点に留意が必要です。キャッシュフロー創出能力をより実態に即して評価するためには、簡易キャッシュフロー指標（EBITDA）から事業維持のための設備投資相当額を控除する等、事案に応じた調整を検討する必要があります。

（２）借入総額返済余裕度（有利子負債/EBITDA 倍率）

簡易キャッシュフロー指標（EBITDA）と、バランスシート上の有利子負債の総額の割合を示す指標です（計算式は貸付特約書別紙１（１）～（３）参照)。なお、実務上は、「(グロス・）レバレッジ・レシオ」と呼称される場合もあります。キャッシュフローの創出能力対比で、有利子負債の水準の健全性を測る指標であり、中期的な返済能力を示す指標です。

簡易キャッシュフロー指標（EBITDA）を用いているため、当期純利益等と異なり、減価償却費等の非現金支出や一時的要因等の影響が控除されています。そのため、借入総額返済余裕度（有利子負債/EBITDA 倍率）についても、業界内の他の企業との比較が容易になっています。

この指標が有用とされる場面は、例えば、次のとおりです。

- 急成長にともない借入を増加させる企業について、EBITDA の成長率と負債増加率のバランスをモニタリングしたい場面
- 高い借入比率（高レバレッジ）の借入人に対する追加融資を判断するに当たり、過剰債務状態に陥っていないか等の中期的な返済能力を測りたい場面
- 景気変動あるいは季節変動による収益変動が大きい業種（半導体や自動車、あるいは観光、小売など）に対して、過去のサイクルにおける変動幅も考慮して、早期警戒のアラートを設定したい場面、あるいは適切な負債水準を測りた

い場面

なお、借入総額返済余裕度（有利子負債/EBITDA 倍率）の水準について、諸外国の LBO ファイナンス等では、例えば３～５倍と設定する例が多いとされます。もっとも、規模・業種等によってもバラツキがある（例えば、一定の在庫を確保しておく必要があるなど多額の運転資金を必要とする企業では水準が高くなる）ため、実態を踏まえた適切な水準の設定を行う必要があることに留意が必要です。特に日本においては、諸外国とは大きく異なる金融環境が続いてきたことから、こうした水準を単純にそのまま参照してよいかは、個別事案に応じ、検討が必要と考えられます[16]。諸外国においても、コベナンツの水準に従来よりも大きく余裕を設けたもの[17]も確認されています。

このほか、借入総額返済余裕度（有利子負債/EBITDA 倍率）は、金利の水準を決定するものとして利用されることもあります（例えば、借入総額返済余裕度（有利子負債/EBITDA 倍率）が●倍以上であれば金利●%、といった形で用いられることもあります。）。

以上のような重要性を考慮し、貸付特約書においても、規定例が示されています（第４条第６項第(１)号）。

（３）短期返済余裕度（DSCR）

事業年度など一定期間内のフリーキャッシュフローと、元本・利息の返済額との割合を示す指標です。企業の本業が生み出すキャッシュがその期間内の債務返済に十分なものかを直接測定するものです。（２）借入総額返済余裕度（有利子負債/EBITDA 倍率）に比べ、相対的に短期の返済の余裕度を測る指標ともいえます。なお、季節変動の大きい業種では、測定期間の設定には特に留意が必要です。

この指標が有用とされる場面は、例えば、次のとおりです。

- プロジェクトファイナンスなど、長期にわたって安定した収益を生み出す見通しがもてる融資案件において、企業が無理なく返済できる金額を把握したい場面
- 新規市場開拓や生産能力拡大などの長期戦略投資に伴う融資において、投資効

[16] 例えば、経済産業省「ローカルベンチマーク（ロカベン）シート（2022 年度版）」においては、中央値が約 13 倍と高水準である業種がいくつか示されています（例えば、鉄鋼業、非鉄金属製造業に属する小規模事業者の借入総額返済余裕度（有利子負債/EBITDA 倍率）は 13.0 倍）。

[17] 例えば、コベナンツ抵触の確認頻度や指標のヘッドルーム（許容幅）を大きく設定したり、EBITDA の加算調整（add-backs）を広く認めたりするなど、実務上、抵触が生じにくくなるよう緩めたコベナンツ（Loose Maintenance Covenants）が存在します。

果実現までのタイムラグや不確実性を考慮したバッファーを持たせた返済計画を立てたい場面

なお、DSCR の水準について、例えば米国の SBA ローン（日本の信用保証協会保証付き融資に相当）において 1.25 倍と設定する例が多いとされます。もっとも、規模・業種によってもばらつきがある点には留意が必要です。加えて、特に日本においては、諸外国とは大きく異なる金融環境が続いてきたため、こうした水準を単純にそのまま適用してよいかは、別途、検討が必要と考えられます。

以上のような重要性を考慮し、貸付特約書においても、規定例が示されています（第４条第６項第(２)号)。

（４）固定費支払余裕度（FCCR）

簡易キャッシュフロー指標（EBITDA）が、当期の固定費（元本返済+利息+リース支払い+配当）をどの程度カバーしているかを示す指標です。借入債務の返済だけでなく、リース料や配当などあらゆる固定的な支出義務を考慮することで、企業の総合的な返済能力を評価するための指標です。短期的な支払い能力を示す指標ともいえます。

この指標が有用とされる場面は、例えば、次のとおりです。

- 大規模な設備投資を必要とする一方、キャッシュフローが安定するまで時間を要する融資案件において、設備投資後のキャッシュフローの余裕度を測りたい場面
- 事業再生にあたり、一時的にコスト増や収益源が生じる状況において、固定費の支払余力を測りたい場面
- 金利の上昇局面において、支払負担の増加への耐性を測りたい場面

なお、諸外国においては、固定費支払余裕度を 1.2 倍と設定する例があります。もっとも、業種によってもばらつきがあるため、留意が必要です。特に日本においては、諸外国とは大きく異なる金融環境が続いてきたため、こうした水準を単純にそのまま参照してよいかは、個別事案に応じ、検討が必要と考えられます。

（参考２）EBITDA の調整について（リース取引を例にして）

EBITDA や有利子負債の算定式は、一般に、その目的に応じて、様々な調整が加えられます。以下では、リース取引に係る調整を例に挙げ、現行の日本の会計基準と導入予定の新しい会計基準の下での調整の考え方の差異について整理します。併せて、新基準下で新たに生じる実務上の論点についても補足します。

１．現行の日本のリース会計基準（以下「改正前基準」）におけるリース調整

改正前基準では、オペレーティング・リースのリース費用は通常の営業費用（賃借料）として営業利益から控除されます。また、リース負債は有利子負債には計上されません。そのため、資産をリースで調達している割合が多い企業（小売チェーン、外食チェーン、航空会社等）は、同等の資産を自己保有している企業と比較して、EBITDA が小さく算出される傾向があります。

こうした場合でも、EBITDA を用いることもありますが、これらの差異を踏まえ、資産の調達手段にかかわらず営業としてどれだけキャッシュを得ているかを純粋に比較しようとする場合には、通常の EBITDA にリース賃借料を足し戻すことで、資産調達手段の違いを中立化した指標（EBITDAR）を算出することが考えられます。

・調整後 EBITDA（EBITDAR）

＝ EBITDA ＋ オペレーティング・リース賃借料

この場合、有利子負債等についても、併せて調整が必要になります。例えば、有利子負債には、ファイナンス・リースによるリース債務を含めるだけでなく、オペレーティング・リース相当の債務も加算することになります。

・調整後有利子負債

＝ 有利子負債（リース債務含む）＋ オペレーティング・リース賃借料 × N 倍

なお、「N 倍」は、個別案件ごとに異なる倍率が用いられます。

２．新リース会計基準（企業会計基準第 34 号）（以下「改正後基準」）適用後

改正後基準は、借手についてオペレーティング・リースとファイナンス・リースの区分を廃止し、原則としてすべてのリースを使用権資産とリース負債として貸借対照表に計上することとされています（短期リース・少額リースを除きます。）。

この結果、従来の「リース賃借料」は次の 2 つの項目に置き換わります。
(a) 使用権資産の減価償却費（営業費用として計上されますが、EBITDA の算出過程で加算されるため、EBITDA を減少させません。）
(b) リース負債に係る支払利息（営業外費用として計上されるため、営業利益に影響しません。したがって、EBITDA を減少させません。）
こうした改正後基準の下ではリースに係る費用が EBITDA から完全に除外されるため、改正後基準下で報告される EBITDA は、改正前基準下の「EBITDA＋リース賃借料」（EBITDAR）にきわめて近くなります。

なお、例えば、既存の融資契約等において改正前基準ベースの財務指標を維持する必要がある場合などには、改正前基準相当の EBITDA の復元が求められる場合があります。この場合には、改正後基準下の報告 EBITDA から「当期の現金リース支払総額」を控除し、改正前基準相当の EBITDA を復元する調整を行うことが考えられます（改正前基準相当 EBITDA ＝ 報告 EBITDA － 当期の現金リース支払総額）。この場合には、併せて、有利子負債等からもリース関連の負債を控除する必要があります（例えば、改正前基準相当有利子負債 ＝ 報告有利子負債 － リース負債残高）。

（参考３）米国の企業の開示情報から確認できる財務コベナンツの活用例[18]

（例１）A 社（コンサル会社、年商４億ドル）の約１億ドルの全資産担保付き融資

- 借入総額返済余裕度（有利子負債/EBITDA 倍率）3.25 倍（一定の M&A が生じた場合は 3.75 倍まで）
- 固定費支払余裕度（FCCR）1.25 倍

（例２）B 社（飲食チェーン、年商１億ドル）の 800 万ドルの全資産担保付き融資

- 借入総額返済余裕度（有利子負債/EBITDA 倍率）5.15 倍
- 配当前固定費支払余裕度 1.25 倍
- 配当後固定費支払余裕度 1.10 倍
- 最低流動性確保 200 万ドル

（例３）C 社（製造業、数度にわたり条件変更（Amendment）や一定期間の権利行使猶予（Forbearance）を経験している再生企業、年商約 2000 万ドル）の 2400 万ドルの全資産担保付き融資

・固定費支払余裕度（FCCR）の水準は、次に掲げる水準を下回らない。

March 31, 20XX	0.75 倍
June 30, 20XX	0.85 倍
September 30, 20XX	0.95 倍
December 31, 20XX	1.05 倍
March 31, 20XX 以降	1.15 倍

[18] なお、米国等の実務において、財務コベナンツの運用は、常に維持することが求められる場合（maintenance covenants）のほか、特定行為の発生時に遵守状況が確認される場合（incurrence covenants）もあります。後者は、主に社債権者など債権者の属性が経営改善支援に向けた条件変更等の調整が特に困難と想定されるケースにおいて用いられるとされています。

（注）借入総額返済余裕度（有利子負債/EBITDA 倍率）のコベナンツも存在したものの、５度目の条件変更で削除されています。

（参考４）従来の日本の財務コベナンツ

貸付特約書や前記の解説においては、将来にわたる事業の継続を前提として、将来の返済能力を直截に図る指標を取り上げています。日本で財務コベナンツとして用いられてきた当期純利益や純資産については、破産手続の開始原因（債務超過）等の距離をはかるなどの異なる目的をもつものであるため、規定例は示されておりません。

（２）書式例

本書式例が提供する特約事項（特に、財務コベナンツ）の内容はあくまで例示に留まり、貸付人・借入人間で合意すべき特約事項は、貸付人と借入人との間の取引内容や借入人の財務状況、規模、事業内容（業種、業態等）、グループ構成や融資の規模その他の事情を踏まえて、個別事案ごとに検討する必要がございます。また、国内の金融市場の変動のみならず、海外のローン市場におけるトレンドの変化など様々な環境変化の影響を受ける可能性がありますので、本書式例でご紹介する条項について固定的に捉えるべきではなく、不断の検証が必要である点ご留意ください。

印　紙

貸付特約書

年　　月　　日

株式会社●銀行　御中

借　入　人　住所

名称

【借入人】（以下「借入人」という。）は、株式会社●銀行（以下「貸付人」という。）との間で締結した●年●月●日付銀行取引約定書（以下「銀取約定」という。）及び銀取約定に従って既に締結され、又は将来締結される借入人及び貸付人の間の金銭消費貸借契約（以下「本契約」という。）に基づく金銭の貸付（以下「本貸付」という。）に関し、本契約の定めの他、本貸付特約書（以下「本特約」という。また、本契約、銀取約定及び本特約を個別に又は総称して以下「本貸付契約」という。）の内容を遵守する。なお、本特約において使用される各用語は、特段の定めのある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、本契約で定義される意味を有する。また、本特約に記載のない事項については、銀取約定の規定に従う。

第１条（定義）

本特約において使用される以下の用語は、以下の各号に定める意味を有する。なお、本特約で定義又は言及されている契約その他の書類は、別途定める場合を除き、いずれもそれらが修正、更新又は変更（当事者の変更又は追加を含む。）されたものを含む。

(1)　「借入総額返済余裕度（有利子負債/EBITDA 倍率）」とは、別紙１に定義される数値をいう。

(2)　「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に定義される関係会社をいう。

(3)　「計算書類等」とは、次の①から④までに規定されたものをいう。

①　会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 435 条第 2 項に規定される各事業年度に係る計算書類及び事業報告

②　会社法第 441 条第 1 項に規定される臨時計算書類を作成した場合には、当該臨時計算書類

③　会社法第 444 条第 1 項に規定される各事業年度に係る連結計算書類の作成が義務づけられる場合又は作成した場合には、当該連結計算書類

④　連結及び単体の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表が作成された場合には、当該書類

(4)　「子会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条に定義される子会社をいう。

(5)　「推進法」とは、事業性融資の推進等に関する法律（令和 6 年法律第 52 号）をいう。

(6)　［「主要経営陣」とは、●氏及び●氏を個別に又は総称していう。］

(7)　「潜在的期限の利益喪失事由」とは、時間の経過若しくは通知又はその双方により期限の利益喪失事由を発生させる事由をいう。

(8) 「短期返済余裕度（DSCR）」とは、別紙１に定義される数値をいう。

(9) 「法令等」とは、本貸付契約、本貸付契約に基づく取引又は本貸付契約の当事者に適用される条約、法律、条例、政令、府省令、規則、告示、判決、決定、仲裁判断、通達及び関係当局の政策をいう。

(10) 「本企業価値担保権」とは、本企業価値担保権信託契約に基づいて設定される企業価値担保権をいう。

(11) 「本企業価値担保権者」とは、本企業価値担保権信託契約における企業価値担保権者をいう。

(12) 「本企業価値担保権信託契約」とは、貸付人、企業価値担保権者としての●及び借入人の間で締結された●年●月●日付［企業価値担保権信託契約］をいう。

(13) 「本担保契約」とは、本貸付契約に基づき貸付人が借入人に対して行った貸付債権を被担保債権に含む担保契約（本企業価値担保権信託契約を含む。）をいう。

(14) 「本担保権」とは、本担保契約に基づいて設定される担保権をいう。

第２条（貸付実行前提条件）

貸付人は、次の各号に定める条件が本貸付契約に基づき貸付人が借入人に対して貸付を実行する日（以下「貸付実行日」という。）において、全て充足されることを条件として本貸付を実行する。

(1) 貸付実行日に本担保権が本担保契約に従い有効に成立しており、かつ、本担保権について対抗要件を具備していること。

(2) 借入人が、本貸付契約及び本担保契約に基づく表明及び保証のいずれもが真実かつ正確であること。

(3) 借入人が、本貸付が実行された時点における推進法第９条第５項各号に掲げる額（当該貸付実行日において実行される本貸付に係る貸付債権が特定被担保債権に含まれていると仮定して計算する。）の合計額を下回るような極度額の指定又は変更を請求していないこと。

第３条（借入人の表明及び保証）

1. 借入人は、貸付人に対して、本特約締結日及び貸付実行日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

(1) 本貸付契約に定める期限の利益喪失事由若しくは潜在的期限の利益喪失事由が発生しておらず、又は発生するおそれのないこと。

(2) 借入人による本貸付契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引により、借入人の資産、経営、財務状態その他の状態又は将来予想に重大な悪影響を与える事由は生じないこと。

(3) 貸付人が借入人に対して提出を求めた情報は、全て貸付人に提供されており、かかる情報は、［重要な点で/軽微な点を除き］真実かつ正確で、虚偽を含んでおらず、含めるべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な事項を欠いていないこと。

(4) 借入人が作成する計算書類等（法令等により当該計算書類等について監査を受ける義務がある場合［及びその他監査を行った場合］には、監査済のもの）は、日本国において一般に公正妥当と認められている会計基準に照らして完全かつ正確であり、かつ適法に作成されており、その日付現在における借入人の財務状態を正確に反映していること。

2. 前項に基づく借入人の表明及び保証又は本担保契約に基づく借入人の表明及び保証のいずれかが真実又は正確でないことが判明したときは、貸付人は、本貸付契約に基づき借入人が貸付人に対

本書式例が提供する特約事項（特に、財務コベナンツ）の内容はあくまで例示に留まり、貸付人・借入人間で合意すべき特約事項は、貸付人と借入人との間の取引内容や借入人の財務状況、規模、事業内容（業種、業態等）、グループ構成や融資の規模その他の事情を踏まえて、個別事案ごとに検討する必要がございます。また、国内の金融市場の変動のみならず、海外のローン市場におけるトレンドの変化など様々な環境変化の影響を受ける可能性がありますので、本書式例でご紹介する条項について固定的に捉えるべきではなく、不断の検証が必要である点ご留意ください。

して負担する一切の債務について期限の利益を失わせることを書面により借入人に請求することができる。その場合、借入人は、直ちに本貸付の元金全額を返済すると共に、その他本貸付契約に基づき借入人が貸付人に対し支払義務を負担する全ての金員を貸付人所定の方法により支払うものとする。また、借入人は、これらより貸付人に生じた損害、損失、費用等を相当因果関係の範囲で賠償する。

第4条（借入人の確約）

1. 書類提出義務（定期提出）

［借入人は、以下の書類を作成し、以下の提出期限までに貸付人に対して提出する。/借入人は、以下の書類を作成し、以下の提出期限までに、作成した書類［(第●号に掲げる書類を除く。)］を貸付人に対して提出する。また、貸付人は、必要と認める場合には、借入人に対して、以下の書類［(第●号に掲げる書類に限る。)］を、その指示する期限までに作成し、その提出を求めることができる。］

(1) 各決算期に係る計算書類等（法令等により当該計算書類等について監査を受ける義務がある場合［及びその他監査を行った場合］には、監査済のもの）：事業年度終了後3ヶ月以内。

(2) 所轄税務署に提出済の法人税に関する税務申告書［(電子申告の場合は申告した事項が記録されたファイル又は当該ファイルへの記録を出力することにより作成した書面)］並びに当該税務申告書の提出事実及び提出年月日を確認できる書類の写し：提出後●営業日以内。

(3) ［各事業年度に係る借入人の事業計画：［前事業年度の末日/●］までに。
/将来●事業年度に係る借入人の事業計画：［毎事業年度の末日/●］までに。
/借入人の長期事業計画：［毎事業年度の末日/●］までに。］

(4) 借入人の［連結ベース及び単体ベースの］月次資料（試算表［、KPI指標、セグメント別情報、各勘定科目毎の内訳明細］を含むが、これに限られない。書式については別途協議）：［毎月のものを翌月●日までに/●年●月から●月までの3ヶ月分を初回として、3ヶ月ごとにその翌月●日までに］。

(5) 大要別紙2の様式によるコベナンツ等報告書：●年●月期以降（●年●月期を含む。）の事業年度終了後3ヶ月以内。

(6) ［借入人の月末預金口座残高一覧表：毎月のものを翌月●日までに。］

2. 書類提出義務（随時提出）

借入人は、借入人の履歴事項全部証明書、印鑑証明書、定款の原本証明付写し及び署名印鑑届を、その記載事項に変更が生じた都度速やかに、貸付人に対して提出する。［印鑑証明書に関しては、［貸付人の請求後、］常に作成後3ヶ月以内のものが貸付人に提出されている状態を維持する。］

3. 報告義務

借入人は、以下の事由が発生した場合には、直ちに貸付人に書面により報告する。

(1) 期限の利益喪失事由又は潜在的期限の利益喪失事由が発生したことを認識したとき、又は発生するおそれが判明したとき。

(2) 借入人の資産、経営、財務状態その他の状態又は将来予想に重大な悪影響を及ぼす事由が発生したこと（借入人の資産に対する強制執行、仮差押、仮処分、担保権の実行若しくは競売（担保権の実行としてのものを除く。）、企業担保権若しくは企業価値担保権の実行又は国税滞納処分が行われることを含む。）を認識したとき、又は発生するおそれが判明したとき。

(3) 本貸付契約に基づく貸付債権について仮差押、保全差押又は差押の命令の送達を受けたとき。

4. 行為義務

(1) 計算書類

借入人は、各決算期に係る計算書類等を当該決算期終了後速やかに作成し、法令等により当該計算書類等について監査を受ける義務がある場合については、会計監査人又は監査法人による監査を受ける。計算書類等を作成する場合には、日本国において一般に公正妥当と認められている会計基準に照らして完全かつ正確で、かつ、適法なものとして作成する。

(2) 事業計画

借入人は、貸付人に提出済みの事業計画を変更（補足、更新等も含む。以下、本号において同じ。）しようとする場合、その内容を貸付人に報告するものとし、当該変更が重要であるときには、[貸付人に当該変更の内容及び理由を対面で説明の上、]貸付人と事前に協議を行［う/い、貸付人の了解（但し、貸付人はかかる了解を不合理に遅延、留保又は拒絶しない。）を得る]。

(3) 財産調査

貸付人が請求した場合は、借入人はその財産、経営又は業況について直ちに貸付人に報告し、また、それらについての調査に必要な便益を提供する。

(4) 財務報告

借入人は、貸付人が、債権管理上の必要その他の合理的な理由に基づき借入人の経営・財務状態等について説明を求めた場合には、その都度、貸付人に対して借入人の経営・財務状態等を報告する機会を設定する。

(5) 通知等

借入人は、法令等又は本担保契約に基づいて、本企業価値担保権者に対して、通知、請求その他の連絡をした場合は、貸付人に対しても、速やかに、その内容とともにその旨を連絡する。

(6) ［預金残高維持

借入人は、借入人と貸付人とが別途合意する銀行口座の預金残高の合計額を［毎月末日時点において］金●円以上に維持するものとする。]

(7) ［情報提供

貸付人が期限の利益喪失事由若しくは潜在的期限の利益喪失事由が発生している、又は発生するおそれがあると合理的に認める場合において、貸付人が借入人に事前に通知を行ったときは、借入人は、その費用及び責任で、貸付人又はその指定する者に対し、合理的に必要と認められる範囲かつ借入人の通常の業務に支障を生じさせない範囲で、借入人の施設、資産、会計帳簿、書類その他の情報への立入り若しくは閲覧及び謄写を許可し、又は借入人の経営陣と面会し、事業の再構築の方針その他の事項について協議し、質疑応答をする機会を与えるものとする。]

5. 制限事項

(1) 重要な変更の禁止

借入人は、事前に**別紙３**の様式により承諾を依頼し、これに貸付人が承諾した場合［又は貸付人が承諾した事業計画に規定されている場合］を除き、以下の行為を行わない。

① 定款の変更（事業年度の変更を含む。）

② 組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式交付又は株式移転

③ 資本金又は資本準備金の額の減少

④ 事業及び重要な知的財産権、ライセンスその他の重要な資産（[直近の決算期における]簿価●円以上の資産［並びに別紙●記載の資産及び貸付人が借入人に通知した資産］は重要な資産とみなす。）の一部又は全部の処分、譲受又は放棄（[●円以上の設備投資を含むが、]通常の仕入販売過程における在庫・商品の売買その他の通常の事業活動の範囲の資産の処分、譲受又は放棄を除く。）

⑤ 子会社又は関係会社の異動を伴う株式の取得（子会社・関係会社の設立を含む。）

⑥ 子会社又は関係会社の株式の譲渡その他の処分

⑦ 重要な会計方針の変更

(2) 担保提供制限

借入人は、貸付人の事前の書面による承諾がない限り、その保有する資産を貸付人以外の債権者のために担保提供しない（但し、①本担保契約に基づく担保権の設定、及び②先取特権又は留置権等法令等に基づき発生する担保権の成立を除く。）。

(3) ［キーパーソン条項

借入人は、自ら又は第三者をして、貸付人が事前に書面により承諾しない限り、主要経営陣について借入人の取締役［又は執行役員］からの退任要請を行わず又は行わせない。但し、事故、心身の故障その他やむを得ない客観的事情がある場合であり、かつ、当該者が実質的にその職務の遂行を停止した日から［3］ヶ月以内に貸付人が合理的に満足する後任者が選定された場合を除く。借入人は、主要経営陣が退任しようとする場合には、事前に貸付人に通知する。］

(4) 極度額

本企業価値担保権に極度額が定められている場合、借入人は、その申込に基づく貸付が実行された時点での推進法第 9 条第 5 項各号に掲げる額の合計額（当該貸付が実行された時点において本貸付に係る貸付債権が特定被担保債権に含まれていると仮定して計算する。）が極度額を上回るような借入の申込をしてはならない。また、借入人が借入の申込をした場合には、当該申込に基づく貸付が実行された時点での推進法第 9 条第 5 項各号に掲げる額の合計額（当該貸付が実行された時点において本貸付に係る貸付債権が特定被担保債権に含まれていると仮定して計算する。）を下回る金額を極度額に指定してはならない。

6. 財務制限条項

(1) 借入総額返済余裕度（有利子負債/EBITDA 倍率）

●年●月期以降（●年●月期を含む。）の決算期末（いずれも直近 12 ヶ月）における借入人の［連結/単体］ベースの借入総額返済余裕度（有利子負債/EBITDA 倍率）を、各決算期末に、以下の表に記載の数値以下、かつ、正の値に維持すること。

●年●月期：●
●年●月期：●
●年●月期：●
●年●月期：●
●年●月期：●

●年●月期：●
●年●月期：●
●年●月期：●
●年●月期：●
●年●月期：●

(2) 短期返済余裕度（DSCR）

●年●月期以降（●年●月期を含む。）の各決算期末（いずれも直近 12 ヶ月）における借入人の［連結/単体］ベースの短期返済余裕度（DSCR）を、●以上に維持すること。

(3) 抵触時の説明義務等

借入人は、前各号に定めるいずれかの財務制限条項の不充足が 1 回でも発生した場合又は財務制限条項の不充足が発生する蓋然性が高い場合、貸付人に対して資金繰り見通しの説明及び当該不充足が生じた期間の翌期以降における当該財務制限条項への抵触を回避する見通しの説明をすると共に、これらの裏付けとなる資料を実務上合理的に可能な限り速やかに提出する。

7. 前各項各号に定めるいずれかの義務又は本担保契約に定めるいずれかの義務に借入人が違反した場合には、貸付人は、本貸付契約に基づき借入人が貸付人に対して負担する一切の債務について期限の利益を失わせることを書面により借入人に請求することができる。その場合、借入人は、直ちに本貸付の元金全額を返済すると共に、その他本貸付契約に基づき借入人が貸付人に対し支払義務を負担する全ての金員を貸付人所定の方法により支払うものとする。

第 5 条（一般規定）

1. 本特約の準拠法は日本法とし、本特約に関して発生する紛争については、●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
2. 本貸付契約に定めのない事項又は本貸付契約の解釈に関し当事者間に疑義が発生した場合には、借入人及び貸付人は、誠実に協議を行い、その対応を決定する。

本特約締結の証として、本特約の原本を 1 通作成し、借入人の代表者又は代表者の代理人が署名又は記名捺印し、貸付人がこれを保管する。なお、借入人は貸付人からその写しを受領する。

本書式例が提供する特約事項（特に、財務コベナンツ）の内容はあくまで例示に留まり、貸付人・借入人間で合意すべき特約事項は、貸付人と借入人との間の取引内容や借入人の財務状況、規模、事業内容（業種、業態等）、グループ構成や融資の規模その他の事情を踏まえて、個別事案ごとに検討する必要がございます。また、国内の金融市場の変動のみならず、海外のローン市場におけるトレンドの変化など様々な環境変化の影響を受ける可能性がありますので、本書式例でご紹介する条項について固定的に捉えるべきではなく、不断の検証が必要である点ご留意ください。

別紙1

財務制限条項に関する用語の定義

下記定義は、借入人［を頂点とする連結］の計算書類等についての当該決算期末日の数値をベースとする。なお、(1)、(2)及び(4)については百万円未満を四捨五入し百万円単位とする[1]。

(1) 有利子負債

	短期借入金
（＋）	1年以内返済長期借入金
（＋）	1年以内償還社債
（＋）	長期借入金
（＋）	社債（新株予約権付社債を含む。）
合計	有利子負債残高

(2) 償却前営業利益（注1）

	営業利益
（＋）	減価償却費
（＋）	のれん償却費
（＋）	長期前払費用償却費
合計	償却前営業利益

(注1)　計算基準日から過去12ヶ月間の数値とする。

(3) 借入総額返済余裕度（有利子負債/EBITDA倍率）

有利子負債/償却前営業利益

(4) フリー・キャッシュフロー（金利支払前）（注2）

	税引前当期利益
（＋）	減価償却費
（＋）	のれん償却費
（±）	引当金（貸倒引当金・賞与引当金・役員賞与引当金・退職給付引当金・役員退職慰労引当金、損害補償損失引当金）の増（＋）減（－）
（＋）	支払利息・割引料・コミットメントフィー
（±）	運転資金の増減額（注3）
（－）	法人税等期中支払額

[1] 以下の定義においては、実務上、リース取引を念頭に置いた調整項目が設けられることが多いが、借入人の業種や現行のリース会計基準によるか（又は2027年4月1日以降に開始する事業年度より強制適用となる新リース会計基準によるか）等の事情により、調整項目の内容やその重要性等が変わることから、本書式例上は、リース取引に係る調整項目を設けていない。かかる調整項目を設ける場合の例については、解説を参照されたい。

本書式例が提供する特約事項（特に、財務コベナンツ）の内容はあくまで例示に留まり、貸付人・借入人間で合意すべき特約事項は、貸付人と借入人との間の取引内容や借入人の財務状況、規模、事業内容（業種、業態等）、グループ構成や融資の規模その他の事情を踏まえて、個別事案ごとに検討する必要がございます。また、国内の金融市場の変動のみならず、海外のローン市場におけるトレンドの変化など様々な環境変化の影響を受ける可能性がありますので、本書式例でご紹介する条項について固定的に捉えるべきではなく、不断の検証が必要である点ご留意ください。

（±）	有形・無形固定資産の取得（－）、売却（＋）
（±）	有形・無形固定資産の売却益（－）、除却損・売却損（＋）
（±）	投資有価証券の取得（－）、売却（＋）
（±）	投資有価証券の売却益（－）、売却損（＋）
（±）	その他上記に含まれない投資その他の資産の取得（－）、売却（＋）
（±）	その他上記に含まれない引当金等の非現金性項目に関する調整額
合計	フリー・キャッシュフロー（金利支払前）

(注2)　計算基準日から過去12ヶ月間の数値とする。

(注3)　運転資金の増減額

＝受取手形及び売掛金の増減額＋棚卸資産の増減額＋前払費用の増減額＋未収金の増減額－支払手形及び買掛金の増減額－未払費用の増減額（なお、合計で運転資金が増額となる場合は、増額分の絶対値をフリー・キャッシュフローから減算し、合計で運転資金が減額となる場合は、減額分の絶対値をフリー・キャッシュフローに加算する。）

(5) 短期返済余裕度（DSCR）（注4）

フリー・キャッシュフロー（金利支払前）／（有利子負債に係る約定弁済額＋支払利息＋割引料＋コミットメントフィー）

(注4)　計算基準日から過去12ヶ月間の数値とする。

以　上

本書式例が提供する特約事項（特に、財務コベナンツ）の内容はあくまで例示に留まり、貸付人・借入人間で合意すべき特約事項は、貸付人と借入人との間の取引内容や借入人の財務状況、規模、事業内容（業種、業態等）、グループ構成や融資の規模その他の事情を踏まえて、個別事案ごとに検討する必要がございます。また、国内の金融市場の変動のみならず、海外のローン市場におけるトレンドの変化など様々な環境変化の影響を受ける可能性がありますので、本書式例でご紹介する条項について固定的に捉えるべきではなく、不断の検証が必要である点ご留意ください。

別紙2

年　　月　　日

貸付人：
株式会社●銀行　御中

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（【借入人】）

コベナンツ等報告書

当社は、当社を借入人とし、株式会社●銀行を貸付人として締結された●年●月●日付貸付特約書（その後の変更を含み、以下「本特約」といいます。）第4条第1項第(5)号の規定に基づき、貸付人に対し、同条第6項第(1)号及び第(2)号に規定された各事項につき、次のとおりご報告します。
本書面において用いる用語は、本書面で別途定義された場合を除き、本特約において定義された用語と同一の意味を有します。

1. 借入人は、計算基準日（以下に定義されます。）において、本特約第4条［第6項第(1)号及び第(2)号に記載された各事項について、全て遵守しております。/第6項第●号に規定する事項について遵守しておりません。］詳細は以下のとおりです。

(a) 対象期間：●年●月決算期
なお、当該決算期の末日を以下「計算基準日」といいます。

(b) 第4条第6項の財務制限条項に係る報告

(1) 第4条第6項第(1)号（借入総額返済余裕度（有利子負債/EBITDA倍率））

借入総額返済余裕度（有利子負債/EBITDA倍率）＝有利子負債/償却前営業利益

	計算基準日現在
有利子負債(A)	●●円
償却前営業利益(B)	●●円
借入総額返済余裕度（有利子負債/EBITDA倍率）(A/B)	●.●●

	短期借入金	円
	＋　1年以内返済長期借入金	円
	＋　1年以内償還社債	円
	＋　長期借入金	円

本書式例が提供する特約事項（特に、財務コベナンツ）の内容はあくまで例示に留まり、貸付人・借入人間で合意すべき特約事項は、貸付人と借入人との間の取引内容や借入人の財務状況、規模、事業内容（業種、業態等）、グループ構成や融資の規模その他の事情を踏まえて、個別事案ごとに検討する必要がございます。また、国内の金融市場の変動のみならず、海外のローン市場におけるトレンドの変化など様々な環境変化の影響を受ける可能性がありますので、本書式例でご紹介する条項について固定的に捉えるべきではなく、不断の検証が必要である点ご留意ください。

	＋　社債（新株予約権付社債を含む。）	円
有利子負債残高		円

	営業利益	円
	＋　減価償却費	円
	＋　のれん償却費	円
	＋　長期前払費用償却費	円
償却前営業利益（計算基準日から過去12ヶ月の数値）		円

(2)　第4条第6項第(2)号（短期返済余裕度（DSCR））

フリー・キャッシュフロー（金利支払前）/（有利子負債に係る約定弁済額＋支払利息＋割引料＋コミットメントフィー）

	対象期間
フリー・キャッシュフロー（金利支払前）(A)	●●円
有利子負債に係る約定弁済額(B)	●●円
支払利息(C)	●●円
割引料(D)	●●円
コミットメントフィー(E)	●●円
短期返済余裕度（DSCR） (A/(B+C+D+E))　（計算基準日から過去12ヶ月の数値）	●.●●

	税引前当期利益	円
	＋　減価償却費	円
	＋　のれん償却費	円
	±　引当金（貸倒引当金・賞与引当金・役員賞与引当金・退職給付引当金・役員退職慰労引当金、損害補償損失引当金）の増（＋）減（－）	円
	＋　支払利息・割引料・コミットメントフィー	円
	±　運転資金の増減額（注）	円
	－　法人税等期中支払額	円
	±　有形・無形固定資産の取得（－）、売却（＋）	円
	±　有形・無形固定資産の売却益（－）、除却損・売却損（＋）	円
	±　投資有価証券の取得（－）、売却（＋）	円
	±　投資有価証券の売却益（－）、売却損（＋）	円
	±　その他上記に含まれない投資その他の資産の取得（－）、売却（＋）	円
	±　その他上記に含まれない引当金等の非現金性項目に関する調整額	円
フリー・キャッシュフロー（金利支払前）（計算基準日から過去12ヶ月の数値）		円

本書式例が提供する特約事項（特に、財務コベナンツ）の内容はあくまで例示に留まり、貸付人・借入人間で合意すべき特約事項は、貸付人と借入人との間の取引内容や借入人の財務状況、規模、事業内容（業種、業態等）、グループ構成や融資の規模その他の事情を踏まえて、個別事案ごとに検討する必要がございます。また、国内の金融市場の変動のみならず、海外のローン市場におけるトレンドの変化など様々な環境変化の影響を受ける可能性がありますので、本書式例でご紹介する条項について固定的に捉えるべきではなく、不断の検証が必要である点ご留意ください。

（注）　運転資金の増減額

＝受取手形及び売掛金の増減額＋棚卸資産の増減額＋前払費用の増減額＋未収金の増減額－支払手形及び買掛金の増減額－未払費用の増減額（なお、合計で運転資金が増額となる場合は、増額分の絶対値をフリー・キャッシュフローから減算し、合計で運転資金が減額となる場合は、減額分の絶対値をフリー・キャッシュフローに加算する。）

以　上

本書式例が提供する特約事項（特に、財務コベナンツ）の内容はあくまで例示に留まり、貸付人・借入人間で合意すべき特約事項は、貸付人と借入人との間の取引内容や借入人の財務状況、規模、事業内容（業種、業態等）、グループ構成や融資の規模その他の事情を踏まえて、個別事案ごとに検討する必要がございます。また、国内の金融市場の変動のみならず、海外のローン市場におけるトレンドの変化など様々な環境変化の影響を受ける可能性がありますので、本書式例でご紹介する条項について固定的に捉えるべきではなく、不断の検証が必要である点ご留意ください。

別紙3

年　　月　　日

貸付人：
株式会社●銀行　御中

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（【借入人】）

承諾依頼書

当社は、当社を借入人とし、株式会社●銀行を貸付人として締結された●年●月●日付貸付特約書（その後の変更を含み、以下「本特約」といいます。）第4条第5項第(1)号の規定に基づき、下記の事項について貸付人のご承諾を賜りたく、本書をもって依頼いたします。
本書面において用いる用語は、本書面で別途定義された場合を除き、本特約において定義された用語と同一の意味を有します。

記

添付資料に記載のとおり、本特約第4条第5項第(1)号(●)（●）に該当する行為を行うこと。

以　上

上記依頼内容を確認の上、これにつき、異議なく承諾いたします。
　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（【貸付人】）

本書式例が提供する特約事項（特に、財務コベナンツ）の内容はあくまで例示に留まり、貸付人・借入人間で合意すべき特約事項は、貸付人と借入人との間の取引内容や借入人の財務状況、規模、事業内容（業種、業態等）、グループ構成や融資の規模その他の事情を踏まえて、個別事案ごとに検討する必要がございます。また、国内の金融市場の変動のみならず、海外のローン市場におけるトレンドの変化など様々な環境変化の影響を受ける可能性がありますので、本書式例でご紹介する条項について固定的に捉えるべきではなく、不断の検証が必要である点ご留意ください。

（様式）

貸付特約書の変更に関する覚書

【借入人】（以下「借入人」という。）及び株式会社●銀行（以下「貸付人」という。）は、借入人及び貸付人の間で締結された●年●月●日付貸付特約書（その後の変更等を含み、以下「原特約書」という。）に関し、以下のとおり合意する（以下「本覚書」という。）。なお、本覚書において用いられる用語は、別途明示して定められる場合を除き、原特約書において定義された意味を有する。

第 1 条（原特約書の変更）

借入人及び貸付人は、原特約書第●条について、以下のとおり変更することに合意する（変更箇所下線部）。

（変更前）

●

（変更後）

●

第 2 条（変更の効力）

本覚書に基づく原特約書の変更の効力は、本覚書締結日付で、将来に向かって発生するものとし、変更前の原特約書及び本貸付契約に基づいて既に行われた行為の効力を妨げるものではない。

第 3 条（準拠法）

本覚書は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈される。

第 4 条（合意管轄）

本覚書に関して争いが生じた場合には、●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 5 条（協議）

本覚書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、引き続き原特約書の定めに従うほか、本覚書の当事者の間で誠実に協議の上、決定するものとする。

本覚書締結の証として、本覚書の原本を 1 通作成し、借入人の代表者又は代表者の代理人が署名又は記名捺印し、貸付人がこれを保管する。なお、借入人は貸付人からその写しを受領する。

●年●月●日

［以下調印ページ］

（３）解説

総論

1. はじめに

本解説書は、金融庁「企業価値担保権信託契約等の書式例に関する勉強会」における協議を経て公表する貸付特約書の書式例（以下「本書式例」といいます。）について、使用上の留意事項を解説するものです[1]。

本書式例は、貸付人が借入人の経営・実態等を適切に把握し、両者間の「情報の非対称性」を軽減することで、貸付人・借入人双方が、事業性に着目した企業価値担保権付き融資に取り組みやすくなることを企図して、貸付人と借入人との間で締結され、借入人が遵守することが期待される特約事項を規定するものです。今までの日本における融資の実務も踏まえ、可能な限り、汎用性の高いものとなるように各条項を作成しましたが、今後、実務が形成されていく分野であることから、適宜見直していく必要があります。現時点での企業価値担保権付き融資におけるコベナンツの基本的な考え方については、本解説書のほか、「貸付特約書の書式例（コベナンツの規定例）に関する基本的な考え方」もご参照ください。

なお、便宜的に貸付人が銀行であることを前提とした規定例としておりますが、信用金庫や信用組合等の銀行以外の金融機関が利用される場合は、適宜、文言を調整していただく必要があります。

2. 本書式例の概要

本書式例は、貸付人と借入人との間で締結される銀行取引約定書や貸付約款及びこれに従って締結され、又は将来締結される個別の金銭消費貸借契約に基づく貸付を適用対象としていますが、貸付の形態に応じて調整することが必要となります。なお、企業価値担保権に係る特定被担保債権には、貸付債権のみならず、デリバティブ取引、電子記録債権割引などの取引に係る債権を含めることも考えられますが、企業価値担保権付き融資において想定される貸付人と借入人間の主要な取引は、貸付であることから、本書式例の適用対象は貸付に限定しています。

3. 本書式例及び本解説書を使用する際の留意事項

本書式例においては、特定被担保債権者と企業価値担保権者の役割分担に関して、金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」の議論も踏まえて、借入人によるコベナンツ遵守をモニタリングし、これに違反した場合にどのように対処すべきか（借入人に猶予を与え、その履行を促すか、期限の利益を喪失させ、又は借入人に対する損害賠償請求をするか等の判断）は、事業性に着目した融資を担う貸付人（特定被担保債権者）が最も適切に判断できるという整理を前提としています。そのため、本書式例の当事者には、企業価値担保権者は含まれていませんし、また、本書式例には、企業価値担保権信託契約の書式例には盛り込まれていない規定も含まれています。

本書式例は、借入人のみの信用力を踏まえた融資取引を念頭においており、例えば、借入人のみならず借入人グループ（借入人及びその子会社）の信用力を踏まえた融資取引の場合は、借入人グループに関する経営・財務状態等の報告義務等を規定することも考えられます。このように、本書式例が提供する特約事項（特に、財務コベナンツ）の内容はあくまで例示に留まり、貸付人・借入人間で合意すべき特約事項は、貸付人と借入人との間の取引内容や借入人の財務状況、規模、事業内容（業種、業態等）、グループ構成や融資の規模その他の事情を踏まえて、個別事案ごとに検討する必要がございます。また、国内の金融市場の変動のみならず、海外のローン市場におけ

[1] 本書式例の解説において用いられる法令及び文献の略記については、企業価値担保権信託契約書式例の解説 4～5 頁参照。

るトレンドの変化など様々な環境変化の影響を受ける可能性がありますので、本書式例でご紹介する条項について固定的に捉えるべきではなく、不断の検証が必要である点にご留意ください。

第1条（定義）

（第(1)号及び第(8)号）

(1) 「借入総額返済余裕度（有利子負債/EBITDA 倍率)」とは、**別紙１**に定義される数値をいう。
(8) 「短期返済余裕度（DSCR)」とは、**別紙１**に定義される数値をいう。

（内容）

財務制限条項に係る財務指標である「借入総額返済余裕度（有利子負債/EBITDA倍率)」及び「短期返済余裕度（DSCR)」の定義を定めます。前者の借入総額返済余裕度（有利子負債/EBITDA倍率）は実務上「(グロス・) レバレッジ・レシオ」と呼称される場合があります。その内容及び考え方等は、「貸付特約書の書式例（コベナンツの規定例）に関する基本的な考え方」参照。

（第(7)号）

(7) 「潜在的期限の利益喪失事由」とは、時間の経過若しくは通知又はその双方により期限の利益喪失事由を発生させる事由をいう。

（内容）

「潜在的期限の利益喪失事由」の定義を定めます。

（解説）

「潜在的期限の利益喪失事由」とは、時間の経過若しくは通知又はその双方により期限の利益喪失事由を発生させる事由をいい、例えば、支払義務の不履行につき治癒期間が設けられている場合に、支払義務の不履行はあったが、治癒期間中である場合が該当します。

（第(10)号、第(11)号及び第(12)号）

(10)「本企業価値担保権」とは、本企業価値担保権信託契約に基づいて設定される企業価値担保権をいう。
(11)「本企業価値担保権者」とは、本企業価値担保権信託契約における企業価値担保権者をいう。
(12)「本企業価値担保権信託契約」とは、貸付人、本企業価値担保権者としての●及び借入人の間で締結された●年●月●日付［企業価値担保権信託契約］をいう。

（内容）

本書式例における「本企業価値担保権」、「本企業価値担保権者」及び「本企業価値担保権信託契約」の定義を定めます。

（解説）

本書式例上、「本企業価値担保権信託契約」は、貸付人、企業価値担保権信託会社としての●及び借入人との間で締結された特定の企業価値担保権信託契約を指します。なお、借入人が委託者兼企業価値担保権設定者、●が受託者兼企業価値担保権者、貸付人が特定被担保債権者（受益者）となります。また、貸付人が企業価値担保権者を兼ねることも想定されます。

このような「本企業価値担保権信託契約」に基づいて設定される企業価値担保権を「本企業価値担保権」、「本企業価値担保権信託契約」における企業価値担保権者を「本企業価値担保権者」と定義しています。

（第(13)号及び第(14)号）

(13)「本担保契約」とは、本貸付契約に基づき貸付人が借入人に対して行った貸付債権を被担保債権に含む担保契約（本企業価値担保権信託契約を含む。）をいう。
(14)「本担保権」とは、本担保契約に基づいて設定される担保権をいう。

（内容）
本書式例における「本担保契約」及び「本担保権」の定義を定めます。

（解説）
本書式例上、「本担保契約」は、本貸付契約に基づく貸付債権を被担保債権に含む担保契約を意味し、本企業価値担保権信託契約を含む定義語です。また、「本担保権」は、本担保契約に基づいて設定される担保権を意味し、同様に、本企業価値担保権を含む定義語です。なお、いずれについても重複担保権（債務者の財産を目的として特定被担保債権を担保する質権、抵当権その他の担保権（企業価値担保権を除きます。）を意味します。推進法第11条参照）を設定する場合の重複担保権に係る担保契約及び重複担保権を含みます。

第2条（貸付実行前提条件）

貸付人は、次の各号に定める条件が本貸付契約に基づき貸付人が借入人に対して貸付を実行する日（以下「貸付実行日」という。）において、全て充足されることを条件として本貸付を実行する。 (1) 貸付実行日に本担保権が本担保契約に従い有効に成立しており、かつ、本担保権について対抗要件を具備していること。 **(2) 借入人が、本貸付契約及び本担保契約に基づく表明及び保証のいずれもが真実かつ正確であること。** **(3) 借入人が、本貸付が実行された時点における推進法第9条第5項各号に掲げる額（当該貸付実行日において実行される本貸付に係る貸付債権が特定被担保債権に含まれていると仮定して計算する。）の合計額を下回るような極度額の指定又は変更を請求していないこと。**

（内容）

貸付実行の前提条件について定めます。

（解説）

本特約書は、企業価値担保権付き融資に利用することが想定されていますので、第(1)号では、本貸付契約に基づく貸付債権を被担保債権とする企業価値担保権が有効に成立し、対抗要件を具備していることを貸付実行の前提条件としています。

第(2)号では、本貸付契約と本担保契約の双方において借入人が表明及び保証した事項がいずれも真実かつ正確であることを貸付実行の前提条件としています（なお、本特約における表明保証事項については、第 3 条の解説参照）。

第(3)号は、推進法上、借入人に企業価値担保権の極度額指定権（推進法第 9 条第 2 項）が認められていることを踏まえた規定です。推進法が借入人に極度額指定権を認めた趣旨は、極度額が、借入人が他の貸し手からの追加のファイナンス等を得るために有用なものであることに鑑み、企業価値担保権者（や被担保債権者であり受益者である特定被担保債権者）による不当な影響力行使の可能性を排除して、借入人の請求により極度額を定めることができることとすることにあると考えられます。このような趣旨を踏まえると、借入人による極度額指定権の行使を禁止する特約は無効と解される可能性があります。もっとも、借入人が、貸付人に対して、特定被担保債権の範囲に含まれる新たな融資実行を求める一方、当該融資を受ける直前に、企業価値担保権者に対して、当該融資分を除いた特定被担保債権に係る債務の額を法定の下限額であると表示して、極度額指定権を行使することによって、貸付人が極度額を超えた貸付をしてしまう等の事態は回避する必要があることから、本号を規定しています。

なお、金融機関によっては、要物契約として金銭消費貸借契約を締結している場合もあります。その場合、本条第(1)号及び第(3)号に相当する規定を貸付実行日に係る表明保証事項として規定することを検討することになります。なお、本条第(2)号については、第 3 条第 2 項に期限の利益喪失事由として規定されていると考えることもできます。

第3条（借入人の表明及び保証）

（第1項）

1. 借入人は、貸付人に対して、本特約締結日及び貸付実行日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。
   (1) 本貸付契約に定める期限の利益喪失事由若しくは潜在的期限の利益喪失事由が発生しておらず、又は発生するおそれのないこと。
   (2) 借入人による本貸付契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引により、借入人の資産、経営、財務状態その他の状態又は将来予想に重大な悪影響を与える事由は生じないこと。
   (3) 貸付人が借入人に対して提出を求めた情報は、全て貸付人に提供されており、かかる情報は、［重要な点で/軽微な点を除き］真実かつ正確で、虚偽を含んでおらず、含めるべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な事項を欠いていないこと。
   (4) 借入人が作成する計算書類等（法令等により当該計算書類等について監査を受ける義務がある場合［及びその他監査を行った場合］には、監査済のもの）は、日本国において一般に公正妥当と認められている会計基準に照らして完全かつ正確であり、かつ適法に作成されており、その日付現在における借入人の財務状態を正確に反映していること。

（内容）

借入人による表明及び保証について定めます。

（解説）

借入人による表明及び保証の基準時点は、本特約書の締結日及び個別貸付の実行時点となります。

一般的な表明保証事項を定めていますが、簡易な形式とする本特約書のコンセプトを踏まえ、分量を削減し、広範な事象が該当し得る文言を採用しています。

第(1)号は、本貸付契約に定める期限の利益喪失事由及び潜在的期限の利益喪失事由（意味内容は第1条を参照）の不存在に係る表明保証事項です。本号の違反がないことが第2条第(2)号規定の貸付実行の前提条件として機能することとなっており、これにより期限の利益喪失事由及び潜在的期限の利益喪失事由の不存在、さらには期限の利益喪失事由に含まれる本貸付契約及び本担保契約に係る義務違反の不存在が貸付実行の前提条件に含まれることになります。

第(2)号は、本貸付契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引によって、借入人の商取引、資金調達その他の事業活動に係る重要な契約の終了事由、期限の利益喪失事由等が発生するなど[2]、借入人の事業評価の前提となる事実に変更が生じないことを防ぐ意味を有すると考えられます。

第(3)号及び第(4)号は、企業価値担保権付き融資において中核的な表明保証事項といえます。すなわち、企業価値担保権は、借入人にとって、その総財産に一体として担保を設定することにより、貸付人との間において特別に緊密な関係を構築し、経営者保証や不動産担保を提供せずに事業資金を調達することを、法的な裏付けをもって可能とする担保と評価されます[3]。これを金融機関から見れば、このような法的な裏付けのある緊密な関係を前提として、借入人から、その資産、経営、財務状態や将来予想に関する情報の提供・開示を受け、これにより両者間の「情報の非対称性」を軽減し、経営実態等を適切に把握することで、経営者保証や不動産担保に頼らずとも、伴走支援に十分なリソースを投入することが経済合理的となり、特に業況の悪化局面において、これを早期に察知し、経営改善に向けた支援を行うことができることとなります。第(3)号は、このような観点から、貸付人による借入人の経営実態等の把握・伴走支援の前提となる情報の正

[2] 企業価値担保権の設定が他の契約の解除事由に該当する可能性については、企業価値担保権信託契約書式例パターン1第3.2条第1項第(3)号及びその解説参照。

[3] 引当等の考え方2頁（2025）参照。

確性を担保するものです。なお、「[重要な点で/軽微な点を除き]」の部分は、借入人の規模・事業年数、情報量その他の事情も踏まえて、個別案件毎に選択する形式としています。
　また、第(4)号は、借入人から提供を受ける情報の中でも重要な計算書類についての表明保証事項です。丸括弧部分は、会計監査の有無を踏まえて、調整することが想定されています。

（第2項）

2.　前項に基づく借入人の表明及び保証又は本担保契約に基づく借入人の表明及び保証のいずれかが真実又は正確でないことが判明したときは、貸付人は、本貸付契約に基づき借入人が貸付人に対して負担する一切の債務について期限の利益を失わせることを書面により借入人に請求することができる。その場合、借入人は、直ちに本貸付の元金全額を返済すると共に、その他本貸付契約に基づき借入人が貸付人に対し支払義務を負担する全ての金員を貸付人所定の方法により支払うものとする。また、借入人は、これらより貸付人に生じた損害、損失、費用等を相当因果関係の範囲で賠償する。

（内容）
　借入人による表明及び保証違反の場合の効果等について定めます。

（解説）
　借入人の表明保証違反が判明した場合、貸付人は、請求により、期限の利益を喪失させることができる旨規定しています。あわせて、これにより、貸付人に損害等が生じた場合には、相当因果関係の範囲で賠償請求できる旨規定しています。

　なお、本項は、本担保契約における借入人の表明保証違反も対象としているため、企業価値担保権信託契約における表明保証違反の場合も、貸付人の請求による期限の利益喪失事由となります。

第4条（借入人の確約）

（内容）

第4条では、企業価値担保権付き融資に当たって、融資後も、借入人に対するモニタリング・支援を通じ、将来において借入人が経営困難に至るリスクを減らし、また、将来、当該リスクが顕在化した場合でも早期の支援により貸付人に最終的に発生し得る損失を極力小さくするために、必要な書類提出義務、報告義務、行為義務、制限事項、財務制限条項を規定しています。冒頭のとおり、第4条で規定する事項もあくまで規定例であり、具体的にどのような事項を規定するかについては、借入人の財務状況、規模、事業内容（業種、業態等）、グループ構成や融資の規模その他の事情を踏まえて、案件ごとに検討を要します。

（第1項）

1. 書類提出義務（定期提出）

［借入人は、以下の書類を作成し、以下の提出期限までに、貸付人に対して提出する。/借入人は、以下の書類を作成し、以下の提出期限までに、作成した書類［（第●号に掲げる書類を除く。）］を貸付人に対して提出する。また、貸付人は、必要と認める場合には、借入人に対して、以下の書類［（第●号に掲げる書類に限る。）］を、その指示する期限までに作成し、その提出を求めることができる。］

(1) 各決算期に係る計算書類等（法令等により当該計算書類等について監査を受ける義務がある場合［及びその他監査を行った場合］には、監査済のもの）：事業年度終了後3ヶ月以内。

(2) 所轄税務署に提出済の法人税に関する税務申告書［（電子申告の場合は申告した事項が記録されたファイル又は当該ファイルへの記録を出力することにより作成した書面）］並びに当該税務申告書の提出事実及び提出年月日を確認できる書類の写し：提出後●営業日以内。

(3) ［各事業年度に係る借入人の事業計画：［前事業年度の末日/●］までに。
/将来●事業年度に係る借入人の事業計画：［毎事業年度の末日/●］までに。
/借入人の長期事業計画：［毎事業年度の末日/●］までに。］

(4) 借入人の［連結ベース及び単体ベースの］月次資料（試算表［、KPI指標、セグメント別情報、各勘定科目毎の内訳明細］を含むが、これに限られない。書式については別途協議）：［毎月のものを翌月●日までに/●年●月から●月までの3ヶ月分を初回として、3ヶ月ごとにその翌月●日までに］。

(5) 大要別紙2の様式によるコベナンツ等報告書：●年●月期以降（●年●月期を含む。）の事業年度終了後3ヶ月以内。

(6) ［借入人の月末預金口座残高一覧表：毎月のものを翌月●日までに。］

（内容）

借入人が貸付人に対して定期的に提出すべき書類とその提出時期について定めます。

（解説）

本項柱書では、各書類の定期的な提出を求めるシンプルな規定例のほか（前半）、貸付人の指示により、追加の資料提出や再度の書類作成・提出を求める場合の規定例も設けています（後半）。

なお、報告の頻度について、借入人の規模のほか、経営状況等に応じ、柔軟に定めることが想定されます。例えば、本書式例では、コベナンツ等報告書については、確定した計算書類に基づいて事業年度ごとに財務指標を算定し、その結果を報告することを想定していますが、状況によっては、月次で、直近12ヶ月(Last Twelve Month "LTM")の実績から財務指標を算定し、その報告を求めることも考えられます。

第(1)号は、各決算期に係る計算書類等を規定していますが、中間決算等に係る計算書類等の作成・提出を求めることも考えられます。また、ブラケット部分は、会計監査の有無を踏まえて、

調整することが想定されています。

第(2)号は、税務申告書の写しと当該税務申告書の提出事実及び提出年月日を確認できる書類の写しの提出を求めています。ブラケット部分は、電子申告の場合を想定した規定例です。電子申告の場合の提出方法を踏まえて、規定を調整することが想定されています。

第(3)号は、借入人の事業計画を規定していますが、貸付人として確認が必要な事業計画の種類・年数や頻度は、借入人の財務状況、規模、事業内容（業種、業態等)、グループ構成や融資の規模その他の事情により異なるため、規定例も踏まえつつ、案件ごとに検討が必要となります。

第(6)号は、借入人の手元資金を確認する趣旨で、預金口座残高一覧表の提出を求める場合の規定例です。借入人の預金残高に関しては、本条第 4 項第(6)号の解説もご参照ください。

（第2項）

2.　書類提出義務（随時提出） 借入人は、借入人の履歴事項全部証明書、印鑑証明書、定款の原本証明付写し及び署名印鑑届を、その記載事項に変更が生じた都度速やかに、貸付人に対して提出する。［印鑑証明書に関しては、［貸付人の請求後、］常に作成後3ヶ月以内のものが貸付人に提出されている状態を維持する。］

（内容）

第1項に加え、書類の記載事項に変更が生じた都度、借入人が貸付人に対して提出すべき書類について定めます。

（解説）

印鑑証明書の提出（定期的な更新）に関しては、貸付人側の管理負担もあるため、選択式としています。

（第3項）

3.　報告義務 借入人は、以下の事由が発生した場合には、直ちに貸付人に書面により報告する。 (1)　期限の利益喪失事由又は潜在的期限の利益喪失事由が発生したことを認識したとき、又は発生するおそれが判明したとき。 (2)　借入人の資産、経営、財務状態その他の状態又は将来予想に重大な悪影響を及ぼす事由が発生したこと（借入人の資産に対する強制執行、仮差押、仮処分、担保権の実行若しくは競売（担保権の実行としてのものを除く。）、企業担保権若しくは企業価値担保権の実行又は国税滞納処分が行われることを含む。）を認識したとき、又は発生するおそれが判明したとき。 (3)　本貸付契約に基づく貸付債権について仮差押、保全差押又は差押の命令の送達を受けたとき。

（内容）

第1項及び第2項に加え、一定の事由が発生した場合に、借入人が貸付人に対して報告義務を負う旨規定しています。

（解説）

第(2)号は広範な文言となっていますが、借入人が貸付人と共有している事業計画や財務指標、KPI指標等に重大な悪影響が生じる可能性のある事項が発生した際に、貸付人と共有し、早期に、貸付人との対話を実現するための規定です。なお、丸括弧内は、貸付人が推進法第19条第1項に基づく異議を主張するかどうかを検討するなどの目的で（なお、当該異議を主張できるのは、「強制執行等が債務者の事業の継続に支障を来す場合」に限られています。)、借入人の資産に対する強

制執行等があった場合の報告を求めるものです[4]。

（第4項）

4. 行為義務

(1) 計算書類

借入人は、各決算期に係る計算書類等を当該決算期終了後速やかに作成し、法令等により当該計算書類等について監査を受ける義務がある場合については、会計監査人又は監査法人による監査を受ける。計算書類等を作成する場合には、日本国において一般に公正妥当と認められている会計基準に照らして完全かつ正確で、かつ、適法なものとして作成する。

(2) 事業計画

借入人は、貸付人に提出済みの事業計画を変更（補足、更新等も含む。以下、本号において同じ。）しようとする場合、その内容を貸付人に報告するものとし、当該変更が重要であるときには、［貸付人に当該変更の内容及び理由を対面で説明の上、］貸付人と事前に協議を行［う/い、貸付人の了解（但し、貸付人はかかる了解を不合理に遅延、留保又は拒絶しない。）を得る］。

(3) 財産調査

貸付人が請求した場合は、借入人はその財産、経営又は業況について直ちに貸付人に報告し、また、それらについての調査に必要な便益を提供する。

(4) 財務報告

借入人は、貸付人が、債権管理上の必要その他の合理的な理由に基づき借入人の経営・財務状態等について説明を求めた場合には、その都度、貸付人に対して借入人の経営・財務状態等を報告する機会を設定する。

(5) 通知等

借入人は、法令等又は本担保契約に基づいて、本企業価値担保権者に対して、通知、請求その他の連絡をした場合は、貸付人に対しても、速やかに、その内容とともにその旨を連絡する。

(6) ［預金残高維持

借入人は、借入人と貸付人とが別途合意する銀行口座の預金残高の合計額を［毎月末日時点において］金●円以上に維持するものとする。］

(7) ［情報提供

貸付人が期限の利益喪失事由若しくは潜在的期限の利益喪失事由が発生している、又は発生するおそれがあると合理的に認める場合において、貸付人が借入人に事前に通知を行ったときは、借入人は、その費用及び責任で、貸付人又はその指定する者に対し、合理的に必要と認められる範囲かつ借入人の通常の業務に支障を生じさせない範囲で、借入人の施設、資産、会計帳簿、書類その他の情報への立入り若しくは閲覧及び謄写を許可し、又は借入人の経営陣と面会し、事業の再構築の方針その他の事項について協議し、質疑応答をする機会を与えるものとする。］

（内容）

第4項は、その他、借入人の行為義務を規定しています。

（解説）

第(1)号は、借入人において、毎期、計算書類等を作成し、法令等により監査を受けることが求められている場合には、会計監査を受ける必要がある旨規定しています。また、作成する計算書類等については、日本国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠したことを求めています。ただし、借入人において法令等により監査を受けることが求められていない場合、貸付人としては、この点をどのように確認するかが問題となります。実務上の対応策の1つとしては、税理士による任意のチェックを求めることが考えられます。

[4] 企業価値担保権信託契約書式例パターン1第4.1条第1項第(6)号及びその解説もご参照ください。

第(2)号は、事業計画を変更する場合の借入人の義務を規定しています。具体的には、借入人は、事業計画を変更（補足、更新等も含みます。）しようとする場合は、事前に貸付人に報告する必要があります。

さらに、当該変更が重要であるときには（例えば、貸付人の融資判断の前提となっていた事項の変更はこれに該当すると考えられます。）、貸付人と事前に協議を行うことを求め、貸付人が借入人の事業を適時適切に理解する機会を確保しています。このような重要な変更の場合には、貸付人の了解を得る必要がある旨規定することで、借入人が貸付人に対して、変更内容やその理由等を貸付人が十分に理解できる程度に説明することを求めることを選択肢として記載していますが、厳密な意味での貸付人の承諾が必要となる要承諾事項（第4条第5項第(1)号）とはしていません。これは、事業計画の立案及びこれに基づく事業の遂行はあくまで借入人自身の責任の下で行うべきものであり、貸付人は、事業計画の変更に関与するリスク（貸付人が事業計画を変更させたことにより事業継続に悪影響を及ぼすリスクや貸付人が事業計画の変更に承諾しないことによる事業停滞のリスクなど）を負うべきではないという考え方を反映したものです。

第(3)号及び第(4)号は、貸付人が、借入人の経営、財務状態等について一定の調査を行い、借入人からの報告を求めるための一般的な規定です。企業価値担保権付き融資との関係では、計算書類等や月次資料など貸付人が借入人の経営・実態等を適切に把握するために定期的な提出を求めている資料の正確性に疑義が生じる場合や、定期的な提出資料から経営、財務に関する問題が明らかになったときに貸付人による当該問題の検討・対応のために追加資料が必要となる場合に、貸付人がこのような権限を行使できることを背景に、貸付人による借入人のモニタリング・支援の実効性を高めることが期待されます。

第(5)号は、企業価値担保権においては、貸付人と担保権者（企業価値担保権信託の受託者）が一致しない場合があり得ることから、法令等又は企業価値担保権信託契約に基づいて、借入人が企業価値担保権者に通知、請求等した事項（推進法第28条第1項など）については、貸付人にも、その内容等を連絡する旨求めるものです。

第(6)号は、借入人の特定の銀行口座の預金残高を一定額以上とすることを求める規定を選択肢として設けるものです。これは、借入人による事業運営に必要な手元資金を確保することで、借入人の事業継続可能性及び最低限の財務健全性を担保する趣旨の規定であり、必ずしも預金による被担保債権の保全を図ることを主目的とするものではありません。そのため、基準日や維持すべき残高は、貸付人の被担保債権額を踏まえて検討するものではなく、借入人の規模や事業内容（業種、業態等）、運転資本の額等を踏まえて検討すべきものとなります。

これに加えて、借入人のキャッシュフローを適時に把握し、借入人の事業内容や財務健全性、事業計画の達成度等をより適切に評価する観点から、借入人の事業用の預金口座を貸付人の銀行口座に集中させることを求めることも考えられます。

第(7)号は、貸付人又はスポンサー候補者（同号中「(貸付人又は）その指定する者」は、スポンサー候補者を想定しています。）による借入人の事業等に対するデュー・デリジェンスに協力する義務を規定しています。すなわち、企業価値担保権付き融資の場合、借入人の業況が悪化する局面に至った場合でも、貸付人は、直ぐに企業価値担保権を実行するのではなく、借入人に対して事業の再構築を促すことが望ましいといえます。また、これが奏功しない場合でも、借入人の意思に反して企業価値担保権の実行に移る前に、早期のタイミングで、スポンサー候補者を探して事業を譲渡する機会を借入人に与え、その事業譲渡代金から貸付金の回収を図ることが、債権回収及び当該事業の企業価値の維持のいずれの観点からも、望ましいと考えられます。これを踏まえ、期限の利益喪失事由に該当する場合やそれに至る前段階で、借入人の事業の再構築や事業譲渡のための協議や必要な情報開示の機会を貸付人又はスポンサー候補者に確保する趣旨の規定です。

他方で、同号の実効性は、貸付人と借入人の関係性や、借入人の財務状況、規模、事業内容（業種、業態等）等によっても左右されるため、選択式としています。

（第5項）

5. 制限事項

(1) 重要な変更の禁止

借入人は、事前に別紙３の様式により承諾を依頼し、これに貸付人が承諾した場合［又は貸付人が承諾した事業計画に規定されている場合］を除き、以下の行為を行わない。

① 定款の変更（事業年度の変更を含む。）

② 組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式交付又は株式移転

③ 資本金又は資本準備金の額の減少

④ 事業及び重要な知的財産権、ライセンスその他の重要な資産（［直近の決算期における］簿価●円以上の資産［並びに別紙●記載の資産及び貸付人が借入人に通知した資産］は重要な資産とみなす。）の一部又は全部の処分、譲受又は放棄（［●円以上の設備投資を含むが、］通常の仕入販売過程における在庫・商品の売買その他の通常の事業活動の範囲の資産の処分、譲受又は放棄を除く。）

⑤ 子会社又は関係会社の異動を伴う株式の取得（子会社・関係会社の設立を含む。）

⑥ 子会社又は関係会社の株式の譲渡その他の処分

⑦ 重要な会計方針の変更

(2) 担保提供制限

借入人は、貸付人の事前の書面による承諾がない限り、その保有する資産を貸付人以外の債権者のために担保提供しない（但し、①本担保契約に基づく担保権の設定、及び②先取特権又は留置権等法令等に基づき発生する担保権の成立を除く。）。

(3) ［キーパーソン条項

借入人は、自ら又は第三者をして、貸付人が事前に書面により承諾しない限り、主要経営陣について借入人の取締役［又は執行役員］からの退任要請を行わず又は行わせない。但し、事故、心身の故障その他やむを得ない客観的事情がある場合であり、かつ、当該者が実質的にその職務の遂行を停止した日から［3］ヶ月以内に貸付人が合理的に満足する後任者が選定された場合を除く。借入人は、主要経営陣が退任しようとする場合には、事前に貸付人に通知する。］

(4) 極度額

本企業価値担保権に極度額が定められている場合、借入人は、その申込に基づく貸付が実行された時点での推進法第９条第５項各号に掲げる額の合計額（当該貸付が実行された時点において本貸付に係る貸付債権が特定被担保債権に含まれていると仮定して計算する。）が極度額を上回るような借入の申込をしてはならない。また、借入人が借入の申込をした場合には、当該申込に基づく貸付が実行された時点での推進法第９条第５項各号に掲げる額の合計額（当該貸付が実行された時点において本貸付に係る貸付債権が特定被担保債権に含まれていると仮定して計算する。）を下回る金額を極度額に指定してはならない。

（内容）

第5項は、借入人の不作為義務を規定しています。すなわち、借入人は、貸付人の事前の承諾なく、各号に規定する行為を行うことができません。なお、事前に予定され、貸付人も把握している行為について、都度、承諾を取得しなければならないとすると、双方の手続上の事務負担となるため、貸付人が承諾した借入人の事業計画に規定されている事項については、承諾不要とすることができる文言を選択式で記載しています。

（解説）

第(1)号は、貸付人の与信判断に影響のある借入人による重大なコーポレートアクションを貸付人の事前承諾事項とするものです。会社の総財産を担保目的財産とする企業価値担保権の性質上、特に重要と考えられる事前承諾事項としては、②（組織変更等）、④（重要な資産の処分等）及び⑥（子会社株式等の処分）が挙げられます（本書式例において太字で記しています。）。他方、本書式例に挙げた事項の他、投機目的のデリバティブ取引、現金の交付を伴う株式併合又は株式分割などを挙げることも考えられ、借入人の財務状況、規模、事業内容（業種、業態等）、グループ

構成や融資の規模その他の事情を踏まえて検討することとなります。
なお、本書式例では、新株発行・自己株式の処分、株式譲渡に係る取締役会の承認など借入人の支配権の異動に繋がり得る事項は、事前承諾事項とはしていません。これは、借入人の総財産に対する企業価値担保権の設定を受けていることから、資本の変動それ自体を事前承諾事項とする必要はなく、資本の変動による経営への影響については、重要な資産の処分への制約（③）やキーパーソン条項（本項第(3)号）によるモニタリングにより対応するという考え方に基づくものです。ただし、個別案件ごとにこれらの事項を事前承諾事項とすることを否定するものではありません。例えば、借入人の株主が創業者やその親族のみの場合、当該創業者との信頼関係の下で、顧客や取引先との関係性が築かれていたり、借入人に対する株主の影響が強い場合には、当該株主の属性や信頼性等が与信判断に考慮されたりすることもあるため、そのような事案の場合には特に、借入人の支配権の異動に関する誓約事項の要否を検討すべきと考えられます。
①（定款変更）では、貸付人の把握する借入人の事業計画に影響を与える「事業年度の変更」がこれに含まれる旨明記しています。なお、貸付人の与信判断への影響が類型的に小さい変更（特定の地域内での本店所在地の変更など）については、除外することも考えられます。
③（資本金等の額の減少）自体は、必ずしも会社財産の流出を伴うものではありませんが、その準備行為といえるため、事前承諾事項としています。
④（重要な資産の処分等）は、上記の趣旨に加え、推進法第20条第2項が通常の事業活動の範囲を超える担保目的財産の処分等を企業価値担保権者の事前同意事項としている点に関して、その範囲を実務上明確にする趣旨から規定するものです。具体的には、本④を規定するにあたり、「重要な資産」の範囲や貸付人の事前承諾を得るべき処分の内容をあらかじめ協議し、可能な限り特定することにより、貸付人として事前に把握する必要があると考える資産処分を具体化することを想定しています。本④により貸付人の事前承諾を得た重要な処分等について、貸付人は、企業価値担保権者に対し、推進法第20条第2項に規定する同意をするよう指図することが想定されています。
なお、本④に規定したものの他、借入人の財務状況、規模、事業内容（業種、業態等）、グループ構成や融資の規模その他の事情によっては、事業計画を大幅に超過する（ある事業年度における事業計画上の設備投資額の●％を超過する）設備投資、事業の賃貸借、経営委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約の締結などを追加することも考えられます。
⑤（子会社株式等の取得）は、⑥（子会社株式等の処分）と異なり、必ずしも、重要な資産の流出という側面は認められないものの、その性質上、借入人グループの事業構成に影響を与える可能性が類型的に高いと考えられることから、事前承諾事項としています。

第(2)号は、貸付人の事前の承諾なく、貸付人以外の債権者のためにその資産に担保設定することを制限しています。なお、本担保契約に基づくもの（本号ただし書①）以外に、貸付人以外の債権者のための担保設定が予定されている場合は、さらに除外規定を設けることが考えられます。
また、本号ただし書②において、いわゆる法定担保権が例外とされていますが、例えば、不動産保存、不動産工事又は不動産売買の先取特権は、その効力発生に登記が必要となり（民法第337条、第338条、第340条）、法令上当然に効力が発生するものではないことから、②から適用除外することも考えられます。その場合には、特に、不動産保存、不動産工事の先取特権者は、借入人の資産の価値の維持・回復又は増加に寄与している点も考慮して検討すべきです。

第(3)号は、借入人は、原則として、主要経営陣（第1条第(8)号において、個別に定義することが想定されています。）に退任要請を行わないことを規定しています。本号は、貸付人が経営陣個人の能力も含めて与信判断をしている場合に、当該経営陣個人の離脱を可及的に防止するための規定です。なお、主要経営陣として指定する範囲に厳密な制約はありませんが、本号の趣旨を踏まえると、主要経営陣として指定する者自身が、借入人の経営に関与し続ける意図があることを確認した上で、指定すべきと考えられます。なお、例えば、取締役の所管業務の変更は、本条項には抵触しません。この点が重要と考えられる事案においては、主要経営陣の実質的な職務内容を変更しない旨も条項に定めることが考えられます。

第(4)号は、第2条第(3)号と同趣旨の規定です。

（第6項）

6.　財務制限条項

(1) 借入総額返済余裕度（有利子負債/EBITDA 倍率）

●年●月期以降（●年●月期を含む。）の決算期末（いずれも直近 12 ヶ月）における借入人の［連結/単体］ベースの借入総額返済余裕度（有利子負債/EBITDA 倍率）を、各決算期末に、以下の表に記載の数値以下、かつ、正の値に維持すること。

●年●月期：●
●年●月期：●
●年●月期：●
●年●月期：●
●年●月期：●
●年●月期：●
●年●月期：●
●年●月期：●
●年●月期：●
●年●月期：●

(2) 短期返済余裕度（DSCR）

●年●月期以降（●年●月期を含む。）の各決算期末（いずれも直近 12 ヶ月）における借入人の［連結/単体］ベースの短期返済余裕度（DSCR）を、●以上に維持すること。

(3) 抵触時の説明義務等

借入人は、前各号に定めるいずれかの財務制限条項の不充足が 1 回でも発生した場合又は財務制限条項の不充足が発生する蓋然性が高い場合、貸付人に対して資金繰り見通しの説明及び当該不充足が生じた期間の翌期以降における当該財務制限条項への抵触を回避する見通しの説明をすると共に、これらの裏付けとなる資料を実務上合理的に可能な限り速やかに提出する。

（内容）

第6項は、借入人が遵守すべき財務コベナンツを規定しています。その内容や考え方等については、「貸付特約書の書式例（コベナンツの規定例）に関する基本的な考え方」を参照。

（解説）

各種定義・計算式の例は、特約書別紙1のとおりですが、これらの例をベースに調整が必要になる場合があります。詳細は、「貸付特約書の書式例（コベナンツの規定例）に関する基本的な考え方」をご参照ください。

第(3)号は、財務制限条項の不充足が発生した場合やその蓋然性が高い場合、借入人は、貸付人に対し、資金繰り見通し及び財務制限条項への抵触を回避する見通しを説明する義務を課すことにより、借入人の業況が相当程度悪化する前に、貸付人が、借入人の事業の再構築も含めた今後の方針を早期に協議する機会を得ることを目的とした規定です。

「財務制限条項の不充足が発生する蓋然性が高い場合」とは、例えば、試算表ベースで計算した数値が財務制限条項に抵触する場合等がこれに該当すると考えられます。また、本書式例では、「前各号に定めるいずれかの財務制限条項の不充足が1回でも発生した場合又は財務制限条項の不充足が発生する蓋然性が高い場合」を説明義務等の要件としていますが、借入人の財務状況、規模、事業内容（業種、業態等）、グループ構成や融資の規模その他の事情を踏まえ、貸付人として借入人との協議を設けるべき事由を追加又は具体化すべき場合は、案件に応じて、本号に規定することが考えられます。

なお、「財務制限条項への抵触を回避する見通しの説明」には、資金繰り改善策に関する説明も含まれるものと考えられます。

第5条（一般規定）

（第1項）

1. 本特約の準拠法は日本法とし、本特約に関して発生する紛争については、●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（内容）

準拠法と管轄裁判所について定めます。

（解説）

管轄裁判所については非専属的合意管轄裁判所とすることも考えられます。非専属的合意管轄とする場合には、訴訟提起する側は、法定管轄のいかんを問わず、規定された裁判所を利用でき、また訴訟資料の収集の便宜等を考慮して法定管轄のある他の裁判所を利用することもできるという利点がある反面、訴訟を提起される側は、本項に規定された裁判所の他、法定管轄のある裁判所において訴訟を提起される可能性がある点に留意する必要があります。